

高鍋町 地域防災計画

令和7年3月24日
高鍋町 防災会議

高鍋町

地域防災計画

改訂履歴

平成 27 年	3 月	26 日	全部改訂
平成 28 年	2 月	29 日	改訂
平成 29 年	3 月	7 日	改訂
平成 30 年	2 月	28 日	改訂
平成 31 年	2 月	27 日	改訂
令和 2 年	2 月	28 日	改訂
令和 3 年	3 月	22 日	改訂
令和 4 年	3 月	28 日	改訂
令和 5 年	3 月	23 日	改訂
令和 6 年	3 月	28 日	改訂
令和 7 年	3 月	24 日	改訂

高鍋町地域防災計画 目次

第1編 総則

第1章	目的	1
第2章	用語	2
第3章	計画の性格	3
第4章	高鍋町の概況	7
第5章	災害の想定	10
第6章	町の主な災害危険箇所	24
第7章	防災関係機関の業務大綱	28
第8章	町防災会議・町災害対策本部運用計画	42

第2編 共通災害対策編

第1章	災害予防計画	45
第2章	災害応急対策計画	89
第3章	災害復旧・復興計画	222

第3編 地震災害対策編

第1章	地震災害予防計画	245
第2章	地震災害応急対策計画	255
第3章	地震災害復旧・復興計画	261

第4編 津波災害対策編

第1章	津波災害予防計画	263
第2章	津波災害応急対策計画	273
第3章	津波災害復旧・復興計画	283

第5編 風水害（洪水・土砂災害等）対策編

第1章	風水害予防計画	285
第2章	風水害応急対策計画	293
第3章	風水害復旧・復興計画	307

第6編 大規模事故等災害対策編

第1章	建築物及び文化財等災害	309
第2章	農業災害	313
第3章	火災災害	319

第4章	危険物等災害	325
第5章	公益事業等施設災害	333
第6章	交通施設等災害	349

第7編 原子力災害対策編

第1章	基本的な考え方等	353
第2章	原子力災害予防計画	355
第3章	原子力災害応急対策計画	359
第4章	原子力災害復旧・復興計画	367

第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総則	369
第2章	関係者との連携協力の確保	371
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	375
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	381
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	387
第6章	防災訓練計画	389
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	391
第8章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	393

第 1 編

総則

目次

第1章	目的	1
第2章	用語	2
第3章	計画の性格	3
第1節	基本方針	3
第2節	計画の構成	5
第3節	他の計画との関係	6
第4節	計画の修正	6
第5節	計画の周知	6
第4章	高鍋町の概況	7
第1節	地勢	7
第2節	自然条件	7
第3節	社会条件	9
第5章	災害の想定	10
第1節	既往災害事例	10
第2節	災害の想定	16
第6章	町の主な災害危険箇所	24
第1節	水害危険箇所	24
第2節	土砂災害警戒区域等	26
第7章	防災関係機関の業務大綱	28
第1節	実施責任	28
第2節	処理すべき事務又は業務の大綱	29
第3節	住民の責務	40
第4節	災害に関する調査研究の推進	40
第8節	町防災会議・町災害対策本部運用計画	42
第1節	防災会議運用計画	42
第2節	町災害対策本部組織計画	42

節	款	項 目	担 当	頁	
第 1 章 目的					
			危機管理課	1	
第 2 章 用語					
			危機管理課	2	
第 3 章 計画の性格					
1 基本方針			危機管理課	3	
2 計画の構成				5	
3 他の計画との関係				6	
4 計画の修正					
5 計画の周知					
第 4 章 高鍋町の概況					
1 地勢			建設管理課	7	
2 自然条件	1 水系				
	2 地形				
	3 地質				
	4 気象				
3 社会条件	1 社会条件	1 人口推移等	地域政策課	9	
		2 産業構成等			
		2 土地利用状況		建設管理課	
第 5 章 災害の想定					
1 既往災害事例	1 県内の風水害の事例		危機管理課	10	
	2 町内の風水害事例	1 台風による災害		11	
		2 梅雨前線に伴う異常豪雨による水害			
		3 洪水氾濫			
	3 土砂災害の事例	1 土石流危険溪流		12	
		2 土砂災害警戒区域等			
	4 火災の事例			13	
	5 地震災害の事例	1 県における地震活動歴			
2 高鍋町に影響を及ぼした主な津波の痕跡		14			
2 災害の想定	1 風水害	1 浸水害	危機管理課	16	
		2 土砂災害			
		3 洪水氾濫（浸水想定区域）			
	3 地震・津波災害	1 想定ケース及び各被害規模等想定		17	
		2 要救助者数			
		3 建物・建造物等の被害			
		4 土砂崩れの被害			18
		5 危険物施設の被害			
		6 ライフラインの被害			
		7 公共施設の被害			19
		8 道路・鉄道の被害			
		9 護岸の被害			
		10 商工業施設の被害			
		11 人的被害			
		12 地震火災の被害			20
		13 地震による津波被害			
4 高潮災害		22			
5 火災及び危険物災害					
6 原子力災害					
第 6 章 町の主な災害危険箇所					
1 水害危険箇所	1 後背低地・自然堤防		危機管理課、建設管理課	24	
	2 旧河道				
	3 河川屈曲、蛇行、合流部				
	4 台地、段丘				
	5 高鍋町洪水・土砂災害想定図			25	
2 土砂災害警戒区域等	1 土砂災害警戒区域等		危機管理課、建設管理課	26	
	2 土石流危険溪流			27	
	3 山地災害危険地区				
第 7 章 防災関係機関の業務大綱					

1 実施責任	1 町		危機管理課	28
	2 県			
	3 指定地方行政機関			
	4 指定公共機関及び指定地方公共機関			
	5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者			
2 処理すべき事務又は業務の大綱	1 町		危機管理課	29
	2 県			30
	3 警察（高鍋警察署）			31
	4 消防本部、消防署、消防団			
	5 自衛隊			
	6 指定地方行政機関			35
	7 指定公共機関			37
	8 指定地方公共機関			38
	9 公共的団体、防災上重要な施設の管理者			
3 住民の責務		危機管理課	40	
4 災害に関する調査研究の推進		危機管理課		
第8章 町防災会議・町災害対策本部運用計画				
1 防災会議運用計画	1 組織		危機管理課	42
	2 所掌事務			
2 町災害対策本部組織計画			危機管理課	

第 1 章 目的

高鍋町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、高鍋町防災会議が作成する計画であって、高鍋町、宮崎県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序と住民の福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第2章 用語

この計画において、次に掲げる用語の意味はそれぞれ次のとおりとする。

No	用 語	定 義
1	基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
2	救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
3	津波法	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）をいう。
4	特措法	南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）をいう。
5	条例	高鍋町災害対策本部条例（昭和38年条例第15号）をいう。
6	町	高鍋町をいう。
7	県	宮崎県をいう。
8	町防災計画	災害対策基本法第42条に基づき、高鍋町防災会議が作成した高鍋町地域防災計画をいう。
9	県防災計画	災害対策基本法第40条に基づき、宮崎県防災会議が作成した宮崎県地域防災計画をいう。
10	推進計画	南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法第3条に基づき指定された南海トラフ地震防災対策推進地域の第5条に定める推進計画をいう。
11	推進基本計画	南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年中央防災会議）をいう。
12	町災対本部	災害対策基本法第23条の2及び条例に基づき設置する高鍋町災害対策本部をいう。
13	県災対本部	災害対策基本法第23条に基づき設置する宮崎県災害対策本部をいう。
14	県地方支部	宮崎県災害対策本部児湯地方支部をいう。
15	本部長	高鍋町災害対策本部長をいう。
16	県地方支部長	宮崎県災害対策本部児湯地方支部長をいう。
17	県本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
18	消防本部	東児湯消防組合消防本部をいう。
19	防災関係機関	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
20	消防署	東児湯消防組合消防署をいう。
21	消防団	高鍋町消防団をいう。
22	要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者をいう。
23	避難行動要支援者	要配慮者のうち災害発生時避難等において特に支援を要する者をいう。
24	警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
25	施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
26	全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

第3章 計画の性格

第1節 基本方針

この計画は、町域の防災に関し、国、県、町及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

防災計画の策定に当たっては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とする。地震津波対策については、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）に係る防災対策や県地震被害想定調査の結果等を踏まえたものとし、風水害、林野火災等については、最近の大規模災害事例等も分析した上で、各防災機関の果たすべき役割を明示した計画とする。加えて、避難行動要支援者への対応に配慮しつつ、住民が自らの身の安全は自ら守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国、県、町の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指し、住民、地域及び行政の果たすべき役割を明示した計画とし、次頁に示す諸点を防災基本方針とする。

また、第6次高鍋町総合計画後期基本計画「高鍋みらい戦略」（令和3年6月策定）（以下「町総合計画」という。）で掲げるまちづくりの基本目標『安全で住みよいまちづくり』や、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図り、目指すべきまちの姿として『災害に強く、生活の安全が守られているまち』を目指す。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策及び方針決定過程において、男女双方の視点に配慮し、女性の参画を拡大する。

なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図るものとする。

《防災基本方針》

災害に強いまちづくり
交通機能、通信施設、ライフライン機能の充実と計画的な保全事業の実施により、大規模災害時でも被害を最小にとどめることができる強いまちづくりを目指す。
活動体制の整備・充実
災害の発生に備え、職員の非常参集や初動対応を確立し、関係機関と緊密に連携を図り、防災対策活動に必要な動員計画、資機材の備蓄及び活動体制等の充実を目指す。
施設の整備及び物資の備蓄、調達並びに輸送体制の整備・充実
災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、物資の整備及び備蓄等を図る。また、物資の緊急輸送体制の確立を目指す。
指定避難所等の指定、誘導と収容体制の整備・充実
学校施設、社会福祉施設等の公共施設を中心とした指定避難所等の確保を推進するとともに、安全な避難所の検討及び誘導収容体制等を含めた避難体制の充実を目指す。
防災情報の収集、伝達体制の確立及び住民への広報体制の整備・充実
防災情報の収集及び伝達体制を確立し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるような体制を目指す。また、町内の危険箇所の把握に努め、地域住民のおかれた環境を周知し、防災意識の啓発を図る。
防災意識の高揚と組織体制の整備（コミュニティ防災力の向上）
住民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自発的な防災活動への参加を促す等、地域住民における防災意識の高揚を図る。
避難行動要支援者の安全確保に関する計画の整備・充実
地域ぐるみによる避難行動要支援者の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難所の周知、誘導等これら避難行動要支援者に対する防災支援体制の確立を目指す。
地震・津波災害対応の整備・充実
南海トラフ巨大地震の津波浸水、人的物的被害想定をもとに津波災害における予防計画・応急体制の確立を目指す。
原子力災害対策の整備・充実
原子力災害の性質や川内原発との距離を考慮し、情報収集に関する項目を中心に、関係機関等と連携して実施すべき原子力災害対策等、必要最低限な措置としての対策を検討する。

第2節 計画の構成

この計画は、本町で過去に発生した災害及び本町の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

町 防 災 計 画

第1編 総則

危険箇所の現況、災害の想定、防災対策の基本方針、町及び防災関係諸機関の処理すべき事務又は業務の大綱等

第2編 共通災害対策編

各種災害共通事項として、災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に防止するための措置についての計画、災害の発生並びに拡大の防止及び被災者に対する応急的対策についての計画並びに災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活の確保、財政支援等についての計画

第3編 地震災害対策編

地震災害に関する予防計画、応急的対策についての計画及び復旧・復興についての計画

第4編 津波災害対策編

津波災害に関する予防計画、応急的対策についての計画及び復旧・復興についての計画

第5編 風水害（洪水・土砂災害等）対策編

風水害に関する予防計画、応急的対策についての計画及び復旧・復興についての計画

第6編 大規模事故等災害対策編

大規模事故等災害に関する予防計画、応急的対策についての計画及び復旧・復興についての計画

第7編 原子力災害対策編

原子力災害に関する予防計画、応急的対策についての計画及び復旧・復興についての計画

第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画

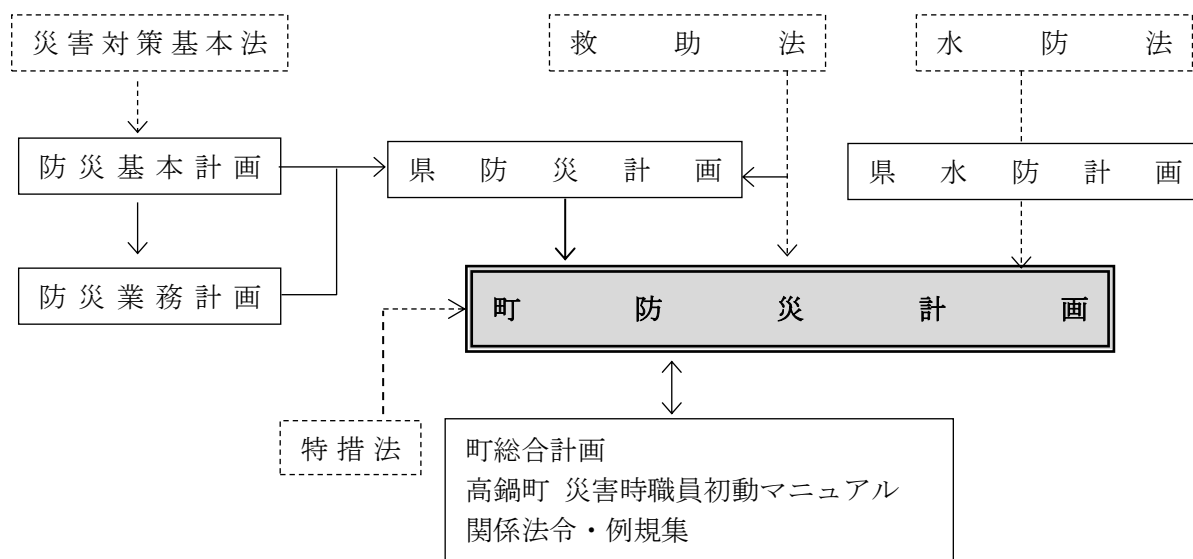
南海トラフ巨大地震に関する予防計画、応急的対策についての計画及び復旧・復興についての計画

第3節 他の計画との関係

この計画は、基本法第36条及び39条に規定される「防災業務計画」、同法第40条に規定される「県防災計画」に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「宮崎県水防計画」と十分な調整を図るものとする。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、町総合計画及びその他の関連計画に矛盾することのないよう検討を行うものとする。



第4節 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第5節 計画の周知

この計画は、町職員、関係行政機関及び関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底するものとする。

第4章 高鍋町の概況

第1節 地勢

本町は県のほぼ中央部に位置し、日向灘に面している。面積は43.80km²で、北は川南町、西は木城町及び西都市、南は新富町に接している。また、南へ約10kmに県都である宮崎市を、北へ約40kmには日向市を控えている。

地勢は、北部、西部、南部の周辺部が標高約50～70m段丘状のほぼ平坦な台地となっており、この台地に囲まれるように小丸川、宮田川の下流部に平野が広がっている。

交通面では、海岸線に沿って南北にJR日豊本線と一般国道10号が併走し、JR高鍋駅から宮崎駅まで約20～30分、日向駅までは約30～40分と利便性は高い。一方、町の西部には東九州自動車道の高鍋ICが平成22年に供用開始され、平成28年4月には北九州市から宮崎市までが高速道路で繋がり、本町と全国各地とを結ぶ広域交流のネットワークが構築された。

第2節 自然条件

第1款 水系

本町主要河川は、椎葉村三方岳からの大水系となる一級河川小丸川水系河川の小丸川、宮田川、切原川、塩田川、嶋野川の5河川とその他単独河川が日向灘へ注いでいる。町内における国土交通省管理の河川の総延長は約8kmであり、県管理の河川の総延長は約11.4kmである。

町域内のほとんどの河川が国及び県管理に相当し、河川整備は国・県の事業に頼らざるを得ない状況である。

小丸川と宮田川流域においては昔から洪水、氾濫を繰り返し、家屋等に甚大な被害をもたらしている。高鍋町史にも「台風や集中豪雨に見舞われれば、木城村比木・仁君谷辺りから下流一帯約10キロ、大洪水となり荒れ放題に荒らされた」と記録が残っている。

なお、国土交通省では小丸川下流域において浸水被害の想定区域を示している。

第2款 地形

本町の地形を概観すると、段丘状のほぼ平坦な高台が北、西及び南の三方から中央に位置する平野部を囲む形となっており、町のやや北部寄りにある一級河川小丸川及び南部寄りの宮田川が西から東へと流下し、日向灘へ注いでいる。中央部の平地は、小丸川の沖積によって形成された極めて緩やかな東傾斜面であるため、市街地の自然排水が困難であるという、県内の他市町村には見られない特徴を持っている。

第3款 地質

本町における地質は、ほとんどが第四紀層で占められており、部分的に新第三紀層が見られる。丘陵部及び台地部では、新第三紀層宮崎層群がみられ、泥岩層、砂質泥岩及び砂岩泥岩互層及び砂岩層が堆積し、その上部を小丸川層及び通山浜層が不整合に覆っている。さらにその上部を三財原段丘堆

積物、新田原段丘堆積物等が覆い、洪積台地を形成している。

河川流域及び海岸沿いの沖積低地では、沖積層の礫・砂・泥から成っており、網目状に旧河道堆積物が分布し、沖積平野を形成している。ボーリング柱状図をみると、台地上部はN値が高く、支持地盤として問題はない。表層地質が沖積層である低地に於いては、N値が10～20であり、軽量構造物は支持できるが、支持地盤としてはより深層のN値の高い地盤が求められる。

なお、地層区分は、次表のとおり。

《地層区分》

時 代	地 層		層 相
第四紀	砂丘・浜堤及び自然堤防堆積物		砂
	旧河道堆積物		泥及び礫
	後背湿地及び谷床堆積物		泥・砂及び礫
	深年Ⅱ段丘堆積物		礫・砂及び泥
	雷野段丘堆積物		礫及び泥
	岡富段丘堆積物		礫及び泥
	西都原段丘堆積物		礫
	新田原段丘堆積物		礫・砂及び泥
	三財原段丘堆積物		砂及び含礫砂
	茶臼原層	茶臼原礫層	礫
		椎木部層	泥・砂及び礫
	小丸川層及び通山浜層		泥・砂及び礫
第三紀	宮崎層群	高鍋層	泥岩
			砂質泥岩及び泥岩優勢互層
			砂岩泥岩互層
			砂岩
		佐土原層	泥岩優勢互層
			砂岩及び砂岩優勢互層
		妻層	泥岩
			泥質細粒砂岩

第4款 気象

本町の気象概況は、宮崎気象観測所の記録から南西日本の温暖なモンスーン気候帯に属し、年平均気温は17.4℃と温暖な地域である。月平均気温では、1月が8℃前後と最も低く、7、8月が27℃前後と最も高くなる。

降水量は、年間平均2,508mmと日本でも多雨地域にあたり、2019年は3,181mmと3,000mmを超えている。月間降水量は6月～9月頃が多く、6月の梅雨期で430mm程度となっており、次いで9月の台風期に350mmと集中する。これらの時期には、本町でも過去に台風や集中豪雨等による河川氾濫をはじめ、家屋や田畑が被害を受けている。

風速は、その年に発生した台風に影響されるが、年平均風速はおよそ3.2m/s程度である。風向は、年間を通じて西北西の風が最も多く、次いで西～西南西の風が多い。

第3節 社会条件

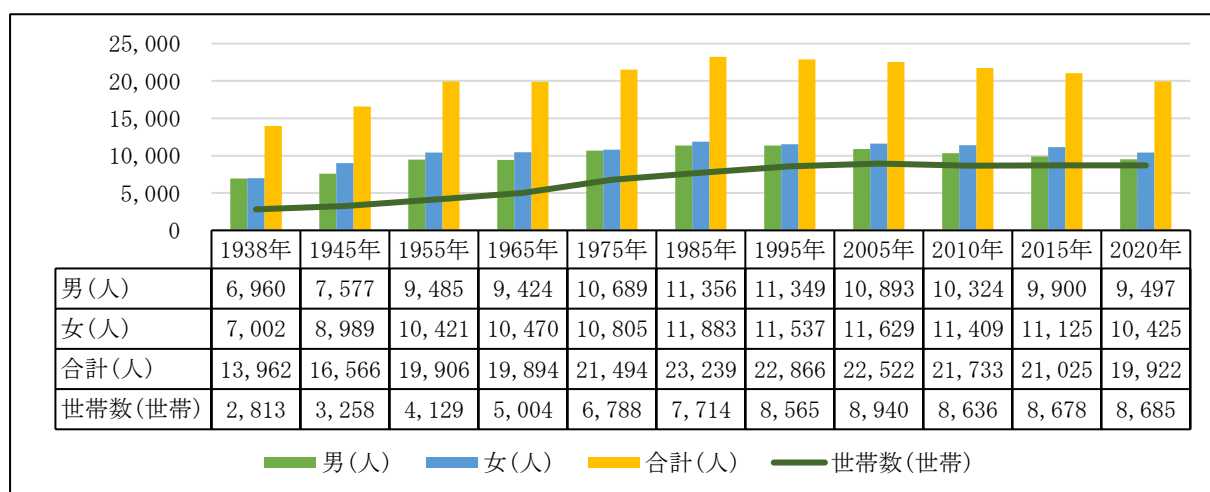
第1款 社会条件

1 人口推移等

本町は、昭和13年(1938年)に高鍋町と上江村との合併により発足した(合併時の人口:13,962人、世帯数:2,813世帯)。人口は国勢調査の結果

によると、昭和60年(1985年)までは増加傾向にあったが、それ以降は減少傾向にある。令和6年1月1日現在の状況は、人口が19,216人、世帯数8,665世帯、人口密度438人/km²程度となっている。国勢調査による人口推移は、次表のとおり。

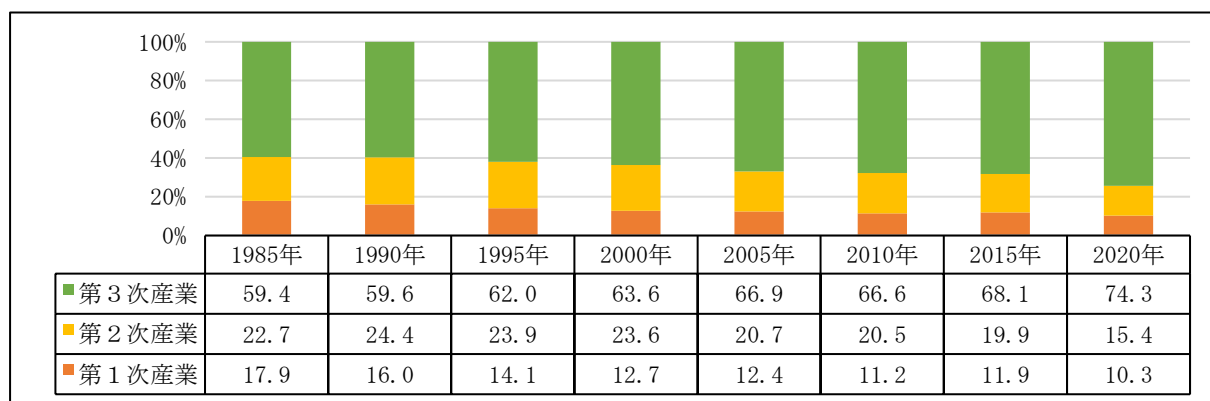
《国勢調査による人口推移》



2 産業構成等

本町は、児湯郡や西都市を商圈とする小売店や飲食店が集中しており、第3次産業の比率が高くなっている。また、国や県の出先機関が集中していることや、近隣に航空自衛隊新田原基地が存在することから、官公庁職員の割合が高くなっている。国勢調査による産業構成は、次表のとおり。

《国勢調査による産業構成》



第2款 土地利用状況

本町の令和5年1月1日現在の土地利用状況を見ると、町土に占める農用地の割合は約35.7%、森林約16.2%、宅地約14.7%と農用地の面積が最も多くなっている。

近年の土地利用状況の推移に大きな変化は見られないものの、農地の利用率の低下及び小規模な宅地開発等が町内随所に見られる。

第5章 災害の想定

第1節 既往災害事例

第1款 県内の風水害の事例

年	月日	気象状況	災害状況
平成16年 (2004年)	8月29日～ 8月30日	台風 第16号	死者2人、負傷者27人、被害家屋579棟、浸水家屋1,007棟、土砂災害34件、道路損壊、停電、通信回線被害、陸上・海上・空の交通の全面運休等の他、商工農水産業にも多くの被害が出た。
	9月4日～ 9月7日	台風 第18号	強風と大雨により県内では、負傷者14人、被害家屋154棟、浸水家屋12棟等の被害が出た。
	9月28日～ 9月29日	台風 第21号	強風と大雨により県内では、重軽傷者5人、一部損壊家屋9棟、土砂災害1件のほか16億円にのぼる農林水産、土木被害が出た。
	10月18日 ～ 10月20日	台風 第23号	強風と大雨により県内では、死者2人、重軽傷者2人、家屋の全半壊6棟、床上浸水、床下浸水合わせて1,000棟を超える被害が出た。
平成17年 (2005年)	9月4日～ 9月6日	台風 第14号	記録的な大雨のため、土砂災害、浸水害、洪水害では特に大きな災害となった。死者13人、負傷者26人、床上浸水5,686棟、床下浸水2,292棟、土砂災害127件、道路損壊、停電、陸上・海上・空の交通が全面運休、その他商工農林水産業に多くの被害が出た。
平成18年 (2006年)	9月16日～ 9月17日	台風 第13号	延岡市で死者3人、重傷3人、軽傷140人、全壊家屋116棟、大規模半壊82棟、半壊262棟、一部損壊945棟、停電11,400棟、電話障害485棟、日向市で重傷1人、軽傷6人、全壊家屋1棟、半壊10棟、一部損壊26棟、停電100棟、日南市で軽傷1人、全壊家屋1棟、一部損壊7棟、宮崎市で一部損壊家屋7棟の被害が出た。
平成19年 (2007年)	7月12日～ 7月15日	台風 第4号	重傷3人、軽傷6人、全壊家屋5棟、半壊2棟、一部損壊家屋38棟、床上浸水119棟、床下浸水452棟、非被害家屋7棟、道路損壊4ヵ所、山崖崩れ21ヵ所、堤防決壊1ヵ所、土木関係被害43億6,900万円、農業関係被害38億2,000万円、林業関係被害15億4,200万円の被害が出た。
平成19年 (2007年)	8月1日～ 8月3日	台風 第5号	重傷5人、軽傷3人、全壊家屋2棟、半壊6棟、一部損壊家屋175棟、床上浸水36棟、床下浸水66棟、非被害家屋22棟、道路損壊4ヵ所、山崖崩れ8ヵ所、堤防決壊1ヵ所、林業被害14億1,000万円、農業被害24億510万円、水産業被害6億5,876万円の被害が出た。
平成20年 (2008年)	9月15日～ 9月19日	台風 第13号	全壊家屋3棟、床上浸水30棟、床下浸水373棟、非被害家屋1棟、道路損壊311ヵ所、山崖崩れ57ヵ所、農業被害8億239万円の被害が出た。
	9月28日～ 10月1日	台風 第15号	軽傷1人、全壊家屋1棟、道路損壊21ヵ所、山崖崩れ3ヵ所、農業被害6,613万円の被害が出た。
平成22年 (2010年)	7月2日～ 7月4日	梅雨前線	都城市で、崖崩れにより行方不明1人、全壊家屋2棟、半壊1棟、一部損壊家屋2棟、床上浸水43棟、床下浸水81棟、道路損壊138ヵ所、山腹崩壊8ヵ所、農業被害10億300万円、林業被害3億8,600万円が出た。
平成23年 (2011年)	6月15日～ 6月22日	梅雨前線	軽傷1人（崖崩れによる被害家屋による）、全壊家屋1棟、床上浸水1棟、床下浸水15棟、山崖崩れ1ヵ所の被害が出た。

	9月15日～ 9月21日	台風 第15号	重傷1人（屋根から転落して）、一部損壊家屋2棟、床上浸水10棟、床下浸水97棟、山崖崩れ2ヵ所、農業被害4億8,800万円、林業被害5億9,600万円の被害が出た。
平成24年 (2012年)	4月3日	日本海 低気圧	負傷者8人、農業被害50ha（1億3291万円）、水産業被害4ヵ所（121万円）の被害が出た。また、電力障害（停電）286棟、陸上交通障害 JR で運転見合わせや徐行運転により運休68本、部分運休70本、海上交通障害欠航32便、航空交通障害欠航31便等があった。
	6月21日～ 6月28日	梅雨前線	一部損壊家屋4棟、床下浸水12棟、農業被害190ha（3億2,778万円）の被害が出た。
平成25年 (2013年)	9月3日～ 9月4日	台風 第17号	床上浸水2棟、床下浸水4棟、農業被害1.9ha（116万円）、農地・農業用施設被害65ヵ所（1億2,500万円）、水産業被害3件（70万円）の被害が出た。

資料：「災害の記録（宮崎県）」、気象庁データ資料

第2款 町内の風水害の事例

1 台風による災害

台風シーズンには、台風の経路が九州及び県の西部を通過するような経路をとるときに災害が発生しており、特に活発化した前線と台風による雨が加わった場合に大きな被害がみられる。

これらの被害状況を見ると、人的被害は少ないものの、家屋の床上浸水や床下浸水の被害が多く記録されている。

なお、既往人家、被害家屋の記録は、次表のとおり。

《既往人家、被害家屋の記録》

年	月日	気象状況	災害状況
寛保3年 (1743年)	8月13日	風水害	人的被害数死傷者：65人 被害家屋損壊数：203棟
昭和58年 (1983年)	9月25日～ 9月28日	台風第10号	床上浸水：136棟 床下浸水：445棟
平成17年 (2005年)	9月4日～ 9月6日	台風第14号	負傷者：2人 避難者数：3,149人 床上浸水：33棟 床下浸水：163棟
平成30年 (2018年)	9月29日～ 9月30日	台風第24号	避難者数：55世帯、82人 床上浸水：13棟 床下浸水：59棟 全壊：1棟 半壊：2棟

2 梅雨前線等に伴う異常豪雨による水害

地域の地形・地質的条件の違いはあるものの、一般には、日雨量200mm以上、3時間雨量100～120mm以上、1時間雨量50mm以上の場合に水害や土砂災害等が発生しやすく、本町での災害発生もほぼこれに該当する。気象記録の最大値と発生期間の状況は、次表のとおり。

なお、既往の水害の記録から、5月～10月頃の前線停滞時と台風通過時に警戒を要する。

《気象記録の最大値と発生期間の状況》

年	月日	気象状況	雨 量
昭和58年 (1983年)	9月25日～ 9月28日	台風第10号	最大1時間雨量：85mm 累計雨量：472mm
昭和62年 (1987年)	10月10～ 10月11日	低気圧による 大雨	最大日雨量：338mm

これらの土砂災害や河川の氾濫・浸水害等の災害と降雨の間には密接な関係があり、大雨により何らかの災害が発生している。また、一様な強さでしかも断続的な雨よりも、集中的に降る大雨の場合の方が、災害が発生しやすく、被害も大きくなる。

このような災害を未然に防ぐためには、災害危険箇所の点検や対策等の検討も必要であるが、災

害の誘因となる気象情報（雨の降り方、特に時間雨量や日雨量）の収集及び伝達を、的確に把握できる体制を整備することも重要である。

3 洪水氾濫

本町では、洪水氾濫の発生は記録されていない。

第3款 土砂災害の事例

1 土石流危険渓流

本町の土石流危険渓流では、土砂災害の発生は記録されていない。

2 土砂災害警戒区域等

本町の土砂災害警戒区域等では、土砂災害の発生は記録されていない。

第4款 火災の事例

本町において過去10年間の出火状況は、建物火災、林野火災や車両火災等を含めて累計122件、平均12.2件となる。

地震の際、出火危険が問題となるのは、同時多発的な出火に対して消防活動が十分に対応できない事態のもとで、膨大な人的被害や物的被害が生じるおそれがあるためである。近年における火災発生件数は、次表のとおり。

《近年における火災発生件数》

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計	平均
建物火災	6	7	4	3	2	8	5	5	4	9	53	5.3
林野火災	2	0	2	3	0	1	0	0	0	0	8	0.8
車両出火	2	2	2	2	1	3	1	0	1	0	14	1.4
その他	4	3	10	2	6	0	2	1	5	6	39	3.9
出火件数	14	12	18	10	9	12	8	6	10	15	114	11.4
死者	0	0	1	1	2	1	0	0	0	1	6	0.6
罹災人員	22	8	6	5	5	9	12	4	8	31	110	11.0

（消防年報 令和4年版 東児湯消防組合）

第5款 地震災害の事例

日本は、環太平洋地震帯の中にすっぽりと国土全体が包まれた世界有数の地震多発国である。日本では人体が感じる地震は、年間約1,000回が記録されている。

九州周辺の海域で発生する被害地震は、ほとんどが深発地震帯である日向灘沖と豊後水道で発生している。日向灘沖では比較的大きな地震が頻繁に発生しているが、これらのうち大部分は浅い地震であり、津波を伴うことがある。

被害地震の記録からもわかるように、古くは寛文2（1662）年の地震（M=7.6）に伴って津波が発生し、多数の死者を含む大被害をもたらしている。県下で、過去最大の被害を与えた地震であり、大淀川及び加江田川河口部で、0.9～1.2mの沈降が生じた。明治以降では、昭和16（1941）年（M=7.2、日向灘地震）、昭和36（1961）年（M=7.0）及び昭和43（1968）年（M=7.5、日向灘地震）の地震が、九州や四国の沿岸地域に津波をともしう災害をもたらしている。

県周辺地域で、過去に被害を及ぼした主な地震活動歴は、次表のとおりである。

1 県における地震活動歴

	発生年	規模 (M)	被害概要
1	887[仁和 3]	8.0～8.5	・臼杵郡東海村熊野大権現倒壊（日向市郷土年表）
2	1498[明応 7]	7.0～7.5	・九州で山崩れ、地裂け泥湧き出し民屋は一字も全からず死多数（九州軍記）
3	1605[慶長 9]	7.9	・薩摩に大波来たる（薩摩旧記）このことから県も津波被害ありと考えられる
4	1662[寛文 2]	7.7 日向灘 地震	・秋月（現高鍋町）で城石垣崩れ、侍屋敷町屋等潰家 278 棟 ・潰家 3,800 棟、死傷者 200 人以上、津波あり
5	1684[天和 4]	－	・飫肥城本丸裂く
6	1707[宝永 4]	8.4 宝永 地震	・我が国最大級の地震 ・宮崎でも田畑流出多く、死者 139 人 ・津波、臼杵で波の高さ 3.5m、土々呂 3m
7	1769[明和 6]	7.7	・高鍋城損壊
8	1854[嘉永 6]	8.4	・日向、外の浦港堤防決壊
9	1898[明治 31]	6.7	・県で家・蔵の壁に亀裂
10	1899[明治 32]	6.4	・県南部で被害が大きく、宮崎市で壁の亀裂等、都城町（現都城市）で家屋・土蔵壁に亀裂、飫肥（現日南市）で地面の亀裂
11	1899[明治 32]	7.1	・宮崎市で家屋の損壊、瓦・壁土の墜落 ・飫肥（現日南市）擁壁の崩れたもの ・都城で石垣の崩れ家屋・土蔵の損壊等 ・広瀬村・下田島村（現宮崎市）でも土地の亀裂等
12	1903[明治 36]	6.2	・県鞍崎灯台で微少被害
13	1906[明治 39]	6.4	・日向灘北部沿岸で棚の物落下
14	1909[明治 42]	7.6	・宮崎市付近で被害が大きく、煙突・障壁の倒潰、瓦の墜落等、海岸地方では土地の亀裂、半潰家屋等 ・東臼杵郡日平鉾山で落石のため、人家の全潰 2 棟、損壊 3 棟 ・その他、県内で落石等、負傷 3 人
15	1911[明治 44]	5.6	・宮崎市付近で強く、壁の亀裂・煉瓦煙突の倒伏・家屋の小損壊等があった
16	1911[明治 44]	8.0	・県で小煙突の損壊、壁の亀裂等の小被害
17	1913[大正 2]	6.8	・宮崎市で壁の亀裂等の小被害
18	1929[昭和 4]	6.9	・宮崎市を中心に、海岸で煙突、墓石倒壊多数、道路損壊 6 ヲ所、崖崩れ 3 ヲ所 ・青島村（現宮崎市）内海で岸壁に小亀裂
19	1931[昭和 6]	7.1	・宮崎市、都城市、佐土原町（現宮崎市）等で被害大きく、県下では死者 1 人、負傷者 29 人、家屋倒壊 4 棟、半壊 10 棟、一部損壊 46 棟、煙突倒潰 198 ヲ所、墓石灯籠倒壊 862 ヲ所、石垣損壊 3 ヲ所、道路損壊 4 ヲ所、山崩れ 8 ヲ所、橋梁損壊 5 ヲ所、鉄道被害 2 ヲ所等
20	1935[昭和 10]	4.6	・宮崎市で強く感じ、高岡・本庄付近で道路決壊等の小被害
21	1939[昭和 14]	6.5	・宮崎市内のほとんどの家屋の壁に割れ目が入る ・県で、死者 1 人、負傷 1 人、家屋半潰 1 棟、煙突倒潰 3 ヲ所、道路崩潰 7 ヲ所、その他壁塀の損害、ガラスの損壊、酒類薬品・陶器類の落下等
22	1941[昭和 16]	7.2 日向灘 地震	・青島村（現宮崎市）で煉瓦煙突の倒壊 1 ヲ所 ・宮崎市で家屋壁に亀裂剥落、煉瓦煙突の倒壊等 ・東諸県郡本庄（現国富町）で石灯籠・墓石の転倒 ・東臼杵郡富高（現日向市）で家屋壁の亀裂、剥落、墓石の倒壊等 ・細島、青島で津波、最大の波の高さ 1m で船舶に若干の被害があった程度
23	1946[昭和 21]	8.0 南海 地震	・県にて、負傷 1 人、半壊 3 棟、浸水 265 棟、船舶損失 2 隻、道路損壊 2 ヲ所、橋梁損壊 3 ヲ所、県北で高潮による被害が大きい ・津波の高さの最大は門川 1.5m、細島 1.6m、油津 1.5m
24	1948[昭和 23]	6.5	・県の一部で壁土の落下や、瓦のずれ

25	1952[昭和 27]	9.0	・太平洋沿岸に津波襲来。県へは4時間半程度で押し寄せた ・台風及び満潮時が重なり、南郷町では床上浸水・護岸決壊 ・津波の高さの最大は1.2～1.5m
26	1960[昭和 35]	8.0 チリ 地震	・世界最大級の地震 ・津波は太平洋沿岸各地に波及ぶ ・県では満潮時と重なり、浸水家屋313棟等
27	1961[昭和 36]	7.0	・県の大淀川鉄橋の橋脚が沈下、宮崎飛行場の滑走路に亀裂 ・県下では死者1人、負傷4人、全壊家屋1棟、半壊4棟、一部損壊104棟、道路損壊20カ所、堤防決壊4カ所、山崩れ15カ所、鉄道被害3カ所等の被害
28	1961[昭和 36]	5.5	・吉松町で道路の崖崩れ・地割れ・落石等の被害 ・吉松では16日以後有感地震回数が増え、しばらく続いた
29	1968[昭和 43]	6.1 えびの 地震	・県で負傷32人、全壊家屋333棟、半壊434棟、一部損壊1,725棟、橋梁損壊9カ所、道路損壊66カ所、山崩れ30カ所、鉄道被害3カ所等 ・えびの市京町付近では、建物の倒壊率50%
30	1968[昭和 43]	5.7	・えびの地震の余震 ・負傷者35人、家屋の全壊451棟、半壊896棟、一部損壊3,597棟、非家屋1,143棟
31	1968[昭和 43]	7.5 日向灘 地震	・県で負傷7人、一部損壊家屋1棟、道路損壊8カ所、山崩れ6カ所、船沈没損壊1隻、防波堤損壊、土壁・コンクリート突堤のひび割れ、墓石倒壊多数、屋根瓦のずれ等 ・地震発生から約20分で津波来襲
32	1968[昭和 43]	6.6	・県で道路損壊1カ所等
33	1969[昭和 44]	6.5	・西臼杵郡で落石により負傷2人
34	1970[昭和 45]	6.7	・宮崎・日南両市で負傷13人、道路被害5カ所、山崖崩れ4カ所、農業用施設被害4カ所、学校一部損壊4棟、小津波が油津で全振幅39cm
35	1984[昭和 59]	7.1	・県で負傷9人、建物一部損壊29棟、道路損壊3カ所、崖崩れ12カ所、鉄軌道被害2カ所、津波（延岡18cm）
36	1987[昭和 62]	6.6	・県では死者1人（落石により車ごと崖下に落ちる）、重傷1人、軽傷5人、落石による鉄道不通2カ所、道路不通又は交通規制33カ所、水道損168カ所、ガス損傷3棟、ブロック塀等損18カ所、建物損354カ所
37	1996[平成 8]	6.9	・日南・宮崎両市でガラス損壊、瓦落下、水道管損壊2カ所 ・日南市で崖崩れ（片側交通規制）
38	1996[平成 8]	6.7	・県で建築物一部損壊8棟、電柱傾斜6本、土砂崩れによる通行止め1カ所、水道管の破裂及び消火弁の弛み8カ所 ・JR九州日豊本線・宮崎空港線・日南線で全面運休38本、部分運休22本

（福岡管区气象台資料、津波予報業務実施報告より抜粋加工）

2 高鍋町に影響を及ぼした主な津波の痕跡

本町に被害を及ぼしたと思われる主な津波は、寛文2(1662)年10月31日の日向灘地震(M=7.6)によりもたらされた津波で、高鍋町の沿岸域では4～6mの津波高の被害であったことが想定される。

年	人 称	M	高さ	状 況
684 [天武 13]	室戸岬沖	8.4	3m	・高知市付近田約12km²沈下して海へ ・土佐の運調船多数沈没
887 [仁和 3]	紀伊半島沖	8.6	3m	・摂津津波被害大、溺死者多数 ・日向に津波が襲来
1096 [嘉保 3]	遠州灘	8.4	2m	・津市津波被害あり
1099 [承德 3]	南海道沖	8.0		・土佐1,000haの田が海となる

1361 [正平 16]	紀伊半島沖	8.4	3m	・土佐・摂津津波被害大、流死 60 人余、阿波由岐浦 1,700 棟全棟流失他流死 60 人余
1596 [文禄 5]	伊予灘 別府湾	6.9	2m	・別府湾大分市から 400～500m 北の爪生島が 80% 陥没し、溺死者 708 人
1605 [慶長 10]	慶長地震	7.9	3m	・溺死者土佐清水 153 人、阿波穴喰 1,700 人、紀伊広 700 棟流失
1662 [寛文 2]	日向灘	7.6	2m	・別府湊波線 10 ヲ所余、日向の沿岸に被害佐土原で城損壊、潰家 800 棟余、死者多数、津波あり日向那珂郡（現宮崎県）の沿岸 7 ヲ村、周囲 7 里 35 町（約 35km）の田畑、約 1m 没して海となった
1707 [宝永 4]	宝永地震	8.4	4m	・溺死者土佐国全体で 1,844 人他、宇佐 8m、阿波牟岐・土佐佐賀 6m、須崎 5-6m、土佐浦戸 5m 他 ・室戸岬先端付近隆起、高知市付近沈下
1769 [明和 6]	明和地震	7.4	1m	・高鍋城損壊
1854 [嘉永 6]	安政南海 地震	8.4	4m	・死者土佐国で 372 人、宇佐 7-8m、阿波牟岐 5-6m、土佐浦戸・穴喰 5m、土佐久礼 5.2m、室戸岬 1.2m、足摺岬 1.5m 隆起、高知市付近 1m 沈下
1931 [昭和 6]	日向灘	7.1	1m	・室戸岬 85cm、土佐清水 50cm 県の宮崎、都城、佐土原、生目で死者 1 人、負傷者 29 人、全壊家屋 4 棟、半壊 10 棟、損壊 46 棟
1939 [昭和 14]	日向灘	6.5	1m	・室戸岬 80cm、油津 16cm、県で死者 1 人、負傷者 1 人、半壊家屋 1 棟、煙突倒壊 3 ヲ所、道路崩壊 7 ヲ所
1941 [昭和 16]	日向灘地震	7.2	1m	・土佐清水、室戸岬 110cm、細島・油津 100cm、津久見 35cm 細島の検潮所で 8cm の土地が沈下、日向灘沿岸で船舶に若干の被害
1944 [昭和 19]	東南海地震	8.0	3m	・被害は静岡、愛知、岐阜、三重の各県に多く、死者 998 人
1946 [昭和 21]	紀伊半島沖 南海地震	8.0	3m	・死者 1,330 人、全壊家屋 11,591 棟他 ・甲浦 5.0m、土佐久礼 4.5m、阿南市橋 3.4m、串本 1m、室戸岬 0.9m 他門川町 1.5m、細島 1.6m、油津 1.5m
1961 [昭和 36]	日向灘	7.0	0	・県の中中部・南部・南西部に発生、大淀川鉄橋の橋脚が沈下、宮崎飛行場の滑走路に亀裂等があった宮崎と鹿児島との両県で死者 2 人、負傷者 7 人、建物全壊 3 棟、半壊 15 棟、油津で津波が襲来、波高は細島 75cm、油津 90cm、波源域は日向灘沿い南北に 80km
1968 [昭和 43]	日向灘地震	7.5	1m	・土佐清水 236cm、宿毛 224cm、北浦 150cm、延岡 27cm、油津 66cm、延岡で震度 5
1969 [昭和 44]	日向灘	6.5	1m	・室戸 20cm、油津 10cm、宮崎県臼杵郡で落石のため負傷者 2 人程度、津波の波源の長さは 30km 程度
1970 [昭和 45]	日向灘	6.7	1m	・室戸 56cm、土佐清水 44cm、油津 39cm、細島 12cm、北浦 24cm、地震による被害は宮崎・日南両市に多く、負傷者 13 人、道路決壊 5 ヲ所、山崩れ 4 ヲ所等

※「日本被害津波総覧」 渡辺偉夫著

第2節 災害の想定

本町に発生する災害で、人命や家屋等の財産、農林水産物や農林水産業施設等に大きい影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等に起因する土砂災害や河川氾濫等の風水害と、地震や火災あるいは本町を通る交通網での交通事故や航空機事故等の予知できない災害とに大別できる。

本町の災害の想定にあたっては、地形・地質状況や過去の災害事例及び県防災対策指針、地震被害想定等を考慮し、次の災害を想定する。

第1款 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多く、本町における過去の災害事例を見ても例外ではない。風水害には、低地での浸水害や溪流での鉄砲水等による土石流や急傾斜地崩壊危険区域における、のり面崩壊、山腹崩壊等がある。

本計画では、災害危険箇所の分布、浸水区域設定シミュレーション（国土交通省）、地質や地形的要素、又過去の周辺地域の災害事例等も考慮した上で、本町の災害を想定する。

※急傾斜地崩壊危険区域の定義：30度以上の傾斜で高さ5m以上の斜面が崩壊によって危害が生ずるおそれのある家屋等が5棟以上ある地域。

1 浸水害

県において指定している、堤防高不足や河積断面不足等により、堤内地への被害が予想される河川及び湖沼等、水防上重要となる箇所を想定する。また、過去の堤内地における浸水害事例や河川の改修状況あるいは流下能力、地形状況等を考慮して浸水地域を予想する。

2 洪水氾濫（浸水想定区域）

平成29年3月に公表された「想定し得る最大規模」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域（既往最大となる平成17年台風14号の高城地点上流の降雨量の約1.7倍にあたる607mm/9時間）による洪水氾濫を想定する（国土交通省宮崎河川国道事務所による。）。

第2款 土砂災害

1 土石流災害

県で指定している土石流危険溪流からの土砂流出を想定する。

2 急傾斜地災害

県で指定している急傾斜地崩壊危険区域、山地災害危険地区及び本町で指定している危険箇所を想定する。

3 道路災害

本町の実施した道路防災点検結果による落石、崩壊等の災害を想定する。

第3款 地震・津波災害

地震・津波災害は、過去の被害記録から人命や家屋等の財産に大きい影響を与え、台風等の風水害に比較すると突発的で予知できない災害として位置付けられる。

災害の想定にあたっては、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）による災害を想定することとし、その被害想定にあたっては、国が令和元年6月に公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定について」及び県が令和2年2月に公表した「津波浸水

想定」並びに同年3月に公表した「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」に基づいて行う。

1 想定ケース及び各被害規模等想定

被害想定		想定地震	
		南海トラフ巨大地震	
想定ケース		想定ケース①冬18時	想定ケース②冬18時
		内閣府（平成24年8月）が設定した強震断層モデル及び津波断層モデルを用いて本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース	県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース
想定地震規模 M：（マグニチュード）		M9.1	
最大震度		7	7
最大津波高さ		11m	11m
被害規模	人的被害	死者：約 370人 負傷者：約 690人	死者：約 270人 負傷者：約 690人
	建物被害	全壊：約 3,400棟 半壊：約 3,800棟	全壊：約 3,100棟 半壊：約 3,300棟
	避難者数	被災1日後：約12,000人 被災1週間後：約12,000人 被災1ヵ月後：約13,000人	被災1日後：約11,000人 被災1週間後：約11,000人 被災1ヵ月後：約13,000人
	要配慮者	被災1日後：約 2,800人 被災1週間後：約 2,700人 被災1ヵ月後：約 3,000人	被災1日後：約 2,400人 被災1週間後：約 2,600人 被災1ヵ月後：約 3,000人

資料：「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」（令和2年3月）

2 要救助者数

ケース	揺れによる建物倒壊に伴う 要救助者数（人）			津波による要救助者数 （人）			合計 （人）		
	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
①	約 580	約 370	約 450	約 460	約 430	約 420	約 1,040	約 800	約 870
②	約 580	約 360	約 450	約 230	約 210	約 210	約 810	約 570	約 660

3 建物・建造物等の被害

地震動による建物被害は、木造建物が多く、倒壊建物の下敷き等による人的被害や出火による延焼拡大の危険性が想定される。

ケース	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊 焼失	半壊
①	約 100	約 530	約 2,800	約 2,000	—	約 10	約 450	約 1,200	約 90	約 3,400	約 3,800
②	約 100	約 530	約 2,800	約 2,000	—	約 10	約 180	約 740	約 80	約 3,100	約 3,300

単位：棟

ケース	建物倒壊				津波		火災		ブロック塀他	合計	
	死者	家具	負傷者	家具	死者	負傷者	死者	負傷者	負傷者	死者	負傷者

①	約 150	約 10	約 640	約 90	約 220	約 30	約 10	約 10	約 10	約 370	約 690
②	約 150	約 10	約 640	約 90	約 110	約 30	約 10	約 10	約 10	約 270	約 690

※急傾斜地崩壊：死者又は負傷者なし ブロック塀他：死者なし 単位：人

4 土砂崩れの被害

土砂崩れの危険性は、単体の建築物や人的被害のみにとどまらず、広範囲にその被害が及ぶ可能性がある。また、道路沿いの崩壊により集落が孤立するおそれがある。

5 危険物施設の被害

危険物施設の破壊による被害は、爆発等による大規模な火災の発生や可燃性ガス、有毒ガスの流出等による人体に及ぼす影響が想定される。本町の危険物施設は、石油類（第四類）の取扱施設が大半で、約 80 施設が存在する。

6 ライフラインの被害

地盤条件の悪い沖積層が厚く分布する上に、上水道、下水道等の供給処理施設幹線が集中しており、地盤振動や液状化による地下埋設管の破壊や供給処理施設の機能停止等によるライフラインの被害が想定される。「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」（平成 25 年 10 月）（以下「県地震被害想定調査」という。）における被害は次のとおりである。

(1) 上水道

ケース	給水人口 (人)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
①	約 20,000	約 20,000	100%	約 20,000	100%	約 19,000	91%	約 8,400	42%
②	約 20,000	約 20,000	100%	約 20,000	100%	約 18,000	91%	約 8,100	40%

(2) 下水道

ケース	処理人口 (人)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
①	約 7,200	約 7,200	99%	約 6,600	91%	約 2,000	28%	約 500	7%
②	約 7,200	約 7,200	99%	約 6,500	91%	約 1,600	22%	約 280	4%

(3) 電力

ケース	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
①	約 12,000	約 12,000	99%	約 11,000	89%	約 4,600	37%	約 1,700	13%
②	約 12,000	約 12,000	99%	約 11,000	89%	約 4,200	34%	約 1,100	9%

(4) 固定電話回線

ケース	回線数 (回線)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		不通数 (回線)	不通率 (%)	不通数 (回線)	不通率 (%)	不通数 (回線)	不通率 (%)	不通数 (回線)	不通率 (%)
①	約 6,700	約 6,700	99%	約 6,000	90%	約 1,300	20%	約 490	7%
②	約 6,700	約 6,700	99%	約 6,000	89%	約 710	11%	約 140	2%

(5) 携帯電話回線

ケース	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停波基地局率 (%)	不通ランク	停波基地局率 (%)	不通ランク	停波基地局率 (%)	不通ランク	停波基地局率 (%)	不通ランク
①	15%	A	100%	A	51%	B	28%	—
②	15%	A	100%	A	48%	C	23%	—

※携帯電話不通ランク

A：非常につながりにくい

B：つながりにくい

C：ややつながりにくい

7 公共施設の被害

公共施設の被害は、建築年代の古い施設等が被災することで、災害応急対策の中核機能の麻痺や公共サービス機能に障害をもたらすことが予想される。なお、平成25年度末における公共施設等の耐震化率は93.2%（うち防災拠点96.7%）となっている。

8 道路・鉄道の被害

本町は、周辺市町村に接続する主要な幹線道路が一部橋梁化しているため、橋梁が被害を受けた場合、道路機能に障害が発生する可能性がある。

県地震被害想定調査における道路被害は、約40箇所が想定される。

また、JR日豊本線全線において約370箇所の被害が想定されており、列車の脱線や駅舎の崩壊等から、町内においても死傷者や交通途絶による帰宅困難者の発生が予測される。

9 護岸の被害

地盤振動や液状化による護岸破壊が想定され、河川やため池等の施設が決壊した場合には、出水、浸水被害が及ぶ危険性がある。

10 商工業施設の被害

商業等の施設破壊は、商業等サービス機能障害を招くほか、流通体系全体に影響を及ぼし、長期的な生活困窮や経済活動の低下等の被害を生じるおそれがある。

11 人的被害

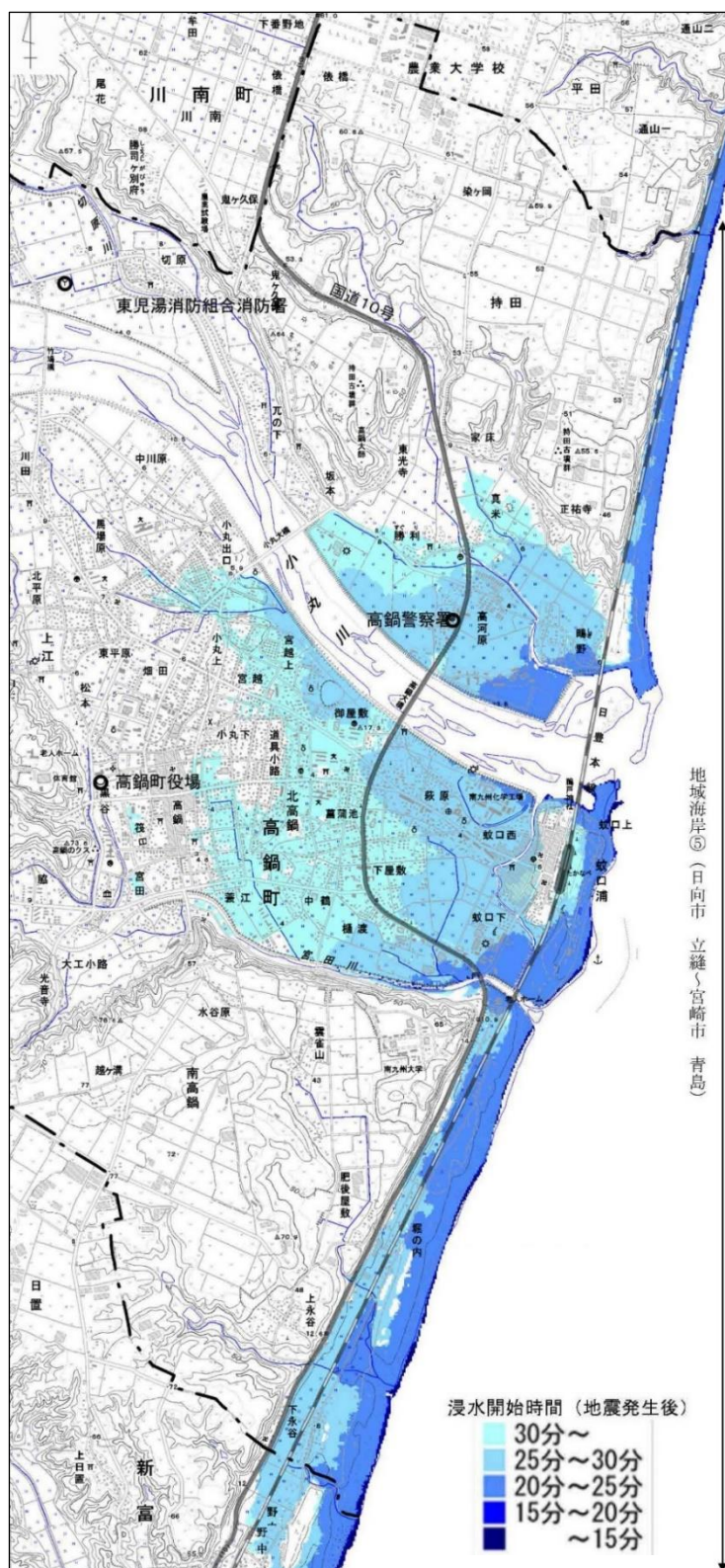
人的被害は、様々な被害が相互に関係し合って生じるものであるが、建物の被害状況に応じて、その危険性は相対的に高くなる。特に木造建物が密集している既成市街地においては、多くの死傷者が発生し、人口密度の高い地域では多くの被災者が発生することが予想される。

12 地震火災の被害

地震火災の被害は、焼失棟数約90件となっている。

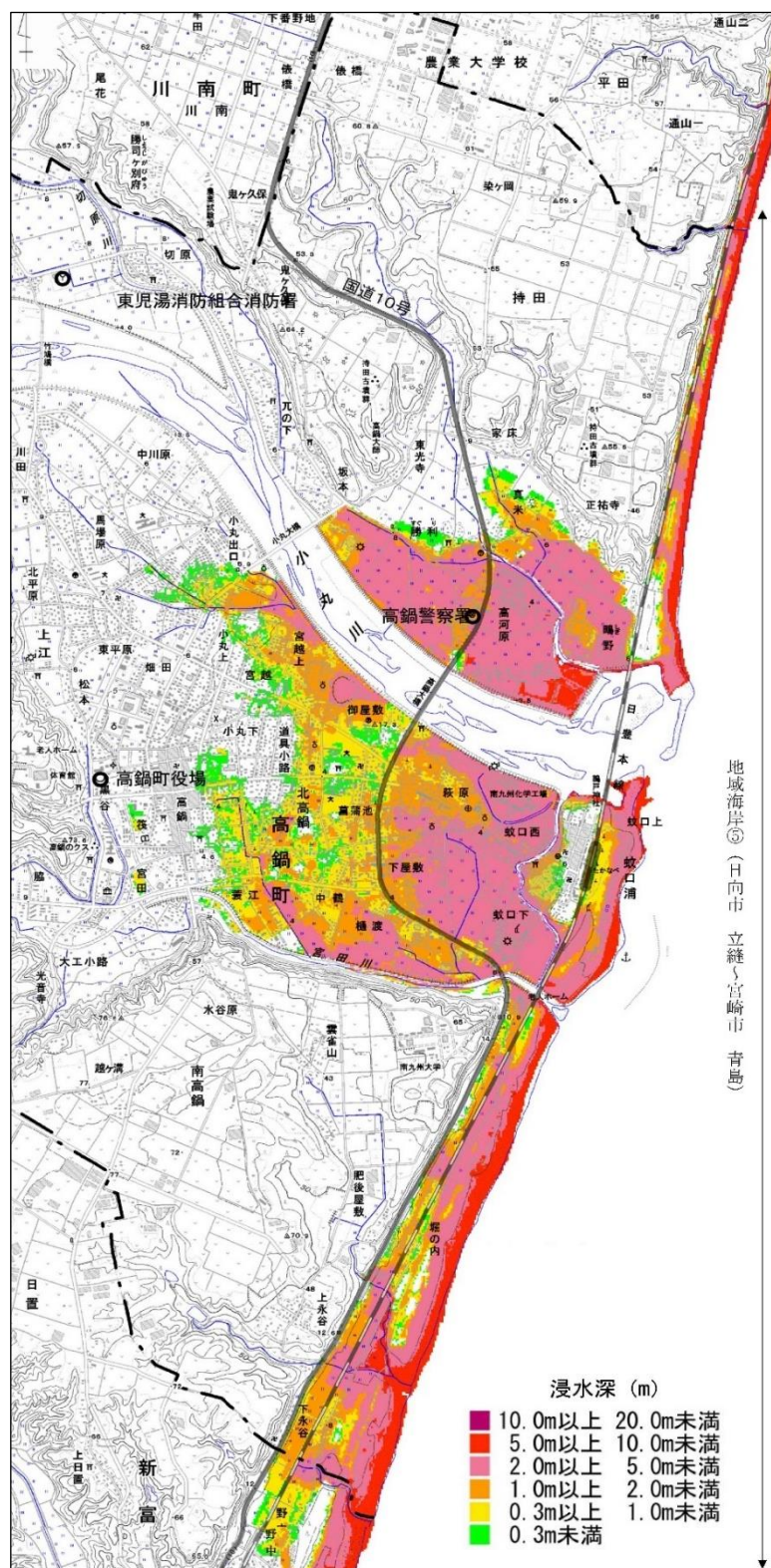
13 地震による津波被害

(1) 高鍋町津波浸水開始時間予測図



高鍋町津波浸水開始時間予測図

(2) 高鍋町津波浸水想定図



高鍋町津波浸水想定図

第4款 高潮災害

台風被害において、風水害と並んで大きい被害をもたらすものは高潮である。昭和34年の伊勢湾台風時の高潮による大惨事はいまだに記憶に残るところである。

本県においても台風来襲時に沿岸の各地で高潮による被害が発生しており、台風の中心が満潮時又はその前後で、宮崎県の西側を通った場合に高潮の高さは大きくなる可能性が高い。

第5款 火災及び危険物災害

木造住宅の密集地、狭小道路、危険物の集積及び取扱品目の危険性が大きい地域等での火災を想定する。

第6款 原子力災害

本町に影響を及ぼす可能性が最も高い原子力発電所は、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社（以下「九州電力（株）」という。）川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）であり、町まで直線距離で約120kmの距離がある。国の原子力災害対策指針による、原子力施設から概ね半径5kmを目安とした「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」及び概ね半径30kmを目安とした「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」の圏外である。しかしながら、原子力災害発生時の放射線物質の拡散が、気象条件や地形によって影響を受けることが想定されることから、防災対策の策定にあたっては、屋内退避等を中心とした防護措置を実施する程度の汚染規模を想定するとともに、防護措置や協力などが必要と判断された場合は、必要な協力等を実施する。高鍋町と川内原子力発電所との位置関係は、次図のとおり。

《高鍋町と川内原子力発電所との位置関係》



調整用空白ページ

第6章 町の主な災害危険箇所

第1節 水害危険箇所

本町の主要河川は、椎葉村に位置する九州山地の三方岳からの大水系となる一級河川小丸川水系の5河川（小丸川・宮田川他）及び単独河川が日向灘へ注いでいる。このうち、町指定の災害危険箇所として、災害危険河川に宮田川の1河川1カ所が該当し、無堤防による溢水が予想され、住宅12戸以上、耕地1.2ha以上の被害が見込まれ、現在、河川改修工事が実施されている。また、ため池4カ所、海岸3カ所（県指定重複）が災害危険箇所として指定されている。

重要水防区域は（水防警報を行う区域）3河川（小丸川、宮田川、切原川）に区域が設定されている。国が指定する重要水防箇所のうち、重要水防箇所A※が1カ所、重要水防箇所B※が8カ所指定されている。また、県が指定する重要水防箇所のうち、重要水防箇所Aが1カ所指定されている。これらは越水や破堤等の危険が予想される。国指定の区域の総延長は、左右岸10.21kmであり、県指定の総延長は2.97kmとなっている。

河川氾濫等の風水害の影響が予想されと思われる主な地域には、後背低地・自然堤防、旧河道、河川屈曲・蛇行・合流部及び台地・段丘がある。

※重要水防箇所A：水防上最も重要な箇所で、洪水が堤防を越える恐れがある箇所。

※重要水防箇所B：水防上重要な箇所で、洪水を安全に流せる堤防の高さに余裕がない箇所又は堤防の大きさに余裕がない箇所。

第1款 後背低地・自然堤防

河川が流路を変え氾濫を繰り返し形成された堆積面であり、水害の危険性が高く標高の低い地域は、浸水しやすいほか、地盤状況によって液状化の危険性がある。

- 1 小丸川と宮田川に挟まれる平野部一帯
- 2 国道10号沿線の台地段丘と海岸の自然堤防に挟まれる地域
- 3 国土交通大臣の示す浸水予想区域
- 4 河川・水面に近接する標高が低い地域
- 5 小丸川と宮田川に挟まれる現河道に沿った一帯
- 6 町内西北部から流下する小丸川本流と切原川の蛇行、合流する区域
- 7 町内西部から流下する宮田川の河川合流域又蛇行を繰り返す流域

第2款 旧河道

過去の河川流路の跡で、洪水流は旧河道を流れやすく、現河道との接合部では、堤防護岸構築部の地盤状況によっては、液状化の危険性がある。

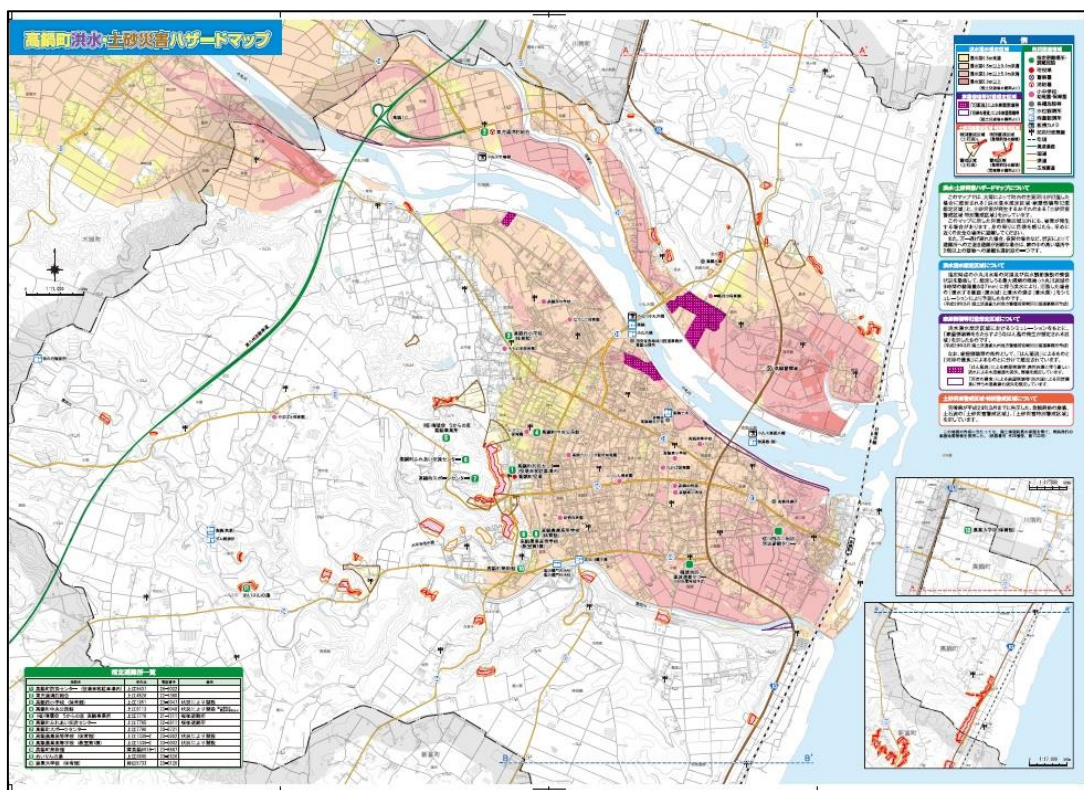
第3款 河川屈曲・蛇行・合流部

- 1 町内西北部から流下する小丸川本流と切原川の蛇行、合流する区域
- 2 町内西部から流下する宮田川の河川合流域又蛇行を繰り返す流域

第4款 台地・段丘

台地、段丘面の多くは、水害・地震災害等に対して比較的安全なところである。しかし、現河床との比高が小さなものでは、洪水氾濫時に冠水する恐れがある。また、段丘崖では斜面災害の危険性もある。これらの台地面の一部にみられる浅い谷では、豪雨時等の浸水が予想される。また、台地縁辺の急崖地における熔結部と非熔結部の境界部では、斜面崩壊を起こしやすい。

第5款 高鍋町洪水・土砂災害想定図



第2節 土砂災害警戒区域等

丘陵地や山麓部では風化が進行している地域があり、山麓部の谷間では土石流堆積物が分布する。このような地域では古くから住宅が立地し、木造住宅の密集化あるいは崖地に近接して住宅が建てられており、急傾斜地による崩壊の危険性が高い。

第1款 土砂災害警戒区域等

本町の土砂災害警戒区域等は、斜面Ⅰが22カ所、斜面Ⅱが21カ所、斜面Ⅲが0カ所の合計43カ所が存在する。

また、丘陵地等を切り開いて開発された付近では、住宅と山裾とが近接するため、土砂災害警戒区域等が増加する傾向にあり、斜面に隣接する宅地開発の抑制が課題となっている。土砂災害警戒区域等の数(人工・自然共)は、次表のとおり。

《土砂災害警戒区域等の数(人工・自然共)》

種別	高さ	斜面勾配	保全対象人家戸数（公共施設含む）	町内箇所数
斜面Ⅰ	5m 以上	30 度以上	5 戸以上	22 カ所
斜面Ⅱ			5 戸未満	21 カ所
斜面Ⅲ			人家無	0 カ所

第2款 土石流危険渓流

本町には、土石流危険渓流Ⅰが4カ所、土石流危険渓流Ⅱが1カ所、土石流危険渓流Ⅲが2カ所の合計7カ所が存在する。

また、次表に示す以外でも河川水系の上流端や谷型斜面、急勾配の河川の出口に形成された扇状地、あるいは中央が高く、左右に徐々に低くなる形の堆積地形で、過去の土石流により形成された土石流堆等の分布する地域は、特に注意が必要である。現在の土石流危険渓流及び土石流危険渓流に準ずる渓流の危険箇所は、地形分類で区分される土石流堆の分布と概ね一致する箇所にあたるため、再び土石流が発生した場合には、危険性が高い地域と考えられ、今後も人工構造物や保全対象となる施設配置等に十分配慮すべきである。

なお、土石流危険渓流の数は、次表のとおり。

《土石流危険渓流の数》

種別	保全対象人家戸数（公共施設含む）	町内箇所数
土石流危険渓流Ⅰ	5 戸以上	4 カ所
土石流危険渓流Ⅱ	5 戸未満	1 カ所
土石流危険渓流Ⅲ	人家無（※今後新規の住宅立地等が見込まれる）	2 カ所

第3款 山地災害危険地区

山地災害危険地区は、次図のとおり。



第7章 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

各防災関係機関の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1節 実施責任

第1款 町

町は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災対策活動を実施する。

第2款 県

県は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理や市町村間の連絡調整を必要とするとき等の場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともに、その調整を行う。

第3款 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に協力連携して、防災対策活動を実施するとともに、町の活動が円滑かつ的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置をとる。

第4款 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び町の活動が円滑かつ的確に行われるように協力援助する。

第5款 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1款 町

1 災害予防

- (1) 防災会議に係る事務に関する事
- (2) 町災対本部等防災対策組織の整備に関する事
- (3) 防災施設の整備に関する事
- (4) 防災に係る教育、訓練に関する事
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事
- (8) 給水体制の整備に関する事
- (9) 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事
- (10) 災害危険区域の把握に関する事
- (11) 各種災害予防事業の推進に関する事
- (12) 防災知識の普及に関する事

2 災害応急対策

- (1) 水防・消防等応急対策に関する事
- (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事
- (3) 避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設・管理運営に関する事
- (4) 災害時における文教、保健衛生に関する事
- (5) 災害広報に関する事
- (6) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事
- (7) 復旧資機材の確保に関する事
- (8) 災害対策要員の確保・動員に関する事
- (9) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- (10) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事
- (11) 地域安全対策に関する事
- (12) 災害廃棄物の処理に関する事

3 災害復旧

- (1) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事
- (2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関する事
- (3) 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事
- (4) 義援金品の受領、配分に関する事
- (5) 罹災証明の発行に関する事

第2款 県

1 災害予防

- (1) 防災会議に係る事務に関する事

- (2) 県災対本部等防災対策組織の整備に関すること
- (3) 防災施設の整備に関すること
- (4) 防災に係る教育、訓練に関すること
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- (7) 食料、飲料水その他生活必需品の備蓄に関すること
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
- (9) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- (10) 防災知識の普及に関すること

2 災害応急対策

- (1) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
- (2) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
- (3) 被災児童生徒等に対する応急教育の実施に関すること
- (4) 救助法の適用に関すること
- (5) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
- (7) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
- (8) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
- (9) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
- (10) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- (11) 地域安全対策に関すること
- (12) 災害廃棄物の処理に関すること

3 災害復旧

- (1) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
- (2) 物価の安定に関すること
- (3) 義援金品の受領、配分に関すること
- (4) 災害復旧資材の確保に関すること
- (5) 災害融資等に関すること

第3款 警察（高鍋警察署）

1 災害予防

- (1) 災害警備計画に関すること
- (2) 通信確保に関すること
- (3) 関係機関との連絡体制に関すること
- (4) 災害装備資機材の整備に関すること
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (6) 防災知識の普及に関すること

2 災害応急対策

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (2) 被害実態の把握に関すること

- (3) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事
- (4) 行方不明者の調査に関する事
- (5) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事
- (6) 不法事業等の予防及び取締りに関する事
- (7) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事
- (8) 避難路及び緊急交通路の確保に関する事
- (9) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事
- (10) 広報活動に関する事
- (11) 死体の見分・検視に関する事

第4款 消防本部、消防署、消防団

1 災害予防

- (1) 消防施設・消防体制に関する事
- (2) 救助及び救援体制に関する事
- (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事
- (4) 消防知識の啓発に関する事
- (5) 団員の能力の維持・向上に関する事

2 災害応急対策

- (1) 火災発生時の消火活動に関する事
- (2) 水防活動への協力・援助に関する事
- (3) 被災者の避難・救助・救援に関する事
- (4) 被害に関する通信連絡及び調査に関する事
- (5) 応急手当の普及に関する事
- (6) 町及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事

第5款 自衛隊

1 災害予防

- (1) 災害派遣計画の作成に関する事
- (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事

2 災害応急対策

災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

第6款 指定地方行政機関

1 九州管区警察局

- (1) 災害予防
警備計画等の指導に関する事
- (2) 災害応急対策
ア 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事

- イ 広域的な交通規制の指導調整に関する事
- ウ 他の管区警察局との連携に関する事
- エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- オ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- カ 警察通信の運用に関する事
- キ 津波予警報の伝達に関する事

2 九州財務局宮崎財務事務所

(1) 災害応急対策

- ア 災害時における金融措置に関する事
- イ 国有財産の無償貸付等の措置に関する事

(2) 災害復旧

- ア 被災施設の復旧事業費の査定の立会い等に関する事
- イ 地方公共団体に対する災害融資に関する事

3 九州厚生局

災害応急対策

- (1) 災害状況の情報収集、通信に関する事
- (2) 関係職員の現地派遣に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事

4 九州農政局

(1) 災害予防

- ア 米穀の備蓄に関する事
- イ 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
- ウ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事
- エ 応急用食料(米穀)の備蓄に関する事

(2) 災害応急対策

- ア 農業関係被害の調査・報告に関する事
- イ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事
- ウ 応急用食料の調達・供給に関する事
- エ 種子及び飼料の調達・供給に関する事

(3) 災害復旧

- ア 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指示に関する事
- イ 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関する事
- ウ 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関する事
- エ 土地改良機械の緊急貸付に関する事
- オ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
- カ 技術者の緊急派遣等に関する事

5 九州経済産業局

(1) 災害予防

- ア 地盤沈下の防止に関する事
- イ 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事

- (2) 災害応急対策
 - ア 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事
 - イ 罹災事業者の業務の正常な運営確保に関する事
 - ウ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事
- (3) 災害復旧
 - ア 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事
 - イ 被災中小企業の復旧資金の確保・あっせんに関する事
- 6 九州産業保安監督部
 - (1) 災害予防
 - ア 電気施設、ガス、火薬類等危険物の保安の推進に関する事
 - イ 各取扱事業者に対する予防体制の確立の指導等に関する事
 - ウ 鉱山の保安に関する監督指導に関する事
 - エ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事
 - (2) 災害応急対策
 - ア 電気施設・ガス及び火薬類等の保安確保に関する事
 - イ 鉱山における応急対策の監督指導に関する事
- 7 九州運輸局(宮崎運輸支局)
 - (1) 災害予防
 - ア 交通施設及び設備の整備に関する事
 - イ 宿泊施設等の防災設備に関する事
 - (2) 災害応急対策
 - ア 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事
 - イ 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
 - ウ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事
 - エ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事
 - オ 緊急輸送命令に関する事
- 8 九州森林管理局(西都児湯森林管理署)
 - (1) 災害予防
 - ア 国有保安林・治山施設の整備に関する事
 - イ 林野火災予防対策の整備に関する事
 - (2) 災害応急対策
 - ア 林野火災対策の実施に関する事
 - イ 災害対策用材の供給に関する事
 - (3) 災害復旧
 - 復旧対策用材の供給に関する事
- 9 宮崎海上保安部(日向海上保安署)
 - (1) 災害予防
 - ア 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事
 - イ 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関する事
 - (2) 災害応急対策
 - ア 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事
 - イ 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関する事

- ウ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- エ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること

10 宮崎地方気象台

災害予防

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること

12 九州総合通信局

(1) 災害予防

- ア 非常通信体制の整備に関すること
- イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること

(2) 災害応急対策

- ア 災害時における電気通信の確保に関すること
- イ 非常通信の統制、管理に関すること
- ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
- エ 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること

13 宮崎労働局

(1) 災害予防

- ア 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること
- イ 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること

(2) 災害補償対策

- 労働者の業務上の災害補償保険に関すること

(3) 災害応急対策

- ア 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊及び地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること
- イ 復旧工事における労働災害の防止に関すること

14 九州地方整備局

国土交通大臣が直接管理する河川及び道路等について、下記の措置をとる。

（宮崎河川国道事務所 河川：高鍋出張所 道路：宮崎維持出張所）

(1) 災害予防

- ア 小丸川水系の災害予防に関すること
- イ 気象観測通報についての協力に関すること
- ウ 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- エ 災害危険区域の選定又は指導に関すること
- オ 防災資機材の備蓄及び整備に関すること
- カ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること
- キ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
- ク 水防警報等の発表及び伝達に関すること

(2) 災害応急対策

- ア 小丸川水系の災害時における応急対策に関する事
- イ 国道10号の災害時における応急対策に関する事
- ウ 洪水予警報の発表及び伝達に関する事
- エ 水防活動の指導に関する事
- オ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- カ 災害広報に関する事
- キ 緊急物資及び人員輸送活動に関する事
- ク 海上の流出油に対する防除措置に関する事

(3) 災害復旧

- ア 小丸川水系の災害復旧に関する事
- イ 国道10号の災害復旧に関する事
- ウ 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事

(4) その他

国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関する事

第7款 指定公共機関

1 日本郵便株式会社(高鍋郵便局)

災害応急対策

- (1) 災害時における郵便業務の確保に関する事
- (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事

2 九州旅客鉄道株式会社

(1) 災害予防

- ア 鉄道施設の防火管理に関する事
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事

(2) 災害応急対策

- ア 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事
- イ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事

(3) 災害復旧

被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

3 西日本電信電話株式会社(宮崎支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、楽天モバイル株式会社

(1) 災害予防

- ア 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- イ 応急復旧用通信施設の整備に関する事

(2) 災害応急対策

- ア 津波警報及び気象警報の伝達に関する事
- イ 災害時における重要通信に関する事

ウ 災害関係電報及び電話料金の減免に関すること

4 日本銀行（宮崎事務所）

災害予防・災害応急対策

災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関すること

5 日本赤十字社（宮崎県支部）

(1) 災害予防

ア 災害医療体制の整備に関すること

イ 災害医療用薬品等の備蓄に関すること

(2) 災害応急対策

ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること

イ 避難所での活動及び義援金品の募集並びに配分等の協力に関すること

6 日本放送協会（宮崎放送局）

(1) 災害予防

ア 防災知識の普及に関すること

イ 災害時における放送の確保対策に関すること

(2) 災害応急対策

ア 気象予警報等の放送周知に関すること

イ 避難所等への受信機の貸与に関すること

ウ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること

エ 災害時における広報に関すること

(3) 災害復旧

被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

7 西日本高速道路株式会社（九州支社都城管理事務所）

(1) 災害予防

管理道路の整備と防災管理に関すること

(2) 災害応急対策

管理道路の疎通の確保に関すること

(3) 災害復旧

被災道路の復旧事業の推進に関すること

8 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

(1) 災害予防

緊急輸送体制の整備に関すること

(2) 災害応急対策

災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

(3) 災害復旧

復旧資材等の輸送協力に関すること

9 九州電力（株）（高鍋営業所）、九州電力送配電（株）（高鍋配電事業所）

(1) 災害予防

電力施設の整備と防災管理に関すること

(2) 災害応急対策

災害時における電力の供給確保に関すること

- (3) 災害復旧
被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
- 10 原子力事業者（九州電力（株））
 - (1) 災害予防
 - ア 原子力施設における原子力災害の発生防止に関する措置に関する事
 - イ 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関する事
 - (2) 災害応急対策及び災害復旧
 - ア 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関する事
 - イ 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関する事
 - ウ この計画に基づき、県、市町村その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関する事

第8款 指定地方公共機関

- 1 宮崎交通株式会社
 - (1) 災害予防・災害応急対策
 - ア 災害時における被災者のバスによる輸送の確保
 - イ 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
 - ウ 災害における学校、社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
- 2 宮崎日日新聞社
 - (1) 災害予防
 - ア 防災知識の普及に関する事
 - イ 災害時における報道の確保対策に関する事
 - (2) 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の報道周知に関する事
 - イ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
 - ウ 災害時における広報に関する事
 - (3) 災害復旧
被災報道施設の復旧事業の推進に関する事
- 3 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会
 - (1) 災害予防
緊急輸送体制の整備に関する事
 - (2) 災害応急対策
災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事
 - (3) 災害復旧
復旧資材等の輸送協力に関する事
- 4 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎
 - (1) 災害予防
 - ア 防災知識の普及に関する事
 - イ 災害時における放送の確保対策に関する事
 - (2) 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の放送周知に関する事
 - イ 避難所等への受信機の貸与に関する事

- ウ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- エ 災害時における広報に関する事

(3) 災害復旧

被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

5 児湯医師会及び西都市・西児湯医師会

災害予防・災害応急対策

- (1) 災害時における医療助産等救護活動に関する事
- (2) 負傷者に対する医療活動に関する事
- (3) 検死に関する事

6 宮崎県歯科医師会（西都児湯歯科医師会）

災害予防・災害応急対策

- (1) 災害時における歯科医療の実施
- (2) 身元不明遺体の個体識別の実施

7 宮崎県薬剤師会（西都支部）

災害予防・災害応急対策

災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給

8 宮崎県看護協会

災害予防・災害応急対策

災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施

9 宮崎県L Pガス協会（児湯地区L Pガス事業協同組合）

災害予防・災害応急対策

- (1) ガス供給施設の整備と防災管理に関する事
- (2) 災害時におけるガスの供給確保に関する事
- (3) 避難所へのガス設置に関する事

第9款 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

1 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団

災害予防・災害応急対策

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急給水への協力に関する事
- (2) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備に関する事
- (3) その他、町上下水道課に準ずる業務に関する事

2 児湯農業協同組合

災害予防・災害応急対策

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
- (2) 農作物災害応急対策の指導に関する事
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっせんにに関する事
- (4) 被災農家に対する融資のあっ旋に関する事

3 児湯広域森林組合

災害予防・災害応急対策

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
- (2) 被災組合員に対する融資のあっせんにに関する事

4 小丸川漁業協同組合

災害予防・災害応急対策

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 被災組合員に対する融資又は融資のあっせんに関すること

5 高鍋商工会議所

災害予防・災害応急対策

- (1) 災害時における物価安定についての協力に関すること
- (2) 救助用及び復旧資材の確保についての協力に関すること
- (3) 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること

6 高鍋地区建設業協会

災害予防・災害応急対策

- (1) 土木建築工事に関わる災害応急及び災害復旧についての協力に関すること
- (2) 災害救助用及び復旧用工作機器の確保についての協力に関すること
- (3) 下水道管施設の復旧

7 高鍋町管工事業組合

災害予防・災害応急対策

上下水道管施設の復旧についての協力に関すること

8 東児湯電気工事業協同組合

災害予防・災害応急対策

電気施設の復旧についての協力に関すること

9 高圧ガス、危険物等関係施設の管理者

災害予防・災害応急対策

災害時における危険物等の保安処置及びガス等燃料の供給に関すること

10 生活協同組合、各種社会福祉団体、自治公民館連絡協議会、老人クラブ連合会、婦人連絡協議会等の団体、地域住民組織、その他公共的な活動を営むもの

災害予防・災害応急対策

町が行う防災活動に対して公共的業務の協力に関すること

11 高鍋町社会福祉協議会

災害予防及び災害応急対策

ボランティア活動の支援に関すること

12 小丸川土地改良区、一ツ瀬川土地改良区、尾鈴土地改良区

災害予防・災害応急対策

- (1) 土地改良施設の整備に関すること
- (2) 農地湛水の防排除活動に関すること
- (3) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧に関すること

13 金融機関

災害予防・災害応急対策

被災事業者等に対する資金融資

14 病院等医療施設の管理者

災害予防・災害応急対策

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導

- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

15 社会福祉施設の管理者

災害予防・災害応急対策

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

16 学校法人

災害予防・災害応急対策

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練
- (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

第3節 住民の責務

基本法の平成25年の改正により「地方公共団体の住民は、基本理念に則り、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動に参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。(基本法第7条第3項)」と定められたところである。

町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に立ち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等防災対策に必要な活動に努めなければならない。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与しなければならない。

第4節 災害に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定及び防災体制等について継続的な調査研究を実施する。

調整用空白ページ

第8章 高鍋町防災会議・町災対本部運用計画

第1節 高鍋町防災会議運用計画

基本法第16条の規定及び高鍋町防災会議条例（平成26年条例第12号）に基づき、町長を会長とする高鍋町防災会議（以下「防災会議」という。）を設置し、町防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。

第1款 組織

町防災会議の組織は、次のとおりとする。

- 1 会長は、町長をもって充てる。
- 2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める者

3 専門委員

防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が委嘱する。

第2款 所掌事務

町防災会議は、次の事務をつかさどる。

- 1 町防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- 2 高鍋町水防計画について審議すること
- 3 町長の諮問に応じて、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- 4 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- 5 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属すること

第2節 町災対本部組織計画

町長は、町域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町災対本部を設置する。町災対本部は本部長、副本部長のもとに対策部長を、そのもとに班長を配備し、消防本部・消防署、消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら、災害予防及び災

害応急対策を実施する。具体的な組織計画については、「第2編 共通災害対策編」に記載する。
また、機構改革等により組織・課名等が変更になった場合、町災対本部の組織構成の見直しを図る。

災害対策基本法（抜粋）

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

(1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

(2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

調整用空白ページ

第 2 編

共通災害対策編

目次

第1章	災害予防計画	45
第1節	基本方針	45
第2節	災害に強いまちづくり	46
第3節	防災活動体制の整備	48
第4節	受援体制整備計画	49
第5節	防災施設、資機材等整備計画	50
第6節	避難場所等整備計画	61
第7節	災害備蓄物資等整備計画	66
第8節	避難行動要支援者の安全確保に関する 計画	68
第9節	気象等観測体制整備計画	72
第10節	自主防災組織整備計画	73
第11節	災害ボランティア活動環境整備計画	79
第12節	防災知識普及計画	80
第13節	訓練計画	85
第2章	災害応急対策計画	89
第1節	活動体制の確立	89
第2節	動員配備計画	101
第3節	被害情報等収集伝達計画	103
第4節	受援活動計画	115
第5節	救出救助計画	126
第6節	消防計画	126
第7節	医療救護計画	131
第8節	緊急輸送計画	138
第9節	避難計画	143
第10節	食料・飲料水及び生活必需品等の 調達供給計画	171
第11節	防疫、清掃、衛生対策計画	177
第12節	行方不明者等の搜索、遺体収容埋葬 計画	183
第13節	警備計画	185
第14節	交通対策計画	186
第15節	障害物除去計画	189
第16節	災害広報計画	190
第17節	気象予報・警報等伝達計画	194
第18節	災害ボランティア活動支援計画	200
第19節	救助法適用計画	203
第20節	文教対策計画	211
第21節	要員確保計画	215
第22節	義援金品計画	218
第3章	災害復旧・復興計画	222
第1節	災害復旧・復興事業の推進計画	222

第2節	被災者の生活再建等の支援	227
第3節	被災中小企業の復興、その他経済復興 の支援	242

節	款	項 目	担 当	頁	
第 1 章 災害予防計画					
1 基本方針	1 重点的推進対策		危機管理課	45	
	2 人命損失防止及び重度の生活障害防止対策の推進				
	3 防災力の向上				
	4 効果的な応急対策のための事前対策の推進				
2 災害に強いまちづくり	1 基本方針		危機管理課	46	
	2 市街地の防災構造化対策	1 土地区画整理	地域政策課、建設管理課、上下水道課		
		2 建築物の共同化と不燃化			
	3 用途地域指定計画	1 現況	建設管理課		
		2 計画目標			
	4 公園・緑地整備計画	1 現況	建設管理課	47	
		2 計画目標			
	5 開発規制や建築物不燃化等による防災対策	1 現況	建設管理課、消防本部、消防署、消防団		
		2 計画目標			
	3 防災活動体制の整備	1 基本方針			危機管理課、総務課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団
2 災害応急体制の整備		1 現況			
		2 計画目標			
4 広域応援体制整備計画	1 基本方針		危機管理課	49	
	2 現況			50	
	3 市町村間の相互協力体制の整備		危機管理課、消防本部、消防署、消防団		
	4 県、町と自衛隊との連携体制の整備		危機管理課、県、自衛隊		
	5 消防関係機関の連携体制の整備		危機管理課、消防本部、消防署、消防団		
	6 応援活動のための体制整備		危機管理課		
	5 防災施設、資機材等整備計画	1 基本方針		危機管理課	51
2 防災中枢機能等の確保・充実		1 現況			
		2 計画目標			
3 災害時用ヘリポートの整備		1 現況	危機管理課、社会教育課	53	
		2 災害時ヘリポートの整備			
		3 災害時ヘリポートの要件			
4 装備資機材等の整備充実		1 現況	危機管理課、消防本部、消防署、消防団	54	
		2 計画目標			
		3 必要な資機材の配置			
5 医療救護体制の整備		1 現況	危機管理課、福祉課、健康保険課	55	
		2 計画目標			
6 水防施設・設備整備計画		1 現況	危機管理課、消防本部、消防署、消防団	56	
		2 計画目標			
7 情報通信施設等整備計画		1 基本方針	危機管理課	九州電力株式会社、危機管理課、消防本部、消防署、消防団	57
		2 無線通信施設の整備			
		3 町の無線通信施設			
		4 消防救急無線			
		5 県防災情報通信施設			
		6 関係機関の無線			
	7 有線通信設備（災害時用公衆電話）の整備	危機管理課、西日本電信電話株式会社	58		
	8 防災相互通信用無線の活用	危機管理課			
	9 情報収集・伝達体制の整備	危機管理課、消防本部、各防災関係機関等			
	10 被害情報の早期収集体制の整備				
	11 通信設備の整備				
	12 報道機関との連携	59			
	13 各種防災情報システムの整備		危機管理課	60	

6 避難場所等整備計画	1 基本方針	1 指定緊急避難場所	危機管理課、福祉課、健康保険課、建設管理課、上下水道課、社会教育課、教育総務課、各施設管理者	61
		2 指定避難所		62
		3 福祉避難所		
	2 避難場所等整備計画	1 現況	危機管理課、建設管理課、上下水道課、消防本部、消防団	64
		2 計画目標		
	3 避難路整備計画	1 現況	危機管理課、建設管理課、上下水道課、消防本部、消防団	65
		2 計画目標		
		3 避難路の選定		
		4 避難路の整備		
7 災害備蓄物資等整備計画	1 基本方針		危機管理課、地域政策課、福祉課、健康保険課、建設管理課	66
	2 備蓄物資の整備計画	1 現況		
		2 計画目標		
		3 段階的な備蓄の方法		
		4 応急給水及びライフライン応急復旧体制の整備		
8 避難行動要支援者の安全確保に関する計画	1 基本方針	1 発災時間と対策との対応	危機管理課、福祉課、健康保険課、消防本部、消防署、消防団	68
		2 避難支援等関係者との協力体制の整備		
		3 避難行動要支援者としての外国人に対する配慮の必要性		
	2 社会福祉施設、病院等の対策	1 現況		69
		2 計画目標		
	3 避難行動要支援者の安全確保	1 地域における避難行動要支援者の把握		70
		2 個別支援計画の作成		
		3 組織体制の整備		
		4 防災設備等の整備		
		5 避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備		
9 気象等観測体制整備計画	1 基本方針		危機管理課、建設管理課、消防本部、消防署、消防団	72
	2 気象等観測体制の整備			73
	3 警報装置等の整備と警戒避難体制の整備			
10 自主防災組織整備計画	1 基本方針		危機管理課、消防本部、消防署、消防団	74
	2 自主防災組織育成計画	1 現況		
		2 計画目標		
		3 自主防災組織の構成等		
		4 自主防災組織への活動支援		
		5 自主防災組織の育成計画		
		6 リーダーの養成		
11 災害ボランティア活動環境整備計画	1 基本方針		危機管理課、町社会福祉協議会、福祉課、健康保険課	79
	2 災害ボランティアとの連携	1 現況		
		2 計画目標		
		3 受け入れ体制の整備		
		4 災害ボランティアとの連携体制の充実		
12 防災知識普及計画	1 基本方針	1 現況	危機管理課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団	80
		2 計画目標		
		3 災害時職員初動マニュアルの整備		
	3 住民に対する防災知識の普及	1 現況		81
		2 計画目標		
	4 児童生徒及び教職員に対する防災教育	1 現況		82
		2 計画目標		
	5 避難行動要支援者の災害に対する知識の習得支援	1 避難行動要支援者に対する防災教育・訓練の実施		83
		2 外国人に対する防災教育の実施		
	6 防災に関する調査研究等計画	1 現況	危機管理課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団	84
		2 計画目標		

			部、消防署、消防団	
1 3 訓練計画	1 基本方針		危機管理課	
	2 総合防災訓練	1 現況	各課、消防本部、消防署、消防団	
		2 計画目標		
	3 南海トラフ巨大地震に係る防災訓練			87
第2章 災害応急対策計画				
1 活動体制の確立	1 基本方針		危機管理班	89
	2 情報連絡本部、災害警戒本部及び町災対本部組織計画	1 情報連絡本部の設置		90
		2 災害警戒本部の設置		
		3 町災対本部の設置		
		4 町災対本部等の廃止		
		5 町災対本部設置及び廃止の通知並びに報告		91
	3 本部会議等の開催	1 情報連絡会議		
		2 本部会議（災害警戒本部及び災害対策本部）		
		3 調整会議		
	4 町役場非常時体制	1 町役場非常時体制		92
		2 非常時体制への移行		
		3 非常時体制への移行及び収束の決定		
		4 非常時体制における業務		
	5 町災対本部の組織及び災害対策応急業務	1 組織系統		93
		2 各部の編成		94
		3 災害対策応急業務		96
	6 現地災対本部	1 現地災対本部の設置		99
		2 業務内容		
	7 意志決定権者代理順位			
	8 町災対本部職員の標識			100
	9 町災対本部等の設置施設			
2 動員配備計画	1 基本方針			
	2 町の動員配備計画	1 動員配備計画		101
		2 動員		102
		3 連絡不能時の処置		
		4 情報収集活動		
3 被害情報等収集伝達計画	1 基本方針		各班	
	2 被害情報の収集、伝達	1 情報総括責任者の指定等		103
		2 収集体制の整備		
		3 初期災害等情報の把握		
		4 各行政区被害情報の把握		
		5 被害情報の伝達		105
		6 被害情報の報告		
		7 被害種類別の情報収集、報告及び伝達方法		109
	3 被害情報の調査要領	1 被害の調査要領		110
		2 被害認定基準等		
		3 被害状況の速報		
		4 建物の全壊、流出等及び死傷者等が発生した場合		111
		5 被害調査等の応援		
	4 通信計画	1 災害時における通信連絡		
		2 通信手段の確保		112
		3 携帯電話、メール等の活用		
		4 非常無線通信の利用		
		5 その他の通信施設利用		
4 受援活動計画	1 基本方針		危機管理班	
	2 県市町村間等の応援要請	1 協定に基づく他市町村への応援派遣要請		115
		2 県に対する応援要請		117
	3 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請			
	4 応援の受け入れに関する措置	1 連絡体制の確保		118
		2 受け入れ体制の確保		
	5 他市町村に対する応援の実施	1 支援対策本部の設置		119
		2 被害情報の収集		

		3 応援の実施		120
		4 被災者受け入れ施設の提供等		
	6 自衛隊災害派遣要請計画	1 基本方針		
		2 災害派遣要請基準		
		3 自衛隊の自主派遣の判断基準		121
		4 派遣要請要領		
5 救出救助計画	7 他機関に対する応援要請	1 応援協定	危機管理班、福祉班、消防本部、消防署、消防団	124
		2 応援の要請		125
	1 基本方針	1 実施方法		126
		2 住民及び自主防災組織等の役割		
		3 救出部隊の受け入れ方法についての検討		
		4 救助の実施記録		
6 消防計画	1 基本方針	1 消防機関	消防本部、消防署、消防団、危機管理班、建設班、農業班	127
		2 住民及び自主防災組織等の役割		
	3 消防活動の実施	1 消防活動計画		128
		2 災害時の消防団の規模		
	4 林野火災応急対策	1 林野火災の通報		129
		2 消火活動体制		
		3 地上消火		130
		4 空中消火		
		5 空中消火の報告		131
		6 空中消火の実施に伴う経費の分担		
7 医療救護計画	1 基本方針		福祉班	131
		2 情報収集・連絡体制		
	3 医療体制	1 医療体制		133
		2 救護所の設置		
		3 医療救護活動		
		4 助産		
		5 医療、助産に必要な医薬品等の調達		
		6 広域的医療救護活動の検討		135
		7 費用の範囲と負担区分		
		8 補償		
	4 搬送体制の確保	1 傷病者の搬送		136
		2 医療救護スタッフの搬送		
		3 医薬品等の医療物資の輸送		
	5 救助法に基づく措置	1 医療・助産の対象者		137
		2 医療・助産の範囲		
		3 医療・助産の実施方法		
	6 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策	1 災害時の迅速な通報		138
		2 対策本部の設置		
		3 救急医療の範囲		
		4 救急医療体制		
		5 傷病者の搬送		
		6 傷病者の収容		
8 緊急輸送計画	1 基本方針		危機管理班、財政班	139
		2 輸送対象の想定		
		1 災害発生後の各段階において優先されるもの		140
		2 輸送の方法		
		3 輸送力の確保		
		4 J R九州における鉄道輸送		
		5 船舶輸送		
		6 航空機輸送		
		7 人力輸送		
		8 輸送力の確保手順及び確保要領		
	3 緊急通行車両の確認	1 緊急通行車両の事前届出		141
		2 緊急通行車両申請手続		
		3 緊急輸送の実施		
9 避難計画	1 基本方針	1 避難行動	各班	143
		2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに自主避難所の区分		
		3 避難指示等の対象とする避難行動		
	2 避難指示等の発令及び伝達	1 避難指示等の発令権者		144
		2 避難指示等の発令基準		
		3 避難指示等の伝達		148

		4 警戒区域の設定	危機管理班、建設班、財政班 各班	149
		5 避難指示等の周知		
		6 浸水想定区域における措置		
		7 浸水想定区域における避難指示等		
	3 避難誘導及び移送	1 避難活動の流れと準備		150
		2 避難誘導		
		3 避難誘導時の留意点		
		4 避難状況の報告		
	4 避難所等の開設及び運営	5 避難所等及び自主避難所		151
		1 指定避難所の開設		152
		2 指定避難所の運営		156
		3 避難者、在宅被災者の把握		157
	5 自主避難所の開設及び運営	1 自主避難所の開設		158
		2 自主避難所の運営		159
		3 避難者の状況把握		
	6 応急仮設住宅建設等計画	1 基本方針		165
		2 仮設住宅・住宅応急修理体制		
	7 災害時避難行動要支援者等を考慮した避難対策	1 避難行動要支援者と避難支援等関係者		166
		2 個別計画の策定		
		3 避難のための情報伝達		
		4 災害発生直後の対策		
		5 避難支援等関係者の安全確保		
		6 避難行動要支援者名簿の平常時から の提供に不同意であった者の避難支援		
		7 避難行動要支援者の安否確認の実施		
		8 避難所での対策		
		9 在宅における避難行動要支援者の把握		
		10 福祉避難所の指定・設置と管理、運営		167
		11 学校、病院等の避難対策		
10 食料・飲料水及び生活必需品等の調達供給計画	1 基本方針		福祉班、財政班	171
	2 食料の供給	1 実施責任者		
		2 食料供給活動の流れ		
		3 炊出し等の給与		
		4 給与の種類、対象者及び期間等		
		5 調達・援助された食料の受け入れ、 配給のための拠点となる施設の確保		172
	3 飲料水の供給及び給水の 実施	1 飲料水の供給		
		2 応急給水の実施		
		3 応援要請		173
	4 上水道施設災害応急対策	1 応急対策要員・資機材の確保		
		2 応急処置		
		3 上水道施設の応急対策		
		4 応急復旧対策要領		
	5 生活必需品等の供給	1 責任体制		174
		2 給与又は貸与の必要品目及び必要 量の判断		
		3 給与又は貸与の実施		
		4 救助法の規定による基準		
11 防疫、清掃、衛生対策計画	1 基本方針		福祉班、環境班	175
	2 防疫対策	1 防疫部隊及び検病調査部隊の設置		
		2 防疫措置情報の収集・報告		
		3 感染症予防活動		
		4 防疫活動		
		5 薬剤等の調達		
		6 他機関に対する応援要請		
		7 報告、記録、整備		
		8 その他		176
	3 清掃対策	1 清掃活動の実施		
		2 緊急汲取の実施		
		3 へい獣処理		
		4 がれきの処理		180
	4 下水道施設災害応急対策	1 応急対策要員・資機材の確保		
				181
				182

		2 下水道施設の応急対策		183
	5 衛生対策	1 食品衛生管理		
		2 入浴サービス及び仮設風呂の設置		
12 行方不明者等の捜索、遺体収容埋葬計画	1 基本方針		福祉班	184
	2 行方不明者等の捜索、遺体収容埋葬計画	1 行方不明者等の捜索		
		2 遺体の確認		
		3 遺体の埋火葬		
13 警備計画		4 記録の保存	危機管理班	185
	1 基本方針			
	2 町の役割	1 応急対策措置の実施		
14 交通対策計画		2 警察への協力要請	高鍋警察署	186
	3 警察の任務			
	1 基本方針		建設班	187
	2 陸上の交通対策	1 被害状況の把握		
		2 交通規制の実施		
		3 道路の確保		
		4 災害応急対策のための交通規制		
		5 車両運転者の責務の周知		
	3 帰宅困難者への対応	1 帰宅困難者対策	危機管理班	188
		2 情報・収集伝達体制の構築		
		3 安否確認手段の確保		
		4 飲料水・食糧等の備蓄		
		5 代替交通手段の確保		
15 障害物除去計画		6 住民への啓発	危機管理班、環境班	189
	1 基本方針			
	2 障害物の除去	1 責任体制		
		2 障害物除去の対象		
		3 障害物除去の方法		
		4 障害物除去の協力依頼		190
		5 資機材及び人員の確保		
		6 除去した障害物の処理		
		7 費用の負担等		
		8 記録		
16 災害広報計画	1 基本方針		危機管理班、商工班、避難班	191
	2 広報体制の整備	1 広報体制の整備		
		2 広報施設の整備・拡充		
		3 住民等からの問い合わせに対する対応		
	3 広報要領	1 住民に対する広報		
		2 報道機関に対する広報及び報道要請実施要領		
	4 広報の実施方法			
17 気象予報・警報等伝達計画	1 基本方針		危機管理班、消防本部、消防署、消防団	192
	2 予報・警報等の種類・基準	1 注意報・警報の種類及び発表基準等		
		2 各情報の基準		
		3 注意報・警報の地域細分発表について		
		4 気象情報の役割		
		5 火災気象通報		
		6 火災警報	危機管理班	193
	3 注意報・警報等の通報・伝達系統	1 異常現象発見時の通報		
		2 気象予報・警報等伝達計画		
		3 町から住民への周知方法		
18 災害ボランティア活動支援計画	1 基本方針		危機管理班、福祉班、町社会福祉協議会	194
	2 災害ボランティア活動の受け入れ	1 受け入れ窓口の設置		
		2 災害ボランティアの参加協力		
		3 登録・活動体制の確立		
		4 活動環境の整備		197
	3 災害ボランティア活動の内容			
	4 災害ボランティア支援・連携	1 情報交換		
		2 活動拠点等の提供		
		3 災害ボランティア準備体制		
		4 ボランティア保険への加入		
19 救助法適用計画		5 災害ボランティア活動体制		
	1 基本方針		各班	200
	2 救助法の適用基準等	1 救助法の適用基準		

		2 滅失世帯の算定方法及び認定		204
		3 被害認定基準		205
	3 救助法の適用手続	1 救助法の適用要請		
		2 適用の特例		206
	4 救助の実施	1 救助の実施		
		2 救助の種類		207
		3 整備すべき書類		
	5 災害救助による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準			208
	6 基本法の定める応急措置	1 応急処置についての責任		
		2 出動命令		
		3 事前措置		
		4 警戒区域の設定権		
		5 工作物等の使用、収用等		
		6 工作物等の除去		
7 公用負担				
8 従事命令				
9 応援要求等				
10 職員の派遣要請等				
11 委員会・委員等の応急処置	211			
20 文教対策計画	1 基本方針		学校教育班、社会教育班、各小中学校長	212
	2 学校教育対策	1 実施責任者		
		2 事前措置		
		3 災害発生時における対応		
		4 児童生徒の安全確保		
		5 文教施設の確保		
		6 応急教育の実施		
		7 学用品等の配給		
		8 学校給食等の処置		
		9 学校の衛生管理		
		10 転学措置及び進路指導		
	11 学校等が避難所となった場合の学校の措置			
3 文化財応急対策		213		
		214		
		215		
21 要員確保計画	1 基本方針		危機管理班、建設班	216
	2 要員等の確保	1 要員確保の手段		
		2 作業種別		
		3 あっせん依頼事項		
	3 公共職業安定所等の要員確保	1 雇上げの範囲		
		2 雇用方法		
3 賃金支払の場合		217		
22 義援金品計画	1 基本方針		財政班	218
	2 義援金品の受け入れ	1 義援物資の受け入れ		
		2 義援金の受け入れ		
		3 受付方法		219
第3章 災害復旧・復興計画				
1 災害復旧・復興事業の推進計画	1 基本方針		各担当課	222
	2 復興計画	1 災害復興対策本部の設置		
		2 災害復興方針・計画の策定		
		3 災害復興事業の実施		
	3 復旧事業計画	1 公共土木施設災害復旧事業計画		223
		2 農林水産業施設災害復旧事業計画		
		3 都市施設災害復旧事業計画		
		4 住宅災害復旧事業計画		
		5 文教施設災害復旧事業計画		
		6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画		
		7 医療施設災害復旧事業計画		
		8 企業災害復旧事業計画		
		9 公用財産災害復旧事業計画		
		10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画		
	4 復旧計画に伴う財政援助	1 一部負担又は補助される災害復旧事業		224
		2 激甚災害に係る財政援助措置		

2 被災者の生活再建等の支援	1 基本方針		危機管理課	227	
	2 住宅確保の支援	1 既設町営住宅の復旧	建設管理課、地域政策課	228	
		2 仮設住宅の建設			
		3 住宅の修繕、建設の融資			
	3 雇用機会の確保		地域政策課	229	
	4 災害相談窓口		危機管理課		
	5 税対策等による被災者の負担の軽減	1 町税の減免等の措置			230
		2 県税の減免等の措置			
		3 国税の減免等の措置			
		4 介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免等の措置		231	
		5 公共料金等の特例措置			
	6 生活確保資金の融資等	1 災害弔慰金等の支給	福祉課、健康保険課、町社会福祉協議会	232	
		2 生活福祉資金		236	
		3 母子寡婦福祉資金			
		4 生活保護			
		5 被災者生活再建支援制度			
	7 罹災証明の発行	1 罹災証明の発行手続き	危機管理課、建設管理課	238	
		2 被害家屋調査の準備			
		3 被害家屋調査の実施			
		4 罹災証明の対象		239	
		5 罹災台帳の作成			
		6 罹災証明を行う者			
		7 罹災証明書の発行			
		8 再調査の申し出と再調査の実施			
		9 被害家屋の判定基準			
		10 罹災証明に関する広報			
3 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	1 基本方針		地域政策課	242	
	2 中小企業の復興支援	1 町の措置			
	3 農林水産業の復興支援	2 県の措置	農業政策課	243	
		1 農林漁業関係融資の種類			
		2 農業関係			
		3 林業関係			244
	4 水産業関係				

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

防災関係機関は、各種災害対策編等（第3編～第8編）に定めるもののほか、特に、本編に定める事項に留意して、各種災害予防のための事業を検討する。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、さまざまな対策を組み合わせることによって、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から、災害に備える「減災」の考え方を基本とする。

第1款 重点的推進対策

災害時には、「第1編 総則 第5章 災害の想定」で示したような種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。

第2款 人命損失防止及び重度の生活障害防止対策の推進

激甚な災害では、次表のような人命損失危険及び重度の生活障害が広範囲に発生する。それらを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

《人命損失危険及び重度の生活障害》

危険等	内容
人命損失危険	1 倒壊家屋の下敷き・生き埋めによる人命危険 2 転倒落下家具による人命危険 3 ブロック塀等の倒壊による人命危険 4 火災による人命危険 5 土砂災害による（生き埋め）人命危険 6 洪水又は津波による人命危険 7 高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険 8 重症患者・重い持病のある人のライフラインの損壊や適切な診療機会の喪失に伴う人命危険
重度の生活障害 生活の長期制約	1 重傷に伴う生活障害 2 長期の避難所生活 3 長期の応急仮設住宅生活 4 長期に渡る生活再建の困難 5 ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期制約 6 その他の生活上の重度な制約（例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理等の重度な制約）

第3款 防災力の向上

大規模な災害時には防災関係機関だけでは対応できないことから、防災関係機関における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織及び事業所等の防災力の向上を推進する。

第4款 効果的な応急対策のための事前対策の推進

災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。

第2節 災害に強いまちづくり

第1款 基本方針

都市災害を予防するためには、個々の災害危険箇所等の対策と同時に、土地利用の規制、都市計画道路の整備といった総合的な都市基盤整備事業を通じて、防災対策を進めていく必要がある。

都市計画区域内においては、災害時に避難場所となる公園・緑地の確保を促進するとともに、避難路となる道路幅員の確保を図る等、災害に強い都市基盤の整備に努める。

第2款 市街地の防災構造化対策

1 土地区画整理

土地区画整理事業の必要な地域は、老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難及び備蓄等の機能を有する公共及び公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設の整備を検討する。

2 建築物の共同化と不燃化

低層の密集住宅地においては、土地区画整理事業等の面的整備と合わせて老朽化建築物を中心に建て替え等を促進し、防災上有効に機能する道路、公園等の確保を図るとともに、建築物の不燃化を促進する。

第3款 用途地域指定計画

1 現況

本町の都市計画区域は、昭和13(1938)年8月16日に計画決定され、その後6回の変更を経て、平成10(1998)年6月1日、都市計画区域の拡大により、指定面積1,978ha、用途地域540haとなっている。

本町においては、既成市街地との連携道路、生活用水、水路、排水路、交通の問題点等、防災施設や都市生活関連施設の不備等が見受けられる。

2 計画目標

市街地の防災機能を高めるために、国土利用計画法を始め、建築基準法、都市計画法、農地法、道路法、河川法等の関連法令を総合しながら、安全で快適な住環境と自然環境が調和した土地利用計画を確立し、開発・保全・整備の方針を定めて対応していく。

- (1) 都市の防災機能を高めるため、都市計画区域・用途地域の見直し、その他関連事業については、国・県採択基準方針に基づき、町の国土利用計画に沿って、関係機関と十分な調整に努めながら推進する。
- (2) 用途地域の再検討の際には、国土利用計画法の趣旨を十分に尊重した上で、町全域を広域的にとらえた防災環境の保全という観点からの無秩序な開発と都市化を防止する。
- (3) 地域発展と自然保護との調和を基調とした地域社会の防災機能の管理を行い、災害に強いま

ちづくりを行うための社会資本の向上に努める。

- (4) 密集市街地においては、避難や消火活動上支障のある狭あい道路の改善を図るため、地域の実情に応じた総合的な住環境整備を促進し、一定幅員以上の道路の確保を目指す。

第4款 公園・緑地整備計画

1 現況

本町には、公園・緑地等は23ヵ所あり、その内訳は、都市公園17ヵ所（公園15、緑地2）、その他の公園6ヵ所となっている。その中で大規模な公園としては、舞鶴公園や小丸河畔運動公園等が挙げられる。

2 計画目標

避難場所・避難路及び延焼遮断帯の機能を持つ公園・緑地等の保全と確保に努める。また、本町独自の歴史並びに自然環境を活かした、住民のレクリエーションの場として、あるいは都市の美化等その地域に応じた機能の公園を整備する。

- (1) 災害時における避難場所としての役割や延焼防止機能を持つ中核的な公園、施設等の整備を推進し、住民の憩いの場、自然との接触機会の充実を図れるオープンスペースの確保を推進する。また、街路樹の整備と狭あい道路の拡幅及び建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。
- (2) 避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。また、ブロック塀に変わる生垣等の緑化を推進し、生垣コンクールや記念植樹等、住民が緑化に関わることができる催し等の開催を継続して検討していく。
- (3) 大規模な公園は避難場所として指定し、小規模な公園は一時集合場所や防災活動拠点とする等の公園の整備を検討する。

第5款 開発規制や建築物不燃化等による防災対策計画

1 現況

本町では開発行為に関して、都市計画法における開発許可制度等により規制、指導を行い、無秩序な開発行為の抑制に努めている。

また「国土利用計画」に基づき、全町的な土地利用の将来的方向性と適切な土地利用に向けての環境づくりを行っているが、法規制の網に掛からない地域において宅地を主体とする開発が行われており、現行法規制等が必ずしも有効に機能していない状況も見られる。

一方、旧来からの市街地については家屋の密集が進み、消防車両の進入困難な道路狭あい地域が一部みられる。これらの地域においては、都市計画に則った地域全体での防災強化が必要である。

2 計画目標

- (1) 町は、「開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱」に基づき、一定規模以上の開発行為に対して行う県の指導に協力する。
- (2) 建物の不燃化を促進するための指導を強化する等、災害に強いまちづくりに取り組む。

第3節 防災活動体制の整備

第1款 基本方針

それぞれの防災機関において、実情に応じ、非常参集体制の整備、参集基準の明確化、連絡手段の確保及び参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、それぞれの防災機関の実情を踏まえ、必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟及び他の機関等との連携体制の確立を推進する。

第2款 災害応急体制の整備

1 現況

町では職員に対し、災害時の参集体制及び参集基準等を整備し、それらを記載した災害時職員初動マニュアルの作成・配布を行い、応急体制の周知に努めている。

2 計画目標

(1) 防災活動体制の整備

ア 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

イ 初動体制の確立

町災対本部や初動段階の職員参集基準、連絡手段の確保、参集手段の確保及び携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

ウ 職員の動員配備対策の充実

災害発生時の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

(ア) 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん、家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に抑えるように努める。

(イ) 災害対策職員用通信手段の確保

町災対本部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討していく。

(ロ) 災害時職員初動マニュアル等の整備

誰もが手際よく町災対本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

エ 地域の防災中枢機能等の確保・充実

災害発生後に避難所等となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育並びに訓練及び防災資機材や物資備蓄等の整備並びに拡充を推進する。

(2) 救急救助体制の整備

ア 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

(ア) 救急・救助体制の充実

(イ) 初動医療体制の確立

(ウ) 医療支援体制の確立

(エ) 災害医療情報通信ネットワークの整備

イ 緊急輸送活動体制の充実

災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

(ア) 交通ネットワークの整備

a 骨格的な幹線道路の整備

b 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保

c 防災上重要な道路改良の実施

d 橋梁等の安全対策の実施

e 災害時用臨時ヘリポートの整備

(イ) 輸送対策

車両の活用、物資調達業者又は民間運送業者への輸送協力要請

(3) 大規模地震（大津波）時における避難行動

ア 避難計画の整備

大規模地震が発生した場合における津波による避難が必要と想定される地区別の避難場所、避難路その他具体的な避難方法等について、避難計画、マニュアル等の整備検討を行う。また、被害想定に対応した訓練を行い、課題等の検証を通じて避難計画の見直し等を行う。

イ 避難対策の早期実施

町は、観光客や海岸部における就労者等の避難誘導計画を作成する。予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、事前対応を検討し、関係者に周知する。

ウ 防災意識の啓発

居住者及び観光客等が、地震発生時に的確な避難を行うことができるように、ハザードマップの作成・周知、ワークショップの開催など、津波からの避難に関する意識を啓発する。

(4) 町と自衛隊との連携体制

町と自衛隊は、大規模災害が発生した場合における災害派遣活動の円滑な実施を目的として、相互の情報連絡体制、災害派遣要請の手順等を協議し、平常時から連携体制の強化を図る。

第4節 受援体制整備計画

第1款 基本方針

大規模災害における応急対策を、より迅速・的確に実施するためには、受援体制が不可欠であることから、町は、各関係機関と相互応援の協定を締結する等、平素から受援体制を整備しておく。

第2款 現況

本町では、大規模な自然災害に迅速かつ的確に対応できるように、「宮崎県市町村防災相互応援協定」（H8.8.29）、「西都児湯広域市町村における災害時相互支援に関する協定」（H20.10.6）、「姉妹都市災害時相互応援協定」（H8.2.10）（米沢市）及び「大規模災害等の相互応援に関する協定書」（H27.3.31）を締結して、広域での応援体制を強化している。

また、消防機関（消防本部、消防署）では、消防の相互応援協定が締結されている。特に、広域的なものとして「宮崎県消防相互応援協定」（H7.6.19）がある。

第3款 市町村間の相互協力体制の整備

町は、平素から「宮崎県市町村防災相互応援協定」等に基づく受援が円滑に行われるよう体制整備を推進するとともに、災害物資の供給協定、提供支援等に関する協定を県内外問わず各市町村及び関係機関と締結できるよう努めるとともに、土木・建築職などの技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第4款 県、町と自衛隊との連携体制の整備

町は、県及び自衛隊と防災訓練の実施等を通じ、平素から連携体制の強化を図り、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。県は平成25年2月に、県立農業大学校を県指定救助活動拠点として指定している。

第5款 消防関係機関の連携体制の整備

消防機関は、「宮崎県消防相互応援協定」による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第6款 受援活動のための体制整備

町は、被災市町村及び各関係機関より受援の要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルの整備を検討しておく。その際、職員が派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。また、総務省等において避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「被災市区町村応援職員確保システム」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を派遣する仕組みを各省庁が設けていることから、普段からこれらの活用を検討する。

第5節 防災施設、資機材等整備計画

第1款 基本方針

町及び防災関係機関は、災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備を有効適切に使用できるよう、次の事項により、施設及び資機材等の点検・整備、充実に努める。

- 1 現在整備されている防災施設・設備や資機材の現況を把握しておく。
- 2 防災施設・設備の機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に資機材の点検・整備を行う。
- 3 未整備あるいは不足している防災施設・設備や資機材の計画的な整備を図る。
- 4 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設・設備や資機材については、代替手段を検討しその整備を図る。
- 5 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先を予め定めておく。

第2款 防災中枢機能等の確保・充実

1 現況

防災機能を果たす施設の確保及び体制の整備を実施中である。

2 計画目標

(1) 防災機能を果たす施設、設備等

防災機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努める。その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことに配慮する。

また、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

(2) 組織体制（初動体制）の確立

災害発生時に職員が迅速に対応できるよう配備体制を敷くとともに、平素から配備基準等を確認し、毎年各課、各局及び各委員会（以下「各課等」という。）において災害応急対策連絡網を確認する。

第3款 災害時用ヘリポートの整備

1 現況

本町では、災害時における災害時用ヘリポートを選定している。災害時用ヘリポートは、次表のとおり。

《災害時用ヘリポート》

番号	災害時用ヘリポート名	所在地	施設管理者
1	小丸河畔運動公園多目的広場	持田6304番地28	社会教育課
2	消防本部	上江4526番地	東児湯消防組合
3	宮崎キャノン	南高鍋11700番地1	宮崎キャノン(株)
4	海老原総合病院	上江207番地	医療法人 宏仁会

（令和2年現在）

2 災害時用ヘリポートの整備

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる災害時用ヘリポートの整備に努める。

3 災害時用ヘリポートの要件

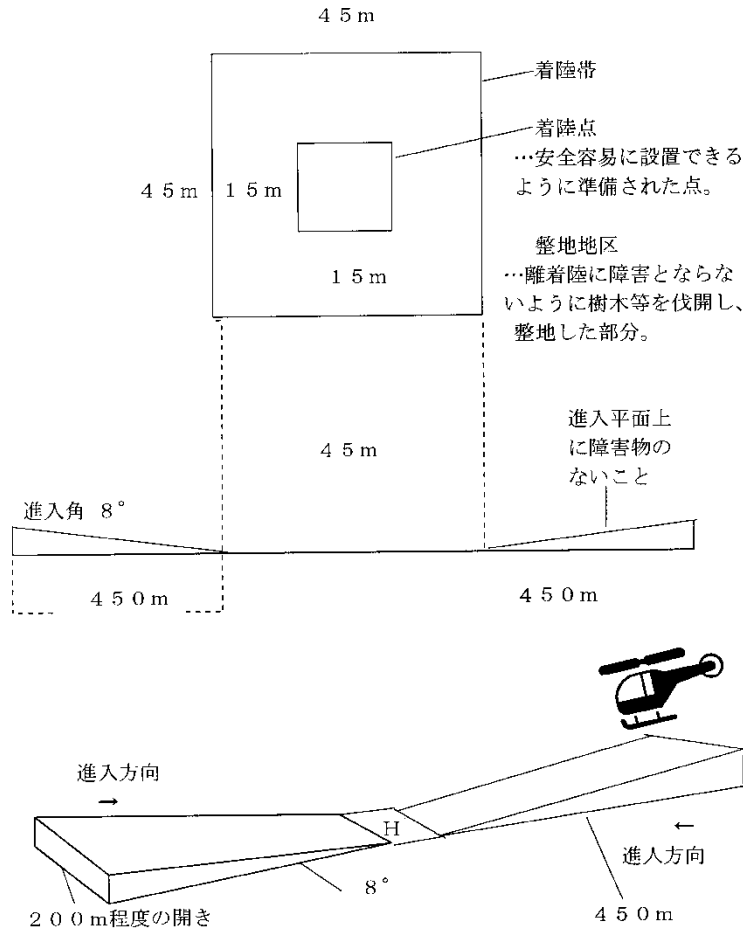
(1) 要件A（緊急用ヘリポート条件）

ア 離着陸のための必要最小限度の地積

- (ア) 45m×45mの地積は無障害地帯であること。
- (イ) 進入平面より上に障害物のないこと。

イ 地表面等の状況

- (ア) 地表面は、堅固であること(コンクリート、芝生は最適)。
- (イ) 十分に平坦であること。
- (ウ) 最大縦断勾配及び最大横断勾配は5%であること。
- (エ) 四囲にあまり障害物のないこと。
- (オ) 車両の進入路のあること。



(2) 要件B (林野火災用ヘリポート条件)

ア 地積

最低 10,000 (100m×100m) m² の広さを有し、平坦であること(地積はできれば 15,000m² 以上が望ましい。)。

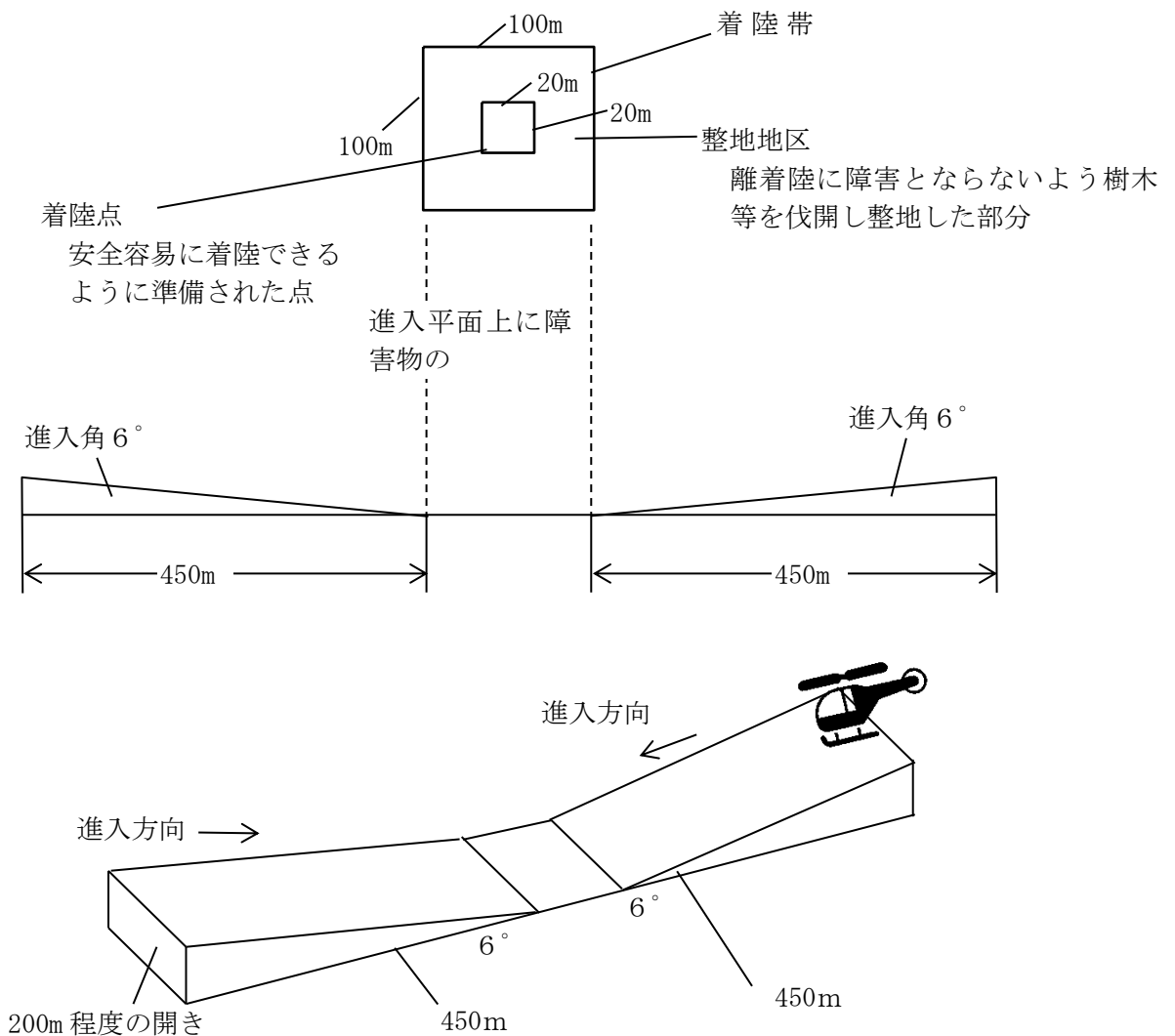
イ 水利

- (ア) 近くに水源があること。
- (イ) 水源は、最低 100 トンはあること。
- (ウ) 1m³/分以上の取水が可能であること。

ウ 車両の進入

資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること(10 トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。)。

【参考：CH47ヘリ離着陸のための必要最小限度の地積】



第4款 装備資機材等の整備充実

1 現況

本町が保有する災害用装備資機材等は、庁舎及び水防倉庫等に整備されている。

2 計画目標

応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を予め整備充実する。また、備蓄（保有）資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期する。

(1) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理する等整備しておく。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達を円滑に図るため、調達先の確認等の

措置を講じておく。

3 必要な資機材の配置

町及び防災関係機関は、災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備を有効適切に使用できるよう、次の事項により、施設及び資機材等の点検・整備、充実に努める。

- (1) 現在整備されている防災施設・設備や資機材の現況を把握しておく。
 - (2) 防災施設・設備の機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に資機材の点検・整備を行う。
 - (3) 未整備あるいは不足している防災施設・設備や資機材の計画的な整備を図る。
 - (4) 災害発生により、その機能が損なわれるおそれのある施設・設備や資機材については、代替手段を検討し、その整備を図る。
 - (5) 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先を定めておく。
- なお、装備資機材の確保は、次表のとおり。

《装備資機材の確保》

	資機材	町担当課等	応援要請機関
1	災害用装備資機材	・危機管理課・福祉課 ・健康保険課・消防団	・県危機管理局
2	水防資機材の備蓄	・建設管理課・危機管理課 ・水防団（消防団）	・高鍋土木事務所 ・宮崎河川国道事務所 ・国土交通省
3	救命・救助装備	・危機管理課・福祉課 ・健康保険課・消防団	・県危機管理局 ・郡医師会・県医師会
4	ライフライン復旧資機材	・上下水道課	・高鍋町管工事業組合

第5款 医療救護体制の整備

1 現況

本町には、病院が2施設、一般診療所が18施設、歯科医院が12施設の合計32の医療施設が存在する（令和1年10月15日現在）。

県では、二次医療圏毎に地域災害拠点病院を指定しており、西都児湯では「地方独立行政法人西都児湯医療センター」が指定されている。また、地域災害拠点病院の機能を強化し、さらに要員の訓練・研修機能を有した「基幹災害拠点病院」として県立宮崎病院及び宮崎大学医学部附属病院が指定されている。

2 計画目標

災害時における医療救護体制整備のため、本編 第2章 第7節において定めるほか、次の事項について検討し、関係諸機関に協力を要請する。

(1) 医療施設の把握

災害時に特定の医療機関へ傷病者が集中することのないよう、傷病の程度に応じた医療施設の把握を行う。

(2) 拠点病院施設整備

拠点病院について、次のとおり機能強化の要請を行う。

ア 情報収集、医療活動等に必要な通信設備

イ 迅速な救護班派遣のための救急医療用資機材、仮設テント及び多数の患者受け入れのための簡易ベッド等の整備

ウ 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置、医薬品・医療用材料、及び食料の備蓄等の整備

(3) 通信整備

発災後において医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者や医療品の現状等の収集情報の明確化を図るとともに、関係機関の連絡体制の強化を目的として、救急医療情報システムの整備を図る。

(4) 研修・訓練

大規模災害時の指揮連絡システムマニュアルを整備するとともに、町防災訓練において実践的な訓練を実施することに努める。

(5) 医療機関の災害対策

ア 救急医療体制の充実

救急医療体制の充実を関係機関に要請する。

イ 高次医療機関との連携

近隣の高次医療機関との連携を進め広域医療体制の強化を図る。

ウ 災害応急マニュアルの作成促進

各病院での災害応急マニュアルの作成促進を図るとともに、これに基づく自主訓練を行う等、病院レベルでの災害対策の整備促進を要請する。

エ 初動医療体制の確立

初動時期における関係機関と各医療機関相互の連携並びに早期の応急医療体制の確立を図る。また、トリアージ（負傷者選別）に基づく実践的な訓練の実施を検討する。

オ 救急・救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命・救助装備を整備する等、円滑な救急・救助体制の充実を図る。また、道路の被害や被災者の避難で陸路が混乱した場合や、緊急を要する場合には、ヘリコプターによる搬送等が有効であると考えられることから、ドクターヘリによる搬送体制の充実や自衛隊等関係機関との連携を図るものとする。

カ 医療体制の整備充実

(ア) 町民の医療需要に対し、必要なサービスを確保するため、医療機関相互の連携を図り、幅広い対応ができるような地域医療サービス体制の整備に努める。

(イ) 医師会等の協力を得て、休日や夜間の救急医療システムの充実に努める。

第6款 水防施設・設備整備計画

1 現況

本町内には、国土交通省管理1カ所、高鍋土木事務所管理1カ所、町管理1カ所の計3カ所の水防倉庫が設置しており、丸太、土のう袋等の水防資機材が整備されている。

水防資機材については、過去の浸水状況等を考慮し、十分な資機材が適切な場所に配置されているかどうか、十分な備えがあるかどうか等について検討し、水防活動に支障をきたすことが無いよう、その充実を図る必要がある。

2 計画目標

(1) 町は、災害時の水防に万全を期するため、県水防計画に定める基準に基づき、水防倉庫の整備を図るとともに、目標を設定して水防資機材の拡充を図る。

なお、水防倉庫備蓄基準等は、次表のとおり。

- (2) 災害が発生する可能性が高い地区で水防倉庫の新設を検討する。
- (3) 水防倉庫の資機材については、毎年点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等に努める。
- (4) 水防資機材の中で腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- (5) 水防資機材の不足する場合を予想して、予め調達方法や調達場所を検討しておく。

《水防倉庫備蓄基準等》

品名		単位	数量		品名	単位	数量	
			基準	現況			基準	現況
杉丸太	長 6 m 径 0.06m	本	50	0	スコップ	丁	20	20
杉丸太	長 3 m 径 0.06m	本	80	0	鍬	丁	4	0
杉丸太	長 2 m 径 0.06m	本	70	0	掛矢	丁	4	2
竹	長 6 m 径 0.03m	本	70	0	のこ	丁	4	3
空俵		俵	200	0	ペンチ（6インチ物）	本	6	0
かます		枚	200	0	担棒	個	20	0
むしろ		枚	100	0	てみ	個	20	0
縄（1巻3貫物）		玉	20	2	もっこ	個	20	0
鉄線		kg	60	0	懐中電灯	個	10	2
照明灯		個	2	2	槌	個	2	0
おの		丁	3	0	工業車	台	1	0
片ハンマー		丁	3	4	かすがい	本	30	0
土のう袋		枚		1000	防水シート	枚		5
ボール		本		10	油圧ジャッキ	台		1
チェンソー		台		1	鉋			3

資料：令和3年度宮崎県水防計画書

第7款 情報通信施設等整備計画

1 基本方針

防災関係機関は、災害時の初動応急活動対策に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備を図る。

2 無線通信施設の整備

(1) 現況

本町の無線通信施設は、町と県及び防災関係機関との緊密な連絡を行える防災行政無線等の施設が整備されているが、停電時の通信体制、限られた職員以外の操作の習熟等が課題となる。

(2) 計画目標

電話線の切断等で有線通信が途絶し、災害に係る情報の収集が困難となった場合、又は緊急に災害にかかる情報の伝達収集を行う必要がある場合は、以下に掲げる無線通信施設を利用し、情報の収集・伝達を図る。

3 町の無線通信施設

(1) 防災行政無線

防災行政無線とは、「災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、町において設置した無線通信設備」をいい、次によりその整備を推進する。

ア 各防災無線局の施設及び各機器の機能について定期的に保守点検を行い、非常時に備える。

イ 屋外拡声子局による情報伝達に加え、戸別受信機の配備を検討し、より確実な情報伝達の強化と充実に努める。

ウ バッテリーの充電不足や予期せぬ停電時に備えた非常用発電設備の点検整備に努める。

(2) 情報通信体制の活用

円滑な災害応急活動や住民の迅速な避難等が図れるよう、防災行政無線以外でも民間通信事業者による情報通信体制の活用を推進する。

(3) 異常気象時の通信手段の整備検討

異常気象時の電波障害等に起因する通信途絶の危険性を配慮した通信手段の整備を検討する。

(4) 通信設備優先利用の協定

町は、基本法第57条及び第79条に基づく通信設備の優先利用について、その必要を認める機関と予め協議しておくものとする。

(5) 防災行政無線の平常時活用

災害時における円滑な運用を図るため、平常時における一般行政事務連絡用としても防災行政無線システムを活用することで、その利用方法を習熟させる。

4 消防救急無線

消防救急無線は、消防本部の管轄区域内における事故や災害対応はもとより、市町村の消防の相互応援及び緊急消防援助隊による消防の応援等を含む消防救急活動に不可欠な無線通信網である。

(1) 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部、消防署、消防団が相互に通信することができる全国共通波無線通信設備の整備充実を図る。

(2) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

5 県防災情報通信施設

県、関係機関との防災情報通信ネットワークを整備し、災害情報の迅速化を図る。

(1) 災害に強い通信網を構築し、県、市町村、消防署間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確保する。

(2) 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報送受信機能の拡大を図る。

(3) 高度情報通信網を生かし、データ通信等の拡大を図る。

6 関係機関の無線

(1) 事業者が所有する無線通信設備について、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集できるよう、移動無線車並びに携帯無線機の利用等について、相互に協力、援護できる体制の整備に努める。

(2) アマチュア無線利用者の協力により非常通信や情報収集等を図る。

7 有線通信設備（災害時用公衆電話）の整備

(1) 現況

本庁内及び関係施設では、災害時用公衆電話回線として、現在17回線を（株）NTT西日本へ申請を行い、登録している。

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的

に通話が可能となっている。

なお、災害時における避難所への特設公衆電話の事前設置と利用について、平成26年9月にNTT西日本(株)宮崎支店と協定を締結している。

(2) 計画目標

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話が可能となっている。

(3) 整備項目

ア 防災関係機関は、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるよう(株)NTT西日本の規定に基づき、多様な有線回線の確保に努める。また、災害時優先扱いの電話等の有線通信設備の有効的な活動体制の整備を行う。

イ 町は電気通信設備の整備と防災管理に努め、有線通信設備を効果的に活用できるよう、電話網運営体制を整備し、災害時優先扱いの電話をさらに有効に活用できるように、庁内の使用回線は、優先順位を設定する。

ウ 携帯電話、衛星電話を活用した通信設備体制について検討する。

8 防災相互通信用無線の活用

(1) 現況

本町の防災相互通信用無線に替わり、町防災行政無線の拡充を進めている。

(2) 計画目標

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信無線電話を利用する。

(3) 整備項目

ア 防災相互通信用無線の整備を検討する。

イ 災害時の通信を円滑に、又迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備、充実を行う。

ウ 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備充実を図る。

9 情報収集・伝達体制の整備

(1) 現況

町では、無線設備及び有線設備の整備は拡充中である。それらをより有効に活用し、災害発生時の災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達を可能とする体制の整備が必要である。

(2) 計画目標

町及び防災関係機関が応急活動対策を早急に実施するためには、災害発生時の災害情報を、迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面のシステムを構築することが必要である。町は災害時における情報収集伝達体制を強化し、迅速かつ的確に収集・伝達・処理が行えるよう整備する。

また、夜間に災害が発生した場合や、被害が一部に限られた場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

(3) 災害情報連絡体制の整備

ア 通信連絡体制の確立

町及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

イ 通信連絡方法

通信連絡は、原則として防災行政無線、電話、FAX及び電子メール等を使用して行う。

また通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段を活用する。

10 被害情報の早期収集体制の整備

災害時の応急対策活動には、被害状況の早期把握が不可欠であるため、災害による被害情報の早期収集体制の整備を図る。

(1) 被害調査による情報収集

災害時に、電話の不通及び防災行政無線の一部不通等が起こった場合は、職員の自家用車利用の他、道路が遮断した場合には、職員が所有するオートバイ、自転車等を利用することも想定し、迅速に被害状況等の情報収集及び情報伝達を実施する。

(2) 郵便局への情報提供要請

「災害時における町内郵便局、町間の相互協力に関する覚書」により、町内郵便局の収集した被災状況や被災住民の避難先等に関する情報の提供を要請する。

(3) 自主防災組織等からの情報収集

各地区の被害状況を適確に把握するため、自治公民館、自主防災組織等の関係団体との連絡体制について整備充実を図る。

(4) アマチュア無線及びタクシー無線等からの情報収集

アマチュア無線クラブやタクシー無線取扱者等との災害時の情報収集に関する協力体制づくりを整備する。

(5) SNS等の活用による情報収集

公共のインターネット回線を利用するSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Twitter、Facebook及びLINE等））は、携帯端末に向けた情報発信及び携帯端末からの情報収集が容易であることから、SNSを活用した情報収集の活用を図る。

11 通信設備の整備

町及び防災関係機関は、防災拠点、公共機関、地域住民及び事業所等に対する被害情報等の収集、災害情報等の伝達体制を整備する。

(1) 消防・防災行政無線の拡充

災害時の情報収集伝達体制の確立、強化を図るため、災害時における非常通信手段として消防・防災行政無線の固定系・移動系の拡充、整備を図る。

(2) 非常用携帯電話の整備

災害時において機動性を持つ通信手段として、非常用携帯電話を整備する。

(3) 通信施設の安全化対策

災害時に災害情報システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全化対策を講じるものとする。

ア 非常用電源の確保

停電に備え、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを行う。

イ システムのバックアップ化

通信ネットワークシステムの多ルート化を進め、必要に応じて衛星通信の活用を検討する。

また、町庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるように、バックアップ体制を整備する。

ウ 転倒損傷への備え

災害通信機器の設置場所には、各種機器及び周辺に転倒防止措置を施すものとする。

12 報道機関との連携

災害時においては、気象情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等住民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより混乱を最小限にとどめる必要がある。その点を考慮すると、報道機関が果たす役割は極めて大きい。

このことから、災害時における報道について、県及び報道機関と災害時の協力体制について協議しておく必要がある。

13 各種防災情報システムの整備

(1) 現況

本町の各種防災情報システムの整備は、県危機管理局により、「災害対策支援情報システム」及び「防災情報共有システム」を整備し、運用を図っている。その他、全庁的な防災情報システム等の整備構築にあたっては、将来的な構想と運用等、様々な検討が必要である。

また、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、住民まで緊急情報を瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）の整備や災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「災害情報共有システム（以下「Lアラート」という。）の整備が完了している。

(2) 計画目標

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を検討する。

情報の収集・連絡体制を組織するにあたっては、災害に対応する各組織間で重複や漏れ、又特定の部局に過度の負担が生じたりすることのないように配慮することが基本である。

出先機関が存在する場合には、出先機関レベルで各所管行政に関する情報を集約して本庁災対本部と連絡をとるやり方と、出先から本庁各部局との間で個別に各々の所管に係わる情報を連絡し、本庁レベルで集約するやり方が考えられる。そのため、相互の通信手段の状況等も考慮し、実態にあった方法を取る。

情報連絡の方法に関しては、例えば情報連絡の任にあたる職員は誰にするか等、平常時にできるだけ具体的に定めておくことが重要である。

(3) 整備項目

防災関係機関は、災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、町災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの検討を図るとともに、防災情報システム体制の確立のための資機材の整備を検討する。

ア 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

既存の有線系の災害情報の収集、伝達システム、Jアラート及びLアラート等の機能的な連携を図り、各種災害情報の効果的な運用体制の確立を推進する。

現在、一般住民等への情報通信手段として、平成17年から町防災情報配信システム（SOSネットワークシステム）により、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）情報を携帯電話等でメール配信できることとしたため、メールアドレスの登録を推進し、情報伝達の補足手段としての普及を図る。

また、県防災・防犯情報メールサービスにおいても気象情報や避難指示等の発令状況等の各種防災情報等の配信機能を有しているため、町防災情報配信システムへの加入とあわせて普及を図る。

イ 災害情報データベースの整備

既存の各種情報端末を活用して、次のような情報のデータベース化と一元的な情報管理を行い、応急復旧作業の効率化を検討する。

- (ア) 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）
- (イ) 罹災証明情報（建物の罹災程度等）
- (ウ) 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

ウ 情報ネットワーク体制の整備

災害時における、情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施するためには、平素から通信機器等に使慣れることはもとより、情報整理や連絡体制等の方法を明らかにし、情報の取捨選択等判断能力の向上を図る必要がある。

今後、本庁舎と学校施設をはじめとする、公共施設を結ぶオンラインシステムの整備等情報ネットワークシステムに対応した全庁的な管理、運用体制の確立を検討するとともに、各職員への周知・徹底を図る。

エ 多様な情報メディアの活用方策の検討

多様な情報メディアを活用し、視聴覚障害者等に対する音声・文字情報や外国語による情報の提供システムを検討する。

オ 広報、広聴体制の確立

広報については、災害時に住民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を、広報車、防災行政無線等を用いて迅速かつ的確に提供できる体制を整える。また、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

第6節 避難場所等整備計画

第1款 基本方針

町は、関係機関と連携して災害から住民の安全を確保するため、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所（以下「避難所等」という。）の指定を行うとともに、避難所等の整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

避難所等の選定にあたっては、災害の種類に応じて安全性やその設備状況等を考慮して、適切な所を選定するとともに、夜間の災害発生や避難の長期化等も考慮して行う。町が指定する避難所等以外に、自治公民館長が選定し、地域の住民が自主的に避難できる自主避難所がある。

避難所等は、避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、予め住民に周知しておき、非常時でも容易に避難所等に到達できるよう避難所等への通路となる避難路も、安全性が確保されている必要がある。

避難所等の指定には、次の基準に適合する必要がある。また、自主避難所は、地区公民館等とし、地域の自主防災組織等で管理運営を行うことを原則とし、緊急を要するような場合には、近辺の安全な公共施設等を避難所として適宜使用することができる。

1 指定緊急避難場所

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号イにおいて「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- (2) 地震以外の異常な現象を対象とする場合
人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。

と。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

ア 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

イ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下このイにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このイにおいて「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 地震を対象とする場合

ア 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

イ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

2 指定一般避難所

(1) 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

(2) 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

(4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

3 指定福祉避難所

要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

第2款 避難所等整備計画

1 現況

本町においては避難所等を指定し、ハザードマップ及び町ホームページに掲載するなど住民への周知を図っている。しかし災害の種類、規模及び発生した時間帯によっては、避難所等としての機能が十分に満たされない等、各種災害に応じた指定や収容人員等に配慮した整備は十分ではない箇所がある。

地域の特性等考慮し、夜間の災害発生や避難の長期化等に対応した避難所等の運用ができるよう整備する必要がある。

2 計画目標

(1) 指定緊急避難場所

ア 指定緊急避難場所の選定

町は、指定緊急避難場所として必要のある安全性や機能性が確保されている場所を、指定緊急避難場所として指定するよう努める。

求められる項目	要件
指定緊急避難場所の 安全性の確保	1 原則として避難対象地域から外れていること 2 原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定すること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物） 3 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと 4 原則として、指定緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること 5 原則として、予想される災害よりも大きな災害や二次災害から、さらに避難することができる場所であること
指定緊急避難場所の 機能性の確保	1 避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい） 2 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること 3 一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていること
避難目標地点の 安全性の確保	1 避難対象地域から外れていること 2 袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近は避けること 3 避難目標地点に到達後、指定された指定緊急避難場所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていること

イ 指定緊急避難場所の指定にあたっての留意事項

- (ア) 避難場所の安全性が確保されていることを確認し、機能性は段階的に確保していくことを前提に、積極的に指定緊急避難場所を選定・指定する。
- (イ) 安全性については、それぞれの災害に対応して、安全性が確保されていることを原則とする。
- (ウ) 指定緊急避難場所の指定に際しては、避難路等の幅員及び勾配等の状況を踏まえて、避難できる距離や指定緊急避難場所の収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討する。
- (エ) 機能性の確保にあつては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、情報機器（戸別受信機、ラジオ等）を優先的に整備し、避難者に対して被害状況、警報等の切り替えや解除等の情報を適時、的確に伝達する。

(2) 避難所等

ア 避難所等の選定

求められる項目	要件
安全性の確保	1 救護活動を実施することが可能で、耐震、耐火建物であること。若しくは仮設住宅等を設置することが可能な規模の公園・広場等の相当の広さを有し、かつその場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること 2 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他建造物、あるいは崖等がないこと 3 周囲に防火帯、防火壁があり、かつ延焼の媒介となる建造物、あるいは多量の可燃性物品がないこと 4 延焼の危険があるとき、又は収容人員が安全度を超えたときは、さらに他へ避難するのに便利であること
機能性の確保	1 避難対象人員を収容した際の1人当たりの必要面積が原則として2㎡/人以上あること 2 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること 3 宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていること

イ 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定にあたっての留意事項

町は、災害時の避難所を次により備えておく。

- (ア) 行政区あるいは学校区毎に安全な避難所を選定、確保する。
- (イ) 避難所が近辺に無い地区については、避難所の新設を検討する。
- (ウ) 避難所は、公共施設等で、できるだけ炊き出しが可能な既存建物を使用する。
- (エ) 避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査する。
- (オ) 避難所に適する施設がない所については、バラック、又は天幕を設営する場所を選定し、
しておくとともに、避難場所になり得る一定規模以上のオープンスペースを選定し確保する。
- (カ) 町内に適当な施設又は場所がない場合は、県及び隣接市町と協議して避難所の予定施設、
又は場所を定める。
- (キ) 避難所の予定施設、又は場所については、予め土地建物の所有者、又は管理者の了解を
受けておく。

ウ 災害危険区域内にある避難所や災害時の安全性に不安のある避難所、老朽化した避難所等
については、避難所の新設や改良（鉄筋コンクリート造や耐火建築物への変更）について検討
する。

エ 避難所に必要な施設設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画を立
案し、逐次整備を検討する。また、不足設備等の緊急調達方法や場所について事前に検討して
おく。

オ 地域住民が避難所へ安全かつ速やかに到達できるよう、避難所誘導標識等の設置を検討す
る。

カ 避難所を中心に、救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効な施設の整備に努める。特に、夜
間照明設備等の設置を検討する。

キ 給水施設

避難所における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- (ア) 避難所内又は周辺の浄水場、配水池の貯留水を利用するために必要な施設（ポンプ等）の
整備が可能な場合は、これを考慮する。
- (イ) 避難所内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。

ク 応急救護所等

避難所における災害応急対策活動が、円滑に実施出来るよう用地の確保に努めるとともに、
応急救護所、防災センター等、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設の整備を
推進する。また、これらの施設は既存の施設の利用促進を図りながら検討する。

第3款 避難路整備計画

1 現況

町は町道等 109 路線について避難路としての指定を行っている。今後は現在指定されていない
道路で、避難時に避難路として活用できる道路については、住民が災害時に迅速かつ安全に避難
が行えるよう整備する必要がある。

2 計画目標

町は、避難路として備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指
定するよう努める。また、時間と余力のある限り、より安全な場所を目指す避難行動を推進する必
要がある。そこで、避難所等の危険度・安全度を明確にするため、ハザードマップや建物等への想
定浸水高の表示、地域の地盤高の表示等を周知するよう努める。

3 避難路の選定

避難場所等へ迅速かつ安全に避難するための避難路は、次の項目を考慮し選定する。

求められる項目	要 件
避難路の安全性の確保	1 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、想定される避難者数に見合った幅員を有すること。特に避難者として多数の観光客等が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること 2 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること 3 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること 4 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない
避難路の機能性の確保	1 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること 2 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること 3 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていること
避難経路の安全性の確保	1 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと 2 最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること 3 複数の迂回路が確保されていること 4 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない 5 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていること

4 避難路の整備

- (1) 誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努めること
- (2) 避難路上の障害物件を除去すること

5 避難路の安全確保

町及び関係機関は、次により避難場所等への誘導及び避難路の安全確保を図る。

- (1) 火災に対する安全性の強化
避難者の安全のために必要な施設を配備する。
- (2) 主要道路における設備等の整備
町道の主要道路については、災害発生後、一般車両の通行を禁止する等の措置に必要な設備等を整備、検討する。
- (3) 危険物施設等に係る防災措置
 - (ア) 危険物施設等
避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全確保の指導に努める。
 - (イ) 上下水道施設
避難路に埋設されている上下水道施設等の事故を未然に防止するため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な上下水道本管等の取替え及び防護を実施する。
 - (ウ) 電力施設（九州電力（株））
避難路の安全を確保するため、次の措置を講じるよう要請する。
 - a 設備強化

- (a) 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- (b) 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度のガス気中開閉器を使用する。

b 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

(4) その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに災害時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて撤去等の措置を講ずる。

第7節 災害備蓄物資等整備計画

第1款 基本方針

町は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品、非常用電源及びその他の物資について、それらを過不足なく供給できるための備蓄量をあらかじめ定めておくものとする。

第2款 備蓄物資の整備計画

1 現況

町内における必要な食料、生活必需品等の備蓄及びその備蓄倉庫並びに調達体制の整備は充分とはいえず、広域的支援に頼らざるを得ない。

2 計画目標

大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、予め備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）の整備について検討する。その際、検討する備蓄計画については、次表の内容が考えられる。

《検討する備蓄計画》

備蓄物資の種別	備蓄の方法
1 食料等	1 住民及び事業所等の備蓄
2 飲料水	2 公的備蓄
3 生活必需品等	3 協定の締結による備蓄（流通在庫備蓄）
4 医療資機材	4 応急対策従事者のための備蓄
5 医薬品等	
6 水防資機材等	

3 段階的な備蓄の方法

(1) 住民及び事業所等の備蓄

住民及び事業所等は、災害時にライフライン施設が使用できなくなることや、食料、飲料水及び生活必需品等の流通が途絶えることを考慮し、最低3日分（できれば7日分）に相当する量を目標として備えるものとする。

また、町は、出前講座、広報紙、各種ハザードマップ及び防災パンフレット等を通じて住民の備蓄の必要性を周知する。

(2) 公的備蓄

町は、災害時にライフライン施設が使用できなくなることや、食料、飲料水及び生活必需品等の流通が途絶えることを考慮し、公的備蓄に努める。

ア 食料の備蓄

イ 飲料水の備蓄

ウ 生活必需品（マスク、消毒液、被服、寝具（毛布）等）の備蓄

毛布については、予算の範囲内において年次的に備蓄するものとする。また、毛布以外の生活必需品等についても、被災者数に対応できるよう計画的に備蓄を進めていくものとする。

(3) 民間業者との協定の締結による備蓄、調達

町は、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結する等、流通在庫備蓄に努める。また、町内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料、飲料水、生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

なお、備蓄物資の検討においては、女性の視点に立った物資の備蓄・供給の検討や、障害者、高齢者、乳幼児等の要援護者に必要な対象品目も考慮する。

(4) 応急対策従事者のための備蓄

町は、住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な場合、被災者に対して効果的な長期間の対策が行えるよう、日頃から応急対策従事者のための食料・飲料水の確保に努める。

4 応急給水及びライフライン応急復旧体制の整備

(1) 飲料水の給水体制

災害時の飲料水の供給は、原則として備蓄等により確保するものとする。

また、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水の供給が可能となるよう、貯水槽の設置や応急給水用資機材等の整備、増強などを検討する。

ア 指定避難所への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置

イ 学校等のプール施設の活用

ウ 簡易浄水器等の備蓄配備

エ 給水車の配備、給水タンクの補充

オ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強

カ 広域的相互給水支援対策の確立

キ 緊急遮断弁の設置

(2) 被災者の飲料水確保

町は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援協定等による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

(3) 応急給水・応急復旧体制の整備

大規模な災害が発生した場合の飲料水及びその他生活用水の応急給水については、避難が長期にわたること等を考慮し、次の応急給水・応急復旧体制の整備に努める。

ア 被災状況に応じた応急給水・復旧を行うための応急給水・復旧基本計画の策定

イ 常に応急給水・復旧基本計画立案が行えるような体制の整備

ウ 職員への応急給水・復旧基本計画の周知徹底

エ 計画に盛り込む事項

(7) 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

- (イ) ライフライン応急復旧期間
目標復旧期間は、概ね4週間以内とする。
- (ウ) 応急給水目標等

地震発生 からの日数	目標水量	町民の水の 運搬距離	主な給水方法
地震発生 ～3日間	3L／人・日	避難所	耐震貯水槽、給水車
7日目まで	20L／人・日	避難所・給水拠点	配水幹線付近の仮設給水栓
14日目まで	100L／人・日	150m程度	配水幹線上の仮設給水栓
15日 ～28日目まで	250L／人・日	10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓
28日目以降	通常給水	通常給水	

- (エ) 応急資機材の確保
県及び他市町村からの応援資機材量を勘案の上、合理的な備蓄量を設定する。
- (オ) 応援資機材の受け入れ・配送拠点の整備
資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。
- (カ) 応援受け入れ拠点の整備
- 応援受け入れ拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
 - 緊急時に備えて、各種図面（管路網図等）等を整備し、分散保管し危機管理に努める。
 - 「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (キ) 水質管理の強化
応急給水拠点で水質検査を行う等水質監視体制を整備する。

5 非常用発電設備の燃料備蓄

役場庁舎（災害対策本部）の停電に備え、次を基準として非常用発電設備の備蓄燃料を確保するものとする。

- 油種：軽油
- 備蓄量：4000リットル（72時間分）

第8節 避難行動要支援者の安全確保に関する計画

第1款 基本方針

町は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

また、平成25年の基本法の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るものとする。

1 発災時間と対策との対応

災害の発生時期は事前には特定できないため、夜間等にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を行う必要がある。

2 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

- (1) 消防機関
- (2) 高鍋警察署
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 町社会福祉協議会
- (5) 公民館長
- (6) 自主防災組織
- (7) 社会福祉事業者
- (8) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

3 避難行動要支援者としての外国人に対する配慮の必要性

災害時においても外国人が被災する危険性が高まっている。したがって、言葉や文化の違いを考慮した、在日外国人に対する情報提供（多言語による防災ハンドブックや案内看板の設置等）や防災教育並びに防災訓練等の実施が必要である。

第2款 社会福祉施設、病院等の対策

1 現況

本町における65歳以上の人口割合（住民基本台帳：令和5年1月4日現在人口19,731人、65歳以上人口6,690人）は33.91%であり、年々高齢化が進行している。これに伴って、寝たきりや一人暮らしの高齢者といった災害時に迅速な行動が取りにくい要配慮者の数は、確実に増加しているのが現状である。

就学前教育は、保育所が公立1施設、私立6施設、認定こども園が2施設、小規模保育事業所が1施設である。

本町の医療施設は、病院が2施設、一般診療所が18施設、歯科医院が12施設の合計32施設あり（令和1年10月15日現在）、町民に対する医療施設水準は、比較的高い。

また、災害発生後の対策として必要なこれら医療施設の災害対応能力等は明確に把握されていない状況である。

引き続き要配慮者の安全確保を図る為、災害時避難行動要支援者の把握に努めている。

2 計画目標

(1) 組織体制の整備

ア 組織体制

社会福祉施設及び病院等の管理者に、避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備を充実するよう要請する。

イ 社会福祉施設、病院等の管理者

高齢者や障害者、傷病者及び乳幼児等の、いわゆる避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、病院等の管理者は、災害時に備え、予め防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び

緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、町、施設相互間、自主防災組織、ボランティア組織等及び近隣住民と連携を図り、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

ア 防災設備

社会福祉施設及び病院等の管理者を指導・支援し、避難行動要支援者の安全確保のための施設の整備を促進するよう要請する。

イ 社会福祉施設、病院等の管理者

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備の充実を推進する。

また、災害発生に備え、避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を推進する。

(3) 避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

町、社会福祉施設及び病院等の管理者は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

また、避難所に障害者等のためのスペースを確保する等の措置を講じるとともに、避難所での生活に耐えることができない避難行動要支援者のために、二次的な避難施設等の整備を充実する。

第3款 避難行動要支援者の安全確保

1 地域における避難行動要支援者の把握

町は、発災時に迅速な対応が取れるよう、次の事項に留意の上、避難行動要支援者名簿を作製し、避難行動要支援者の把握等を行う。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手

ア 基本法第49条の10第3項に基づき、町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

イ 町は難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることについて、書面をもって明確にする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者（社会福祉施設等へ長期入院されている者は名簿掲載の対象外）のうち、次の基準に該当する者とする。また、要件

から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

- (ア) 介護保険制度で要介護度1以上に認定されている者
- (イ) 身体障害者（身体障害者手帳1級又は2級）
- (ウ) 知的障害者（療育手帳A）
- (エ) 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B-1の交付を受けている者
- (オ) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- (カ) 障害福祉サービス等を利用している難病患者
- (キ) 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

イ 避難行動支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。名簿情報提供の際には、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるほか、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するにあたっては、「高鍋町個人情報保護条例」の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう配慮する。

2 個別支援計画の作成

町は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うために、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別支援計画を作成する。

3 組織体制の整備

災害時における避難行動要支援者の迅速な避難のためには、地域住民の協力が必要である。

このため、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障害者等の避難行動要支援者の所在を把握し、災害時に地域全体で避難行動要支援者を支援し、そのための情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

また、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び避難行動要支援者の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

4 防災設備等の整備

災害時避難行動要支援者への災害情報伝達を効果的に行うため、緊急通報システム等の整備、普及に努めるとともに、火災時における安全性確保のため火災警報器等の設置推進に努める。

5 避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

避難行動要支援者自身の日常生活自立度及び避難行動要支援者の所在等を考慮し、避難所及び

避難路等を指定し、設備の充実を図る。

- (1) 地域福祉活動やボランティア活動の拠点として、総合福祉センターの充実を図る。
- (2) 住民にボランティア活動の啓発を行い、また、活動に参加しやすいしくみの構築に努める。

第9節 気象等観測体制整備計画

第1款 基本方針

土砂災害や浸水害は、住家や公共施設に甚大な被害をもたらす危険性が高く、毎年梅雨期や台風期には注意が必要である。これらの災害は集中豪雨等によって引き起こされるもので、その意味では降水量のデータが非常に重要となる。

そのため、町は宮崎地方気象台及び県が発する予報・警報等を的確に伝達するための施設の整備、観測体制の充実に努める。

なお、雨量観測所及び水位観測所の設置場所等は、次表のとおり。

《雨量観測所》

	観測所名	設置場所	管理
1	防災ダム	防災ダム管理棟	町
2	牧の内	宮田川左岸	町
3	高鍋	高鍋湿原	気象台
4	高鍋	高鍋土木事務所	県
5	高鍋	宮崎河川国道事務所高鍋出張所	国土交通省

《水位観測所》

	河川名	観測所名	管理
1	小丸川	小丸大橋	国土交通省
2	小丸川	御屋敷	国土交通省
3	小丸川	高城	国土交通省
4	小丸川	木城	県
5	宮田川	欄干橋	国土交通省
6	宮田川	防災ダム	町
7	宮田川	牧の内	町
8	塩田川	塩田樋門外水位	県
9	塩田川	塩田樋門内水位	県

第2款 気象等観測体制の整備

本町における雨量観測所は、町所管2カ所、宮崎地方気象台所管1カ所、県所管1カ所及び国土交通省所管1カ所の計5カ所が設置されている。

また、水位観測所は、小丸川に小丸大橋等の4カ所、宮田川に3カ所及び塩田川に2カ所の計9カ所が設置されている。

体制整備の計画目標は、次のとおり。

- 1 町は、雨量観測及び水位観測施設等の整備充実を検討する。
- 2 通常的气象情報をはじめ、宮崎地方気象台及び県が発表する予報・警報等を的確に伝達するための組織体制の整備充実に努める。
- 3 気象等観測施設の設置者及び管理者は、常に観測が正確に行われるよう観測者の観測技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備充実に努める。

第3款 警報装置等の整備と警戒避難体制の整備

防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。また、土砂災害警戒区域等々の危険箇所付近の住民の避難が、円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等の整備を検討する。

第10節 自主防災組織整備計画

第1款 基本方針

住民等は、大規模災害時に行政による防災活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る（自助）」、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」をスローガンに、個人・家庭、地域及び自主防災組織が、平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。

町は、消防機関と協力し、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所・避難ルート等の周知・安全確認、要配慮者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る等、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

自主防災組織として、次のような組織に分けて育成・強化を図る。

- 1 地域住民を中心とした、行政区及び学校区単位の「地域自主防災組織」
- 2 危険物や文化財等を管理する機関、企業等の組織単位の「職域自主防災組織」

また、自主防災組織の活動にあたっては、「どういう災害が起きやすいのか」、「災害が起きたときどうするのか」が重要であるため、次のような方針に従い、住民の自主防災活動への積極的参加を促す。

- 1 地域内の危険要素や危険箇所の調査点検とその周知徹底
- 2 避難路・避難所を含む防災施設・資機材の整備とその周知徹底
- 3 情報収集・伝達経路の確立
- 4 防災訓練の実施

第2款 自主防災組織育成計画

1 現況

本町では、84地区の自治公民館を自主防災組織として位置付けしており、27地区(令和6年1月1日)においては防災組織が編成されている。今後は、さらなる自主防災組織による防災活動が望まれる。

2 計画目標

災害を予防する、あるいは災害発生時の被害を最小限に抑えるには、公的機関の活動のみならず、それを補完する立場としての自主防災組織の活動が重要である。

そのため、町は今後、基本法に基づき、自主防災組織結成の育成及び支援を行っていく。

なお、基本法の関連条文は、次のとおり。

＜関係法令＞自主防災組織の基本方針

◎基本法 第5条第2項

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 自主防災組織の構成等

町は、災害情報の収集及び伝達、避難及び救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、自治公民館長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

また、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付け、連携を図っていく。

(1) 自主防災組織の構成

ア 区域ごとに住民をもって組織し、1名ないし2名の責任者を置く。

イ 区域が広範囲にわたる場合は、区域を数地区に分け、地区ごとに班長を置き、情報の収集、伝達等にあたらせる。

ウ 責任者については、その氏名、職名、連絡先等を区域の住民に周知する。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主要な活動は、次のとおりとする。

ア 平常時の活動内容

(7) 自主防災組織の防災計画書（地区防災計画等）の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割を、予め地区防災計画書等に定めておく。

a 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること

b 地域住民の任務分担に関すること

c 防災訓練の時期、内容等及び町が行う訓練への積極的な参加に関すること

d 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること

e 出火防止、消火に関する役割、消火器その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

f 避難所等及び避難道路の周知、避難指示等の伝達、誘導方法及び避難時の携行物資に関すること

g 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること

h 避難行動要支援者の把握及び避難支援に関すること

i 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること

j その他自主的な防災に関すること

(4) 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが身に付けるよう講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容及び自主防災組織の構成員の役割等についてである。

(ウ) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練及びその他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、町と連携をとる。また、避難行動要支援者に配慮した訓練の実施に努める。

a 情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

b 出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

c 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

d 救出及び救護の訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

e 災害図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を抽出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する。

f その他の地域の特性に応じた必要な訓練

(エ) 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検を行う。

(オ) 自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険箇所や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示、あるいは各戸に配布することにより、一人ひとりの防災対応行動の向上を図る。

(カ) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、及び福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

a 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

地域社会においては、居住地と従業地（勤労者の勤務地や学生の活動拠点等）が異なる住民も存在し、休日・夜間は居住地で生活を営み、平日・昼間は従業地で生活を営む住民も少なくない。平日・昼間は従業地で生活を営む住民は、就業していることから比較的体力がある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となり得る。

そこで、このような昼間人口を構成する人々に対しても、従業地でも安全に共に活動を行えるよう、従業地の自主防災組織とともに、防災知識の教育、防災活動の体験等を実施し、災害時に従業地の自主防災組織、ひいては居住地での自主防災組織活動への協力もできるよう啓発・研修等に努める。

b 自主防災組織と各種組織との連携の促進

地域社会においては、地域の高齢化や活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。

地域社会では、地域コミュニティのみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、地域おこしグループ等のコミュニティや、組織内の連携も活発であるコミュニティも存在する。このようなコミュニティは比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となり得る。

そこで、このようなコミュニティに対しても、防災知識の教育、防災活動の体験等を実

施し、災害時に自主防災組織活動への協力もできるよう啓発・研修等に努める。

イ 災害発生時の活動内容

(ア) 初期消火の実施

家庭には、火の元の始末等出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(イ) 情報の収集・伝達

地域内に発生した被害の状況を、迅速かつ正確に把握して町へ報告するほか、防災関係機関の提供する情報を伝達して、住民の不安を解消するなどして、的確な応急活動の実施に努める。

(ウ) 救出・救護の実施及び協力

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者がいるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(エ) 避難の実施

町災対本部から避難指示等が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

(オ) 炊出し及び救助物資の支給に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊出しを行うほか、町や防災関係機関が実施する給水活動、救援物資の支給活動に協力する。

(カ) 消防団との連携推進

町は、自主防災組織の牽引者として、地域の防災に関する豊富な知識と経験を有する消防団員や消防団OBと連携し、防災訓練等を通じた自主防災組織の活性化に努める。

4 自主防災組織への活動支援

町は自主防災組織に対して、その結成に際して指導、助言を行うとともに、資機材の整備等についての支援及び助成を行う。

資機材等の整備は、町が事業主体となるコミュニティ助成事業（一般財団法人自治総合センター所管：自主防災組織育成助成事業）の制度を活用するほか、高鍋町地域防災力向上促進事業の制度の活用を図ることとし、住民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置できるよう努める。

(1) コミュニティ助成事業、町地域防災力向上促進事業における資機材

初期消火資機材	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式(消火)、資機材倉庫、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、活動服（難燃）、その他救助活動に必要な資機材

救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、組立式シャワー、その他の救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、視聴覚機器（ビデオ教材等）、その他訓練に必要な資機材

5 自主防災組織の育成計画

(1) 地域自主防災組織の育成計画

ア 地域自主防災組織の育成に際しては、次の基本方針のもとに指導・助言等を行う。

- (ア) 当初は災害発生の危険性や地域特性を考慮して、まず代表的な地区を選定して組織化を図り、本町に適した組織・活動方法のモデルを作成する。
- (イ) 次いで、そのモデルを参考にしつつ、他の地区での組織化を逐次図っていく。
- (ウ) 自主防災組織を結成する方法としては次の3タイプがあるが、どの方法を採用するかは、各自治公民館で地域特性を考慮して決定する。

なお、自主防災組織の結成方法は次表のとおり。

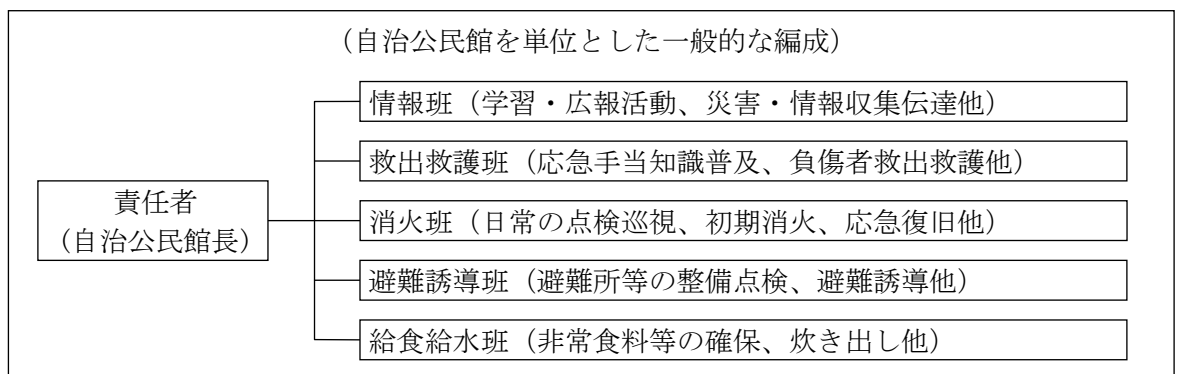
《自主防災組織の結成方法》

タイプ	重複型	下部組織型	別組織型
	自治公民館役員が自主防災組織の役員も兼任する。	自治公民館長(=自主防災組織会長)の下に独自の役員を持つ自主防災活動部門をつくる。	自治公民館が中心になって、自治公民館とは別に自主防災組織をつくる。
長所	組織づくりが容易。活動を継続しやすい。 住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。	会長以外の役員の負担が軽い。 経験が蓄積され専門性が高まる。 活動の独自性を発揮しやすい。	役員全員の負担が軽い。
短所	自治公民館の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。 公民館役員の負担が重い。		地域内に二人の長がいて混乱や対立が起こりやすくなる。

イ 自主防災組織結成後は、平常時及び災害時の組織運営・活動が円滑に進むよう、学習会・広報活動・防災訓練等の自主防災活動や防災資機材の整備、班編成等について指導・助言を行い、組織の充実・活発化を図る。

なお、自主防災組織の編成例は、次表のとおり。

《自主防災組織の編成例》

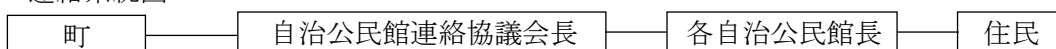


ウ 本町における民間団体の活動内容

(ア) 活動内容

団体名	活動内容
自治公民館連絡協議会	1 救助物資の支給 2 災害情報の収集、報告 3 死体の捜索及び救助の協力 4 その他の災害応急措置
町青年団	1 被災者の救出 2 災害応急復旧等作業の応援
町婦人団体連絡会	1 炊出し応援 2 救助物資の支給 3 避難所奉仕

イ 連絡系統図



(2) 職域自主防災組織育成計画

職域自主防災組織の結成・育成に際しては、教育施設、公共施設等多数の者が出入り、又は利用する施設や、民間事業所における被害の防止と軽減を図るため、事業所や施設の規模・形態等の実態に応じ、組織・施設の代表者及び責任者を中心とした職域防災組織の育成を推進する。

なお、対象施設としては、次の施設が挙げられる。

ア 教育施設、公共施設、神社、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

イ 文化財等を管理する神社、寺院等の施設

ウ 石油類、高圧ガス等を貯蔵及び取り扱う施設

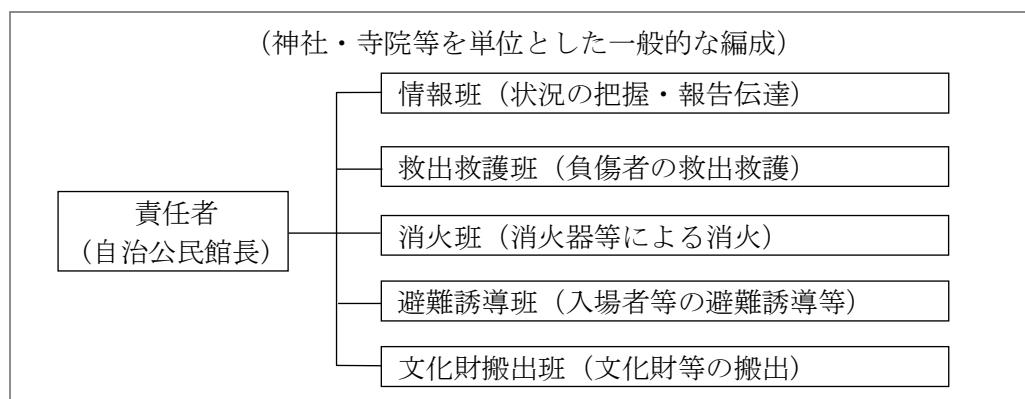
エ 多人数が従事する工場、事業所等で、自主防災組織を設け災害防止に努めることが効果的であると認められる施設

オ 利用（入居）事業所が共同である複合用途施設

各職域自主防災組織に対しては、その組織に適応した規約及び防災計画、活動計画、体制等を確立しておくよう指導・助言する。

なお、文化財管理施設等での職域自主防災組織の編成例は、次表のとおり。

《職域自主防災組織の編成例》



6 リーダーの養成

町は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。そのため町は、地域防災の担い手を養成し、地域防災力の向上を推進するため、「高鍋町防災士養成事業補助金」を活用し防災士の養成に努める。

第1.1節 災害ボランティア活動環境整備計画

第1款 基本方針

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等、町内の防災関係機関だけでは十分に対応しきれないことも予想される。このような状況において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、災害ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、平常時から日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、受け入れ体制の整備等災害ボランティアの活動環境等の整備に努める。

第2款 災害ボランティアとの連携

1 現況

町社会福祉協議会が窓口となり、災害ボランティアの受付、登録、活動分担、活動内容の調整を行うため、町及び関係団体と協力して受け入れるものとしている。

2 計画目標

(1) 災害ボランティアの役割と協働

災害時におけるボランティア活動について、その自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮しながら、災害ボランティアと協働して災害対応にあたる。

災害ボランティアに参加・協力を求める活動内容は次のとおりとする。

- ア 生活支援に関する業務
- イ 避難所運営の補助
- ウ 炊き出し、食料等の配布
- エ 救援物資等の仕分け、輸送
- オ 高齢者、障害者（児）等の介護補助
- カ 被災者家屋等の清掃活動
- キ 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- ク その他被災地での軽作業

(2) 専門的な知識を要する業務

- ア 救護所等での医療、看護
- イ 被災建築物等の危険度判定
- ウ 外国人のための通訳
- エ 被災者へのメンタルヘルスケア
- オ 高齢者、障害者（児）への介護・支援
- カ 公共土木施設の調査等
- キ その他の専門的な技術・知識が必要な業務

3 受け入れ体制の整備

町社会福祉協議会は、災害発生時における災害ボランティア活動の「受け入れ窓口」となり、派遣災害ボランティアの種別、人員の振り分け等、被災地におけるボランティアのコーディネート業務が円滑に行われるよう、予めその機能を整備する。

町は、災害ボランティアの活動を支援するため、予め災害ボランティアの総合窓口を設置するとともに、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、災害ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

4 災害時のボランティア活動に必要なシステムの構築

災害時に、町災対本部においてリアルタイムで被災情報が把握でき、通信等でボランティア団体等に対する情報発信が可能となるようなシステムの構築を検討する。

5 高鍋町災害ボランティア・センター運営スタッフの養成

大規模災害発生時には、災害ボランティアの善意を被災者のニーズと円滑に結びつけるために、コーディネーターや調整担当者等、高鍋町災害ボランティア・センターの運営に関わる多数の運営スタッフが必要になる。

町は、町社会福祉協議会、日本赤十字社、その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、災害ボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行う高鍋町災害ボランティア・センター運営スタッフの養成に努める。

第1.2節 防災知識普及計画

第1款 基本方針

災害を防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、防災工事や防災関係施設・設備の整備等のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、ソフト的な意味での防災力を向上させることが重要である。したがって本町では、次の方針に基づき、防災教育及び調査研究等を行う。

なお、防災関係機関等は、その職員等に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち、単独又は共同して住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

- 1 防災関係職員に対する防災教育の実施
- 2 地域・事業所等における防災士の育成
- 3 自主防災組織の育成及びそれを通じた防災教育の推進
- 4 学校での防災教育の推進
- 5 災害危険箇所等の調査等

第2款 職員に対する防災教育

1 現況

町は、各課等に町防災計画を配布するとともに、防災訓練を実施し、職員の災害時の対応等防災知識について周知を図っている。

2 計画目標

町は、関係機関の実施する防災に関連する研修会等に職員を参加させ、職員の資質向上に努めるとともに、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び受講
- イ 現地調査等の実施

ウ 防災活動手引き等印刷物の配布

エ 関係機関の実施する防災訓練・防災知識普及活動への協力・参加

(2) 教育の内容

ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

イ 非常参集の方法

ウ 風水害、地震災害、その他災害発生についての知識及び災害の種別ごとの特性

エ 過去の主な被害事例

オ 防災知識と技術

カ 防災関係法令の運用

キ その他必要な事項

ク 南海トラフ巨大地震に関する事項

(ア) 南海トラフ臨時情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識

(イ) 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(ウ) 地震及び津波に関する一般的な知識

(エ) 南海トラフ巨大地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(オ) 南海トラフ巨大地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

(カ) 南海トラフ巨大地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(キ) 南海トラフ巨大地震対策として今後取り組む必要のある課題

3 災害時職員初動マニュアルの整備

災害応急対策の実施内容は、町災対本部組織における事務分掌で定められているが、職員の初動期対応手順等に関して、本計画から抜粋、要約及び補足した、災害時職員初動マニュアルを整備し、各課職員に周知徹底を図る。

第3款 住民に対する防災知識の普及

1 現況

本町では、住民への防災知識の普及を図るため、「広報たかなべ」等の広報媒体を通じて、防災訓練への参加の呼びかけや防災情報の提供等を行っている。

2 計画目標

自主防災組織及び防災関係機関は、住民の防災思想の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及の方法

ア 社会教育を通じての普及

出前講座や自治公民館活動を通じて、次の防災上必要な知識の普及に努める。

- (ア) 災害の種類、原因あるいは立地条件と災害の関係等
- (イ) 警報・注意報等の防災気象情報、避難指示等に関する知識
- (ウ) 災害発生時にとるべき行動
- (エ) 備蓄に関する知識
- (オ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (カ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (キ) 災害情報の正確な入手方法
- (ク) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ケ) その他防災に関する知識等

イ 広報媒体による住民への普及

- (ア) ラジオ、テレビによる普及
- (イ) 新聞、雑誌による普及
- (ウ) 広報紙、防災ハザードマップ及びパンフレット等印刷物による普及
- (エ) 広報車の巡回による普及
- (オ) 町ホームページ及びSNSによる普及

ウ 防災上重要な施設管理者等に対する教育

各種団体、会社、工場、大型店舗、病院等の施設管理者に対して、災害に関する知識の普及、その他防災教育を行う。教育内容としては、災害に関する一般知識のほか、各施設管理者の責務、平素からの各施設の点検・改修、災害時の対応対策に関することとする。

エ 防災体制整備促進運動等の実施

町は、県、その他防災機関と協力し、防災活動体制の確立や、防災資機材の点検整備、防災パトロール等を集中的かつ統一的に実施するほか、住民に対する重点的な防災思想の普及に努める。

また、「防災週間」、「防災とボランティアの日」に合わせて重点的な防災思想の普及に努める。

オ キャンペーン等による普及

全国火災予防運動週間（秋季：11月9日～15日、春季：3月1日～7日）を通じ、各機関の協力を得て火災予防知識の普及を図る。

(2) 普及の内容

ア 災害危険箇所、危険区域

イ 食料・飲料水の備蓄及び備蓄場所（避難先は避難所だけではなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様な避難があること）等

ウ 非常持ち出し品の準備

- エ 家具等転倒防止対策・安全対策
- オ 様々な条件下（屋内、路上、自動車運転中等）での災害発生時に取るべき行動
- カ 避難所での行動
- キ 災害時の連絡体制の確保
- ク 災害気象及び予警報に関すること
- ケ 過去の災害の紹介
- コ 災害時における心得
- サ 地震・津波に関する一般的な知識
- シ その他必要事項
- ス 南海トラフ巨大地震に関する事項

出前講座や自治公民館活動を通じて、次のような南海トラフ巨大地震に関する知識の普及に努める。

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (イ) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に、防災上とるべき行動に関する知識
- (エ) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (オ) 正確な情報入手の方法
- (カ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (キ) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (ク) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (ケ) 避難生活に関する知識
- (コ) 地域住民等自らが実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (サ) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第4款 児童生徒及び教職員に対する防災教育

1 現況

児童生徒及び教職員に対しては、各学校で策定している学校防災マニュアルに基づき、災害時の避難行動や、役割及び避難所等についての周知を図っている。

2 計画目標

学校においては、児童・生徒等の発達段階や学校の実態に応じて、防災教育に関する年間指導計画並びに手引書を作成し、各教科、特別活動及び道德等の時間を活用して、様々な面から防災に結びつけた指導を行った上で、火災、地震及び津波などの災害を想定した避難訓練を実施するなどして、災害に対する正しい知識の普及、災害への対応力向上を図る。

(1) 普及の方法

学校教育において、学級活動や学校行事を通じ、安全教育の一環として、防災関係の事項を取り上げるほか、防災訓練又は防災関係行事等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

ア 教材の一部として、災害の種類、原因あるいは立地条件と災害の関係等の周知

イ 職員と児童生徒が一体となった防災組織の確立

ウ 災害時の行動計画の策定及び周知・徹底

エ 防災訓練の実施

オ 外部講師の活用を図った防災に関する講演会等の開催

カ 過去の災害の映像等を活用した防災知識の普及・徹底

キ クラスごとの連絡網体制確立

ク 学校行事としての防災教育

参観日等の学校行事を活用し、児童生徒はもとより保護者も対象とした防災専門家や災害体験者の講演等を実施する。

ケ 教科目による防災教育

社会科教育や理科教育授業の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策及び災害時の正しい行動等について教育を行う。

(2) 普及の内容

児童生徒等に対し、前款における普及の内容に加え、次のことに配慮した防災教育を行うものとする。

ア 過去の地震被害の実態

イ 津波の発生条件、高潮、高波との違い

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合の対処の仕方

エ 地震が発生した場合の対処の仕方

オ 地震対策に対して必要な地域での活動等について、保護者、地域住民とともに考え、自分の家や学校、地域の様子を知ること

(3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員の取るべき行動とその意識、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童の心のケア及び災害時に、特に留意する事項等について研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

また、教職員の防災士資格取得を推進する。

第5款 避難行動要支援者の災害に対する知識の習得支援

1 避難行動要支援者に対する防災教育・訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族、高齢者団体及び障害者団体等に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識を習得させるよう努める。

2 外国人に対する防災教育の実施

地域内で生活する外国人及び外国人旅行者の災害時の安全確保を図るため、外国人に対する防災教育及び災害時の情報提供等を徹底する。このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等の作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語表記並びに災害時の外国語による広報等の対策を検討する。

第6款 防災に関する調査研究等計画

1 現況

町は、関係機関と連携した災害危険箇所点検を実施するとともに、県等の主催する防災関係のシンポジウム等に職員を参加させ、新しい防災情報の収集に努めている。

2 計画目標

災害を未然に防ぐとともに、より効果的な災害予防対策及び災害応急対策等を実施するため、次の調査研究を行う。

(1) 防災パトロールの実施

関係機関と協力して災害時に危険が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を整理する。

(2) 協議会等の開催

防災パトロールの結果に基づき、災害発生が懸念される箇所の応急対策を具体化するために協議会等を開催する。

(3) 防災に関する研究成果等の収集

防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

(4) 防災意識調査

住民の防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第13節 訓練計画

第1款 基本方針

町及び防災関係機関は、町防災計画等の習熟、関係機関の連携体制強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、住民をはじめ関係団体・関係機関の参加・協力を得て、各種災害に関する訓練を実施するものとする。

第2款 総合防災訓練

1 現況

本町では、土砂災害・全国統一防災訓練や自衛隊等の防災関係機関と連携した総合防災訓練を開催している。

2 計画目標

町は、防災体制の万全を期するため、自衛隊を始め防災関係機関及び住民の協力を得て、各種の災害を想定し、情報の収集・伝達、町災対本部設置、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、救援物資の輸送及び給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

(1) 総合防災訓練

町は、総合防災訓練を次の要領により実施し、防災関係者及び住民に災害時の心構えと防災活動を認識、習得させるとともに、防災関係機関の協力関係の確立強化を図る。

ア 実施時期

概ね9月～11月の間に行う。

イ 訓練の種目

- (ア) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- (イ) 災害による被害状況の把握
- (ウ) 救出、救護訓練
- (エ) 炊出し訓練
- (オ) 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- (カ) 通信訓練（電話、無線、伝達）
- (キ) 輸送訓練（資材、人員）
- (ク) 水防訓練
- (ケ) 初期消火訓練
- (コ) 工法訓練（各水防工法）
- (サ) 避難所の設営、ボランティア受入
- (シ) その他の訓練

(2) 各種防災訓練

ア 職員参集訓練（職員参集メールのみによる訓練も含む。）

災害対策の万全を期するため、職員参集訓練等を実施する。

イ 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合における情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

ウ 消防訓練

県、県消防協会及び町の三者協力により、火災防御に関する計画及び計画に基づく演習を6月～3月までの間に実施して、火災防御活動の適正を図る。

(ア) 基礎訓練

基礎訓練は、規律訓練、車両訓練及び操法訓練の種目別に実施計画を定めて行う。

(ウ) 火災防御訓練

火災防御訓練は、基本訓練、建物火災、林野火災、車両火災及びその他必要な訓練の種目別に実施計画を定めて行う。

エ 危険物災害対策訓練

危険物災害対策に関係のある防災関係機関は、危険物類貯蔵又は取扱施設等における災害に対処するため、単独又は共同で、化学消火、危険物の除去等の訓練を実施する。

オ 医療救護訓練

具体的な災害の設定を行い、災害発生直後の災害要請の円滑な対応、災害情報の収集、指令や要請に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療等机上訓練を含め、実際に即し医療救護訓練を実施する。

各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練及び研修会等の実施に努める。

カ 地域避難救助訓練

- (ア) 町長、町教育長、又は小・中学校長は、その管理する施設に係わる避難訓練計画を定め、実施する。
- (イ) 町長は、社会福祉施設、病院、旅館（ホテル）、娯楽施設等の管理者に対し、避難計画の策定について協力要請を行う。
- (ウ) 災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、自治公民館や自主防災組織等を中心とした避難救助訓練を単独又は共同で実施する。

- (エ) 広く町民に防災・安全対策を啓発指導していくとともに、地域を始め学校・各種事業所等の協力を得ながら、実践的な防災訓練を行う。

キ 教育施設等避難訓練

各教育施設等は、概ね次の方法によって避難訓練を実施する。

- (ア) 避難訓練に際しては関係機関の協力を得て実施し、児童生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。
- (イ) 具体的な実施要領等は、災害の種類に対応して、各教育施設における立地条件、学校内あるいは登下校時等の諸条件を勘案の上定める。

ク 水防訓練

水防訓練は、5月～9月の間に行うものとする。

- (ア) 観測訓練（水位、潮位、雨量、風速）
- (イ) 通報訓練（電話、無線、伝達）
- (ウ) 動員訓練（消防団（水防要因）の動員）
- (エ) 輸送訓練（資材、器材、人員）
- (オ) 工法訓練（各水防工法）
- (カ) 樋門等操作訓練
- (キ) 避難、立退き訓練（危険区域居住者の避難）
- (ク) その他

(3) 防災訓練の検証

町は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるように努める。

第3款 南海トラフ巨大地震に係る防災訓練

南海トラフ巨大地震に係る防災訓練は、「第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画」による。

調整用空白ページ

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 基本方針

本町の地域において、基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「基本法」、「高鍋町災害対策本部条例（昭和38年条例第15号）」及び「高鍋町災害対策本部要綱（平成12年訓令第7号）」によるほか、本計画により、町災対本部を設置するものとする。

町災対本部を設置するに至らない災害については、情報連絡本部及び災害警戒本部を設置し、事態の対処にあたる。

第2款 情報連絡本部、災害警戒本部及び町災対本部組織計画

情報連絡本部、災害警戒本部及び町災対本部（以下「町災対本部等」という。）の設置等については、原則として、次のとおりとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの各本部の設置等については、次表によるほか、「第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 時間差発生時等における円滑な避難の確保等」による。

1 情報連絡本部の設置

災害が発生するおそれがある場合等において、災害警戒本部及び町災対本部を設置するに至らないときは、危機管理課長を本部長とする「情報連絡本部」を設置し、災害警戒の準備体制をとる。

なお、情報連絡本部設置基準は、次表のとおり。

本部長：危機管理課長 副本部長：課長補佐（危機管理） 設置場所：危機管理課							
事象 組織	一般災害（共通）	地震・津波	洪水害	浸水害	土砂 災害	台風（風） 高潮	原子力災害
情報 連絡 本部	1 大規模火災・事故が発生又はおそれがあり危機管理課長が必要と判断したとき 2 高齢者等避難を発令したとき（避難所開設が3か所以下） 3 自主避難が行われるとき	1 震度4のとき 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	1 大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報が発表されたとき 2 洪水害、浸水害及び土砂災害の危険度分布が警戒（赤）以上になるおそれがあると判断したとき			1 暴風警報（陸上）が発表されたとき 2 台風の接近が予想（3時間以内に強風域でかつ将来暴風域に入ると予想）されるとき 3 高潮注意報が発表されたとき（警報に切り替える可能性に言及されているもの）	1 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の段階となりかつ防護措置や協力などが必要と判断された範囲になったとき 2 その他危機管理課長が必要と認めたとき
備考			警戒レベル3				

2 災害警戒本部の設置

町災対本部が設置される前の災害対策に関し、必要と認められる場合は副町長を本部長とする「災害警戒本部」を設置し、町災対本部設置の準備体制をとるものとする。

なお、災害警戒本部設置基準は、次表のとおり。

本部長：副町長 副本部長：危機管理課長 設置場所：危機管理課							
事象組織	一般災害(共通)	地震・津波	洪水害	浸水害	土砂災害	台風(風)高潮	原子力災害
災害警戒本部	1 副町長が必要と判断したとき 2 高齢者等避難を発令したとき(避難所開設が4か所以上)	1 震度5弱以上のとき 2 津波注意報が発表されたとき(遠地地震(津波到達予想時刻まで3時間以上の猶予があるとき)のときは別に示す。) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	1 降雨が80mm/hを超えると予想されるとき 2 小丸川(小丸大橋)水位が5.00mに達したとき 3 小丸川:指定河川洪水予報の「氾濫警戒情報」が発表されたとき 4 その他の河川:洪水警報の危険度分布が「警戒(赤)」になったとき		土砂災害の危険度分布が警戒(赤)になったとき	1 6時間以内に暴風域に入ると予想されるとき(浸水、土砂又は高潮により避難指示等の発令が予想される場合も含む。) 2 高潮注意報が発表されたとき(6時間以内に警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)	1 施設敷地緊急事態が発生し、県に災害警戒本部が設置されたとき 2 その他副町長が必要と認めたとき
備考			警戒レベル3				

3 町災対本部の設置

災害対策本部設置基準は、次表のとおり。

本部長：町長 副本部長：副町長 設置場所：庁舎3階第1会議室 (代替施設：町中央公民館会議室又は町総合体育館会議室)							
事象組織	一般災害(共通)	地震・津波	洪水害	浸水害	土砂災害	台風(風)高潮	原子力災害
災害対策本部	1 大規模な災害の発生が予想されるとき 2 災害が発生したとき 3 避難指示を発令したとき 4 特別警報が発表されたとき 5 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 6 顕著な大雨に関する情報が発表されたとき 7 各危険度分布が「災害切迫(黒)」になったとき	1 震度6弱以上のとき 2 津波警報、大津波警報が発表されたとき(遠地地震(津波到達予想時刻まで3時間以上の猶予があるとき)のときは別に示す。) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	1 降雨が80mm/hを超えると予想されるときに積算雨量が200mmを超えると予想されるとき 2 小丸川(小丸大橋)水位が5.50mに達したとき 3 小丸川:指定河川洪水予報の「氾濫危険情報」が発表されたとき 4 その他の河川:洪水警報の危険度分布が「危険(紫)」以上になったとき 5 松尾ダム管理者から「異常洪水時防災操作開始予定」の通知(第1報)があったとき		1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 土砂災害の危険度分布が「危険(紫)」以上になったとき	1 現況で暴風域にあるとき 2 4時間以内に暴風域に入ると予想されるとき(浸水、土砂又は高潮により避難指示等の発令が予想される場合も含む。) 3 高潮警報が発表されたとき	1 全面緊急事態が発生し、県に災害対策本部が設置されたとき 2 その他町長が必要と認めたとき
備考			警戒レベル4及び5			台風の暴風域にあるが台風が離隔する状況で、かつ風速25m/s以上の暴風がないと見込まれるときは、気象庁の発表情報、避難所の開設状況及び避難指示等の発令状況にかかわらず、情報連絡本部又は災害警戒本部に格下げすることができる。	

4 町災対本部等の廃止

町災対本部等は、次の基準に達したとき各本部長が廃止するものとする。

なお、原子力災害に係る基準は、次によるほか、「第7編 原子力災害対策編」による。

- (1) 町内において災害発生のおそれが解消したとき（南海トラフ地震臨時情報発表後2週間が経過したときを含む。）
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) その他各本部長が適当と認めたとき

5 町災対本部等設置及び廃止の通知並びに報告

本部長は、町災対本部等を設置又は廃止したときは、速やかに関係機関等に通知又は報告をする。

通知又は報告先	担当班	通知又は報告の方法
本部構成員（職員）	危機管理班	庁内放送、電話、メール、その他迅速な方法で通知
県危機管理局 （東児湯地方支部）		災害対策支援情報システム、電話、FAX、メール、その他迅速な方法で報告
一般住民等		防災行政無線、防災情報配信システム、Ｌアラート、町ホームページ、町フェイスブック、広報車等により通知

第3款 本部会議等の開催

1 情報連絡会議

情報連絡会議は、各課等の長又はその指定する者をもって構成し、「情報連絡本部」を設置したとき又は「情報連絡本部」設置前の必要な時期に、危機管理課長が招集し開催するものとする。

会議においては、今後の気象の推移、避難情報発令の可能性及び避難所開設に関する情報等に関して、共有を図る。

なお、会議を構成する課等については、必要に応じ、危機管理課長が指定することができるものとする。

2 本部会議（災害警戒本部及び災害対策本部）

本部会議は、本部長、副本部長及び各対策部及び消防団（以下「各対策部等」という。）の長をもって構成し、「災害警戒本部」又は「災害対策本部」を設置したとき及び必要の都度、開催するものとする。

会議においては、災害応急対策、その他災害時の対策等に関する重要事項等について協議するものとし、開催要領等については、別に示す。

3 調整会議

調整会議は、各対策部等の各班長等をもって構成し、各部各班相互間の連絡調整に関する事項を協議する。ただし、消防団にあっては消防団長が班長となるものを指名する。

第4款 町役場非常時体制

1 町役場非常時体制（以下「非常時体制」という。）

災害等により、町及び役場に甚大な被害があった場合又は甚大な被害が予想される場合に、役場の機能を可能な限り早期に復旧させることを目的とし、役場内の混乱を早期に収束させるために設ける体制をいう。

非常時体制は、原則として発災等から72時間（3日間）以内とし、非常時体制の間に、可能な限り役場の行政事務及び災害対策業務を執り行える環境に整えるものとする。

2 非常時体制への移行

次に掲げる災害等が発生し、全庁をもって対処をする必要がある場合は、非常時体制へ移行するものとする。

(1) 大規模災害（巨大地震、津波又は広域洪水等）

巨大地震等の大規模災害やその他の重大な危機事象により、町内で多数の死傷者が発生する等の甚大な被害が発生し、もしくは懸念される場合

(2) 武力攻撃やテロ等

武力攻撃やテロなど、国民保護計画に該当するような事案が発生し、町民の安全確保が必要となる場合

(3) その他の危機事象

(1)及び(2)以外の危機事象が発生し、緊急事態への対応や町民の安全確保等のため、非常時体制へ移行して対処すべきと町長が判断した場合

3 非常時体制への移行及び収束の決定

非常時体制への移行及び収束は、町長が決定するものとする。

4 非常時体制における業務

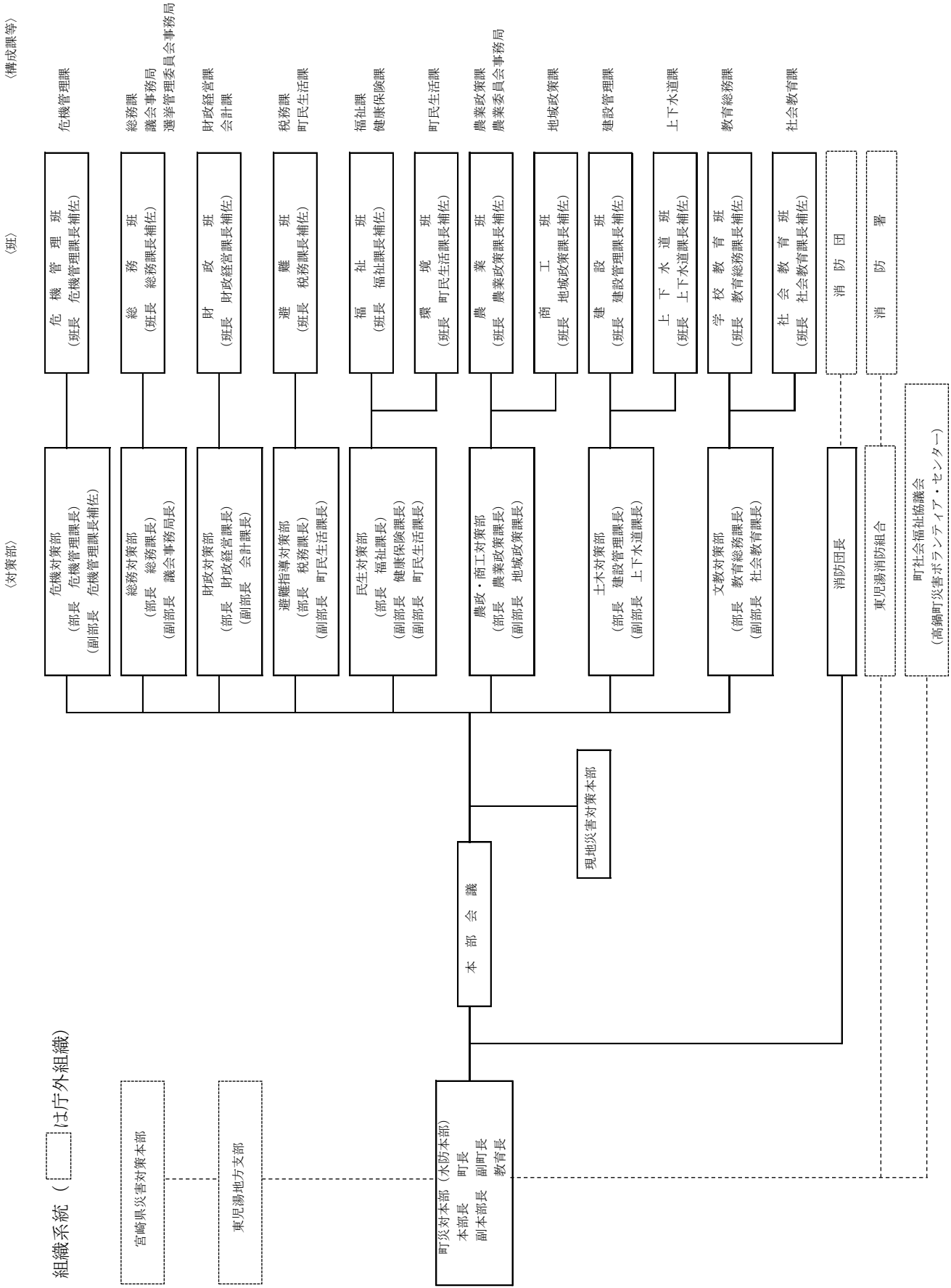
原則として高鍋町事務分掌規則(平成12年高鍋町規則第4号)における分掌事務の一部または全部を、一時停止するものとする。

なお、非常時体制における実施業務（非常時優先業務（分掌事務）等）の細部は、別に定める。

第5款 町災対本部等の組織及び災害応急対策業務

町災対本部及び水防本部は町長を本部長、副町長並びに教育長を副本部長とし、そのもとに対策部等の長を配置する。対策部等の長のもとに班長、班員を配置し、県、消防本部・消防署・消防団、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。

なお、災害警戒本部の組織系統は、本部長を副町長、副本部長を危機管理課長とするほか、町災対本部組織系統に準ずるものとする。



2 各部の編成

町災対本部（水防本部）		行政機構	
対策部	班	課	係
危機対策部 部長：危機管理課長 副部長：危機管理課長補佐	危機管理班 班長：危機管理課長補佐（兼）	危機管理課	危機管理係 消防・生活安全係
総務対策部 部長：総務課長 副部長：議会事務局長	総務班 班長：総務課長補佐	総務課	行政係 人事係 総合調整係
		議会事務局	議事調査係
		選挙管理委員会	
財政対策部 部長：財政経営課長 副部長：会計課長	財政班 班長：財政経営課長補佐	財政経営課	財政経営係 契約管財係
		会計課	会計係
避難指導対策部 部長：税務課長 副部長：町民生活課長	避難班 班長：税務課長補佐	税務課	町民税係 資産税係 収納係
		町民生活課	戸籍住民・年金係
民生対策部 部長：福祉課長 副部長：健康保険課長 副部長：町民生活課長	福祉班 班長：福祉課長補佐	福祉課	子ども支援係 障害福祉係 地域福祉係 わかば保育園
		健康保険課	国保・高齢者医療係 介護・高齢者福祉係 健康推進係 健康づくりセンター
	環境班 班長：町民生活課長補佐	町民生活課	環境保全係
農政・商工対策部 部長：農業政策課長 副部長：地域政策課長	農業班 班長：農業政策課長補佐	農業政策課	農政企画係 農林畜産係 農村整備係
		農業委員会事務局	農地農政係
	商工班 班長：地域政策課長補佐（総括）	地域政策課	企業立地対策室 総合政策係 商工観光係

町災対本部（水防本部）		行政機構	
部	班	部	班
土木対策部 部長：建設管理課長 副部長：上下水道課長	建設班 班長：建設管理課長補佐	建設管理課	管理係 土木係 建築・都市計画係
	上下水道班 班長：上下水道課長補佐	上下水道課	上水道管理係 上水道工務係 下水道係
文教対策部 部長：教育総務課長 副部長：社会教育課長	学校教育班 班長：教育総務課長補佐	教育総務課	教育総務係
	社会教育班 班長：社会教育課長補佐	社会教育課	生涯学習係 社会体育係 文化係 埋蔵文化財係 図書館係 公民館係 資料館係 総務学芸係

※各班長の課長補佐の（ ）は、職務によって変更することがある。

3 災害応急対策業務

部	班 (担当課・局)	災害応急対策業務
危機 対策 部	危機管理班 (危機管理課)	1 対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく諸対策に関する事。 4 災害救助活動及び水防活動の総括、実施推進及び調整に関する事。 5 災害の予防及び応急復旧の総合調整並びに各班との連絡調整に関する事。 6 他の公共団体等との連絡及び応援要請に関する事。 7 自衛隊の派遣要請等に関する事。 8 気象情報の収集、通報及び広報に関する事。 9 警報等の伝達に関する事。 10 他班に属さない施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 11 県その他関係機関に対する要望書、災害状況報告書等の作成に関する事。 12 避難指示等の伝達に関する事。 13 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事。 14 水防活動に関する事。 15 消防団に関する事。 16 災害救助活動に関する事。 17 罹災証明に関する事。 18 災害時における対策本部長の特命事項に関する事。 19 災害資料の作成及び災害記録に関する事。 20 緊急通行車両の運用に関する事。 21 その他災害に関する事務で他班の所管に属さないものの処理に関する事。
総務 対策 部	総務班 (総務課) (議会事務局) (選挙管理委員会事務局)	1 職員の動員に関する事。 2 職員の派遣要請又は派遣受諾、派遣職員の身分取扱い等に関する事。 3 各班からの被害状況の収集及び連絡に関する事。 4 災害時における通信の確保に関する事。 5 要員確保に関する事。 6 対策本部長及び副本部長の秘書に関する事。 7 必要車両等の確保に関する事。
財政 対策 部	財政班 (財政経営課) (会計課)	1 義援物資及び義援金の受付、管理及び配分に関する事。 2 災害応急復旧用諸物資等の供給に関する事。 3 義援物資及び災害応急復旧用諸物資等の輸送の調整に関する事。 4 災害の応急復旧費及び対策本部等の予算措置及び出納に関する事。 5 庁舎の整備並びに町有財産等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 庁内の非常用電源及び電話に関する事。

部	班 (担当課・局)	災害応急対策業務
避難指導対策部	避難班 (税務課) (町民生活課)	1 避難誘導に関すること。 2 避難所の開設に関すること。 3 避難所における受入体制に関すること。 4 避難者の登録に関すること。 5 災害相談窓口の開設に関すること。 6 各班からの要請に基づく応援に関すること。
民生対策部	福祉班 (福祉課) (健康保険課)	1 災害救助法の運用に関すること。 2 福祉施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 医療機関からの被害状況の収集及び応急復旧に関すること。 4 被災入所世帯の被害調査に関すること。 5 救出救助活動に関すること。 6 医療救護及び助産に関すること。 7 被災者及び給食施設の栄養指導に関すること。 8 災害時における負傷者の搬送並びに医薬品、衛生材等の調達及び配分に関すること。 9 医療関係者への要請に関すること。 10 災害時における主食等の応急配給に関すること。 11 炊出しに関すること。 12 被災地及び避難所に必要な救助食料、飲料水等の物資の調査、調達確保、輸送及び配分に関すること。 13 応急用被服、寝具その他生活必需品の確保及びあっせんに関すること。 14 感染症の予防に関すること。 15 災害時における食品衛生に関すること。 16 被災者の生活保護、世帯更生資金貸付等に関すること。 17 災害弔慰金、災害見舞金等の支給その他災害援護に関すること。 18 ボランティア活動に関すること。 19 災害時避難行動要支援者の避難対策に関すること。
	環境班 (町民生活課)	1 環境関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 被災地の防疫に関すること。 3 清掃の実施に関すること。 4 災害時のごみ、し尿、廃棄物等の処理その他環境衛生指導に関すること。 5 逸走した危険な動物の危害防止に関すること。 6 死体の処置及び火葬に関すること。

部	班 (担当課・局)	災害応急対策業務
農政・商工対策部	農業班 (農業政策課) (農業委員会事務局)	1 防災ダム・農業用ため池の災害対策に関すること。 2 農作物・園芸施設等の被害調査に関すること。 3 農業用施設(道路・水路)の被害調査に関すること。 4 家畜・畜舎等の被害調査に関すること。 5 山林・林産物の被害調査に関すること。 6 水産物の被害調査に関すること。 7 被災施設等の復旧に関すること。 8 農林水産物被害の対策に関すること。 9 家畜伝染病等の対策に関すること。 10 被災農林漁業者に対する財政援助等に関すること。
	商工班 (地域政策課)	1 商工・観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 被災商工業者に対する融資に関すること。 3 災害写真の撮影、収集及び記録に関すること。 4 住民への災害広報に関すること。 5 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表、ホームページ及び SNS による情報提供その他広報に関すること。
土木対策部	建設班 (建設管理課)	1 建築物の災害対策及び被害調査に関すること。 2 都市計画関係の施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 応急仮設住宅及び町営住宅の供給に関すること。 4 公営住宅の災害対策及び被害調査に関すること。 5 河川、堤防、暗渠、水路、道路、橋梁、崖崩れ等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6 土木建設関係全般の被害状況の収集に関すること。 7 交通不通箇所、通行路線等の交通対策に関すること。 8 障害物の除去に関すること。 9 応急仮設施設の設置及び資材の調達に関すること。 10 被災住宅の応急復旧に関すること。 11 沿岸河川の災害に関すること。 12 労務及び資機材の調達及び管理に関すること。 13 応急復旧を実施するための建築技術者等に対する応援協力要請に関すること。 14 土木復旧事業の総括に関すること。 15 被災住宅復興資金に関すること。
	上下水道班 (上下水道課)	1 災害時の応急給水に関すること。 2 水質管理に関すること。 3 上水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。

部	班 (担当課・局)	災害応急対策業務
文教 対 策 部	学校教育班 (教育総務課)	1 学校教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 関係施設での避難受入れに関すること。 3 児童生徒等の避難、安全確保等に関すること。 4 災害時の応急教育に関すること。 5 学校給食に関すること。 6 災害後の学校環境保健衛生に関すること。
	社会教育班 (社会教育課)	1 社会教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 社会体育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 関係施設での避難受入れに関すること。 4 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること。

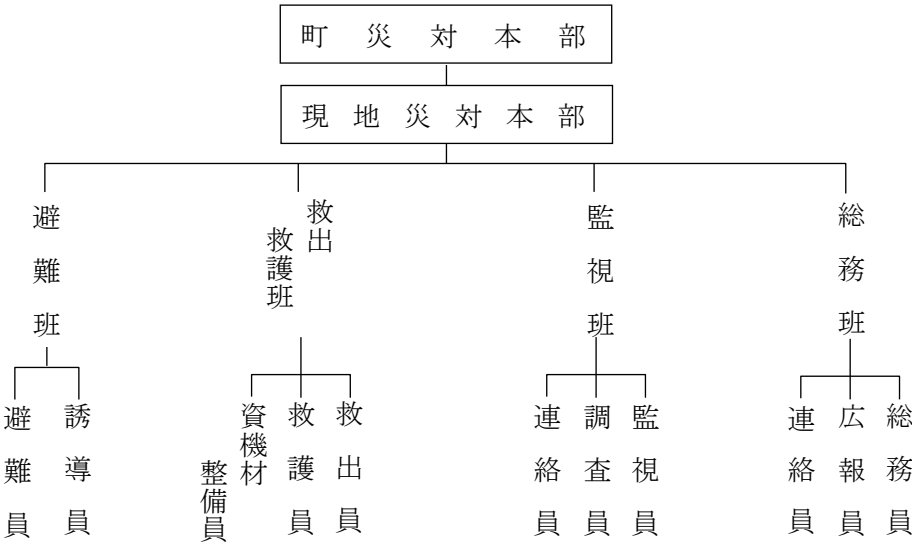
第6款 現地災対本部

町における各災害危険区域に対する現地災対本部の応急体制は、本章の各節に定めるもののほか、概ね次の組織体制とする。

1 現地災対本部の設置

町災対本部のもと、現地に現地災対本部をおく。

- (1) 現地災対本部長は、町災対本部長（町長）が指名する。
- (2) 班長及び班員は、現地災対本部長が、その所属する関係機関と協議の上定める。



2 業務内容

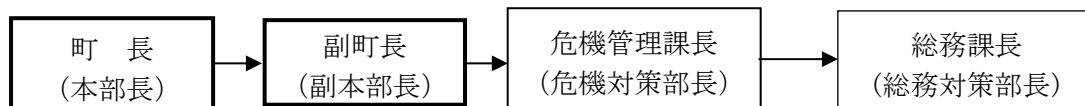
現地災対本部における業務内容は、概ね次によるものとする。

班	業 務 内 容
総務班	1 部内の災害対策についての企画及び各班の連絡調整 2 関係機関との連絡協調 3 気象情報等の一般広報 4 町災対本部に対する災害報告 5 町災対本部の指示に基づく各種対策の実施

監視班	1 危険区域の監視及び巡視 2 異常気象の早期発見及び状況調査 3 総務班に対する状況報告
救出救護班	1 被災者の救出 2 傷病者に対する救護及び緊急輸送 3 救出救護及び応急措置に必要な資機材の整備保持
避難班	1 避難所の開設 2 避難誘導 3 避難者の確認

第7款 意志決定権者代理順位

災害予防及び災害応急対策の実施に際し、意志決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意志決定を必要とする場合においては、下図の順位により所定の決定権者に代わって意志決定を行う。この場合において、代理で意志決定を行った者は、速やかに上位の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



第8款 町災対本部職員の標識

災害応急対策に従事する職員は、下図に示すベスト（赤色）を着用するものとする。



注 差込ファイル：A4 横に「災対本部職名等」及び「高鍋町」を前後に表示する。

第9款 町災対本部等の設置施設

町災対本部等は、町庁舎3階第1会議室に開設する。

ただし、庁舎が被災した場合等において町災対本部等を庁舎内に設置できない場合、代替施設として、第1順位に町中央公民館会議室、第2順位に町総合体育館会議室に町災対本部等を設置する。町災対本部等の細部については、別に示す。

第2節 動員配備計画

第1款 基本方針

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合に、災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、町災対本部の組織体制が確立できるように本部職員・消防団員の動員体制、伝達系統及び方法並びに連絡責任者を具体的に定めておく。全職員は、配備体制に関わりなく気象予報等により注意・警戒が予測される時は、勤務時間外においても常に連絡がとれ、いつでも参集ができるように努め、各課等の所管する応急対策の早期実施及び他課所管事務の応援要請に備える。

なお、消防団員の動員配備計画は、「第5編 風水害（洪水・土砂災害等）対策編」によるほか、消防団長の定めるところによる。

第2款 町の動員配備計画

1 動員配備計画

(1) 配備の体制

町災対本部等が設置される場合の、職員の動員配備基準は次表のとおり。

《職員の動員配備基準》

行政機構	連絡体制の 確保	情報連絡 本部	対策部	災害警戒 本部	災害対策本部		
					N号配備	A号配備	B号配備
危機管理課	○	◎	危機 対策部	●		●	●
総務課		○ (避難所開設時)	総務 対策部	●			
議会事務局				◎			
財政経営課			財政 対策部	◎			
会計課							
税務課		◎ (避難所開設時)	避難 指導 対策部	◎			
町民生活課			民生 対策部	◎			
福祉課							
健康保険課							
農業政策課		◎	農政・ 商工 対策部	●	●		
農業委員会				◎			
地域政策課		○※2					
建設管理課	○	◎	土木 対策部	●			
上下水道課	○	◎					
教育総務課			文教 対策部	◎			
社会教育課							
適用	地震発生時の高鍋町の震度が「3」のとき又は遠地地震の津波到達予想時刻まで3時間以上の猶予があるとき	※2：広報要員			災害に至る可能性が低いとき	内水浸水、土砂災害及び高潮等の局地的な災害のとき	地震、津波及び河川の氾濫による洪水等の広域な災害のとき

凡例：●：全職員 ◎：課等（又は部）の長又はその指定する者及び一部の職員（各課等（又は部）の長所定）
○：一部の職員

- a 原則として、「職員の動員配備基準」によるほか、各課等（又は部）の長は、必要な時期に必要な人員を参集できるものとする。
- b 職員参集は、初動も含めて、事態の推移等に応じた各課等の職員の勤務等を調整できるものとし、細部は、各課等（又は部）の長所定とする。
- c 税務課長は、情報連絡本部開設時、調整の上、避難所開設時の避難所担当職員を指名するものとする。
- d 災害警戒本部及び災害対策本部設置時における登庁職員以外の職員は、自宅待機とする。
- e 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の参集後の体制は、別に示す。

(2) 配備要領

町災対本部等設置時において、各課等及び各対策部等の長は、それぞれの課等及び各対策部等の「動員系統・連絡の方法」を予め実状に即した方法により定めておくものとする。

なお、各課等及び各対策部等の長は、定めた「動員系統・連絡方法」を危機管理課長に提出するものとする（様式任意）。

(3) 配備の完了

配備を完了した各班長は、配備完了の旨を速やかに各対策部等の長に報告し、各対策部等の長は、町災対本部長へ報告するものとする。

2 動員

(1) 勤務時間中

第1項の「職員の動員配備基準」に従い行うものとし、動員の伝達は、庁内放送、電話又は高鍋町職員メールで行う。

(2) 勤務時間外

第1項の「職員の動員配備基準」に従い行うものとし、動員の伝達は、高鍋町職員メール又は電話で行う。

なお、道路冠水や土砂災害などの影響で、通常的手段及び経路による参集が不可能となる可能性がある場合は、各職員は、あらかじめ別手段及び経路により参集できる手段を講じておくものとする。

(3) 消防団との兼務職員の動員

消防団と兼務している職員の動員は、次の方針に基づき行う。

ア 火災及び小規模災害時には、消防団活動を優先する。

イ 大規模災害時には、本部長（町長）が状況判断を行う。

(ア) 原則として、町災対本部指揮者（本部長、副本部長、対策部等の長、班長）は、庁内に留まる。

(イ) 班員は、班長又は対策部等の長の判断を仰ぎ、応急活動に従事する。

3 連絡不能時の処置

町職員は、夜間及び休日、退庁後において、激甚な災害が発生し電話連絡等が不可能な場合において、何らかの手段で気象業務法に基づく警報の発表、その他災害等の発生等を知ったときは、可能な範囲で当該情報等を確認し、自主的に町役場に登庁する。

なお、道路等の寸断等により登庁できない場合は、所属長へその旨を連絡するとともに、最寄りの関係機関へ出向き、応急活動に従事する

4 情報収集活動

- (1) 夜間及び休日、退庁後において、登庁が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、自治公民館長等と連携して被害状況の収集等の所要の体制をとる。
- (2) 職員は、登庁途中にできる限り被害状況を把握する。
- (3) 地区被害状況の把握は、緊急かつ臨時的に行い、およその被害状況把握ができた段階で、登庁し、所要の体制に移行する。

第3節 被害等情報収集伝達計画

第1款 基本方針

町災対本部並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し、相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、次の事項について災害に関する情報の収集及び伝達を行う。

第2款 被害等情報の収集、伝達

1 情報総括責任者の指定等

- (1) 情報総括責任者は、危機対策部長とする。
- (2) 危機管理班は、各対策部等各班からの情報の集約及び必要な住民への伝達を行う。
- (3) 各対策部等各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査及び情報の収集にあたり、その情報を危機対策部危機管理班へ通知するものとする。

2 収集体制の整備

- (1) 各対策部等は、情報の収集等を迅速に行うため、収集及び伝達に関する調査要領及び連絡方法等について、予め整備し、その方法等について確認しておく。
- (2) 財政対策部財政班は、写真記録担当を編成し、被害報告あるいは災害記録として活用できるよう、被害の状況及び程度がわかるような写真撮影を行う。また、各対策部各班においても記録写真の撮影に努めるものとする。
- (3) 情報収集等のための各種報告用紙等の様式については、別紙様式第1及び第2のとおり。

3 初期災害等情報の把握

- (1) 各対策部等各班は、被害規模等を早期に把握するため、次の初期災害等情報の収集を行う。

ア 人的被害

イ 建物の被害

ウ 避難の状況

エ 防災関係機関の防災体制（配備体制等）

オ 防災関係機関の対策の実施状況

カ 交通機関の運行・道路の状況

キ ガス・電気・水道及び電話等生活関連施設等の運営被害状況

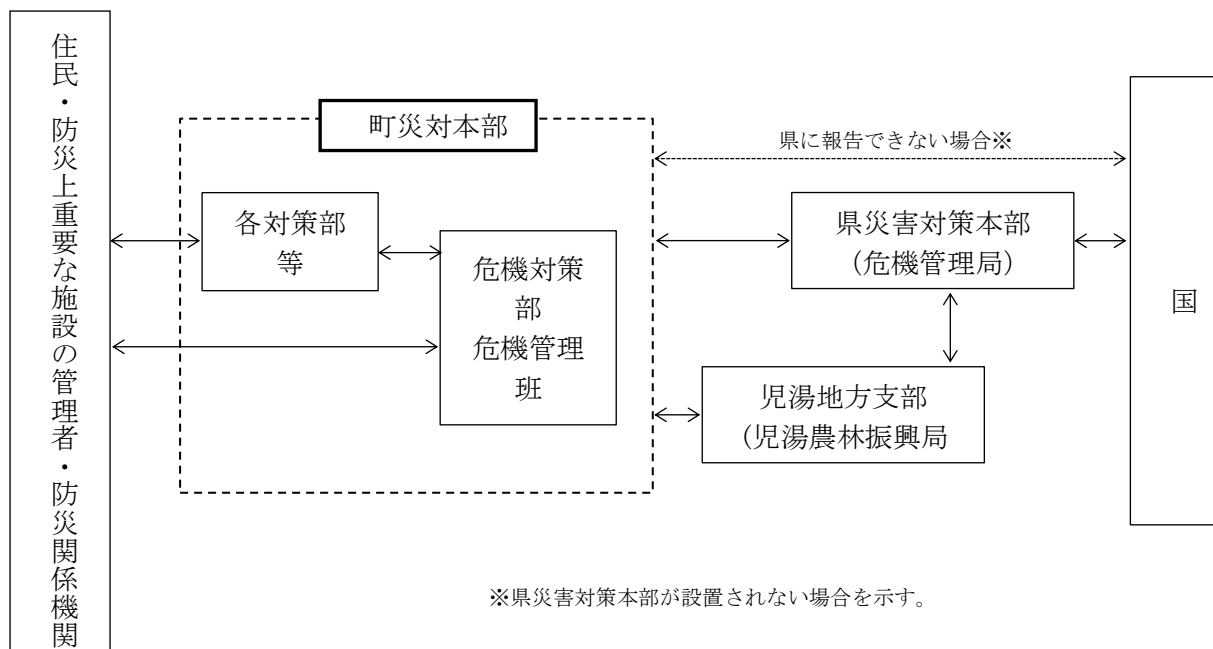
4 各行政区被害情報の把握

- (1) 行政事務連絡員に、各行政区における被害状況の把握を依頼する。
- (2) 危機対策部危機管理班は行政事務連絡員からの情報をとりまとめる。

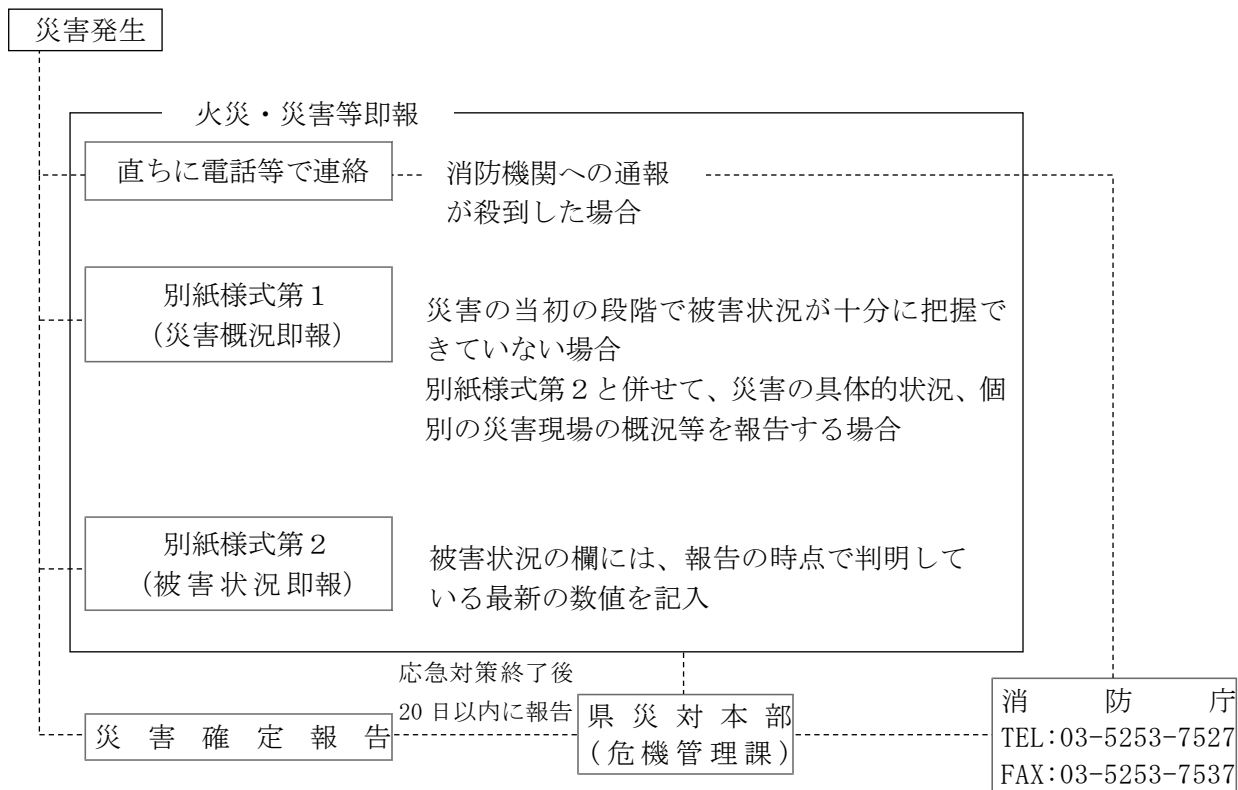
5 被害等情報の伝達

- (1) 収集した被害等情報については、次に示す被害等情報伝達系統図に基づき、災害対策支援情報システム、防災行政無線又は情報配信システム等により報告又は通報を行うものとする。災害対策支援情報システム、防災行政無線又は情報配信システム等が使用できない場合は、電話、FAXその他の最も迅速かつ確実な手段を使うものとする。

《被害等情報伝達系統図》



(2) 伝達における事務処理フロー



(3) 報告の種類、内容及び要領

《基本法第53条に規定された被害状況等の報告内容（基本法施行令第21条）》

被害状況等の報告
基本法第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都道府県に報告しなければならない。
報告内容
1 災害の原因
2 災害が発生した日時
3 災害が発生した場所又は地域
4 被害の程度
5 災害に対しとられた措置
6 その他必要事項

6 被害情報の報告

- (1) 町は以下の事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、様式第1及び第2に示す災害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて、県の災害対策地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を災害応急対策完了後20日以内に行う。

ア 町災対本部が設置されたとき

イ 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

- (2) 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災対本部へ直接連絡を行う。

なお、県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について、県に連絡する。

- (3) 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県、その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- (4) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告する。

様式第1

町長	副町長	危機 管理課長	課長補佐		係長	危機管理	係	

【災害概況即報】

受付番号

No.

報告日時

月日時分

都道府県

宮崎県

市町村

高鍋町

報告者名

課

災害名

(第報)

受信/調査 日時等	月日：電話FAX現場（）から																
発生場所						発生日時	月日：										
災害の概況	発信元又は被災者		氏名等： 連絡先：														
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	半壊		棟	床上		棟
		うち災害関連死		人			大半壊			棟	準半壊		棟	床下		棟	
		不明		人	軽傷		人		中半壊		棟	一部損		棟	その他		棟
		その他（がけ崩れ等）															
	応急対策の状況	災対本部 設置状況															
活動状況		通報：県警察消防土木その他（） 応急処置完了日時：月日：															
自衛隊 災害派遣要請																	
その他町が講じた応急対策																	
担当	対策部	対危機 策機	対総 策務	対財 策政		対指 導難		対民 生		対商 工農 政		対土 木		対文 教			
	課	危 管	総 務	財 経	会 計	税 務	町 生	福 祉	健 保	農 政	地 政	建 管	水 道	教 育	社 教		

様式第2

町長	副町長	危機 管理課長	課長補佐	係長	危機管理	係

【被害状況即報 1/2】

報告機関名			宮崎県 高鍋町			区 分			被害			
災害名 ・ 報告番号			災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流出・埋没	ha				
							冠水	ha				
							畑	流出・埋没				ha
								冠水				ha
報告者名						学校			箇所			
						病院			箇所			
						道路			箇所			
人的被害	死者		人			その他	橋りょう		箇所			
	うち 災害関連死者	人			河川		箇所					
	行方不明		人				港湾		箇所			
	負傷者	重傷	人				砂防		箇所			
		軽傷	人				清掃施設		箇所			
住家被害	全壊		棟				崖くずれ		箇所			
			世帯				鉄道不通		箇所			
			人				被害船舶		隻			
	半壊		棟				水道		戸			
			世帯				電話		回線			
			人				電気		戸			
	一部破損		棟				ガス		戸			
			世帯				ブロック塀等		箇所			
			人									
	床上浸水		棟									
			世帯									
			人									
	床下浸水		棟			り災世帯数		世帯				
			世帯			り災者数		人				
			人			火災発生	建物		件			
非住家		公共建物		棟			危険物		件			
		その他		棟			その他		件			

【被害状況即報 2/2】

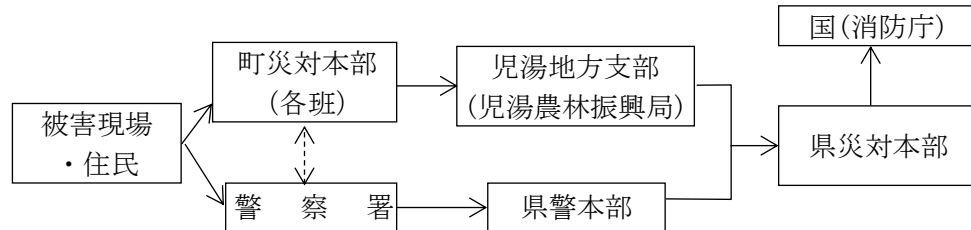
区 分		被 害		災害 対策 本部	名 称	高鍋町災害対策本部			
公立文教施設		千円			設置	月	日	時	分
農林水産施設		千円			解散	月	日	時	分
公共土木施設		千円							
その他の公共施設		千円		災害 対策 本部					
小計		千円							
公共施設被害市町村数		千円							
そ の 他	農産被害	千円		災害 対策 本部	計 団体				
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円		災害 救助 法					
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円		消防職員出動延人数		人				
総額被害		千円		消防団員出動延人数		人			
備 考	災害発生場所								
	災害発生年月日 年 月 日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難指示の状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況								

7 被害種類別の情報収集、報告及び伝達方法

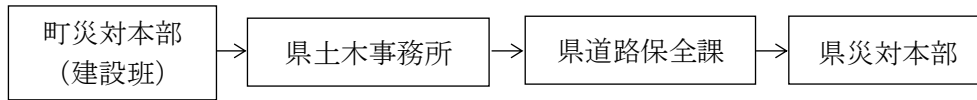
- (1) 発生する被害の種類によっては、関係機関や伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集、報告及び伝達を実施する。

なお、情報の収集に際しては、住民及び関係機関等からの報告を待つのではなく、積極的に情報収集にあたるものとする。

ア 人的（死者、負傷者等）被害、建物被害及びその他の被害

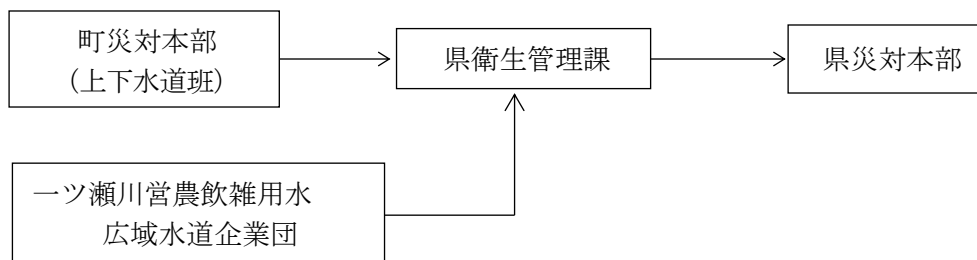


イ 道路（町道）被害

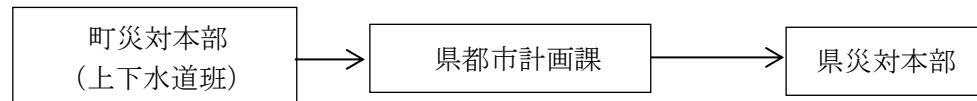


ウ ライフライン被害

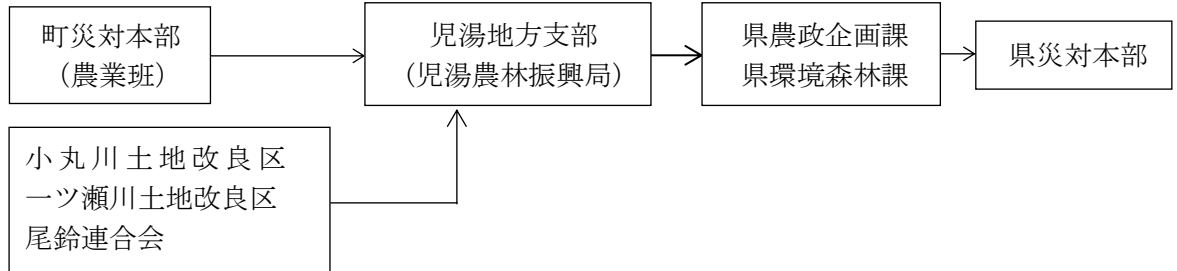
(ア) 水道被害



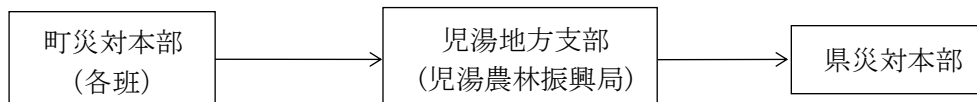
(イ) 下水道被害



エ 農業関連被害



オ 公共施設被害（学校、公園、病院、官公庁等）



- (2) 被害等状況の通知等

ア 各対策部等各班は、被害等状況の報告を随時実施するとともに、併せて危機対策部危機管理班に通知する。

なお、被害等状況の通知の際は、様式第1を使用するものとする。

イ 危機対策部危機管理班は各班の情報の集約を行い、災害対策支援情報システムに入力する

とともに、被害情報を総括表にまとめておく。

第3款 被害情報の調査要領

災害情報の中でも、気象情報等を正確かつ迅速に収集することは、職員の初動体制（動員配備）や住民の早期避難等に直接に反映される。また、人的被害、住家等被害情報の正確かつ迅速な調査、収集は、救助救命活動を実施する際、非常に重要である。

1 被害の調査要領

次の点に留意し、被害状況を的確に調査、収集する。

(1) 情報項目

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時・場所又は地域
- ウ 被害の状況
- エ 実施されている対策
- オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 被害状況等の収集及び調査

被害状況等の収集及び調査は、消防団、行政事務連絡員、その他機関の協力を得て実施する。

- ア 危機管理班は、人的被害・建物被害（応援要請の判断情報）の概略を第一報の情報としてとりまとめる。
- イ 当該地区の行政事務連絡員と連携し、統括的被害情報の収集・整理にあたる。
- ウ 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途中での被害状況を本人から収集する。また、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合で、最寄りの避難所に参集した場合については、参集途中の情報とあわせて地区の初期情報を収集するものとする。

(3) その他の手段による情報の収集

- ア テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。
- イ アマチュア無線利用者の協力を得て情報を収集する。
- ウ タクシー会社、トラック会社、警備会社等の民間企業の協力を得て情報を収集する。
- エ ツイッターやフェイスブック等の SNS をはじめとするインターネット利用者の協力を得て情報を収集する。

(4) 災害調査部隊による被害調査

各班は、災害が発生したときは、直ちに各所管する施設（農作物、住家、土木施設、農業用施設、商工業の被害）等の専門の技術員、関係職員等からなる災害調査部隊等を編成して、被害状況等を調査する。

なお、調査にあたっては、担当地区の消防団、行政事務連絡員、その他機関の協力を得て実施する。

2 被害認定基準等

- (1) 被害認定調査にあたっては、本章 第19節 第2款に示す被害程度の認定基準に基づき判定を行う。
- (2) 被害の程度の調査にあたっては、内部の連絡体制を密にし、調査漏れ、重複のないよう留意、調整する。

3 被害状況の速報

被害状況によっては、時間帯あるいは、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、

当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握し、被災人員についても、当該被害地区世帯数及び世帯当りの平均人数から推算し速報する。

4 建物の全壊、流出等及び死傷者等が発生した場合

建物の全壊、流失、半壊及び死者並びに重傷者が発生したときは、その住所、氏名及び年齢等を速やかに調査する。

5 被害調査等の応援

被害が甚大なため、町のみでは被害状況等の収集及び調査が困難なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

第4款 通信計画

1 災害時における通信連絡

(1) 災害時に使用できる通信施設は次のとおりである。

- ア 防災行政無線
- イ 非常・緊急通話及び電報
- ウ 他の機関の専用通信施設
- エ 消防無線

(2) 防災行政無線の活用

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用することが有効である。

(3) 県総合情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、消防本部、日赤及び自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

2 通信手段の確保

(1) 災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための電源、通信手段を確保する。

(2) 町は、必要に応じ情報通信の機能確認と支障が生じた施設の早期復旧を行う。そのための要員及び資機材を確保する。

(3) 関係機関と連携し、通信の確保に必要な措置をとる。

3 携帯電話、メール等の活用

各防災機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

4 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる（以下「非常通信」という。）。

(1) 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

(2) 非常通信の依頼先

宮崎地区非常無線通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼することとするが、この場合予め最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

(3) 非常通信としての通信内容

非常通信は次のとおりである。

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- イ 犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの
- ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- エ 鉄道、道路、電力設備及び電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの
- オ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等、災害に関して緊急措置を要するもの

(4) 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報依頼紙(なければ普通の用紙でもよい)にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- ア あて先の住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号
- イ 本文(200字以内)、末尾に発信人名(「段落」にて区切る)
- ウ 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、又余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。但し、無線電話を使用する場合は本文を3分以内の文章にまとめる。

5 その他の通信施設利用

(1) 他機関の通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条及び消防組織法第23条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておく。

なお、利(使)用できる主な機関は次のとおりである。

利(使)用できるもの	通信設備設置機関	申込み窓口
町長 消防機関の長	県総合情報ネットワーク	高鍋土木事務所 児湯農林振興局 県危機管理局
	県警察本部	高鍋警察署
	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所
	J R九州鹿児島支社	高鍋駅
	九州電力株式会社	宮崎支社

利(使)用しようとするときは、次の事項を記載した書類又は口頭により申し込むものとする。

ア 専用通信施設利用申込要領

- (ア) 利(使)用しようとする理由
- (イ) 通信の内容
- (ウ) 発信者及び受信者

(2) 防災相互通信用無線電話の活用(466.775MHz)

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(3) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、アマチュア無線等の無線施設を活用し、有線通信の途絶時の代替えとして災害情報の収集や伝達に役立てる。

(4) 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

ア 地上から航空機に対する信号の種類

- (ア) 旗による信号

旗色	事 態	事態の内容	希望事項	摘 要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(患者又は緊急に手当を要する負傷者)が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1 mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振る。
黄旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

(イ) 身振り信号

信号の種類	意 味	信号の種類	意 味
	医療手当を要す		ここに着陸するな
	当方の受信機は作動している		ここに着陸せよ
	通信筒を使用せよ		器材的援助及び部品を要する
	然り (YES)		間もなく進行できるので出来れば待て
	否 (NO)		収容頼む 航空機は大破した
	万事OK 待つ必要なし		

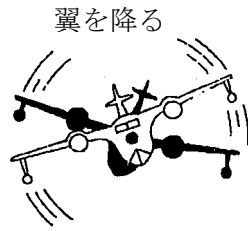
イ 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事 項	信 号
了解	翼を振る(ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)

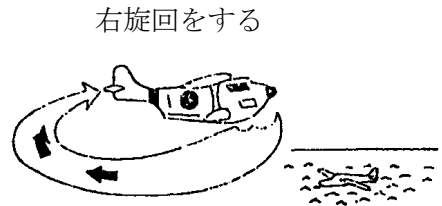
ウ 航空機から地上に対する信号要領

事項	信 号	信号の内容
投下	急降下	物資又は通信筒を投下したい。
誘導	旋回等で捜索隊又は住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向い直線飛行し、目的地上空で急降下をくり返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める。

エ 対空目視信号
航空機の応答信号
(ア) 昼間又は月夜

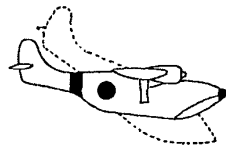


意味：連絡事項は了解した！



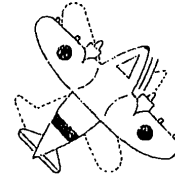
意味：信号は受けたが理解できない！

ピッチングをする



意味：然り（YES）！

ヨーイングする



意味：否（NO）！

(イ) 夜間

- a 発光信号（緑）による点滅「・ー・」の連続。

意味：連絡事項は了承した！

- b 発光信号（赤）による点滅の連続

意味：信号は受けたが理解できない！

オ 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径 10mのHを図示し、風向を吹流し、又はT字形（風向→┐）で明確に示す。

第4節 受援活動計画

第1款 基本方針

災害の規模によっては、町独自では応急活動等に支障をきたすことが予想されるため、平素から関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに相互応援協定等に基づき、応援を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するとともに、受け入れ体制の確保を図る。

また、町は、他市町村で災害が発生し、あるいは発生するおそれのある場合、人的、物的応援を迅速、的確に実施する。

なお、受援体制と受援対象業務等の細部を記述した「受援計画」は、別に定める。

第2款 県市町村間等の受援要請

1 協定に基づく他市町村への応援派遣要請

(1) 宮崎県市町村防災相互応援協定に基づく応援要請

町長（本部長）は、町に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、「宮崎県市町村防災相互応援協定（平成8年8月29日）」に基づき応援要請を行う。

ア 応援要請項目

- (ア) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (イ) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (ウ) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (エ) 医療及び防疫に必要な資機材並びに物資の提供
- (オ) 遺体の火葬のための施設の提供
- (カ) ごみ及びし尿の処理のための装備並びに施設の提供
- (キ) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (ク) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (ケ) その他応援のために必要な事項

イ 応援要請の方法

応援を要請する場合は、応援を要請する市町村の連絡担当部課に、次の要請事項を明らかにして、口頭又は電話で要請し、後日以下の事項を記載した文書を送付する。

- (ア) 被害の概況
- (イ) 物資の品名、数量
- (ウ) 職員の職種、人員数
- (エ) 応援場所、応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) その他の必要な事項

(2) 西都児湯広域市町村災害時相互支援協定に基づく応援要請

町長（本部長）は、町に係る災害について、人的・物的な応援が必要と認めたとき、「西都児湯広域市町村災害時相互支援協定」（平成20年10月）に基づき、西都児湯広域市町村（高鍋町、西都市、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町）に応援要請を行う。

ア 応援要請の方法

西都児湯広域市町村に対し、次の事項を明示し口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 応援要請項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要事項

イ 応援部隊の指揮

町長は、要請した応援部隊を指揮する。

(3) 宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請

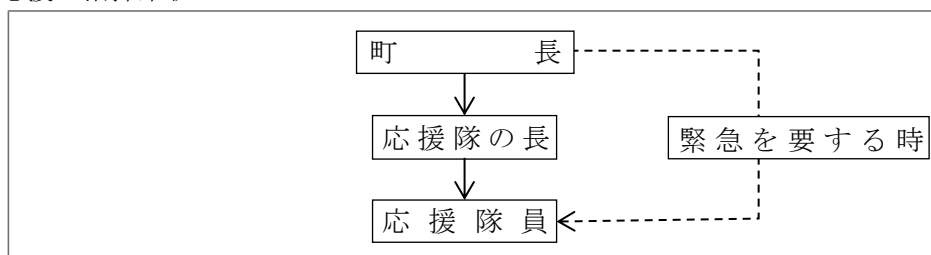
町長（本部長）は、町に係る災害について被害を最小限に抑えるため、火災・救急救助その他の災害に関して、適切な応急措置に対し応援が必要と認めるときは、「宮崎県消防相互応援協定（平成7年6月19日）」に基づき、県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む）に応援要請を行う。

ア 応援要請の方法

町長（本部長）は、指定市町村長又は消防本部等の長に対し、次の事項を明示し口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する人員及び機械器具等の種別及び数量
- (3) その他必要事項

イ 応援の指揮系統



ウ 報告

応援隊長は、次の事項を災対本部に報告を行うものとする。

- (1) 現場到着
- (2) 引き揚げ
- (3) その他必要事項

2 県に対する応援要請

(1) 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

町長（本部長）は、町に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、県に対し、次の事項を記載した文書をもって、応援又は応援のあつせんに要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (カ) その他必要な事項

イ 職員派遣あつせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣のあつせんを必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

また、県知事より町に、他市町村への応援依頼があった場合は、その指示に従い、被害情報等に基づき、人的、物的支援を行う。

第3款 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

町長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のための応援の必要があると認めるときは、指定地方公共機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関並びに指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求め、災害対策の万全を期する。

また、町長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のための応援の必要があると認めるときは、その他公共団体及び民間団体等に対し協力を要請する。

なお、応援要請に際しては、次の事項を明らかにする。

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
1 指定地方行政機関	1 応援を必要とする理由	1 被災者に対する炊出し作業
2 指定公共機関	2 作業の内容	2 被災者に対する救出作業
3 指定地方公共機関	3 従事場所	3 救助物資の輸送配給作業
4 その他公共的団体及び民間団体等	4 就労予定期間及び時間	4 清掃防疫援助作業
	5 必要機関、所要人員	5 被害状況の通報連絡作業
	6 集合場所	6 その他必要とする作業
	7 その他参考事項	

第4款 応援の受け入れに関する措置

1 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、町は応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他の市町村、都道府県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

2 受け入れ体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

他の市町村、都道府県、関係機関等との連絡を速やかに行うための連絡窓口は、危機管理班とする。

(2) 受け入れ施設の整備

町長（本部長）は、国及び県、他市町村等からの人的、物的応援を速やかに受け入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあつせん等、応援の受け入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援については、町社会福祉協議会と連携して、受け入れ施設を定める。

第5款 他市町村に対する応援の実施

町は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、自力による応急対策が困難であるため応援を要請された場合は、基本法並びに各種協定に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

1 支援対策本部の設置

町は、他市町村において災害が発生した場合には、関係課から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行う。

2 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災市町村へ職員を派遣する等し、被害情報の収集を速やかに行う。

3 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる体制とする。

4 被災者受け入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受け入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者等を受け入れるための社会福祉施設等の提供、若しくはあっせんを行う。

第6款 自衛隊災害派遣要請計画

1 基本方針

町は、災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期する。

2 災害派遣要請基準

(1) 災害派遣の要請の種類及び範囲

ア 派遣要請の種類

- (ア) 災害が発生し、知事等が人命又は財産を保護するために必要があると認めた場合の知事等の要請に基づく部隊等の派遣
- (イ) まさに災害が発生するおそれがある場合における知事等の要請に基づく部隊等の予防派遣
- (ウ) 災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事等からの派遣要請を待つ暇がないと認められる場合の自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

(2) 町長（本部長）は、次の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の要求を行う。

《派遣要請の要求基準》

1 公共性

公共の秩序を維持するため人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。

2 緊急性

さし迫った必要性がある。

3 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

- (1) 天変地異その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認め

(3) 災害派遣要請の範囲

災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが通常次による。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者の搜索、救助

行方不明者、負傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）

エ 水防活動

堤防護岸等の決壊部の修復

オ 消防活動

利用可能な消防車その他の防災用具による消防機関への協力

カ 道路又は水路の啓開

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等

キ 応急医療・救護及び防疫

被災者に対する応急医療及び防疫等（薬剤等は町で準備）

ク 通信支援

通信機器を用いた情報の収集及び伝達

ケ 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）

コ 炊飯及び給水

被災者に対する炊飯及び給水の実施

サ 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与

シ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

ス 広報活動

航空機、車両等を用いた住民に対する広報活動

セ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 自衛隊の自主派遣の判断基準

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つ暇がないときは、自衛隊法第83条の規定により、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく次の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる次のような場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

ア 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に町長（本部長）又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置をとる必要があると認められる場合

イ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置をとる必要があると認められる場合

(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

(4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待つ暇がないと認められること

4 派遣要請要領

(1) 派遣要請

災害に際し、県知事及び町長（本部長）は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣について要請及び依頼を行う。

ア 町長（本部長）から派遣要請の要求を行い、県知事が必要と認めた場合

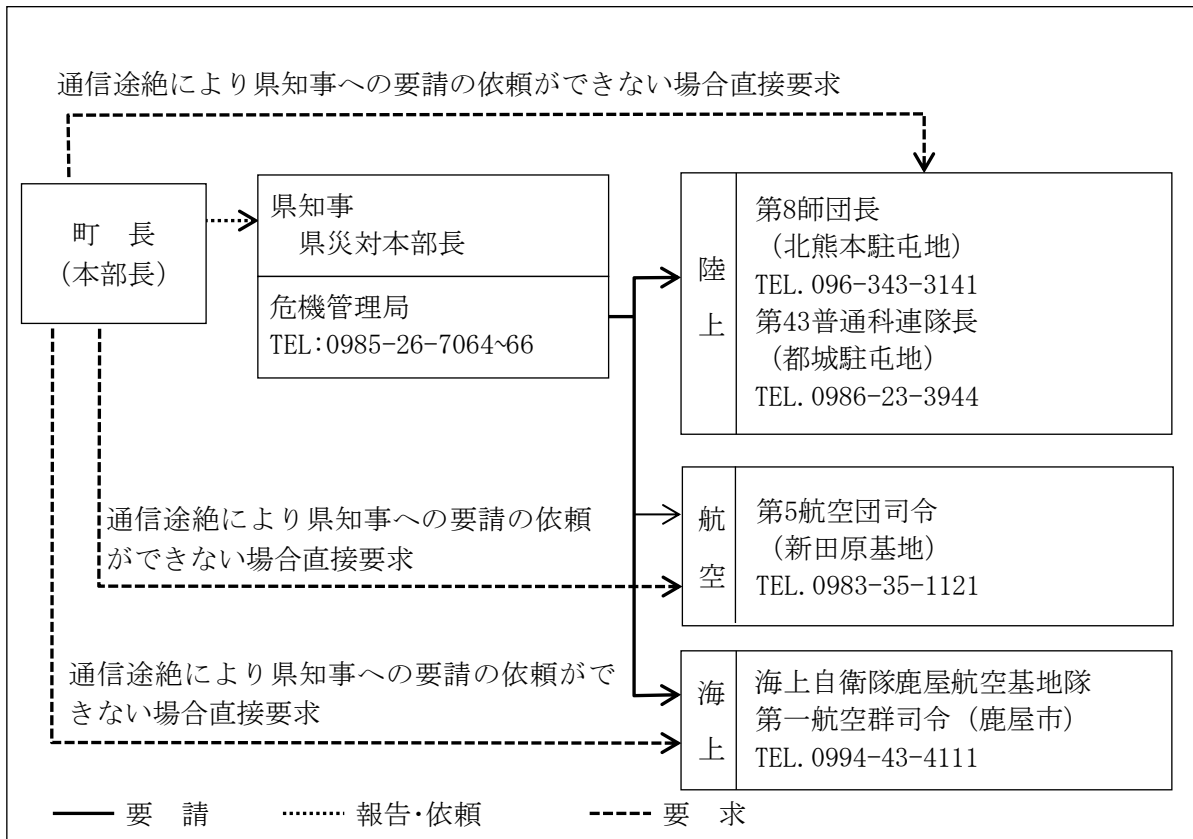
イ 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、県知事が必要と認めた場合

ウ 県知事が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

エ 災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、又、通信の途絶により、県知事の要請を待つ暇がなく、町長（本部長）が自らの判断で必要を認めた場合の通知

なお、災害派遣要請系統は、次のとおり。

《災害派遣要請系統》



(2) 災害派遣の依頼

町長（本部長）は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに、県知事に自衛隊（陸上自衛隊第43普通科連隊長等）派遣要請の依頼を行う。

なお、通信の途絶等により、県に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知し、事後、速やかにその旨を県知事に報告する。

(3) 派遣要請の方法

町長（本部長）は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する以下の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

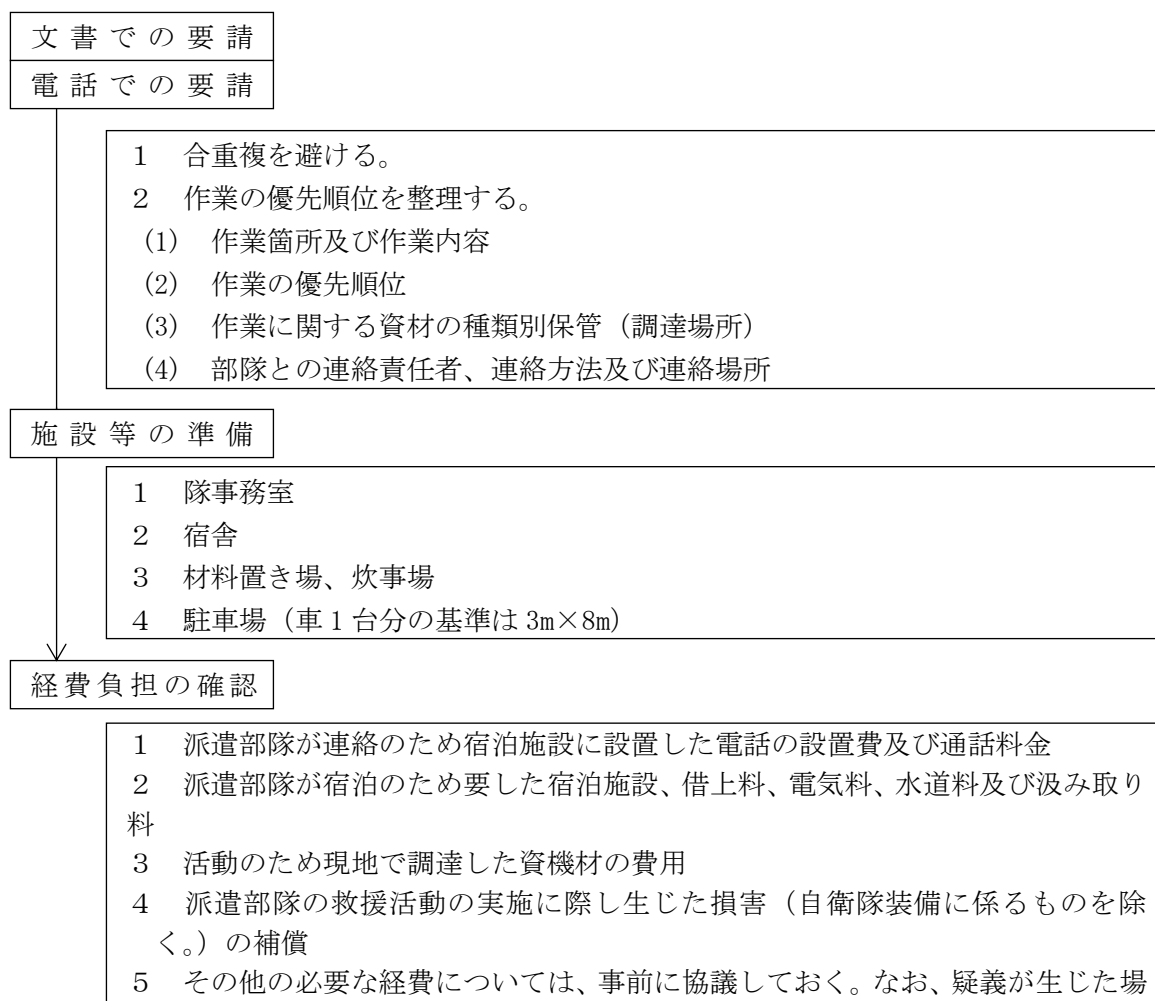
- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 町における派遣部隊の受け入れ体制

災害派遣を依頼した際の派遣部隊の受け入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

- ア 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- イ 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立する。

ウ 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場(部隊の集結地)を選定し、指定する。



(5) 災害時臨時ヘリポート

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

なお、本町における災害時の臨時ヘリポートは、「本編 第1章 第5節 防災施設、資機材等整備計画」による。

(6) 派遣部隊等の撤収要請

町長（本部長）は、災害の救援活動が終了し、又は他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに県知事に撤収要請を行う。撤収要請の依頼は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請する。

第7款 他機関に対する受援要請

1 応援協定

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、町が締結している応援協定は次表のとおりである。また、必要と判断される民間との応援協定の締結に努める。

《町が締結している協定》

区分	協定	締結者	締結日
国・他の地方公共機関との相互応援	高鍋町における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	H23. 8. 22
	宮崎県市町村防災相互応援協定	県内 44 市町村	H8. 8. 29
	西都児湯広域市町村における災害時相互支援に関する協定書	西都市長 他 6 市町村	H20. 10. 6
	宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書	県内 44 市町村・一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団	H10. 7. 24
	姉妹都市災害時相互応援協定	米沢市	H8. 2. 10
消火に関するもの	宮崎県消防相互応援協定	県内 44 市町村、3 消防組合等	H7. 6. 19
	宮崎県消防相互応援協定の一部を変更する協定書	県内 31 市町村・東児湯消防組合・西諸広域行政事務組合	H18. 7. 20
郵便局	災害発生時における高鍋町と高鍋町関係郵便局の協力に関する協定書	高鍋町関係郵便局（高鍋郵便局、高鍋駅前郵便局、宮崎中央郵便局）	H28. 8. 17
ライフライン 応急復旧	災害時の水道施設等の応急対策業務に関する協定	高鍋町水道事業 指定給水装置工事事業者	H21. 6. 2
	災害時における相互応援に関する協定書	一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団	H22. 4. 1
	災害時における水道の応急復旧に関する協定書	児湯管工事協同組合	H18. 8. 23
	宮崎県中部地区水道企業協議会災害時相互応援に関する協定	西都市長（水道事業者） 他 9 事業者	H25. 2. 22
	災害時における L P ガス供給活動等に関する協定書	（社）宮崎県エルピーガス協会児湯支部	H21. 11. 16
	災害時の電気設備応急対策に関する協定書	東児湯電気工事業協同組合 高鍋支部	H25. 7. 2
	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話（株） 宮崎支店	H26. 9. 26
	高鍋町・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	H28. 1. 27
	災害時における車両の移動等の協力に関する協定	宮崎県レッカー事業協力会 宮崎県央高鍋支部	H31. 4. 15

物資調達・供給	災害時における救援物資提供に関する協定書	南九州コカ・コーラボトリング（株）	H17.9.2
	緊急時対応型飲料水自動販売機・通常自動販売機の設置に関する協定	南九州ペプシコーラ販売（株）	H19.4.16
	災害時における救援物資提供に関する協定書	宮崎県農協果汁（株）	H20.7.19
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	H21.12.4
	災害時における炊き出し等に関する協定	高鍋町地場産業振興会移動販売部会	H28.7.4
	災害時における物資供給に関する協定	（株）ナフコ	H29.11.30
	災害時における地域内輸送拠点の提供等に関する協定書	（株）デイリーマーム ママンマルシェ TAKANABE	R2.2.6
避難収容	津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書	西日本高速道路（株）九州支社	H25.5.10
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 晴陽会 うからの里 高鍋事業所	H25.12.5
	津波災害又は水害時における指定緊急避難場所等としての使用にする協定書	（株）デイリーマーム ママンマルシェ TAKANABE	R2.2.6
	災害発生時における指定避難所の設置運営に関する協定書	南薩食鳥（株） 宮崎工場	R2.2.6
	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	高鍋信用金庫	R3.7.19
その他 支援協力活動	災害時等における支援協力活動に関する協定書	（株）安藤商事	R2.12.18

2 応援の要請

町は必要があるときは、表に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。災害応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、町は、各関係機関と相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備しておく。

第5節 救出救助計画

第1款 基本方針

町、消防機関及び警察は、相互の協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出救助活動を実施する。

第2款 救出救助対策

1 実施方法

(1) 対象者

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者

(2) 期間

救助法の適用を受けている場合は、災害発生の日から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認（特別基準の設定）を得て延長することができる。

(3) 救出部隊の編成

被災者の救出は、消防機関等の協力を得て救出活動を行う。また、町のみでは救出作業が困難な場合は、県に関係諸機関の派遣要請を行い、救助にあたる。

2 住民及び自主防災組織等の役割

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救出救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するように努める。

3 救出部隊の受け入れ方法についての検討

(1) 交通ルートの検討

町は、派遣要請が必要と判断した場合、被害情報に基づき把握された交通情報から、救出部隊の受け入れルートを検討する。

(2) 救出部隊の集結場所及び活動拠点の設置

町は、救出部隊の現地での集結場所及び活動拠点について、災害状況に応じて定める。

4 救助の実施記録

町は、県知事の委任に基づき救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

なお、必要な帳簿等は、「本章 第19節 救助法適用計画 第4款 救助の実施」による。

第6節 消防計画

第1款 基本方針

消防組織法第9条の規定により設置された消防機関（東児湯消防本部・消防署及び消防団）は、災害発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

第2款 消防活動の体制

1 消防機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防機関の組織運用及びその他活動体制等について定めた消防計画に基づき活動する。

また、消防組織法第21条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図る。現在締結中の消防に関する協定は、次表のとおり。

《消防に関する協定》

	締結協定名	締結の相手方	締結年
1	宮崎県消防相互応援協定	県内 44 市町村 3 消防組合等	平成 7 年
	宮崎県消防相互応援協定の一部を変更する協定書	県内 31 市町村※ 2 消防組合等※	平成 18 年
2	宮崎県市町村防災相互応援協定	県内 44 市町村	平成 8 年

※合併による市町村及び組合数の減少

2 住民及び自主防災組織等の役割

発災後、初期段階において、住民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関の実施する消防活動に協力するよう努める。

第3款 消防活動の実施

1 消防活動計画

(1) 初期消火活動

火災被害を軽減するため、住民、事業者及び自主防災組織等は、災害発生直後の初期消火活動に努める。また、各防災関係機関は、災害発生直後あらゆる方法により、住民等に初期消火活動について呼びかける。

(2) 火災防御

ア 災害発生後は巡回等により火災を早期発見し、初期消火に努めるとともに、火災の拡大を防止する。

イ 災害時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防組織の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。

ウ 道路、地形及び水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し火災の拡大を防止する。

(3) 河川、池及び水路等の利用

災害時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池及び水路等の自然水利あるいはプール等の効果的な利用を図る。

(4) 応援活動

町長は、他の市町村消防機関の応援要請を行うときは、次の事項を明らかにし、他の市町村長又は消防長に要請する。（後日文書提出）

ア 火災の状況及び応援要請理由

イ 応援消防機関の派遣を必要とする期間（予定）

- ウ 応援要請を行う消防機関の種別人員
- エ 町への進入経路及び集結（待機）場所

2 災害時の消防団の規模

(1) 小災害の場合

団長の判断により、関係地域の消防団及び機材をもってあたり、その規模により周辺の部を招集する。

(2) 大災害の場合

1部又は数部の人員及び機材では対応困難な場合は、全団員を招集し対応にあたる。なお、消防力の不足又はその災害が他市町村に及ぶおそれがある場合は、協定に定めるところにより応援出動を要請する。

第4款 林野火災応急対策

1 林野火災の通報

町及び関係機関は、林野火災の特殊性に鑑み、迅速かつ組織的に対処し、住家被害及び森林資源の焼失等の軽減を図る。

(1) 町及び東児湯消防本部の措置

ア 町及び東児湯消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、予め定める出動体制をとるとともに、周辺市町村及び警察署等の関係機関に通報を行う。

イ 町及び東児湯消防本部は、地区住民等に対して周知を図る。

ウ 町及び東児湯消防本部は、火災の規模等が次の通報基準に該当するとき、又は必要と認めるときは、県（危機管理局）に即報を行う。

《通報基準》

1	火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合
2	火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合
3	林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想される場合
4	近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設等が存在し、二次災害の危険性が予想される場合
5	次の国の即報基準に該当するか、又は該当するおそれがある場合
(1)	次のような人的被害が生じた場合
ア	死者が3人以上生じたもの
イ	死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
ウ	県に自衛隊に災害派遣の要請を要求したもの
(2)	焼損面積10ha以上と推定されるもの
(2)	空中消火を要請又は実施したもの
(3)	住家等へ延焼するおそれがあるもの

2 消火活動体制

(1) 現場指揮本部の設置

消火活動にあたって、町は現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

(2) 消火体制の確立

町は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ・規模等を把握し、迅速に消火体制を整え

る。林野火災は、強風下で異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。このため、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請する等、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。

(3) 消火活動における安全管理

林野火災の消火活動においては、過去の事例等から人身事故の危険性が高い。そのため、町の現場指揮者及び関係者は、細心の注意を払い事故防止に努める。

(4) 残火処理と跡地対策

林野火災は焼失面積が比較的広く、火災後の全体の詳細な点検は困難であるが、残り火により再出火する危険性が高いことから、残火処理には万全を期す。

さらに、林野火災の跡地は、強風による灰や土煙りが発生し風下に公害を引き起こす可能性や、草木喪失による保水性の低下で土石流等の土砂災害が発生する可能性がある。そのため、町は植生がある程度回復するまで巡視を行い、異常を発見した場合には対策を講ずる。

3 地上消火

町は、火災の規模や気象条件、植生の状況、地形、水利方法等現場の状況に応じて、迅速かつ有効な手段、防御方法等を検討し、消火活動を行う。

消火活動等については、次による。

(1) 防御方法

- ア 注水
- イ 叩き消し
- ウ 土掛け
- エ 防火線
- オ 迎え火

(2) 消火の進入、展開方法

- ア 延焼方向の側面からの進入
- イ 焼け跡からの進入
- ウ 等高線からの進入
- エ 谷川からの進入
- オ 山の反対側からの進入

4 空中消火

地上隊による消火が困難と判断されるときは、県(危機管理局)への通報を行うとともに、次により空中消火体制の準備を行う。

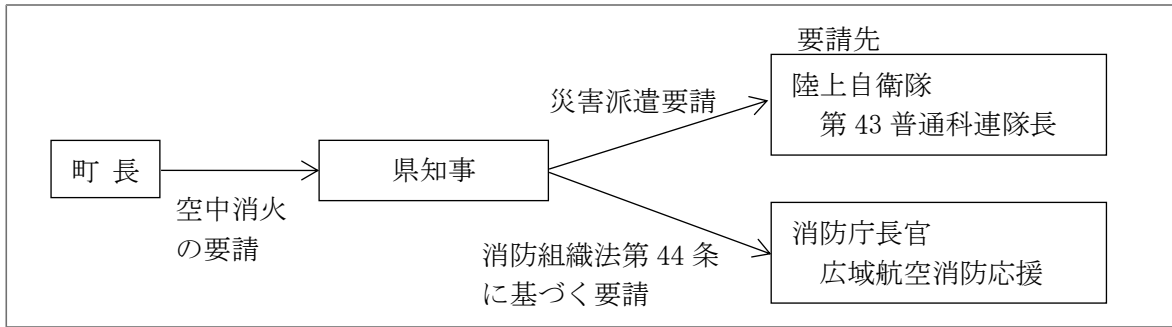
(1) 空中消火の要請

ア 空中消火の要請基準

- (ア) 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合
- (イ) 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合
- (ウ) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
- (エ) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

イ 空中消火の要請手続

空中消火の要請は次の系統により行う。



町長から県(危機管理局)に対する電話等による依頼は、町長自身か、町長の意思を直接伝達し得る立場の者(副町長、又は消防長)とする。

なお、空中消火の要請にあたっては、次の事項を明確にする。

- (ア) 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- (イ) 空中消火要請市町村の連絡場所及び連絡者
- (ウ) 資機材等の空輸の必要の有無
- (エ) 空中消火用資機材等の整備状況
- (オ) その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

(2) 空中消火の準備

ア 空中消火基地の確保

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。

町は、空中消火の実施が決定された時点で、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。

イ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況(天候、風向、風速)を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

ウ 輸送手段等の確保

町は、資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

エ 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するため、町は地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための要員(消防団員等)を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち会わせるものとする。

5 空中消火の報告

町は、空中消火を実施する(実施した)場合、速やかに県(危機管理局)に次の事項について報告する。県はその報告を受け、消防庁防災課に報告する。

- (1) 発生場所
- (2) 発生時間及び覚知時間
- (3) 空中消火を要請した時刻
- (4) 現場の状況
- (5) 消防吏員及び消防団員の出場状況

- (6) その他必要な事項
- 6 空中消火の実施に伴う経費の分担
 - 次の経費は町の分担とする。
 - なお、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。
- (1) 県の保有する資機材の使用に係る次の経費
 - ア 資機材の引き渡し及び返納に要する費用
 - イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
 - ウ き損又は消費した資機材の購入補填に要する費用
 - エ 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用
- (2) 自衛隊の派遣部隊にかかる費用
 - 次のもの以外に必要な経費については、事前に協議しておく。
 - ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
 - イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
 - ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

第7節 医療救護計画

第1款 基本方針

町は、関係機関と密接な連携を図りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

第2款 情報収集・連絡体制

- 1 町は、救急医療機関及び日本赤十字社等との連携により、医療活動に必要な情報の収集を行い、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。
- 2 福祉班は、医師会、日本赤十字社宮崎県支部及び災害拠点病院等と連携し、次の項目について情報収集を行う。また、報道機関等を活用し、情報の収集と地域住民及び人工透析等特定の医療を必要とする者等への情報提供を行う。
 - (1) 傷病者の発生状況
 - (2) 医療機関の被災状況及び稼働状況（医療従事者の確保状況を含む）
 - (3) 医薬品、人員等の状況
 - (4) 電気、水道の被害状況、交通確保の状況等、その他医療救護に必要な情報

第3款 医療体制

1 医療体制

(1) 医療救護班の設置

福祉班は、医師会及び医療関係機関と協議調整を行い、医療救護班を編成するとともに、日赤地区長・分区長、児湯医師会、西都市・西児湯医師会及び各医療機関の協力を得て、医療救護活動を実施する。

なお、医療救護班の編成基準は次のとおり。

《医療救護班の編成基準》

医師	1～2名
保健師、助産師又は看護師（准看護師を含む）	2～3名
薬剤師	1名
事務担当者	1名
運転手	1名

(2) 応援要請

町長（本部長）は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討するとともに、応援要請が必要と認めたときは、日赤地区長・分区長、児湯医師会長及び西都市・西児湯医師会長へ県医療救護班の出動を要請する

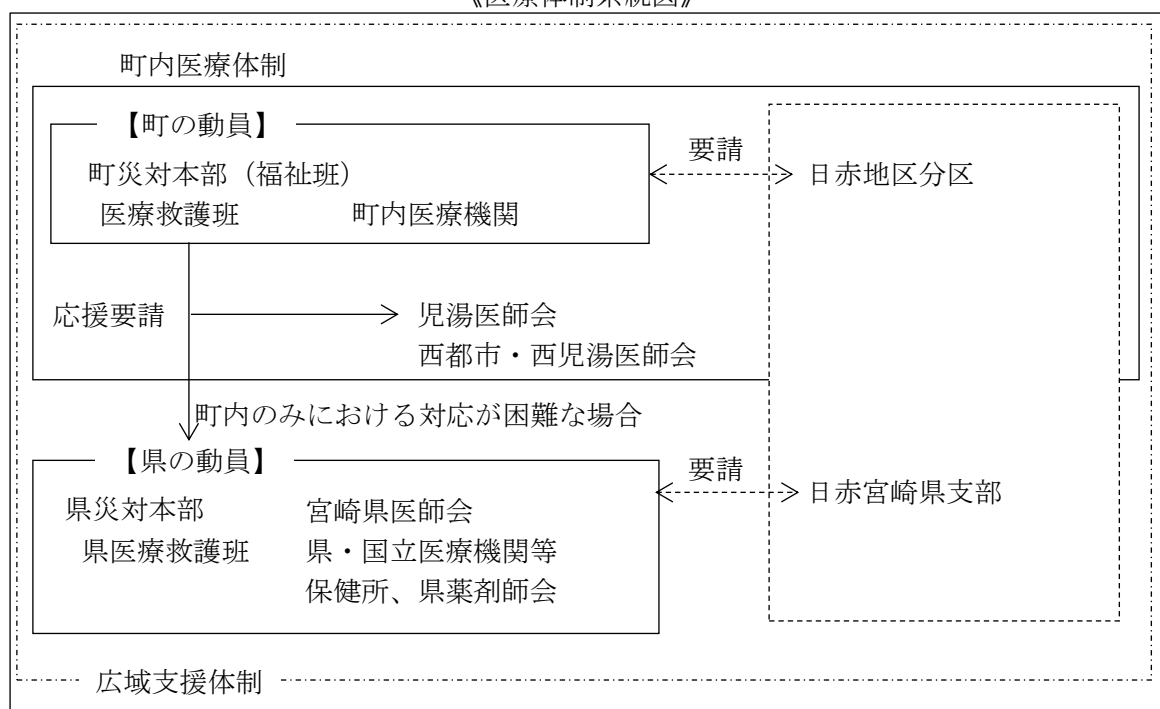
また、必要に応じて、広域医療活動等（以下「広域支援」という。）を実施するため、県及び日赤宮崎県支部に対して医療班の派遣を要請する。

なお、各機関団体における救急医療対策の連絡の窓口及び医療体制系統図は次表のとおり。

《救急医療対策の連絡の窓口》

機関名	連絡の窓口	電話番号	所在地
県危機管理局	危機管理課 消防保安課	(0985)26-7064 (0985)26-7065	宮崎市橘通東2丁目10-1
県福祉保健課	企画調整係 医務係	(0985)26-7074 (0985)26-7055	宮崎市橘通東2丁目10-1
児湯農林振興局	総務課	(0983)22-1362	高鍋町大字北高鍋3870-1
高鍋保健所	総務企画課	(0983)22-1330	高鍋町大字蚊口浦5120番地1
西都市・西児湯 医師会	事務局	(0983)43-1687	西都市大字妻1536
児湯医師会	事務局	(0983)22-1641	高鍋町大字北高鍋160-1
陸上自衛隊 第43普通科連隊	第3科	(0986)23-3944	都城市久保原町1街区12
警察本部	警備第二課	(0985)31-0110	宮崎市旭1丁目8-28
日本赤十字社 宮崎県支部	事業課	(0985)22-4045	宮崎市別府町3-1
宮崎県薬剤師会	事務局	(0985)26-7755	宮崎市丸島町2-5

《医療体制系統図》



(3) 民間の協力

救急医療活動においては、通報連絡、傷病者の移送等について、現場付近における住民の協力を求める。

2 救護所の設置

災害時における医療救護班の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、日赤地区長・分区長、児湯医師会長及び西都市・西児湯医師会長等と協議して、救護所を設ける。

傷病者の収容には、臨時に救護所を仮設し、あるいは学校、公民館等の収容可能な施設の確保を図る。救護所設置候補地としては次のような場所を選定する。

- (1) 被災者の避難収容所
- (2) 被災地の中心地
- (3) 被災地周辺の医療施設
- (4) その他適当と思われる地点

なお、重症患者等で医療救護班による医療が困難な場合は、町内医療機関に収容する。よって、町内医療機関は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症患者等の入院を含む受け入れを行う。また、重症患者を町外に後方搬送する必要がある場合には、県等に対し受入施設の確保と必要に応じヘリコプターの派遣を要請する。

3 医療救護活動

(1) 医療救護活動の実施

町は、災害の状況に応じ、適切な医療を行うため、医療救護班の編成により次のような救護活動を行う。医療救護班は、町長又は委任を受けた児湯医師会、西都市・西児湯医師会等が設置する救護所（避難所、災害現場及び被災地周辺医療施設等に設置）において医療救護活動を実施する。

- ア 重傷度の判定（トリアージ）
- イ 医療救護
- ウ 助産救護

エ 死亡確認

オ 死体検案

(2) トリアージ

医療救護班の医師は、傷病者等を次の4段階のトリアージの категорияに区分し、それぞれの救命措置、応急措置、受け入れ施設の選定・搬送を行う。

なお、トリアージの実施に際しては、宮崎県のトリアージ・タグを使用する。

《トリアージの категория》

順位	区分	識別	傷病等の状況
第1順位	最優先治療群 (重症)	赤 (Ⅰ)	生命を救うため、直ちに処置を必要とする者。窒息、多量の出血、ショックの危険のある者
第2順位	待機的治疗群 (中等症)	黄 (Ⅱ)	1 多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 2 基本的にはバイタルサインが安定している者
第3順位	保留群 (軽症)	緑 (Ⅲ)	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
第4順位	不処置群 (死亡)	黒 (Ⅳ)	既に死亡している者、又は明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生可能性のない者

※「宮崎県災害医療活動マニュアルⅢ医療救護の実施」より

(3) 医療機関の措置

医療機関の管理者は、速やかに既入院患者の避難誘導、移送を行う。

また、入院施設のある医療機関の管理者は、既入院患者で退院を希望するものについては許可するほか、既入院患者を特定の場所に集め、空いた空間に簡易ベッド等を活用して臨時のスペースを確保するよう努める。

(4) 医療機関等の指示

医師は、福祉班と協力して負傷者に対し、負傷の程度に応じた適切な医療機関での対応を指示する。また、自力で来院できない者については、定められた医療機関への搬送を行う。

なお、災害拠点病院は、次表のとおり。

《災害拠点病院》

種 別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院 (DMAT・救命対応) 宮崎大学医学部附属病院 (DMAT・救命対応)
地域災害拠点病院	西都児湯	西都児湯医療センター

(5) 精神医療

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

(6) 難病患者への対応

透析患者や控減症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者への対応は、特殊な医療を必要とするため、後方医療施設への相談、移送等適切な措置を講ずる。

(7) 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策への協力を行う。

ア 保健師による巡回健康相談、訪問指導及び健康教育等の実施

イ 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

4 助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班があたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、助産師によって行うことも差し支えない。

5 医療、助産に必要な医薬品等の調達

(1) 医療救護班の装備

医療救護班の携行する医療用資機材、医薬品等の装備は、各編成機関所有の資機材を用いる。調達不能又は不足する場合は、県及び周辺市町村等の関係機関の協力を得て補給する。

(2) 医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、町内業者にて確保し、困難な場合は県へ要請する。

6 広域的医療救護活動の検討

局地的に30名以上の負傷者が発生した場合、又は発生が見込まれる場合において、医師・医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できないおそれがあるとき、町は県、若しくは消防本部を通じて災害派遣医療チーム（宮崎県DMAT）の派遣を要請する。

7 費用の範囲と負担区分

(1) 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費その他医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

ア 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生を負う施設管理者等企業体が負担する。

イ 災害発生の原因所在が不明な場合は、救助法の適用が無い場合には第一次的責任を有する町が負担する。

ウ 前各号について救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は、救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

8 補償

出動した医師等が活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法、救助法の規程及びこれらに準じてそれぞれ事故発生の原因者が負担する。

第4款 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送及び医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

1 傷病者の搬送

傷病者の搬送は消防機関の救急車で対応するが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、病院所有の救急車、自家用車等の活用を図る。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、県及び町が自衛隊等関係機関と連携を図る。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮する。

2 医療救護スタッフの搬送

医療救護スタッフの搬送は、各医療スタッフが所属している医療機関の搬送車で対応し、災害発生直後等の緊急を要する時期においてはヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

3 医薬品等の医療物資の輸送

医薬品等の医療物資の輸送は、医療物資の供給元が車両により行い、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

第5款 救助法に基づく措置

1 医療・助産の対象者

(1) 医療

- ア 災害のため医療の手段を失った者
- イ 応急的に医療を施す必要のある者

(2) 助産

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、助産の手段を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む。）

2 医療・助産の範囲

(1) 医療

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 看護

(2) 助産

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 医療・助産の実施方法

(1) 医療

- ア 原則として医療救護班が実施する。
- イ 重傷患者等で医療救護班では人的、物的設備、薬品又は衛生材料等の不足のため医療を実施できないときは、病院又は診療所に移送し治療することができる。

(2) 助産

- ア 医療救護班によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。
- イ 上記の方法では難しい場合は医療機関に要請する。

第6款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

1 災害時の迅速な通報

- (1) 施設管理者等の災害発生責任者、又は災害の発見者は、直ちにその旨を町長又は警察官及び消防機関若しくは海上保安官に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官及び消防機関若しくは海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報する。

- (3) 通報を受けた町長は、その旨を県地方支部長（児湯農林振興局長）、児湯医師会及び西都市・西児湯医師会へ通報連絡する。
 - (4) 通報連絡を受けた県地方支部長（児湯農林振興局長）は、その旨を県保健所長及び知事（危機管理局）へ報告し、県知事（危機管理局及び福祉保健部）は、自衛隊、DMAT指定医療機関、日赤宮崎県支部及び宮崎県医師会等へ連絡する。
 - (5) 通報連絡を受けた宮崎県医師会、児湯医師会及び西都市・西児湯医師会は、速やかに関係医療施設に連絡する。
 - (6) 通報を受けた海上保安官は、運輸局及び関係漁業協同組合へ通報連絡する。
 - (7) 通報の内容は次のとおりとする。
 - ア 事故等発生（発見）の日時
 - イ 事故等発生（発見）の場所
 - ウ 事故等発生（発見）の状況
 - エ その他参考事項
- 2 対策本部の設置
- 町長は、町域で災害が発生した場合は、直ちに対策本部を設け、県、医師会、日赤宮崎県支部等の医療救護の実施に関し、必要な連絡調整を図る。
- 県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。
- 3 救急医療の範囲
- 傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。
- なお、現場において死に至った場合の死体の検案、洗浄及び縫合等の措置を含む。
- 4 救急医療体制
- (1) 活動体制
- 町は、災害時における救急医療が迅速、的確に実施されるよう、関係機関との相互の連絡、協力に万全を期し、活動体制の確立を図る。
- ア 現地における応急医療施設の設置並びに管理
 - イ 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
 - ウ 日赤地区・分区長に対する出動要請
 - エ 児湯医師会及び西都市・西児湯医師会に対する出動要請
- (2) 医師等医療関係者の出動
- 町長は、事故の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、日赤地区長、分区長、児湯医師会長及び西都市・西児湯医師会長へ医療救護班の出動を要請するとともに医療救護班を派遣する。
- 要請を受けた日赤地区長、分区長、児湯医師会長及び西都市・西児湯医師会長と緊密な連絡のもと医療救護班の出動について十分な調整を行う。
- 特に、現地におけるDMAT若しくは医療救護班と既存の医療施設との関連を考慮して行う。
- 5 傷病者の搬送
- 災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。
- なお、搬送に必要な車両等の確保については、町長が地域防災計画に基づいて行う。
- 6 傷病者の収容
- 傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、町長及び企業体等の責任者

は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図る。

この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、西都市・西児湯医師会長及び児湯医師会長において十分配慮する。

第8節 緊急輸送計画

第1款 基本方針

災害時における緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援及び救護活動にとって極めて重要である。

このため、町及び関係機関は、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶及びヘリコプター等を調達する等、輸送体制に万全を期する。

町及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等を予め定めておき、緊急輸送等の対策を充実する。

第2款 輸送対象の想定

1 災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設及び保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員並びに物資

(2) 第2段階（応急対策活動期）

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階（復旧活動期）

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

2 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況及び輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速・確実に輸送できる適切な方法を用いる。

- (1) 自動車輸送
- (2) 航空機輸送

- (3) 鉄道輸送
- (4) 船舶輸送
- (5) 人力輸送

3 輸送力の確保

(1) 町有車両等の確保

ア 車両等の掌握は、総務班において行う。

イ 各班は、車両等を必要とするときは、総務班に配車を要請する。

ウ 総務班は、上記の要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮の上、使用車両等を決定し、要請者に通知する。

(2) 町有以外の車両等の確保

ア 各班は、町有以外の車両等を確保する必要がある場合、総務班に車両等の確保を要請する。

イ 総務班は、上記の要請があった場合は、次の順序で車両等の確保を図る。

- (ア) 公共団体に属する車両等
- (イ) 営業用の車両等
- (ウ) 自家用の車両等

(3) 車両等の確保の協力要請

町長（本部長）は、町内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上、他の市町村で車両等を確保することが効率的な場合は、次の事項を明らかにし、周辺の市町村又は県に協力を要請して、車両の確保を図る。

ア 輸送区間及び借上期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集合場所及び日時

オ その他必要な事項

4 J R九州における鉄道輸送

道路等の被害により、車輛による輸送が不可能なため、鉄道輸送が適当なときは、次により輸送の要請を行う。

なお、鉄道輸送関係者は、緊急輸送要請が多数競合する場合は、県と協議の上、輸送が円滑に実施されるよう努める。

(1) 輸送の実施

ア 要請事項

町長（本部長）は、次の事項を明示して要請する。

- (ア) 輸送を必要とする人員
- (イ) 輸送を必要とする区間
- (ウ) 輸送の予定日時
- (エ) その他必要な事項

イ 要請先：九州旅客鉄道株式会社 宮崎総合鉄道事業部

(2) J R九州における措置

風水害、その他重大な災害発生のおそれがあり、又は発生した場合には、人命救助並びに被害防止の万全を期し、若しくは迅速な復旧を図るため必要により対策本部を設ける。

5 船舶輸送

船舶輸送が適当なとき、町長（本部長）が輸送要請を行う。

(1) 要請事項

- ア 輸送を必要とする人員
 - イ 輸送を必要とする物資
 - ウ 輸送を必要とする区間
 - エ 輸送の予定日時
 - オ その他必要な事項
- (2) 要請先：宮崎運輸支局

6 航空機輸送

- (1) 航空機輸送の実施
- 災害による交通途絶、その他の理由により緊急に航空機輸送の必要が生じた場合は、県に協力を要請する。
- (2) ヘリポートの整備
- 町長（本部長）は、航空機輸送を受ける場合、ヘリコプターの発着又は飛行機から物資投下が可能な場所の選定、整備を行い、被災地における航空機輸送の円滑を図る。
- (3) ヘリコプター発着可能地点は、「本編 第1章 第5節 防災施設、資機材等整備計画」による。

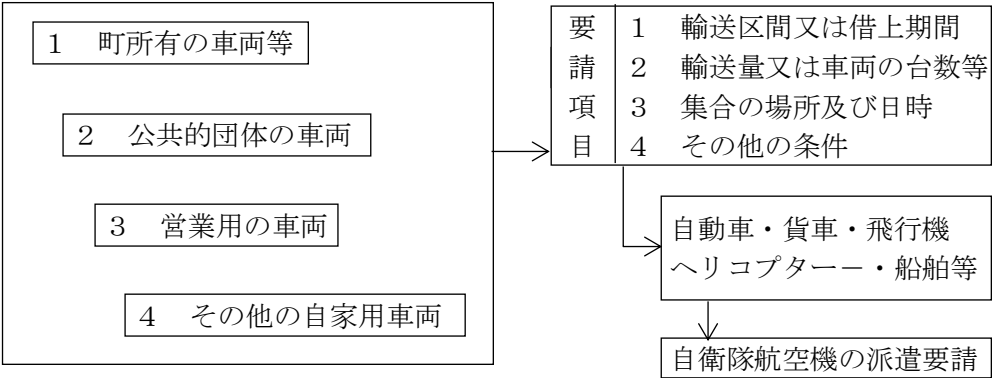
7 人力輸送

- (1) 災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。
- (2) 町長（本部長）は、人力による輸送を行う場合、安全かつ効率的な輸送路について検討をし、迅速適切な措置をとる。
- (3) 人力による輸送は、原則として、当該地区の状況に精通した住民に協力を要請して輸送を行う。但し、住民による輸送が困難な場合は、関係諸機関に協力を要請する。

8 輸送力の確保手順及び確保要領

《輸送力の確保手順》

町における輸送力の確保順位



《輸送力の確保要領》

種 別		確 保 時 の 状 況	依 頼 先 等
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	総務班が配車指示
	営業車他	公用車のみでは不足する場合	九州運輸局(宮崎運輸支局)
鉄 道	J R 九州	自動車による輸送が不可能なとき遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道株式会社
航空機	自衛隊	陸上交通が途絶した場合	県知事又は自衛隊
船舶		補助的輸送力として使用	九州運輸局(宮崎運輸支局)

第3款 緊急通行車両の確認

公安委員会が基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、県知事又は県公安委員会は、基本法施行令第33条の規定により、緊急通行車両確認（証明書及び標章の交付）を行う。

1 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

- (1) 事前届出の対象とする車両は、災害時において基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある、町が保有する車両で、次に掲げる事項のいずれかに該当する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 事前届出の申請

ア 申請者

事前届出の申請者は、基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む）。

イ 申請先

申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課とする。

ウ 申請書類

次の書類をそれぞれ2部ずつ

- (ア) 緊急通行車両事前届出書
- (イ) 自動車検査証の写し

(3) 災害発生時の事前届出車両の措置

事前届出車両について、上記の緊急通行車両の確認申請を受けた場合は、確認に係る審査を省略し、別記様式第1の「標章」及び別記様式第2の証明書の交付を受けることができる。

2 緊急通行車両申請手続

- (1) 災害時において、救援通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を、県又は県公安委員会の次の担当部局に提出する。

ア 県：危機管理局、児湯農林振興局

イ 県公安委員会：県警察本部、高鍋警察署交通課

- (2) 緊急通行車両の確認を実施する場合、届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。

(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であることを認定したときは、県知事及び県公安委員会は、速やかに別記様式第2の標章及び別記様式第3の証明書を申請者に交付する。

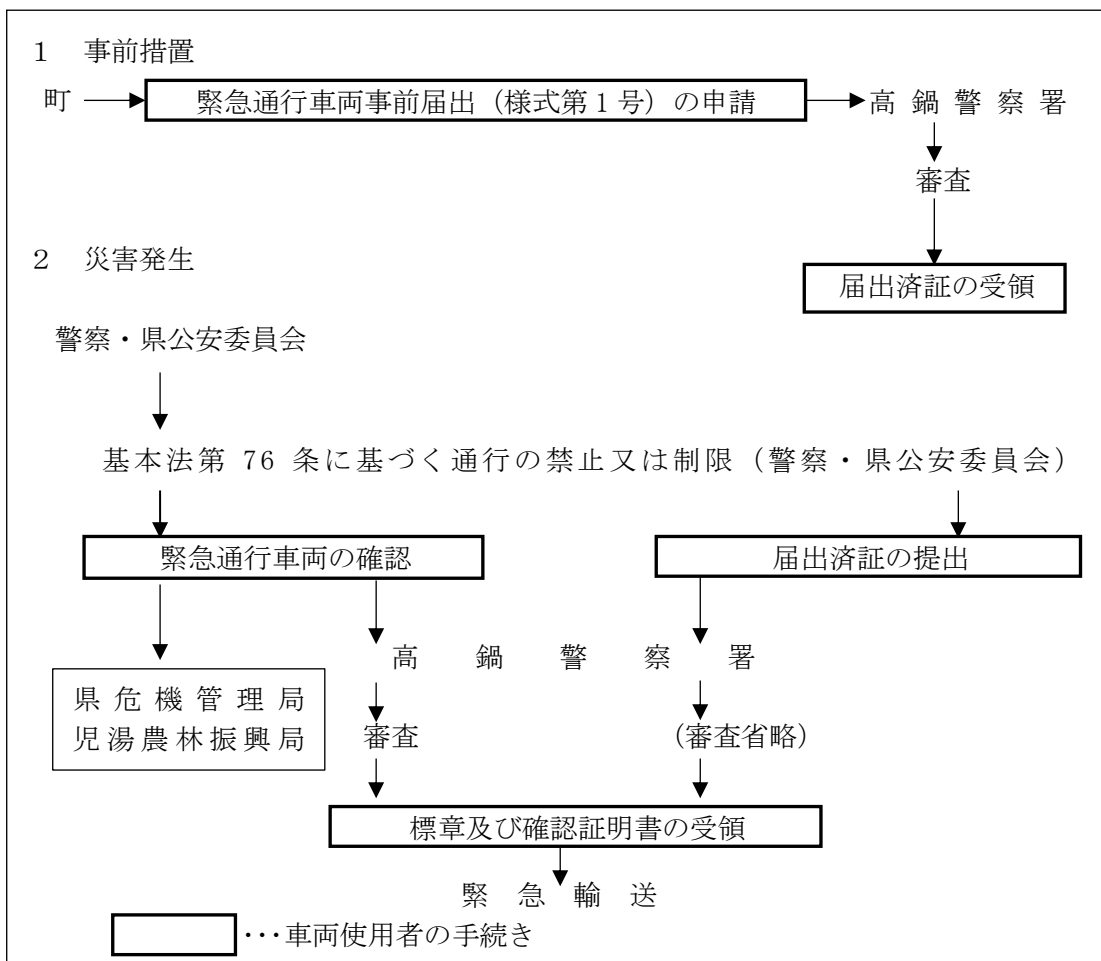
- (4) 確認を行う車両は、国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする（自己保有、他者保有を問わない）。
- (5) 緊急輸送車両の取扱

ア 災害時における交通の禁止及び制限

基本法第76条に基づき、県公安委員会は、当該県又はこれに隣接する県の地域に係る災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、当該緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 緊急通行車両の確認手続は、次のとおり。

《緊急通行車両の確認手続》



3 緊急輸送の実施

救助法が適用された場合の緊急輸送は、県知事が実施する。また、県知事の委任を受けた場合は町長（本部長）がこれを行う。その際、町長（本部長）は、輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

なお、救助法における輸送の範囲及び期間は次のとおり。

《救助法における輸送の範囲及び期間》

範 囲	期 間
1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 災害にかかった者の救出 4 飲料水の給水 5 救済用物資の整理配分 6 死体の捜索 7 死体の処理(埋葬を除く)	当該救助が認められる期間内であること。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第9節 避難計画

第1款 基本方針

1 避難行動

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- (1) 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- (2) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- (3) どのタイミングで避難行動をとれば良いか

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

なお、「立退き避難」、「屋内安全確保」及び「緊急安全確保」の各避難行動の整理は、次表のとおりである。

《各避難行動の整理》

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない)	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる次善の行動を確認	リードタイムを確保できない時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立ち退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所(小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等) ・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等)等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動(※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否不明)	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波

屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ避難 ・安全な上層階に留まる等	・ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・長時間の孤立に備え備蓄等を準備	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等高潮

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）並びに自主避難所の区分
各避難所等及び自主避難所の区分は、次表のとおり。

種 類	区 分
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所
指定一般避難所	住民居住地の主たる避難所で、町が状況に応じて開設を指定する。避難が見込まれる被災者数に対して十分な面積を有し、速やかに被災者を受け入れ又は生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有する避難所 1 第1次避難所 気象情報等により、開設する避難所（開設における優先順位を設ける。） 2 第2次避難所 第1次避難所では避難する住民を収容することができない場合に開設する避難所 3 第3次避難所 大規模災害又は第2次避難所では避難する住民を収容することができない場合に、開設する避難所
指定福祉避難所	要配慮者に配慮した避難所で耐震やバリアフリーの構造を備えた施設で、介助員等が配置されている施設
自主避難所	自治公民館組織等の運営による避難所。避難指示等が発令されていない場合に、住民の判断で利用できる指定避難所以外の自治公民館等 ただし、避難指示等が発令されている場合において、避難指示等の対象地域に指定されている地区等の自主避難所を開設することはできない。

- 3 避難指示等の対象とする避難行動

避難指示等の対象とする避難行動については、避難所等又は自主避難所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- (1) 避難所等または自主避難所への移動
- (2) （自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- (3) 近隣の高い建物等への移動
- (4) 建物内の安全な場所での待避

第2款 避難指示等の発令及び伝達

- 1 避難指示等の発令権者

町長、その他避難指示等の発令権限を有する者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとして危険が急迫している場合、危険区域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は急を要すると認められるときは、避難のための立ち退きを指示し、伝達する。

《避難指示等の発令権者》

種類	発令権者	内 容	基 準
避難指示	町長 (基本法第60条)	立退き指示及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき
	警察官・海上保安官 (基本法第61条) (警察官職務執行法第4条第1項等)	立退きの指示	・町長が指示することができないと認めるとき ・町長から要求があったとき
		警告 避難等の措置	・警察官は上記の避難指示のほか法の規定により極めて危険が切迫する等特別な状況下においては被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。(この場合、公安委員会に報告する。)
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告 避難の指示	警察官がその場にいないときは危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させる。
	洪水	水防管理者(町長) (水防法第29条)	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき
		知事及びその命を受けた職員 (水防法第29条)	
	火災	消防長、消防署長 消防吏員、消防団員 (消防法第23条の2第1項、 第28条第1項)	火災が発生し、又は発生するおそれが著しく大きいとき

2 避難指示等の発令基準

(1) 避難が必要となる災害

本町において、災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示等の発令を行う。

ア 土砂災害(崖崩れ、地すべり、土石流等)

イ 浸水害(河川洪水、氾濫、高潮、ため池氾濫等)

ウ 地震、津波

エ 台風(低気圧)

オ 建物倒壊

カ 延焼火災

キ 危険物漏えい(劇毒物、爆発物)

ク 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合

ケ その他

(2) 避難指示等の区分等

町長は、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体等に危険を及ぼすと認めるときは、危険の対象となる地域住民に対し、避難指示等を発令し、住民を安全な

場所へ避難誘導することにより被害を未然にくい止めるものとする。避難指示等は、対象とする自然災害ごとに、どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかについて、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に総合的に判断し発令される。避難指示等の区分等（区分、発令時の状況及び立退き避難が必要な居住者等に求める行動）は、次表のとおり。

なお、突発的な災害の場合、町長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や町長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

《避難指示等の区分等》

区分	発令時の状況	立退き避難が必要な居住者等に求める行動	警戒レベル※
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。	高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。 具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 また、本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	3
(南海トラフ地震事前避難) 高齢者等避難	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置及び当該期間経過後1週間、後発地震に対する措置をとる状況	1 後発地震に備えて1週間又は2週間を基準として、知人宅や開設された指定避難所に避難ができる。 2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、高齢者等避難（南海トラフ地震事前避難）が発令された場合の備えに万全を期す。	
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者	居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。 具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能で	4

	等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。	ある。	
緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。	居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。 具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。	5

※警戒レベルは、洪水、大雨（浸水害、土砂災害）及び高潮に適用

(3) 避難指示等の発令基準

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体等に危険を及ぼすと認めるときは、危険の対象となる地域住民に対し、避難指示等を発令し、住民を安全な場所へ避難誘導することにより被害を未然にくい止めるものとする。避難指示等の発令基準は、次のとおり。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の高齢者等避難（南海トラフ地震事前避難）の発令基準は、「第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画」による。

《避難指示等の発令基準》

種別	地震・津波		洪水害	浸水害	土砂災害	高潮	台風（風）	原子力
対象地域 区分	第4編第2章第4節第2款「避難指示の発令及び伝達」による	警戒レベル	洪水浸水想定区域	過去の内水による浸水・冠水地域	土砂災害警戒区域	津波浸水想定区域	全町 （地域は指定せず、台風の暴風に関して不安のある者が対象）	全町
高齢者等避難	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（細部は「第8編南海トラフ地震防災対策推進計画」による。）	3	1 小丸川（小丸大橋）水位が 5.00m（避難判断水位）に達したとき 2 小丸川：指定河川洪水予報の「氾濫警戒情報」が発表されたとき 3 その他の河川：洪水警戒の危険度分布が「警戒（赤）」になったとき	1 降雨が 80 mm/h を超えると予想されるとき 2 浸水害の危険度分布が「警戒（赤）」になったとき	土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」になったとき	高潮注意報が発表されたとき（警戒に切り替える可能性に言及されているもの）	6 時間以内に暴風域に入ると予想されるとき	警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の段階となりかつ防護措置や協力などが必要と判断された範囲になったとき
避難指示	1 津波注意報が発表されたとき 2 津波警戒が発表されたとき 3 大津波警戒が発表されたとき	4	1 小丸川（小丸大橋）水位が 5.50m（氾濫危険水位）に達したとき 2 小丸川：指定河川洪水予報の「氾濫危険情報」が発表されたとき 3 その他の河川：洪水警戒の危険度分布が「危険（紫）」になったとき 4 松尾ダム管理者から「異常洪水時防災操作開始予定」の通知（第1報）があったとき	1 降雨が 80mm/h を超えると予想されるとき、積算雨量が 200 mm を超えると予想されるとき 2 浸水害の危険度分布が「危険（紫）」になったとき	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 土砂災害の危険度分布が「危険（紫）」になったとき	高潮警戒又は高潮特別警戒が発表されたとき	1 4 時間以内に暴風域に入ると予想されるとき 2 4 時間以内に暴風特別警戒が発表されるとき	
緊急安全確保		5	1 大雨特別警戒が発表されたとき 2 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 3 顕著な大雨に関する情報が発表されたとき 4 各危険度分布が「災害切迫（黒）」になったとき 1 小丸川（小丸大橋）水位が 5.82m（計画高水位）に達したとき 2 小丸川：指定河川洪水予報の「氾濫発生情報」が発表されたとき 3 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（氾濫発生情報）	床下浸水、床上浸水又は冠水が発生したとき	土砂災害が発生したとき	1 海岸堤防の倒壊が発生したとき 2 水門・陸閘等の異常が発生したとき 3 異常な越波・越流が発生したとき	1 暴風域にあるとき 2 暴風特別警戒が発表されたとき	
備考	津波は、到達予想時刻が 3 時間以内のもの。		台風の暴風域に入ることが予想されかつ洪水害、浸水害、土砂災害又は高潮により避難指示等の発令が予想される場合は、台風の発令基準の時間に準じて、洪水害、浸水害、土砂災害又は高潮に係る避難指示等を発令するものとする。					区分及び避難場所については、別に示す。

※避難指示等発令時間帯が夜間（おおむね 2 時～翌 5 時）となる場合は、夕刻（日没前）の発令を考慮する。

3 避難指示等の伝達

危機管理班は、避難指示等の発令を伝達する。伝達については、次の手段を用いるものとし、地

域特性に応じた複数の手段を組み合わせるものとする。

- (1) 防災行政無線による伝達
- (2) 広報車や消防団車両による伝達
- (3) 行政事務連絡員等又は自治公民館長を通じた伝達（防災行政無線（戸別受信機）による。）
- (4) 災害時避難行動要支援者等の事前登録者やその緊急連絡先、避難支援者、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、及び障害者団体等の福祉関係者を通じた伝達（FAX、携帯電話及び電子メール等による。）
- (5) 緊急速報メール(エリアメール)による配信(避難指示以上でかつ対象区域が広範囲のとき。)、町ホームページ、高鍋町メール、及びSNSによる伝達
- (6) テレビ、ラジオ等の放送機関を通じた伝達

4 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命ずることができる。

なお、設定に伴う必要な措置は、警察署等の協力を得て実施する。

5 避難指示等の周知

- (1) 住民への周知及び県知事への報告等

町長は、自ら避難指示等の発令を行ったとき、又は町長以外の避難指示等の発令権者から避難指示等を発令した旨の通知を受けたときは、危機管理班及び商工班が関係機関と連携のもと、広報の伝達方法に従い、住民に対しその周知徹底を図るとともに、県知事に報告する。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

ア 関係機関への連絡

避難指示等の発令状況等を速やかに関係機関に対して連絡する。

イ 住民への周知徹底

避難指示等の発令を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- (2) 法令に基づく通知

町長以外の者が避難指示等の発令を行ったときは、法令に基づき町長及び関係機関に通知する。

6 浸水想定区域における措置（水防法第15条）

町長は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 気象庁、国土交通省若しくは県が行う洪水予報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 町が行う洪水、雨水出水又は高潮にかかる避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地

7 浸水想定区域における避難指示等

小丸川洪水予報に基づき、関係機関と緊密な連携を図りながら、時機を失することなく避難指示等の発令を行い、避難誘導を開始する。

また、危険回避の周知として、遠距離等の理由により避難が困難となることが予想される場合は、早い段階で浸水想定区域内であっても堅牢な建物で予想浸水深よりも高い階層のある避難所（木造建物を除く。）への避難を促す。

(1) 高齢者等避難発令時の行動

避難を伴うような洪水になると予測されるとき、避難の準備を促すため、避難場所等の周知を図るとともに、災害時避難行動要支援者等の早めの避難誘導を開始する。

(2) 避難指示発令時の行動

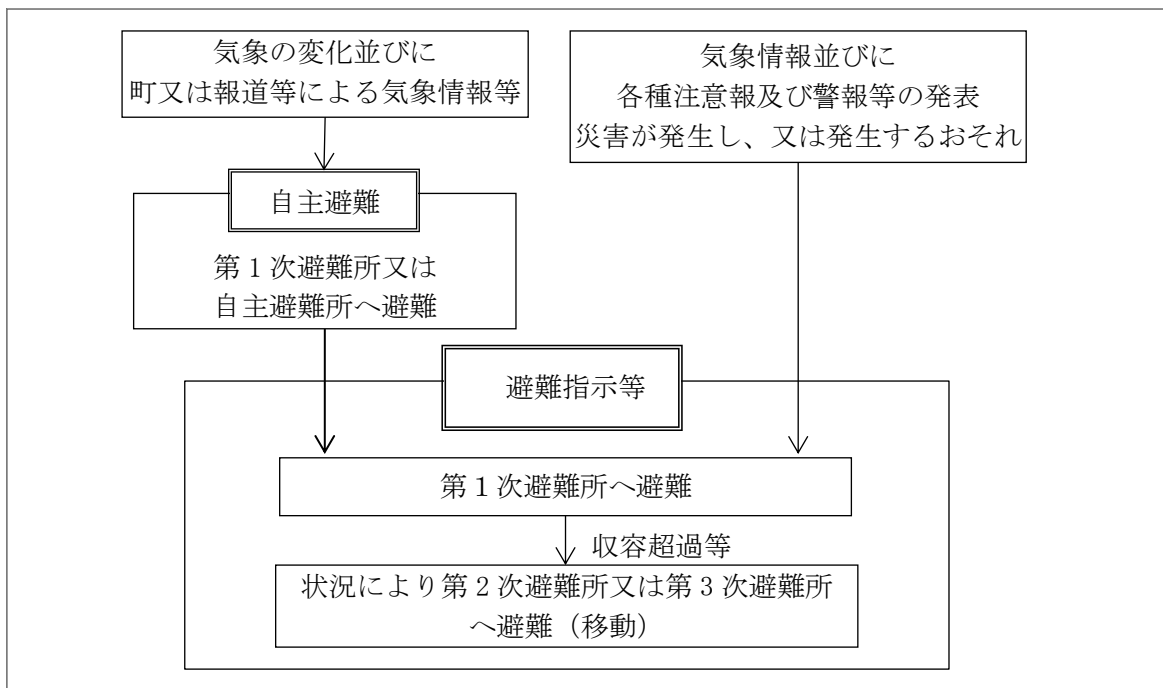
洪水等のおそれがあるとき、安全のため早めの避難を促し、避難誘導を開始する。また、洪水等の危険が目前に切迫しているときは、直ちに避難の誘導を開始する。

第3款 避難誘導及び移送

1 避難活動の流れと準備

(1) 避難活動の流れは、概ね次のとおりである。

《避難活動の流れ》



(2) 住民が行う避難のための準備活動は、概ね次のとおりである

ア 避難に際して、火気及び危険物を完全に始末する。

イ 家屋の補強及び家財の整理をする。

ウ 携帯品は、必要最小限とする。（現金、貴重品、食料（3日分程度）、水筒、タオル、石けん、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等）

※これらは日常的に準備しておく。

2 避難誘導

(1) 避難誘導は、警察等関係機関の協力のもと、各行政区及び各施設等の自主防災組織を主体として、避難班が行うものとする。また、社会福祉施設等の管理者は、災害時避難行動要支援者に対し避難誘導方法を定め、町、消防団及び住民等と連携し、施設入所者及び利用者の避難誘導を行うものとする。

(2) 各行政事務連絡員（又は自治公民館長）及び各施設等の管理者は、避難実施責任者、避難誘導員を予め選任しておき、避難活動が円滑に進むようにしておくものとする。

(3) 避難誘導に際しては、事前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等については明確な表示を行い、避難者に予め指示しておく。

- (4) 避難誘導員は、人員の点検を適宜行い避難中の事故防止を図る。
- (5) 避難した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、町災対本部は警戒区域を設定し、必要な措置を行う。
- (6) 避難者が自力により避難することが困難な場合には、町と自主防災組織が相互に協力し、車両等により避難させる。
- (7) 災害地が広範囲で、大規模な避難を必要とし、町において対処できない場合、町長（本部長）は隣接市町又は県に応援を求める。
- (8) 避難行動要支援者の避難行動については、消防機関、自主防災組織等と相互に協力、連携し、早期に、かつ優先的に行うものとする。

3 避難誘導時の留意点

避難誘導を行う際の留意点は、次のとおりである。

- (1) 避難順位
 - ア 病弱者
 - イ 高齢者
 - ウ 障害者・歩行困難な者
 - エ 妊婦・乳幼児
 - オ 学童生徒
 - カ 防災活動従事者以外の者
 - キ 防災活動従事者
- (2) 各行政事務連絡員（又は自治公民館長）及び施設等の管理者は、避難行動に移る前に集団の人員を把握し、避難行動が停滞なく行えるよう、集団内の人員配置等を工夫する。
- (3) 自力歩行ができない者に対しては、救急車等が到達するまで、簡易担架等を活用し、付き添い人や自主防災組織の協力を得て、避難行動をとらせる。
- (4) 避難の際、決して走らせない。
- (5) 携行品は、避難行動に支障をきたさない最小限度のものにとどめるよう指示する。
- (6) 避難の指示に従わない者については、できる限り説得する。

4 避難状況の報告

- (1) 町への報告
 - 各行政事務連絡員（又は自治公民館長）及び施設等の管理者は、次に掲げる避難状況を町に直接、又は所轄警察署を通じて報告するものとする。
 - ア 避難の経過に関する報告
 - 危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに報告を行う。
 - (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
 - (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - (ウ) 町等に対する要請事項
 - イ 避難の完了に関する報告
 - 避難完了後、速やかに行う。
 - (ア) 避難所・避難場所名
 - (イ) 避難者数・避難世帯数
 - (ウ) 必要な救助・保護の内容
 - (エ) 町等に対する要請事項
- (2) 県への報告
 - 町長は、避難状況について、東児湯地方支部を経由して県災対本部へ報告する。

5 避難所等及び自主避難所

(1) 指定緊急避難場所

津波災害及び水害発生時の指定緊急避難場所は、次表のとおり。

《指定緊急避難場所》

番号	指定緊急避難場所	種類	住所	収容人数
1	高鍋第一ホテル	施設	高鍋町大字北高鍋 1376-1	171
2	九州電力㈱高鍋営業所		高鍋町大字北高鍋 3492-4	186
3	宇都宮ビル		高鍋町大字蚊口浦 25-11	110
4	町営持田団地A棟		高鍋町大字持田 3250	360
5	町営持田団地B棟		高鍋町大字持田 3158-1	83
6	県営持田団地1号棟		高鍋町大字持田 3232	498
7	県営持田団地2号棟		高鍋町大字持田 3232	530
8	宮崎県高鍋総合庁舎		高鍋町大字北高鍋 3870-1	371
9	サンフィールド高鍋Ⅱ		高鍋町大字北高鍋 2829	43
10	町立高鍋西中学校第1棟		高鍋町大字持田 1524	600
11	県立高鍋高等学校第1棟		高鍋町大字北高鍋 4262	169
12	レジデンスハーモニー		高鍋町大字上江 8030	37
13	レジデンスハーモニーⅡ		高鍋町大字北高鍋 5037	25
14	サンフィールド高鍋		高鍋町大字北高鍋 3413	35
15	サンフィールド高鍋Ⅲ		高鍋町大字北高鍋 4490-1	60
16	高鍋フェニックスマンション		高鍋町大字高鍋町 825	23
17	グランドステージ		高鍋町大字上江 8482	34
18	ビブレコート		高鍋町大字南高鍋 902	22
19	ハピネスコート		高鍋町大字北高鍋 75	23
20	i・Diamante		高鍋町大字北高鍋 1237	22
21	ブランドール ff		高鍋町大字上江 1868	20
22	フェリスタ舞鶴		高鍋町大字上江 8258	34
23	恵比須ガーデンⅡ		高鍋町大字北高鍋 2825	26
24	ホテル泉屋		高鍋町大字北高鍋 1368-4	880
25	ホテル四季亭		高鍋町大字北高鍋 5224	1,853
26	山本マンション		高鍋町大字蚊口浦 14-9	27
27	スカイやまもと		高鍋町大字蚊口浦 16-7	34
28	ロイヤルシティー高鍋		高鍋町大字北高鍋 2834-4	216
29	介護老人保健施設なでしこ園		高鍋町大字北高鍋 3225	568
30	町立高鍋東小学校第2棟		高鍋町大字北高鍋 4600	600

31	町立高鍋東小学校第3棟		高鍋町大字北高鍋 4600	800
32	町立高鍋西小学校第2棟		高鍋町大字上江 1951	600
33	オッコーコスタ高鍋		高鍋町大字蚊口浦 9-1	341
34	T-MAX高鍋店 立体駐車場		高鍋町大字北高鍋 801	4,134
35	(株)増田工務店		高鍋町大字北高鍋 4720-5	201
36	県営持田団地3号棟		高鍋町大字持田 3232	420
37	町立高鍋東小学校第4棟		高鍋町大字北高鍋 4600	800
38	蚊口西の二地区津波避難タワー		高鍋町大字蚊口浦 5171	415
39	樋渡地区津波避難タワー		高鍋町大字北高鍋 2100-72	256
40	ももの木こども園		高鍋町大字上江 1961-3	312
41	南薩食鳥		高鍋町大字持田 1991	397
42	一真持田保育園		高鍋町大字持田 2330-8	309
43	舞鶴公園	場所	高鍋町大字南高鍋字旧城内	49,047
44	高鍋大師		高鍋町大字持田 2213	4,800
45	高鍋町スポーツセンター（駐車場）		高鍋町大字上江 7790	4,208
46	めいりん公園（県救助活動拠点として指定）		高鍋町大字上江 6884-1 他	8,202
47	高鍋温泉めいりんの湯（駐車場）		高鍋町大字上江 6900	6,360
48	東九州自動車道の区域の一部（高鍋IC附近）		高鍋町大字上江 4841-1	1,000
49	県立高鍋農業高等学校 第二グラウンド		高鍋町大字上江 7822	28,000
50	県立高鍋農業高等学校 明倫寮 （建物を除く。）		高鍋町大字上江 7838-14	20,000
51	長法寺農村公園		高鍋町大字上江 3294-1	4,056
52	南高鍋農村広場		高鍋町大字南高鍋 11342	9,160
53	県立高鍋農業高等学校（運動場）		高鍋町大字上江 1339-2	12,000
54	ママンマルシェTAKANABE （屋外避難所を兼ねる。）		高鍋町大字持田 5654-1	6,400

（令和6年3月現在）

(2) 指定一般避難所及び指定福祉避難所

指定一般避難所及び指定福祉避難所は、次表のとおり。

《指定一般避難所及び指定福祉避難所》

番号	指定避難所	区分	順位	収容可能人数	第1次	第2次	第3次	住所
1	高鍋町中央公民館※2	一般	1	625	○	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8113 (地域内輸送拠点として指定)
2	東児湯消防組合		2	540	○	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 4526
3	高鍋町防災センター (役場北側駐車場内)		3	50	○	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437
4	めいりんの湯			100		○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 6900 (めいりん公園：県救助活動拠点として指定)
5	高鍋西小学校 (体育館)			320		○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 1951
6	高鍋西中学校 ※1 (体育館)			655		○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 1524-1
7	高鍋町 スポーツセンター※2			2630		○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 7790
8	高鍋町体育館※2			339		○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8339
9	農業大学校 (体育館)			386		○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 5733 (県救助活動拠点として指定)
10	高鍋農業高等学校 (体育館)			427			○	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 1339-2
11	南薩食鳥			198			○	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 1991
12	ホテル四季亭			362			○	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 5224
13	高鍋信用金庫			243			○	宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町 673
14	高鍋町ふれあい交流 センター	福祉		94	○	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 7785
15	社会福祉法人 晴陽会 うからの里			28	○	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 7778
	合計収容可能人数			6514				

※1 洪水時は、高鍋西中学校（体育館）を除く。

(令和5年3月現在)

※2 ペットの同行避難が可能な施設

(3) 自主避難所

自主避難所の開設が可能な施設は、次表のとおり。

《自主避難所の開設が可能な施設》

番号	施設名	住所	番号	施設名	住所
1	蚊口地区学習等 供用施設	高鍋町大字蚊口浦 33-3	33	黒谷公民館	高鍋町大字上江 1405
			34	松本公民館	高鍋町大字上江 1463-2
2	堀の内団地公民館	高鍋町大字南高鍋 11736-1	35	山下公民館	高鍋町大字上江 1540
3	堀の内公民館	高鍋町大字南高鍋 12026-1	36	西平原公民館	高鍋町大字上江 1822-2
4	下永谷公民館	高鍋町大字南高鍋 12516	37	北平原公民館	高鍋町大字上江 1919-1
5	上永谷公民館	高鍋町大字南高鍋 10030-1	38	東平原公民館	高鍋町大字上江 1837
6	雲雀山公民館	高鍋町大字南高鍋 11015	39	水除公民館	高鍋町大字上江 833-2
7	水谷原公民館	高鍋町大字南高鍋 9117-1	40	正ヶ井手公民館	高鍋町大字持田 1605-41
8	越ヶ溝公民館	高鍋町大字南高鍋 9333-2	41	小丸団地公民館	高鍋町大字持田 1424
9	毛作公民館	高鍋町大字南高鍋 8661	42	小丸出口公民館	高鍋町大字持田 1334-110
10	新山公民館	高鍋町大字南高鍋 8359-5	43	上江団地公民館	高鍋町大字上江 84-20
11	太平寺公民館	高鍋町大字南高鍋 7854-5	44	馬場原公民館	高鍋町大字上江 2039-3
12	脇公民館	高鍋町大字南高鍋 6974	45	川田公民館	高鍋町大字上江 2184
13	舞鶴団地公民館	高鍋町大字南高鍋 7017	46	羽根田公民館	高鍋町大字上江 2565-5
14	大工小路公民館	高鍋町大字南高鍋 7152-2	47	青木公民館	高鍋町大字上江 3761-1
15	宮田公民館	高鍋町大字南高鍋 6782	48	老瀬公民館	高鍋町大字上江 5616-4
16	養江公民館	高鍋町大字南高鍋 854-16	49	牛牧公民館	高鍋町大字上江 7513-3
17	南町公民館	高鍋町大字南高鍋 824	50	南牛牧公民館	高鍋町大字上江 7697-137
18	小丸下公民館	高鍋町大字北高鍋 5112	51	市の山公民館	高鍋町大字上江 6643-7
19	畑田公民館	高鍋町大字北高鍋 8331	52	中尾公民館	高鍋町大字上江 7128-2
20	小丸上公民館	高鍋町大字北高鍋 827-4	53	小並公民館	高鍋町大字上江 6330-76
21	宮越公民館	高鍋町大字北高鍋 3622-4	54	竹鳩公民館	高鍋町大字上江 4656-2
22	南宮越公民館	高鍋町大字北高鍋 3631-35	55	切原公民館	高鍋町大字持田 426
23	道具小路西公民館	高鍋町大字北高鍋 1293	56	元の下公民館	高鍋町大字持田 795
24	道具小路東公民館	高鍋町大字北高鍋 1176	57	坂本公民館	高鍋町大字持田 1966
25	道具小路南公民館	高鍋町大字北高鍋 1241-2	58	鬼ヶ久保公民館	川南町大字川南 1614-3
26	中鶴公民館	高鍋町大字北高鍋 2635-2	59	俵橋公民館	高鍋町大字持田 5767-25
27	樋渡公民館	高鍋町大字北高鍋 2552-ロ-2	60	染ヶ岡公民館	高鍋町大字持田 4562-12
28	下屋敷公民館	高鍋町大字北高鍋 2830-1	61	家床公民館	高鍋町大字持田 2471-2
29	菖蒲池公民館	高鍋町大字北高鍋 3263-4	62	持田公民館	高鍋町大字持田 3270-1
30	大池久保公民館	高鍋町大字北高鍋 3851-1	63	持田団地公民館	高鍋町大字持田 3232
31	御屋敷公民館	高鍋町大字北高鍋 4286-1	64	正祐寺公民館	高鍋町大字持田 4160-1
32	萩原公民館	高鍋町大字北高鍋 4907	65	鳴野公民館	高鍋町大字持田 6268-3

: 津波災害の自主避難所に適さない施設
 : 洪水災害の自主避難所に適さない施設
 : 津波・洪水災害ともに自主避難所に適さない施設

(令和5年3月現在)

第4款 指定避難所の開設及び運営

1 指定避難所の開設

- (1) 指定避難所を開設する必要があると認められる時は、次により速やかに指定避難所を開設し、被災者を避難誘導する。避難誘導に当たっては、要配慮者の避難誘導に特に留意する。

なお、指定避難所の不足や指定避難所開設に必要な資機材が不足する場合等指定避難所の開設運営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

(2) 対象者

ア 災害によって被害を受けた者

(イ) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

(ロ) 自己の住家の被害に直接関係はなく、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人、ホームレスを含む)

イ 災害によって被害を受けるおそれがある者

(3) 指定避難所開設の方法

ア 予め指定した指定避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無等安全性を確認の上、指定避難場所を開設する。

イ 予め指定した指定避難所で不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや、野外に天幕等を設営し避難所を開設する。

ウ 被害が甚大なため、町内に指定避難所を開設することが困難な場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や、隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設する。

エ 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し介助員を配置する。

なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

オ 災害の状況により指定避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

(4) 設置期間

ア 指定避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは逐次指定避難所を整理縮小する。

イ 指定避難所の開設は、応急的なものであることから、開設した指定避難所が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。特に、学校に避難所を開設した場合には、教育機能の早期回復を図るため、早期解消に努める。

ウ 指定避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進める。

エ 救助法が適用された場合の指定避難所の開設期間は、最大7日以内とする。ただし、期間を延長する場合には、厚生労働大臣の承認を必要とするため、県と協議する。

(5) 設置及び収容状況報告

指定避難所を開設したときは、県に次の事項を報告する。

ア 避難対象地域

イ 指定避難所開設の日時、場所及び施設名

ウ 収容状況及び収容人員

(6) その他

ア 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれるときは、原則として開設しないものとする。

イ ペット同行避難の飼育場は駐輪場等とし、ケージ等の持参及び鳴き声等の騷を条件とする。

なお、犬については、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条及び第5条に基づく登録の犬の鑑札及び狂犬病の予防注射の注射済票を付けておかなければならない。

2 指定避難所の運営

(1) 避難所担当職員の選定及び配置

指定避難所ごとに、原則として町職員の避難所担当職員を配置する。

指定避難所を開設する必要性が生じた場合、危機対策部長（危機管理課長）は、避難対策指導部長（税務課長及び町民生活課長）と協議・調整し、本部長及び副本部長（町長、副町長及び教育長）に報告の上、指定避難所の開設及び避難所担当職員（1避難所当たり最低2名）の配置を行うものとする。

避難所担当職員の選定については、避難対策指導部長（税務課長及び町民生活課長）が、その時の状況に応じ、税務課、町民生活課、福祉課及び健康保険課職員を中心に、危機管理課、建設管理課、上下水道課、農業政策課農村整備係及び地域政策課総合政策係の各職員を除く全職員協力のもと選定を行う。

災害発生直後から当面の間は、避難所担当職員として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、避難所担当職員は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制を整備する。

(2) 避難所担当職員の役割

避難所担当職員は、概ね次の業務を行う。

ア 指定避難所の開錠

イ 避難者カード及び避難者管理台帳の作成

避難者カード・及び避難者管理台帳は、避難所運営及び安否・消息確認のための基礎資料となるものである。指定避難所を開設した際には、避難者に避難者カードを配り、各世帯単位に記入させる。

避難者カードを基に、避難者管理台帳を作成、保管するとともに、町災対本部へ報告する。

なお、避難者カード（健康チェックシートを含む。）及び避難者管理台帳は、様式第3のとおり。

ウ 避難所運営者への施設（電気、備品等）取扱いに関する説明

エ 避難者管理台帳に基づき、常に避難者の実態を把握する。

(3) 指定避難所の運営

指定避難所における生活が期化する場合に備えて、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、避難者による自主的な運営を行うよう努める。

ア 避難所長の選任

指定避難所ごとに、避難者の中から避難所長（避難所運営委員会会長を兼ねる。）を選任するものとする。

イ 運営マニュアルの策定

指定避難所の施設管理者は、次の事項を含む指定避難所運営マニュアルを作成し、自主的な指定避難所運営を図るものとする。

(ア) マニュアルの目的・構成・避難所に関する基本的事項

(イ) 避難所運営の基本指針

(ウ) 実施すべき業務（避難所運営組織の役割、避難所担当職員・施設管理者の役割等）

ウ 避難者の区画の割り振り

避難者の区画の割り振りは、可能な限り、行政区又は自治公民館組織ごとにまとまりを持つようする。また、パーティションを世帯単位で行う等、プライバシーの保護に努める。

エ 区画の代表者

区画ごとに班を編成するとともに、代表者を選定（以下「班長」という。）し、以降の情報の連絡等についての窓口役となる。班長の役割は、次のとおり。

- (ア) 町または避難所担当職員からの指示、伝達事項の周知
- (イ) 給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- (ウ) 物資の配布活動等の補助
- (エ) 避難者の要望・苦情等のとりまとめ

オ 指定避難所生活環境の整備

避難者は、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

(4) 指定避難所の運営支援

避難所担当職員は、避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるため、次の事項について支援するものとする。

ア 避難行動要支援者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。

イ 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に町災対本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

ウ 避難者に必要な食料その他生活必需品を、避難者の世帯人員や不足状況に応じて、公平に配布する。

エ 指定避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設備の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

オ 物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

カ 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに、必要な電気容量確保に努める。

キ 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、指定避難所にラジオ、テレビ、電話、FAX及び公衆無線LAN等の通信手段の確保に努める。

ク 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

ケ 指定避難所における防犯対策を進めるため、警察と連絡し、各指定避難所の巡回やパトロール等を実施することとし、指定避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も検討する。

3 避難者、在宅被災者の把握

(1) 避難者の状況把握

町は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため、指定避難所に避難者登録窓口を設置

し、次の事項の把握に努める。

なお、把握した事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

ア 登録事項

- (ア) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- (イ) 家族の氏名、年齢、性別
- (ウ) 親族等の連絡先
- (エ) 住家被害の状況や人的被害の状況
- (オ) 親族・同居者・知人からの照会への回答の希望の有無及び親族・同居者・知人以外からの照会への回答、公表の同意・不同意
- (カ) 要配慮者の状況
- (キ) その他、食品、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況、学童の学年、ペット（盲導犬を含む。）の有無等、必要な事項

イ 登録の方法

避難者カードに必要事項を記入し、避難者管理台帳を作成することにより、登録する。その際、避難所避難又は在宅被災の区別を明確にするものとする。

ウ 登録結果の活用

登録された状況は、指定避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、指定避難所の生活環境の整備等に活用する。

エ 登録結果の報告

登録の結果は、適宜、町災対本部に集約する。なお、救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

オ 在宅被災者の状況把握

指定避難所への避難が困難で、指定された場所以外へ避難した被災者に対しても被災状況の把握に努め、食料、飲料水、生活必需品の供給を行うとともに、円滑な生活支援がなされるよう指定避難所への速やかな避難を支援する。

カ 避難者等の「安否情報システム」への登録

福祉班は、収集した避難者（死亡者を含む。）の情報を、「安否情報システム」に入力するものとする。

第5款 自主避難所の開設及び運営

次によるほか、「第4款 指定避難所の開設及び運営」に準ずる。

1 自主避難所の開設

自主避難所を開設する場合は、当該自主避難所を管理している自治公民館長（又は行政事務連絡員若しくは複数の行政区が共同で使用する自主避難所においては、その代表者。以下「自治公民館長等」という。）は、役場危機管理課長に開設する旨を通報するものとする。

2 自主避難所の運営

自主避難所の運営の細部は、自治公民館長等の計画による。

3 避難者の状況把握

自主避難所を開設した自治公民館長等は、避難者に避難者カードを記入させるとともに、避難者管理台帳を作成し、役場危機管理課又は町災対本部に避難者数等を適宜報告するものとする。

避難者受付カード（世帯ごと）

		受付番号	100
入所日時	月 日 午前・午後	時	分

※ **太枠内** をご記入ください。

※氏名は「カタカナ」でご記入ください。

※代表者が町外の方の場合は、市町村名をご記入ください。その際、同行の方が町内在住者の場合は、備考欄に地区名をご記入ください。

【避難した方の代表者】		地区名	
氏 名（カタカナ）	性 別	生年月日	電話番号
	男 ・ 女		

【代表者と同世帯の方】			
氏 名（カタカナ）	性 別	生年月日	備考
	男 ・ 女		
	男 ・ 女		
	男 ・ 女		
	男 ・ 女		
	男 ・ 女		

◆問合せがあった場合、 避難（退所）していることをお知らせして良いですか？	
1 可	2 不可

※ 国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。
記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に、企業や個人に業務委託することがあります。

避難所番号	

退所カード

受付番号		退所日時	月	日	時	分

☐ 世帯全員退所します。

※☐にチェックを入れ、このまま受付へ提出してください。

キ リ ト リ

受付番号		退所日時	月	日	時	分

☐ 世帯の一部の人のみ退所します。

※退所する方の氏名を下欄に記入し、切り取りの上、受付へ提出してください。

	氏	名
1		
2		

	氏	名
3		
4		

キ リ ト リ

受付番号		退所日時	月	日	時	分

☐ 世帯の一部の人のみ退所します。

※退所する方の氏名を下欄に記入し、切り取りの上、受付へ提出してください。

	氏	名
1		
2		

	氏	名
3		
4		

Evacuee Card

	受付番号	100
入所日時	月 日 午前・午後	時 分

※ Fill inside **bold frame**.

※ Write in block letters.

※ Write City/Town name if the "Representative" live outside town.

※ If "Same Household" live in town, write AREA name in REMARKS when "Representative" live outside town.

【Representative】

		AREA	
NAME	SEX	DOB	PHONE
	M / F		

【Same Household】

NAME	SEX	DOB	REMARKS
	M / F		
	M / F		
	M / F		
	M / F		
	M / F		

Do you allow disclosure of your Evacuation (Exit) when inquired?	
1 Yes	2 No

※ Personal information may be used within the administrative organization due to the need of the National Protection Law.

When collecting evacuation information or inputting it to a PC, we may outsource the work to an external company.

避難所番号	

Leaving Card

受付番号		退所日時	月	日	時	分

☐ All members leave.

※Check in ☐, submit to the reception.

CUT

受付番号		退所日時	月	日	時	分

☐ Some members leave.

※Fill in the name of the member leaving, cut it out and submit to the reception.

NAME	
1	
2	

NAME	
3	
4	

CUT

受付番号		退所日時	月	日	時	分

☐ Some members leave.

※Fill in the name of the member leaving, cut it out and submit to the reception.

NAME	
1	
2	

NAME	
3	
4	

避難者管理台帳

避難所名										
避難世帯数	0 世帯	避難者数	男	1 人	女	0 人	計	1 人		

※性別・公開・退所の該当欄に「1」を記入してください。

	受付 番号	氏 名 (カタカナ)		性別		生年月日	地区名等	公開		退所	
				男	女			有	無	男	女
1	0	サトウ	エイシン	1		S47.3.22	宮田	1			
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											

第6款 応急仮設住宅建設等計画

1 基本方針

災害時における応急住宅対策は、被災住宅の居住者に対して、一時的に公共施設等を利用して避難所へ収容するほか、救助法の適用時には、応急仮設住宅の建設及び供与並びに被災住宅の応急修理等の実施に努める。

2 仮設住宅・住宅応急修理体制

(1) 実施責任者

ア 応急仮設住宅の供与

(ア) 応急仮設住宅の建設に関する計画の作成と実施は、知事との十分な調整及び連携を図った上で、町長（本部長）が行う。

(イ) 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、町長（本部長）が行う。

イ 応急修理

(ア) 被害家屋の応急修理に関する計画の作成と実施は、町長（本部長）が行う。

(イ) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、建設班が建設団体等と連携を図り実施する。

ウ 仮設住宅建設及び住宅応急修理は建設班が実施する。

(2) 応急住宅供与及び住宅応急修理対象者

ア 応急住宅供与

応急住宅は、住家が全壊（焼）又は流失し居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者に対して供与するものとする。

ただし、相当額の預貯金又は不動産がある者、あるいは親せき知人等から一時的に借金をし、それを返済していけば住宅の再建ができる者は、この制度の対象とならない。

(ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子世帯

(エ) 特定の資産のない老人、病弱者並びに身体障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) 前各号に準ずる経済的に配慮を要する者

イ 被災住宅の応急修理

住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者を対象とし、居室、便所及び炊事場等日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理を行う。

(3) 仮設住宅の供与の要点

ア 応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、十分な調査を基本とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力その他生活条件等を十分に調査する。

イ 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっせん等を積極的に行う。

(4) 救助法による応急仮設住宅建設計画及び応急修理計画

ア 応急住宅建設要領

設置場所	原則として公有地、それが困難なときは所有者と協議
設置戸数	原則として全壊(焼)・流失戸数の3割以内(市町村間で融通可)
設置規模	1戸あたり29.7m ² (9坪) 以内
設置費用	国が示す限度額以内
着工期間	災害発生日から20日以内
供与期間	完成の日から2年以内

イ 住宅応急修理要領

修理戸数	原則として半壊(焼)戸数の3割以内(市町村間で融通可)
修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害発生日から1ヵ月以内

(5) 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、予め協定等を締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

(6) 公的住宅のあっせん

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、被災者用応急住宅として国県等が管理する公的住宅等の空家の一時使用を要請する。

第7款 避難行動要支援者を考慮した避難対策

1 避難行動要支援者と避難支援等関係者

(1) 避難支援等関係者となる者(基本法第49条の11第2項)

避難支援等関係者は、消防機関、県警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難行動要支援者の避難の支援等の実施に携わる者である。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲(基本法第49条の10第1項)

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者で、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。ただし、家族や支援者との同居状況等により、一部例外があることも考慮する。

ア 介護保険制度で要介護度1以上に認定されている者

イ 身体障害者(身体障害者手帳1級又は2級)

ウ 知的障害者(療育手帳A)

エ 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B-1の交付を受けている者

オ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)

カ 障害福祉サービス等を利用している難病患者

キ 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法(基本法第49条の10第1項)

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿作成の

ために必要があると認められる場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新(基本法第49条の10第1項)

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を最新の状態に保つように努めるものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置(基本法第49条の12)

ア 町は避難行動要支援者の名簿情報について、避難行動要支援者の同意を得た上で、予め避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

イ 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずる。

2 個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、災対法第49条の14の規定により、個別避難計画の策定が努力義務化された。町は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や公民館、福祉業者等と連携し、避難行動支援のための個別避難計画の策定に努めるものとする。

3 避難のための情報伝達(基本法第56条)

(1) 避難指示等の伝達

町災対本部から得た避難指示等は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その伝達に当たっては、高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等によりの確に伝わるように努める。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の中には、必要な情報を入手できれば自力で避難行動をとることができる者もいると考える。また、多様な情報伝達的手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町においては、多様な情報伝達の手段確保に努める。

4 災害発生直後の対策

発災直後は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者等の協力のもと、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行い、避難場所への避難誘導を行う。

5 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、地域住民等に対し、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。

6 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者の避難支援

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難行動要支援者名簿情報の提供に不同意であった者についても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、可能な範囲で支援の協力を求めることができるものとする。

7 避難行動要支援者の安否確認の実施

発災後、町は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進めるものとする。

8 避難所での対策

(1) 町は、避難行動要支援者の名簿情報が避難所責任者へ円滑に引き継がれるよう、その方法等を整備するものとする。

(2) バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合は、スロープ等の段差解消設備の仮設に努める。

(3) 車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、避難行動要支援者へ保健福祉サービスの提供を行う。

- (4) 避難所では、避難行動要支援者の状況を把握し、食料、飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において避難行動要支援者が不利とならないよう配慮する。
- (5) 生活情報の伝達において、聴覚障害者には掲示板や手話通訳、視覚障害者には点字等情報を的確に伝えるための手段の構築に努める。
- (6) 避難行動要支援者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

9 在宅における避難行動要支援者の把握

避難所に避難していない避難行動要支援者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

10 指定福祉避難所の指定・設置と管理、運営

- (1) 町は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援を受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した指定福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等にあたる介助員等を配置し、日常生活上の支援に努める。
- (2) 指定福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居に努め、関係機関と連携を図り、社会福祉施設(社会福祉センター)等への入所等を積極的にあわせし、早期退所が図れるように努める。

11 学校、病院等の避難対策

学校、病院等、要配慮者が滞在若しくは出入りする要配慮者利用施設の管理者は、予め施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮して作成した避難確保計画により、災害時における避難の万全を期する。

なお、要配慮者利用施設は、次表のとおり。

《要配慮者利用施設》

No	施設名	住所	電話番号	洪水 浸水	津波 浸水
1	養護老人ホーム もくせい苑	上江 6956 番地 2	22-0835		
2	ケアハウス とんぼの里	上江 6956 番地 2	22-0190		
3	特別養護老人ホーム 鈴山荘	上江 6956 番地 2	22-0225		
4	地域密着型特別養護老人ホーム 望み苑	南高鍋 9118 番地 1	32-0077		
5	有料老人ホーム サクラ高鍋	上江 6649 番地 123	35-3525		
6	有料老人ホーム まちのなかおとんおかんの家	北高鍋 1089 番地	35-3531	区域内	
7	有料老人ホーム ひなた	持田 3171 番地 1	35-4500	区域内	区域内
8	サービス付高齢者住宅 しゅちんぼの濱	蚊口浦 6195 番地 6	35-3965		区域内
9	グループホーム なごやか	上江 1940 番地 2	23-4457	区域内	
10	グループホーム すいせん高鍋	上江 6649 番地 145	23-2351		
11	グループホーム メゾン・こもれび	北高鍋 4775 番地	22-1665	区域内	区域内
12	グループホーム 遊友	上江 1831 番地 2	26-1626		
13	介護老人保健施設なでしこ園	北高鍋 3225 番地	23-8023	区域内	区域内
14	なでしこ園通所リハビリセンター	北高鍋 3225 番地	23-8023	区域内	区域内

15	通所介護事業所めいりん	上江 6649 番地 123	35-3525		
16	鈴山荘デイサービスセンター	上江 6956 番地 2	22-0834		
17	デイサービス しゃちんぼの濱かめ家サテライト	蚊口浦 6036 番地		区域内	区域内
18	まちのなかおとんおかんの家	北高鍋 1089 番地	35-3531	区域内	
19	じゅうじの家デイサービスセンター	北高鍋 1262 番地 1	22-5187	区域内	
20	デイサービス エンゼルたかなべ	持田 1741 番地 3	35-3325	区域内	区域内
21	通所介護 埴生の里	北高鍋 4773 番地	22-1661	区域内	区域内
22	デイサービス ほおのき	北高鍋 763 番地 1	35-3465	区域内	
23	デイサービス は一とふる	高鍋町 598 番地 3	23-0404	区域内	
24	デイサービス ルアナ	蚊口浦 5125 番地 1	35-3207	区域内	区域内
25	小規模多機能ホーム なぎのき	南高鍋 7161 番地 12	32-0205	区域内	
26	五感リハビリデイサービスひなた	持田 3171 番地 1	35-3344	区域内	区域内
27	グループホーム えがお高鍋	上江 2086 番地 12	23-5978		
28	指定共同生活援助等事業所 パセリ	上江 7654 番地 12	23-1182		
29	ハートヒルズ高鍋	南高鍋 6441 番地	30-2532		
30	グループホームせろり	上江 7801 番地 1	32-1414		
31	うからの里 高鍋事業所	上江 7778 番地	22-0031		
32	セサミ・メイツ	蚊口浦 1 番地 9	23-7691		
33	ぐらんま亭	蚊口浦 9 番地 1	35-3303		
34	障害福祉サービス事業所 しろはと工房	北高鍋 299 番地	22-0602	区域内	
35	サンプラス	南高鍋 6441 番地	32-7140		
36	ぐらんま茶寮	蚊口浦 1 番地 20	35-4301		
37	就労支援空と海	高鍋町 842 番地 8	30-3050	区域内	区域内
38	社会福祉法人石井記念友愛社 じゅうじの家	北高鍋 1261 番地 1	22-5187	区域内	
39	社会福祉法人あけぼの会 ももの木こども園	上江 1961 番地 3	23-0658		
40	社会福祉法人石井記念友愛社 やまばと保育園	上江 7676 番地 2	23-6480		
41	社会福祉法人石井記念友愛社 にっしん保育園	北高鍋 1264 番地	22-2404	区域内	
42	社会福祉法人石井記念友愛社 明倫保育園	南高鍋 566 番地 5	22-5286	区域内	
43	社会福祉法人あけぼの会 なでしこ保育園	持田 1600 番地 1	23-1515	区域内	
44	社会福祉法人久春福祉会 一真持田保育園	持田 2330 番地 8	22-1049		
45	高鍋町立 わかば保育園	北高鍋 3516 番地 11	23-0314	区域内	区域内
46	ヒマワリ保育園	上江 8129 番地	22-3682	区域内	
47	はぐはぐ子ども村高鍋	上江 7785 番地	32-9907		

第2章 災害応急対策計画
第9節 避難計画

48	多機能型事業所あおいろ	北高鍋 787 番地 2			区域内
49	新ピスティス	南高鍋 9922 番地 1	56-6766		
50	ひなたかれっじ高鍋	南高鍋 6813 番地 5	30-1700		
51	放課後等デイサービスセンターももたろう	北高鍋 4591 番地	32-5633	区域内	区域内
52	G I F Twith	上江 8089 番地 2	32-8032		区域内
53	高鍋西小学校 放課後児童クラブ	上江 1951 番地	23-0047	区域内	
54	にっしん保育園 なかよし児童クラブ (にっしん保育園内)	北高鍋 1264 番地	22-2404	区域内	
55	認定こども園高鍋幼稚園 ひまわり児童クラブ (高鍋幼稚園内)	北高鍋 3341 番地	23-0355	区域内	区域内
56	高鍋東小学校 放課後児童クラブ	北高鍋 4600 番地	23-0035	区域内	区域内
57	なでしこ児童館 放課後児童クラブ (なでしこ児童館内)	持田 1600 番地 1	23-1519	区域内	
58	社会福祉法人石井記念友愛社 めいりん児童クラブ	南高鍋 569 番地 3	22-5286	区域内	
59	認定こども園 高鍋幼稚園	北高鍋 3314 番地		区域内	区域内
60	認定こども園 高鍋カトリック聖母幼稚園	北高鍋 755 番地 1	23-1500	区域内	
61	高鍋町立高鍋西小学校	上江 1951 番地	23-0047	区域内	
62	高鍋町町立高鍋東小学校	北高鍋 4600 番地	23-0035	区域内	区域内
63	高鍋町町立高鍋西中学校	持田 1524 番地	23-0872	区域内	
64	高鍋町町立高鍋東中学校	北高鍋 3321 番地	23-0046	区域内	区域内
65	宮崎県立高鍋高等学校	北高鍋 4262 番地	23-0005	区域内	区域内
66	宮崎県立高鍋農業高等学校	北高鍋 1339 番地 2	23-0002		
67	海老原総合病院	上江 207 番地	23-1111	区域内	
68	坂田病院	上江 8108 番地	22-3426	区域内	
69	河野産婦人科	北高鍋 2605 番地	22-0341	区域内	区域内
70	山口整形外科	北高鍋 3235 番地 3	22-3157	区域内	区域内
71	蟻塚クリニック	北高鍋 785 番地	23-2316	区域内	

第10節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達供給計画

第1款 基本方針

町は、災害による食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等（水道等の給水施設の破壊あるいは汚染を含む。）により、被災者が自ら食料、飲料水及び生活必需品を得る手段がない場合に限り、町の備蓄等から食料、飲料水及び生活必需品を供給（生活必需品においては給与又は貸与）する。食料、飲料水及び生活必需品の供給は、町長（本部長）が行うことを原則とするが、町のみで困難な場合は、県に支援及び総合調整を要請する。

災害時において、食料の円滑な供給は、民生の安定に重要な役割を担っている。被害状況の把握とともに、必要食料の確保に努め、要請に応じて迅速に米穀等主食の応急配給、副食料の調達あつせんの措置を講ずる。

また、町は、災害時の主要食料を確保するため、関係業者と連絡を密にして調達可能量の把握と主食の供給、業務の適正かつ円滑な実施を図る。

第2款 食料の供給

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、町長（本部長）が行う（救助法適用の場合は、県知事の委任に基づく。）。

町長（本部長）は、予め災害時における食料供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の食料の確保と供給に努め、必要な食料の確保と供給が困難な場合は、県及び周辺市町村に對し、応援を要請する。

また、米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課及び政府指定倉庫の責任者等との連絡・協力体制の整備を図る。

2 食料供給活動の流れ

(1) 食料供給の必要性の判断

町は、次の情報を収集し、被災者、応急対策等従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

ア 避難者の状況

イ 医療機関、社会福祉施設等の状況

ウ 応急対策等従事者の状況

エ 電気、ガス及び水道の状況

(2) 食料供給の実施

町は、食料供給を必要と判断した場合、本項に示す食料応急配給の方法に従って食料の供給を行う。その際、高齢者、障害者、乳幼児等、医療機関の入院患者及び社会福祉施設の入所者に配慮する。また、食料の不足等により応援が必要な場合は、県に支援を要請する。

(3) 食料の備蓄

主要食料の備蓄は、「第1章 第7節 災害備蓄物資等整備計画」に定めるところによる。

(4) 食料の調達

食料の調達は、福祉班が町内業者から調達するが、災害の状況により不足する場合は、県に調達を要請する。

救助法が発動され、応急食料が必要な場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平

成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき、県に災害救助米の緊急の引渡要請を行う。

(5) 応急食料の緊急措置

町長(本部長)は、通信・交通の途絶により孤立したため県知事の指示が受けられない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき、農林水産省政策統括官に対し、災害救助米の緊急の引渡要請を行う。この場合、町が直接農林水産省政策統括官に対し災害救助米の緊急の引渡要請を行った旨を、県知事に報告するものとする。

(6) 応急配給の方法

ア 主食の配給

主食の配給は、福祉班が行うものとし、人員、被災状況に基づき配分計画を作成する。大量の配給が必要な場合は県、日赤奉仕団等に応援要請を行う。

イ 副食の応急配給

副食の応急配給は福祉班が行い、副食の確保、配給の方法等については、災害の規模、状況等に応じた措置を講ずる。

(7) 配給区分

ア 避難所等に収容された者に対する給食は、避難所等ごとの管理責任者又は避難所長を通じて給食する。

イ 被災者に対する配給は町が直接配給するか、あるいは小売販売業者等を通じて配給する。

ウ その他災害対策に従事する者等に対する給食は、ア項に準じて福祉班が行う。

(8) 食料の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

3 炊出し等の給与

(1) 炊出し及び食料の給与を実施する場合には、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

(2) 炊出しは、福祉班が日赤奉仕団、地域住民等の協力を得て行う。

(3) 炊出し及び食料給与のために必要な原材料、燃料等の確保は福祉班が調達を行う。

(4) 炊出し施設は可能な限り学校等の給食施設、自治公民館及び保育所等の既存施設を利用して炊出しを行う。なお、炊出し施設はできるだけ避難所と同一施設、又は避難所に近い施設を選定して設ける。

(5) 炊出し施設の選定にあたっては、予め所有者、又は管理者から了解を受けておく。

(6) 炊出しにあたっては、常に食料の衛生に留意する。

4 給与の種類、対象者及び期間等

(1) 種別

ア 炊出しの実施(乳幼児のミルクを含む。)

イ 食料の給与(一時縁故先等に避難する者に現物をもって、3日分以内の食料を支給する。)

(2) 炊出し・食料給与対象者

ア 避難所等に収容された者

イ 住家の被害(全壊、全焼、流出、半壊、半焼、又は床上浸水等)により炊事のできない者

ウ 社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食料の給与ができない者

エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食料を喪失し持ち合わせのない者

オ その他、町長(本部長)が給与の必要を認めた者

(3) 給与品目及び数量

ア 給与品目は、米穀、又はその加工品副食料等被災者が直ちに食することができる現物による。

イ 給与数量は社会通念上の数量とし、1人1日換算、救助法の枠内とする。

- (4) 給与期間
炊出しその他による食料給与期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣と協議して期間を延長することができる。
- (5) 救助法の適用における記録の保存
救助法の適用により、町長（本部長）が県知事の委任に基づいて、炊出しその他の食料を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の現場に実施責任者を定め、次の帳簿等を備え、必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
- ア 救助実施記録日計表
イ 炊出しその他による食料給与物品受払簿
ウ 炊出し給与状況
エ 炊出しその他による食料給与に関する証拠書類
- 5 調達・援助された食料の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保
町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された食料の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行った上で、体育館等の施設を確保し、食料管理に万全を期する。

第3款 飲料水の供給及び給水の実施

- 1 飲料水の供給
- (1) 対象者
避難所等に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。
- (2) 給与の内容
1人1日当たりの所要給水量は、3リットル程度とする。
- (3) 給与の方法
ア 災害発生直後においては、容器等の不足等も考慮し、市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することとするが、搬入経路が途絶している場合は、濾水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮する。
イ 給水車等により、隣接市町村から搬送による給水を行う。
ウ 断水等が長期化する場合、避難所等や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなど、被災者が適時給水を受けられるよう配慮する。
- 2 応急給水の実施
- (1) 公平で効率的な応急給水
水道事業者は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行う。
- (2) 応急給水基本計画
水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案する。
- (3) 作業体制の確保
水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にする等、迅速かつ効率的な応急給水を行う。
- (4) 重要施設の優先的給水
水道事業者は、人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設に

については、優先的に応急給水を行う。

3 応援要請

町のみでは飲料水の供給及び応急給水の実施が困難な場合は、協定に基づき県及び周辺市町村に応援を要請する。

第4款 上水道施設災害応急対策

1 応急対策要員・資機材の確保

原則として上下水道班の人員・資機材にて応急対策を実施するが、上下水道班のみでは応急及び復旧対策が困難な場合には、高鍋町管工事業組合等の協力を得て実施する。

2 応急処置

上下水道班は、災害発生後迅速に、次の応急処置を講ずる。

- (1) 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- (2) 取水・導水・浄水施設の防護
- (3) 給水車等の応急給水法の確保（水道施設及び井戸等が飲料不能の場合）
- (4) 利用者への被害状況、注意事項等の広報

3 上水道施設の応急対策

(1) 取水施設

取水施設の被災に対しては、予め備えていた応急復旧用資材により応急復旧を行う。

(2) 浄水施設

ア 各浄水場は、原水処理能力の低下を防止するため、原水処理薬品類を備蓄して、所要の浄水能力を確保する。

イ 沈澱池、浄水池等の被害に対しては、応急復旧を行う。

(3) 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後、速やかに加圧送水ができるよう努める。

(4) 送水施設

ア 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。

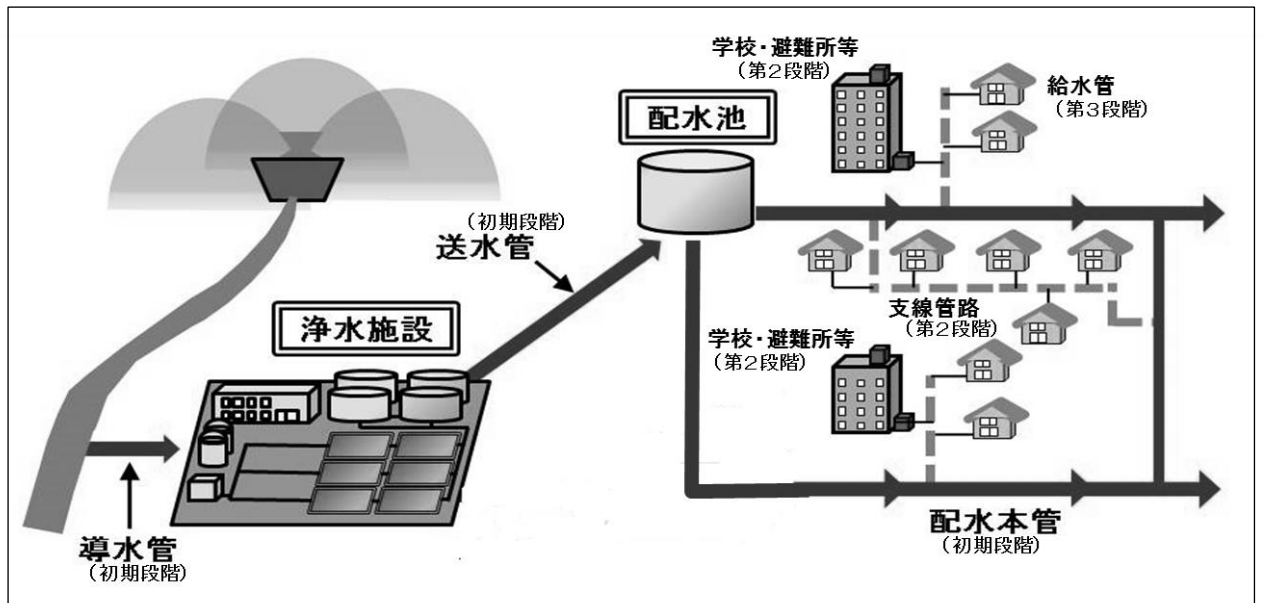
イ 自然流下管路の被害に対しては、本復旧を行う。

4 応急復旧対策要領

応急復旧工事は、上下水道班が高鍋町管工事業組合等の協力を得て、復旧部隊を構成し、実施する。ただし、被害の状況により近隣市町等に応援を要請する。

なお、復旧イメージについては、次図のとおり。

《応急復旧イメージ》



(1) 応急復旧工事の順序

段 階	内 容
初期段階 (被災後概ね5日以内)	- 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む） - 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む） - 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む） 復旧部隊： ・調査員（危険箇所、漏水箇所の調査） ・監督員（工事監督、弁操作）
第2段階 (被災後概ね6日以降)	- 緊急に水を要する施設（病院、社会福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 - 緊急拠点配水地点、学校及び公民館等の避難所において臨時給水を行う。 - 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）
第3段階	- 各家庭に水栓柱を設置する。 - 順次、宅地内漏水の修理を行う。

(2) 配水管網図の整備及び保管

応急復旧工事に備え、配水管網図を整備しておくとともに、あらかじめ工事支援者に分散保管させておく。

第5款 生活必需品等の供給

1 責任体制

- 被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与の計画（配給計画を含む。）の作成と実施は、町長（本部長）が行う。
- 生活必需品等の被災者への配給は、次に示す配給責任者が行う。

ア 指定避難所

管理責任者又は避難所長

- イ 各行政区
行政事務連絡員
- ウ その他の施設
施設管理責任者

2 給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

町は、次の事項についての情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

- (1) 被災者の状況
- (2) 医療施設、社会福祉施設の状況
- (3) 商工観光業、商店街（町内業者）の状況

3 給与又は貸与の実施

町は、2項により必要と判断された生活必需品等を、備蓄物資、流通在庫及び町内業者等から調達確保し、給与又は貸与を実施する。

町のみでは調達確保が困難な場合は、国、又は非常本部等に対し物資の調達を要請し、又は県及び周辺市町村等に対し応援を要請する。

なお、応援を要請する際は、必要物資、必要品目を明示する。要請を受けた関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

(1) 物資調達先

- ア 町内民間業者（町で調達が困難な場合、県及び周辺市町村等に要請）
- イ 日赤宮崎県支部（救援物資）

(2) 調達又は援助された生活必需品等の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された生活必需品等の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行った上で、体育館等の施設を確保する。

4 救助法の規定による各基準

(1) 対象者

- ア 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水した者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具その他の生活必需物資が無い場合、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与品目

- ア 寝具（毛布等）
- イ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）
- ウ 様々なサイズの衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
- エ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- オ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- カ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- キ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
- ク 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資（生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等）
- ケ その他（ビニールシート等）

(3) 給与又は貸与の限度額

1世帯当たりの救助物資の給与又は貸与の額は、毎年度厚生労働省社会・援護局保護課が発表する費用の限度額以内とする。

(4) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内に完了とする。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣に協議して期間の延長を行うことができる。

(5) 給与又は貸与の方法

ア 県知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与及び貸与する。

イ 交通途絶等、特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与する。

ウ 一括購入又は調達物資から放出し、福祉班が主体となって分配し、配給責任者又は避難所長が配給する。

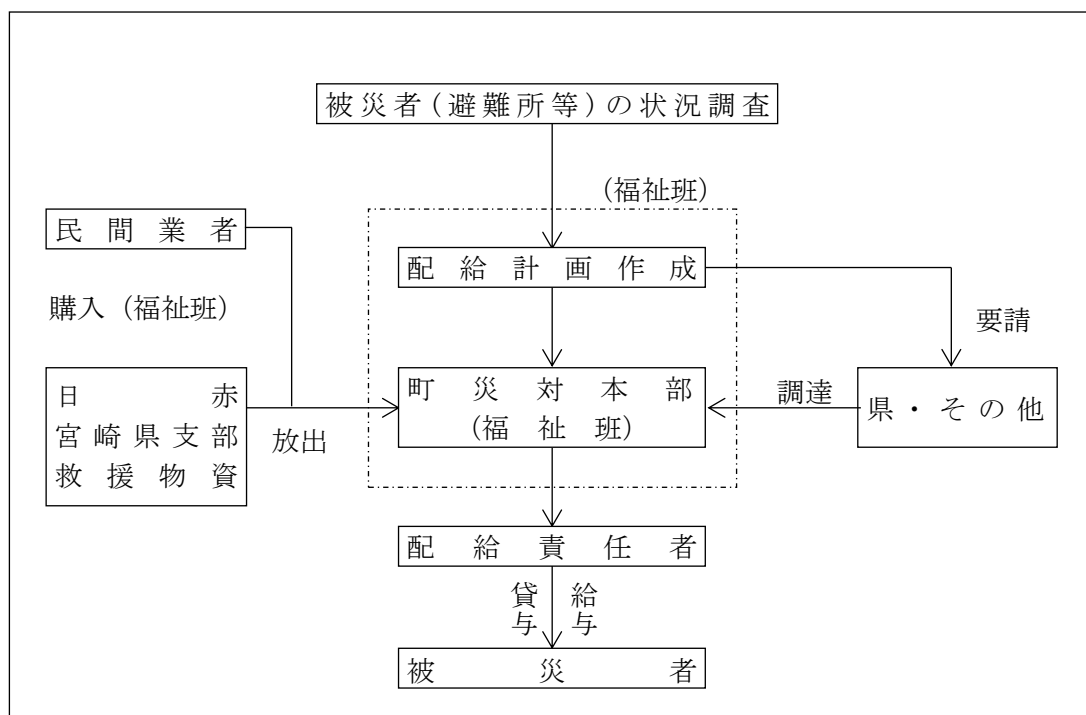
エ 被災者に衣料、生活必需品、その他物資を給与又は貸与するときは、被害の状況、被災人員及び被災者の世帯構成員等を十分調査して、物資の品目数量を決定する。

オ 避難所等における避難者への給与又は貸与に関しては、各避難所の管理責任者又は避難所長が避難者数等を把握し、数量を算出する。

カ 災害時の混乱した際に、正確な被害の状況、被災人員及び世帯構成員等を把握することが困難な場合は、応急的に町の平均世帯構成員数等により算出する。

キ 生活必需品等の配給要領は、下図のとおり。

《生活必需品等の配給要領》



第11節 防疫、清掃、衛生対策計画

第1款 基本方針

町は、被災地域における感染症の予防、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を行うとともに、良好な衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

第2款 防疫対策

1 防疫部隊及び検病調査部隊の設置

(1) 防疫部隊・検病調査部隊の編成

感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者への入院の勧告等適切な予防措置を講じるため、防疫活動及び検病調査を実施する。

ア 防疫部隊の編成

環境班は、保健所、医師会の協力を得て、防疫実施のための防疫部隊を編成する。

イ 検病調査部隊の編成

福祉班は、保健所、医師会の協力を得て、検病調査のための検病調査部隊を編成する。

ウ 各部隊の編制基準は、次のとおり。

《防疫部隊・検病調査部隊の編成基準》

区 分	主 管	活 動 内 容	編 成 人 員	
防疫部隊	町災対本部 (福祉班・環境班)	消毒、ねずみ族・昆虫 駆除等の防疫活動	衛生技術者 担当員	1 名 2～3名
	児湯医師会		助手(事務)	1～2名
検病調査部隊	西都市・西児湯	感染症の予防及び応 急対策活動	医 師	1 名
	医師会		保健師(看護師)	2～3名
	高鍋保健所		事 務	1～2名

2 防疫措置情報の収集・報告

町は、警察及び消防機関等との連携を図り、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。また、医療機関は、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合は、町又は保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

3 感染症予防活動

(1) 感染症の患者等に対する措置

町及び県等の関係機関は、被災地に感染症が発生した場合、速やかに予防措置をとるとともに、罹患者については入院等の治療措置をとる。

(2) 検病調査活動

目 的	方 法	留 意 点
感染症の患者の早期発見	被災地域全域での調査活動	感染症発生地域、避難所 等、浸水地域等を優先
感染症のまん延防止	健康診断(必要に応じ実施)	

(3) 健康診断

町及び県等の関係機関は、検病調査の結果、必要があるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)第17条の規定による健康診断を実施する。

(4) 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は、予防接種法第6条の規定により、臨時予防接種を実施する。

4 防疫活動

(1) 町の災害防疫業務内容

町は、知事の指導又は指示に基づき、防疫活動を実施する。

- ア 予防教育及び広報活動の強化
- イ 清潔方法及び消毒方法の周知
- ウ ねずみ族・昆虫等の駆除
- エ 家庭用水の供給
- オ 避難所の衛生管理及び防疫指導

(2) 県が行う災害防疫業務内容

感染症患者への入院勧告等

(3) 防疫対策

- ア 停電等のため、原材料や製品の冷蔵保存が不十分となる危険性があるため、氷の使用その他の方法で食品関係の鮮度保持に努める。
- イ 使用水の不足に伴い、汚染の危険性があるため、消毒液等による手洗いを励行する。
- ウ 汚水の侵入等の危険性があるため、災害後の地下水の使用を差し控える。

(4) 消毒方法

対 象	消毒場所	消 毒 方 法
飲 料 水	井 戸	次亜塩素酸ソーダの投入
	上水道	塩素滅菌処理の実施
家 屋 内	炊事場等	逆性石鹼の使用
	床下等	クレゾール散布
家 屋 外	溝 渠	塵芥の焼却

(5) 消毒薬剤所要量及び算出基準

区 分	薬 剤 の 種 類	算出の基礎量
床 上 浸 水 (半壊を含む)	クレゾール	1戸当り 200ml
	殺虫用粉剤	1戸当り 500 g
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 200ml
床 下 浸 水	クレゾール	1戸当り 100ml
	殺虫用粉剤	1戸当り 500 g
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 200ml

(6) ねずみ族・昆虫等の駆除

町長（本部長）は知事の指示を受けて、感染症法第28条に基づいて、ねずみ族・昆虫等の駆除を行う。

(7) 避難所等の衛生管理及び防疫指導

町は、避難所等を開設したときには、避難所等における防疫を徹底する。このため、避難所等内における衛生に関して自治組織を編成させ、その協力を得て以下の事項により防疫の万全を期する。

- ア 避難所等の清掃及び消毒の実施
- イ 避難者に対する検病調査の実施(1日1回)
- ウ 給食従事者に対する健康診断の実施(なるべく専従者とする)
- エ 配膳時の衛生保持、残廃物、厨芥等の衛生的処理の指導

- オ 飲料水等の水質検査の実施指導(使用の都度消毒)
- カ 避難所等における衛生に関する自治組織編成の指導

(8) 防疫用資器材等

町は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・資機材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体、周辺市町村及び県等の協力を求める。

5 薬剤等の調達

薬剤等は、保健所、医薬品メーカー及び卸売業者から調達・購入するものとし、緊急の場合は、町内の薬局等から購入する。

6 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、町単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、県医師会及び周辺市町村等の関係機関に応援を要請する。

7 報告、記録、整備

- (1) 町は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況を取りまとめ、又は必要な事項を調査し、県にその都度電話及び文書をもって報告する。

- (2) 町は、災害防疫活動が完了したときは、すみやかに県に報告する。

(3) 記録の整備

記録は、次の書類を準備しておく。

- ア 被害状況報告書
- イ 防疫活動状況報告書
- ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- エ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- オ ねずみ族昆虫駆除等に関する書類
- カ 家用水の供給に関する書類
- キ 患者台帳
- ク 災害防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間・実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

8 その他

その他、災害防疫の実施にあたっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、「災害防疫の実施について」（昭和40年衛発第302号厚生労働省公衆衛生局長通知）により行う。

第3款 清掃対策

1 清掃活動の実施

災害の状況に応じ、次の事項に重点を置き、清掃活動を実施する。

(1) ごみ処理収集計画

ア ごみ処理

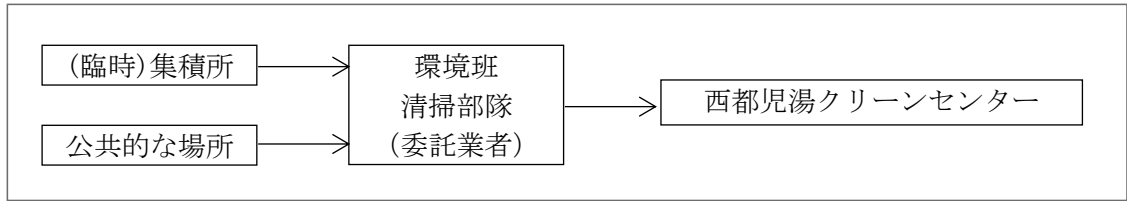
町又は周辺市町村等の応援により必要な清掃車を確保し、ごみを収集するとともに、収集したごみは必要に応じて埋立て処分する等、環境保全上支障のない方法で行う。また、倒壊家屋の解体によるがれき等についても、仮置場の確保とそれらに通じる搬送路の選定等について速やかに対処する。

なお、ごみの収集、運搬及び処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し、実施する。

イ 実施方法

災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集するとともに、環境班が清掃部隊を編成し、臨時集積所や道路・公園等の公共的な場所について、委託業者と連携して収集処理にあたる。収集したごみは、次に示すごみの収集処理系統により処理する。

《ごみの収集処理系統》



ウ 清掃部隊（班）の編制

清掃部隊（班）の編制は、次のとおり。

なお、部隊（班）の編制及び数については、災害の規模により適宜定めるものとする。

《清掃部隊（班）の編制》

塵芥運搬車	1 台
作 業 員	3～4名
器 具	スコップ、フォーク、ごみ簗、ほうき他

(1 班当たり)

(2) し尿収集処理計画

ア し尿処理

- (ア) 速やかに、し尿処理施設の応急復旧に努め、し尿収集の計画が可能になるまでの間、住民に対して仮設便所等で処理するよう指導する。
- (イ) 必要に応じて収集したし尿は、県及び周辺市町村の協力を得て処理する。
- (ウ) その他所要の計画に基づいて実施する。

イ 処理場

災害時のし尿は、委託業者を被災地に重点的に配置して、効率的な収集処理にあたる。収集したし尿は、次の処理場にて処理する。

設 置 者	施 設 名	型 式	処理能力	所 在 地	T E L
高鍋・木城衛生組合	高鍋・木城衛生組合衛生センター	二段活性汚泥処理方式 (低希釈法)	40kl/日	大字持田1334-65	23-0592

(3) 仮設共同便所の設置

専門業者及び自衛隊等の協力のもと、仮設便所の設置場所、数量等を確保できるよう体制を整え、設置する。

2 緊急汲取の実施

町は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

3 へい獣処理

必要に応じて家畜伝染病の予防のための消毒、その他の衛生処理を実施するとともに、高鍋保健所長の指示に従い、環境衛生上支障のない場所に収集し焼却等の方法で処理する。

また、逸走した危険な動物等の危険防止に努め、関係機関と協力し、その捕獲と処理の検討を行う。

4 がれきの処理

(1) 災害廃棄物処理計画の策定と処理方針

町は災害発生に伴うごみ及び災害後に発生するごみの排出量を推計するとともに、災害後の収集運搬能力及び処理能力を勘案して、総合的な災害時の「高鍋町災害廃棄物処理計画」を策定する。

災害時の廃棄物の処理は、原則として、通常利用の処理施設等により焼却及び破碎処理による最終処理を実施する。町で対応できない場合は、町有地等に一時保管場所を設けるほか、九州各県等も含め広域的な相互協力体制を要請する。

(2) 被害情報の収集と全体処理量の把握

災害発生後、町は損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに「高鍋町災害廃棄物処理計画」に基づいた処理計画を定め、同時に県に連絡する。

(3) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

町は、がれき処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

町は、県、近隣市町村及び民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(4) 処理の実施

ア 撤去作業

町は、災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

イ 中間処理施設、最終処分場及び仮置き場の確保

町は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要する場合、選別、保管、焼却ができる処理施設並びに仮置き場の確保に努める。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

第4款 下水道施設災害応急対策

1 応急対策要員・資機材の確保

上下水道班は、被災した下水道施設について、速やかに応急復旧対策を実施する。

上下水道班のみでは応急復旧対策が困難な場合には、高鍋地区建設業協会等の協力を得て実施する。

2 下水道施設の応急対策

災害により被害を受けた下水道施設については、速やかに復旧することとするが、水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により、臨時の貯留場所の設置、あるいは共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。また、処理場への搬入については、計画的に行うよう努める。

(1) 管渠

ア 下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を定める。

イ 工事施工中の箇所については、業者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。

ウ 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、所要量を整備・調達し、応急対策にあたる。

(2) ポンプ場及び処理場

ア 停電のため処理場機能が停止した場合、自家発電機等によってポンプ及び処理施設等の運

転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。

イ 特に防護の必要のある施設に対しては、洪水その他の災害に備え、所要の資機材を調達し、応急復旧を行う。

第5款 衛生対策

1 食品衛生管理

町が行う食品衛生管理は、次のとおりである。

- (1) 食品関係営業施設の実体把握及び監視指導
- (2) 避難所等数の把握及び避難所等における食品衛生指導及び啓発
- (3) 炊き出し施設等の衛生指導
- (4) 避難所等用弁当調理施設等の監視指導
- (5) 飲料水の衛生確保

2 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害による家屋の倒壊及びライフラインの寸断等により、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

(1) 入浴サービス

ア 公衆浴場のあっせん

- (ア) めいりんの湯の被災現状の把握
- (イ) あっせんの方策等、受け入れ体制を協議する。

イ 入浴施設の確保

町内の大型浴槽を有する施設等が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。なお、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、町内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、隣接市町の大浴槽を有する施設等に協力を求める。

(2) 仮設風呂の設置

町内の大型浴槽を有する施設の利用を図るほか、必要に応じて避難所等の敷地内に仮設風呂の設置を検討する。

ア 仮設風呂の設置

仮設施設（大型浴槽、ユニットバス、シャワー施設）の建設は、事業所又は自衛隊に要請する。

イ 給水及び燃料の確保

水道、ガス及び電気等のライフラインの復旧工事に併せて、危機管理班が主体となり、入浴施設への給水及びボイラー等の燃料の供給について給水施設管理者と協議し、移動給水車、燃料輸送可能車両等により供給を確保する。

第12節 行方不明者等の搜索、遺体収容埋葬計画

第1款 基本方針

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期に民心の安定を図る上からも、行方不明者等の搜索等は早急に実施する必要がある。

るため、町は、関係機関及び関係団体と緊密な連絡を取り、迅速に実施する。

第2款 行方不明者等の搜索、遺体収容埋葬計画

1 行方不明者等の搜索等

(1) 行方不明者の搜索

ア 行方不明者相談所の開設

災害発生後、警察署等は行方不明者相談所、行方不明者相談ダイヤル及び行方不明者情報受付サイトを開設して、行方不明者の搜索及び迷い人の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明者届の受理を行う。

イ 安否照会への対応

把握した避難者等についての名簿を作成し、安否の照会に対応する。その際、個人情報の保護に留意する。

なお、安否情報の照会においては、「安否情報システム」を利用する。

ウ 行方不明者の氏名公表

迅速かつ適切な搜索活動に資するため、必要に応じ、行方不明者の氏名を公表するものとする。ただし、氏名の公表は、親族又は同居者による公表拒否の意思表示がない者及び住民基本台帳事務における支援措置（住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）関連）を必要としない者に限る。

なお、親族又は同居者による公表可否の意思表示については、当該親族又は同居者の本人確認を確実に行うこと等に留意するものとする。

(2) 遺体の搜索

町は、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、福祉班が主体となり、警察、海上保安部の協力を得て、消防機関、自主防災組織、地域住民及びボランティア等と連携して搜索を行う。

2 遺体の確認

(1) 遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、町が警察官及び海上保安官と協議して、寺院等適切な場所に安置する。

身元不明の遺体については、人相、所持品及び着衣等の特徴を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

(2) 遺体の処置

遺体の処置は、町が県及び警察等関係機関と連携して実施する。

ア 災害により死亡した遺体発見の場合、又は届出がなされた遺体については、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）に基づき、警察は所要の遺体の検視調書を添えて、遺族又は町長に引渡す。町長は、その後において必要に応じて遺体の処置を行う。

イ 変死体については、直ちに警察官に届け出、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に定める検視を待って遺体の引渡しを受け、遺体の処置を行う。

(3) 遺体について医師による死因、その他医学的検査を実施する。

(4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、概ね次により処置する。

ア 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院等の敷地に仮設）に収集、安置し、埋葬等の処置をするまで一時保存する。

(5) 身元不明の遺体に対する措置

身元不明遺体については、警察、宮崎海上保安部と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

(6) 遺体の安置（検視及び検案後）

ア 町は、被害地域周辺の適切な場所（寺院、公共建物及び公園等）に遺体の安置所を設置する。

イ 町は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ウ 町は、遺体引取の申し出があったときは、警察官立合のもと、死体処理票、遺留品処理票によって確認の上引き渡すとともに、火葬許可証を発行する。

3 遺体の埋火葬

(1) 遺体の埋火葬

遺体の埋葬については、町が実施し、原則として火葬する。町は、棺・骨壺等を支給する。

死亡者が多数のため、町の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合、周辺市町村への協力要請により、必要数の確保を図る。

なお、町の火葬場については、次のとおり。

施設名	能力	所在地	TEL
西都児湯斎場（再生の杜）	10体／1日	西都市大字南方6545-1	0983-41-1761(休日:1778)

(3) 車両・必要資材の確保

処置・埋葬に必要な車両・資材は環境班等が、関係業者の協力により確保する。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。期間が10日を超える場合は、県を通じて内閣総理大臣と協議するものとする。

4 記録の保存

町において、知事の委任に基づく遺体の搜索、処置及び埋葬を実施した場合は、必要な帳簿等を備え、記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

なお、整備すべき書類は、「本章 第19節 第4款 第3項 整備すべき書類」による。

第13節 警備計画

第1款 基本方針

町は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持にあたるものとする。

第2款 町の役割

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、もって社会公共の安全と秩序の維持にあたるため、次の処置を講ずる。

1 応急対策措置の実施

町長（本部長）は、災害応急対策に関して、高鍋警察署長と緊密な連携をとるものとする。

2 警察への協力要請

町長（本部長）が警察官の協力を求める場合は、原則として高鍋警察署長に対して行う。

第3款 警察の任務

災害時に警察が行う警備活動は、次に示す事項について実施する。なお、実施の際の警備体制や方法等は、「県防災計画」及び「宮崎県警察災害警備基本計画」による。

《災害時における警察活動》

1	被災情報の収集及び伝達
2	被災者の救出救助
3	被災住民の避難誘導
4	警戒区域の設定
5	緊急交通路の確保
6	行方不明者の搜索
7	死体の検視及び身元確認
8	犯罪の予防・検挙
9	被災地及び避難場所の警戒
10	被災地における必要な広報
11	その他必要と認める措置

第14節 交通対策計画

第1款 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警察（県公安委員会）、道路管理者等と相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため、必要な措置を行う。

第2款 陸上の交通対策

1 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、次の点に留意し、被害状況を早期に把握する。

- (1) 道路の損壊状況
- (2) のり面の土砂や樹木の崩落状況
- (3) 側溝等の流水状況
- (4) 橋梁の滞留物の状況
- (5) 道路占有物(併せて水道・電力施設等)の被害状況

2 交通規制の実施

(1) 規制の種別

県、町又は県公安委員会は、道路の破損、決壊その他の状況により、通行禁止又は制限の必

要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間の指定、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置をとる。また、災害時において、緊急輸送を実施しようとする場合は、予め日時、種別、輸送量、車両種別、発着地、経路及び事由を県又は県公安委員会に連絡する。

(2) 実施機関等

次の実施機関等と連携し、必要な措置をとる。

実施機関等	規制の理由等	根拠法令
道路管理者 国道…国土交通大臣 県道…知事 町道…町長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められた場合 2 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合	道路法 第46条
県公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合	基本法 第76条
県公安委員会 警察署長（区間又は期間の短いもの）	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法 第4条及び 第5条
警察官	道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通 第6条

(3) 実施時期

- ア 異常気象時に道路の通行が危険であると認められたとき
- イ 災害等により交通に危険が予想されるとき
- ウ 災害を発見しあるいは通報等により覚知したとき（規制を行うときは関係機関に連絡すること。）

3 道路の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、次の措置を講じ、災害現場や避難所に通ずる道路の確保を行う。

- (1) 障害物の除去
- (2) 被災箇所の応急復旧
- (3) 迂回路の確保

4 災害応急対策のための交通規制

(1) 緊急通行車両以外の交通規制

県公安委員会は、本町又はこれに隣接し若しくは近接する市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう緊急に措置を講じる必要があると認めるときは、基本法第76条第1項の規定により、道路の区間（災害が発生し、又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 放置車両等の移動

町長は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

5 車両運転者の責務の周知

町は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、次の事項を周知徹底する。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること

- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること

- イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること
- ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと
 - やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと
 - なお、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと
- (2) 基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に至る運転者は次の措置をとること
 - ア 速やかに車両を次の場所に移動させること
 - (7) 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間外の場所
 - (4) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、区域外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に寄せて駐車する等、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること
 - その際、警察官等の指示に従わないとき、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合やむを得ない限度において車両等を破損することがあることを理解しておくこと

第3款 帰宅困難者への対応

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

1 帰宅困難者対策

(1) 町及び事業所等の帰宅困難者対策の推進

町及び事業所等は、帰宅困難者の保護、情報の収集・伝達、食料の備蓄等、災害の状況に応じた帰宅困難者対策を推進する。

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者に対しては、避難誘導、介護支援、その他の対策を推進する。

(3) 児童・生徒等

児童・生徒等が在校中の時は、授業、部活動等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに避難させ、二次災害等の恐れがなくなり、安全が確認された後に保護者への引き渡し体制を確立する。また、登下校時は、速やかに指定された避難所へ避難するよう指導する。

(4) 事業者等

来客者や従業員へは、地震情報提供を行い、施設の安全確認、従業員・来客者の安全確認・安全確保を図り、来客者を施設内の安全な場所へ誘導し、一斉帰宅の抑制に努める。

(5) 集客施設

不特定多数の集客施設は、来客者に施設内での待機の案内や安全な場所への案内、または誘導を行い、一斉帰宅の抑制に努める。

2 情報・収集伝達体制の構築

(1) 町は、鉄道・バス会社、放送機関及び防災関係機関等と連携し、運行状況や道路交通情報の

収集・伝達体制を確立する。

- (2) 町は、関係機関と連携し、幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者への情報提供拠点を確保する。

3 安否確認手段の確保

- (1) 町は、個人の安否確認として、災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。
(2) 町は、遠隔地の親戚や知人等を中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る。
(3) ラジオやテレビによる安否情報等放送メディアの活用促進を図る。

4 飲料水・食糧等の備蓄

- (1) 町は、帰宅困難者用に一定量の備蓄・調達体制の充実を図る。
(2) 町は、事業所に対し、従業員用として3日分の備蓄を要請する。

5 代替交通手段の確保

町及び関係機関は、交通途絶に備え、JR、バス輸送等の代替交通手段を検討する。

6 住民への啓発

町及び事業所等は、多様な手段により必要な啓発を図る。

- (1) 徒歩帰宅に必要な装備等
(2) 家族との連絡手段の確保
(3) 徒歩帰宅経路の確認等について
(4) 防災訓練において帰宅困難者対策訓練を盛り込み、参加を要請する。

第15節 障害物除去計画

第1款 基本方針

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住居又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに、人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路等の障害物の除去を行う。

第2款 障害物の除去

1 責任体制

- (1) 災害により排出された障害物除去の計画の作成と実施は、町長（本部長）が行う。但し、救助法が適用された場合には、知事の委任に基づき、町長（本部長）が行う。
(2) 河川等にある障害物の除去は、河川等の管理者が行う。

2 障害物除去の対象

障害物の除去の対象は、次に該当する場合で、町長（本部長）が必要と認めるときとする。処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長する事ができる。

- (1) 障害物のため、日常生活が営み得ないか又は一時的に居住できない状態であること
(2) 自らの資力では障害物の除去ができない者であること
(3) 災害により、住家が半壊又は床上浸水の被害を受けた者であること

3 障害物除去の方法

町は、自らの組織、労力及び機械器具を用い、又は建設業者等の協力のもと、速やかに障害物の除去作業を行う。

また、除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、

事後支障の起こらないよう配慮し、次の要領で行う。

(1) 必要資機材を現物供与する。

(2) 住居に運び込まれた障害物

居室、炊事場及び便所等の日常生活を可能にする程度の除去を、必要資機材を持って行う。

(3) 交通遮断の障害物

ア 障害物の発生が予想される箇所を適宜巡視し、障害物を発見した場合は、速やかに除去する。

イ 道路上の障害物又は河川、橋梁における流木等の障害物は、速やかに必要資機材をもって行う。

4 障害物除去の協力依頼

町のみでは障害物の除去を実施することが困難な場合は、県及び関係機関に協力を求めて実施する。

5 資機材及び人員の確保

町はスコップ、ロープ、その他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、町が保有していない機械等を必要とする場合は、県及び協力機関へ協力を依頼する。

6 除去した障害物の処理

(1) 除去した障害物は、原則として町長（本部長）の指示する場所で処理する。

(2) 除去した障害物の集積場所

ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。

イ 道路交通の障害とならない場所を選定する。

ウ 盗難の危険のない場所を選定する。

エ 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

7 費用の負担等

費用の負担等については救助法が適用された場合を除き、原則として町の負担とする。但し、災害の規模、程度等により障害物の除去を受ける者に負担させることができる。

8 記録

県知事の委任に基づいて、町が障害物の除去を実施した場合は、必要な帳簿等を備え記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

なお、整備すべき書類は、「本章 第19節 第4款 第3項 整備すべき書類」による。

第16節 災害広報計画

第1款 基本方針

被害の状況及び応急対策あるいは復旧等に関する情報の広報については、町及び関係機関が迅速かつ的確に、被災地住民をはじめ一般住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧に資する。

第2款 広報体制の整備

1 広報体制の整備

町及び関係機関は、次により広報体制の整備を図る。

- (1) 広報重点地区（各災害危険地区）の把握
- (2) 地区住民の（災害時避難行動要支援者の）把握
- (3) 広報・広聴担当者の習熟
- (4) 広報文案の作成
- (5) 広報優先順位の検討
- (6) 伝達ルートが多ルート化

2 広報施設の整備・拡充

町及び関係機関は、次の広報設備の整備・拡充を図り、住民に対する災害広報を実施する。

- (1) 防災行政無線
- (2) その他の無線放送施設
- (3) 広報車・消防団車両
- (4) 有線放送施設
- (5) 関係資機材等
- (6) 情報配信システム
- (7) 町ホームページ及び町フェイスブック

3 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 相談窓口の開設

避難指導対策部は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、役場内に相談窓口を開設する。細部は、避難指導対策部長の所定とする。

- (2) 業務

相談窓口においては、次のような相談に応じるとともに、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握を行う。

問い合わせ、相談内容	担当課
安否確認	町民生活課
仮設住宅への入居申請	建設管理課
住宅応急修理の相談	
医療相談	健康保険課
生活相談等	危機管理課
災害によって生じる法律问题	
罹災証明に関する問い合わせ	
税の減免に関する問い合わせ	税務課

第3款 広報要領

1 住民に対する広報

町は、広報する内容の文案及び優先順位を予め定め、直ちに地域住民への広報を行う。

- (1) 被災地住民に対する広報内容

町及び防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。

- ア 災害に関する注意報・警報及び指示等に関すること
- イ 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等）
- ウ 避難指示が発令されている地域、避難指示の内容

- エ 流言・飛語の防止の呼びかけ
- オ 安否情報に関すること
- カ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- キ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ク 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- ケ 避難所等及び救護所の開設状況
- コ 応急仮設住宅の供与に関すること
- サ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- シ 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ス 救援物資、食料、飲料水の配布等の状況
- セ 炊き出しに関する情報
- ソ し尿処理、衛生に関する情報
- タ 被災者への相談サービスの開設状況
- チ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ツ 臨時休校等の情報
- テ ボランティア組織からの連絡
- ト 全般的な被害状況
- ナ 防災関係機関が実施している対策の状況
- ニ 災害応急復旧の見通しに関すること

(2) 被災地外の住民に対する広報内容

町及び防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難指示が発令されている地域及びその内容
- イ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- カ 全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況

2 報道機関に対する広報及び報道要請実施要領

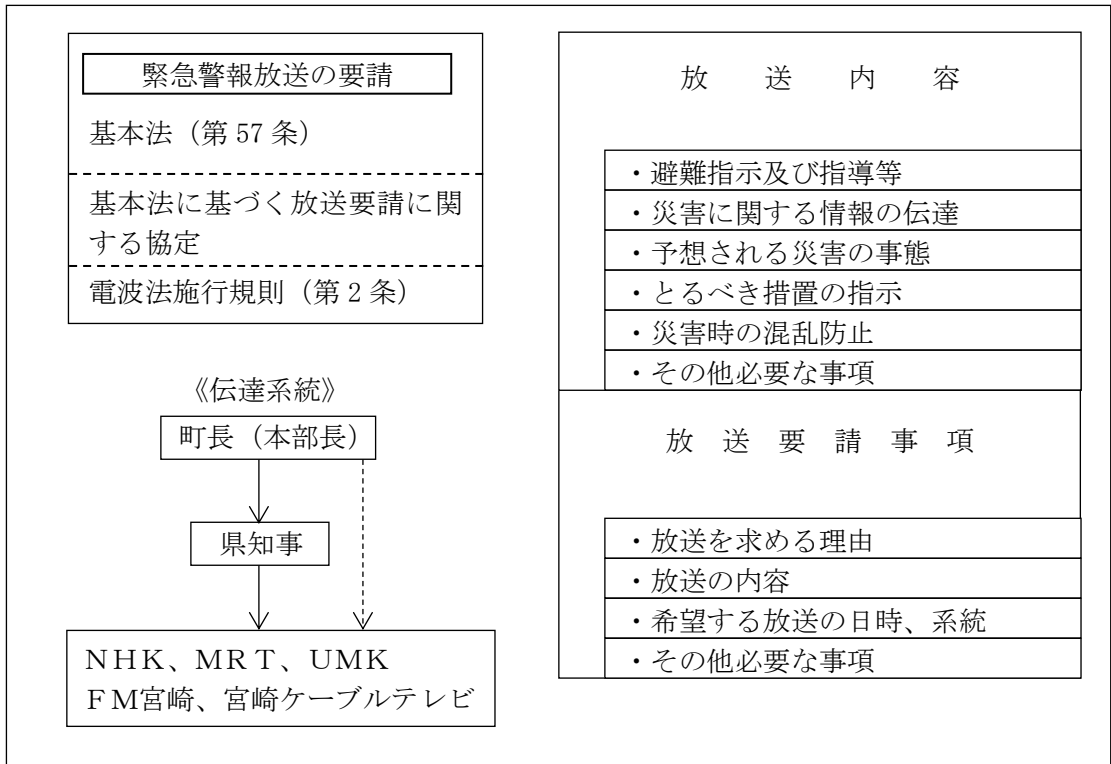
(1) 放送機関に対する広報要請計画

基本法第57条に基づき、県と各放送局とで定められた協定手続きにより放送を求める。町長（本部長）は、放送を必要とするときは各報道機関に放送の依頼を行い、併せて、県にも同様の内容で放送要請した旨を連絡する。

(2) 報道要請実施要領

放送機関への放送要請要領は、次表を基準とし、原則として県を窓口として要請を行う。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合は、町長（本部長）から直接依頼し、事後、県・報道機関に文書を提出する。

《放送機関への放送要請要領》



(3) 報道機関に対する災害情報の発表項目は、次のとおりである。

- ア 災害の種別
- イ 発生日時及び場所
- ウ 被害の状況
- エ 応急対策実施状況
- オ 住民に対する避難指示の状況

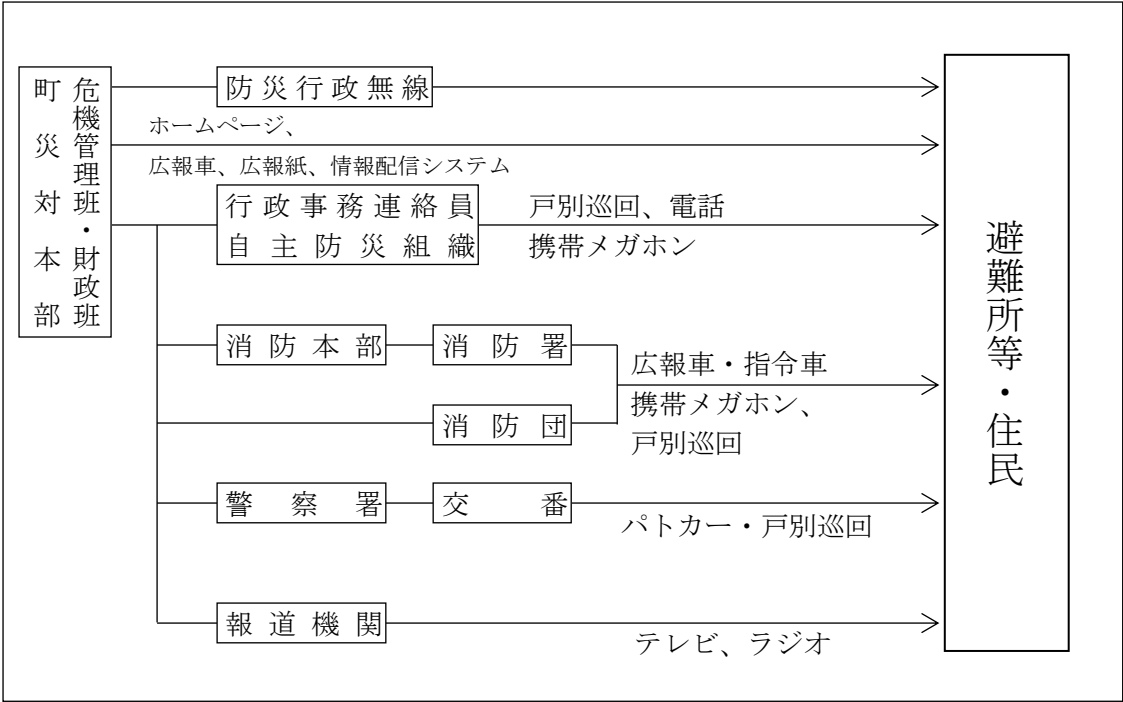
第4款 広報の実施方法

町及び関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し、速やかに次に掲げる広報活動を行う。

- 1 報道機関による広域広報
- 2 広報車等による現場広報
- 3 行政事務連絡員及び自主防災組織等における広報
- 4 避難所等における派遣広報
- 5 広報紙の掲示・配布等による広報
- 6 防災行政無線による広報
- 7 情報配信システムによる広報
- 8 町ホームページ及び町フェイスブックによる広報

なお、災害広報伝達経路及び方法は、次表のとおり。

《災害広報伝達経路及び方法》



第17節 気象予報・警報等伝達計画

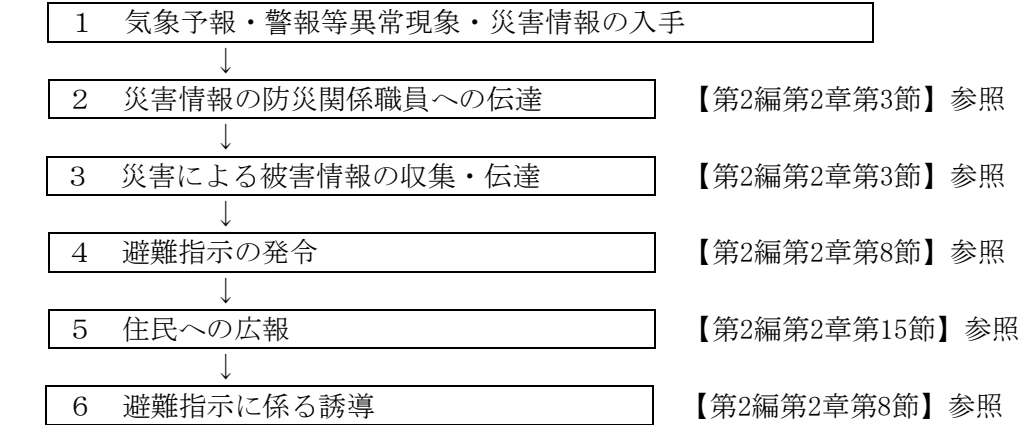
第1款 基本方針

町内に災害の発生のおそれのある場合、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて発表される注意報及び警報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を、町、関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達するため、伝達系統を定めて適切な防災対策の実施を図る。

第2款 予報・警報等の種類・基準

情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容である。各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとる。

なお、地震災害及び津波災害における情報の収集及び伝達系統は、第3編及び第4編で取り扱う。



- 1 注意報・警報の種類及び発表基準等
(1) 注意報・警報等の定義及び種類

注 意 報	県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	＜気象注意報種別＞ 大雨・洪水・強風・風雪・大雪・波浪・高潮・雷・濃霧・乾燥・なだれ・低温・着氷（雪）・霜
警 報	県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	＜気象警報種別＞ 大雨（浸水害/土砂災害）・洪水 暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮
気 象 情 報	気象官署が気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するものをいい、宮崎地方気象台が発表する、宮崎県気象情報並びに宮崎県記録的短時間大雨情報もこれに含まれる。	
特 別 警 報	警報基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大限の警戒を喚起するために発表する。	

(2) 警報・注意報発表基準一覧表

町	府県予報区		宮崎県			
	一次細分区域		北部平野部			
	市町村等をまとめた地域		西都・高鍋地区			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	167		
	洪水	流域雨量指数基準		鳴野川流域=8.2, 宮田川流域=12.7, 切原川流域=12.9		
		複合基準 *1		小丸川流域=(12, 35.4)		
		指定河川洪水予報による基準		小丸川 [小丸大橋]		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s		
			海上	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う		
			海上	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ		12 時間降雪の深さ 10cm		
	波浪	有義波高		6.0m		
高潮	潮位		2.0m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準		16		
		土壌雨量指数基準		108		
	洪水	流域雨量指数基準		鳴野川流域=6.5, 宮田川流域=10.1, 切原川流域=10.3		
		複合基準 *1		鳴野川流域=(8, 5.2), 宮田川流域=(12, 8.1), 切原川流域=(10, 9.6) , 小丸川流域=(8, 31.9)		
		指定河川洪水予報による基準		小丸川 [小丸大橋]		
	強風	平均風速	陸上	12m/s		
			海上	15m/s		
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う		
			海上	15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ		12 時間降雪の深さ 5cm		
	波浪	有義波高		2.5m		
	高潮	潮位		1.6m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	濃霧	視程	陸上	100m		
			海上	500m		
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%				
	なだれ	積雪の深さ 100 cm以上で、次のいずれか 1) 気温 3℃以上の好天 2) 低気圧等による降雨 3) 降雪の深さ 30cm 以上				
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-5℃以下 山沿いで最低気温-8℃以下				
霜	11 月 20 日までの早霜、3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下					
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上					
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	120mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

2 各情報の基準

(1) 全般気象情報・九州南部地方気象情報・宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(2) 土砂災害警戒情報

県と宮崎地方気象台は、気象業務法第11条の規定に基づく大雨警報の解説と、基本法第40条及び第55条に基づく地域防災活動に即した町への通知を統合した土砂災害警戒情報を関係機関へ通知する。

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、又、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とするものであり、町は土砂災害警戒情報が発令されたときは、直ちに住民へ防災行政無線等で伝達する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については、発表対象とするものではないことに留意する。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間120mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(4) 顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト（下降気流）等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

3 注意報・警報の地域細分発表について

気象情報に伴う災害の発生が予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上、必要と考えられる場合には、次のとおり地域を細分して注意報・警報を発表する。

(1) 一次細分区域

県北部平野部

(2) 市町村等をまとめた地域

西都・高鍋地区

(3) 二次細分区域

町

4 気象情報の役割

気象情報の機能は、次の2つに大別される。

(1) 災害発生の可能性を前もって知らせるアラーム的機能

(2) 観測結果、気象状況等を簡潔な表現で速報して、更なる警戒を呼び掛ける速報的機能

5 火災気象通報

火災気象通報とは、宮崎地方気象台長が消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに県知事に通報するものである。県知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを東児湯消防組合管理者に通報しなければならない。これを受けた東児湯消防組合管理者は、必要と認めた場合に火災警報を発令する。火災気象通報の基準は、次のとおり（どちらかを満たす場合。）。

(1) 実効湿度（※）が60%以下でかつ最小湿度が40%以下となり最大風速が7m/sを超える見込みのとき。

(2) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨中降雪中は、通報

※実効湿度とは、木材の乾燥の程度を表す指数で、数日前からの湿度を考慮に入れて計算したものである。

実効湿度や最小湿度が低くなると、火災の発生する危険性が高くなる。

6 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて東児湯消防組合管理者が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。火災警報発令の基準は、次のとおり。

(1) 消防法の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき

(2) 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき

第3款 注意報・警報等の通報・伝達系統

1 異常現象発見時の通報（基本法第54条関連）

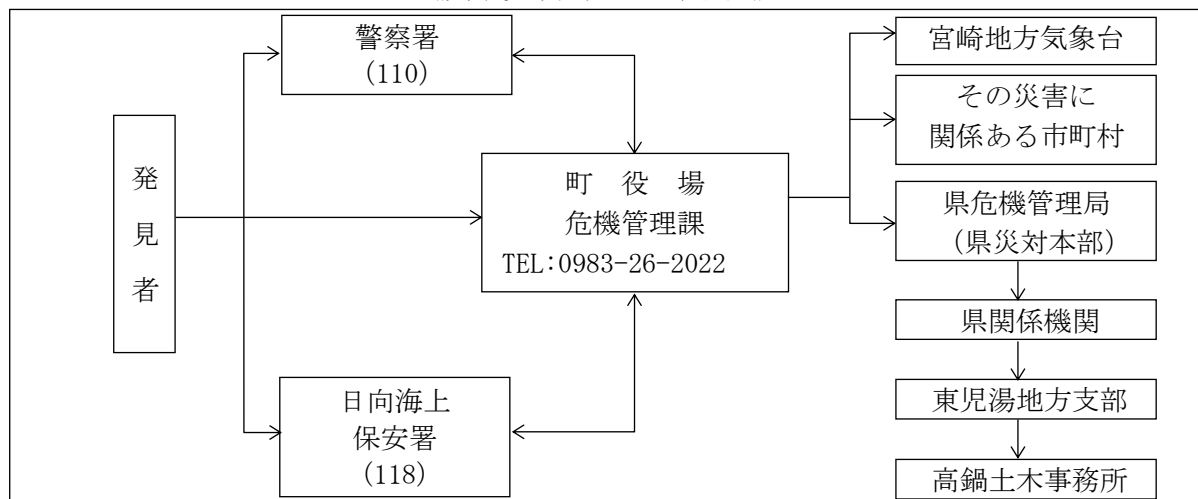
(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

(2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

(3) 通報を受けた町長は、宮崎地方気象台、県危機管理局及びその他関係機関に通報しなければならない。

(4) 異常現象発見時の系統図は、次のとおり。

《異常現象発見時の系統図》



(5) 異常現象とは、概ね次に掲げる自然現象をいう。

事 項	現 象	備 考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等
地象に関する事項	頻発地震	数日以上にわたり、頻繁に感じるような地震
水象に関する事項	異常潮位・異常波浪・増水	著しく異常な潮位、波浪、増水

2 気象予報・警報等伝達計画

(1) 気象予報・警報等の伝達計画

ア 宮崎地方気象台が発表する気象予報・警報等は、県知事からの伝達系統に従い、県総合情報ネットワーク等にて町（危機管理課）及び消防本部等に伝達される。

イ 気象予報・警報や異常現象の伝達を受けた職員は、直ちに危機管理課長に報告する。

危機管理課長は町長に報告し、指示を受けるとともに、町災対本部を設置する場合はその指示等を各対策部に伝達する。

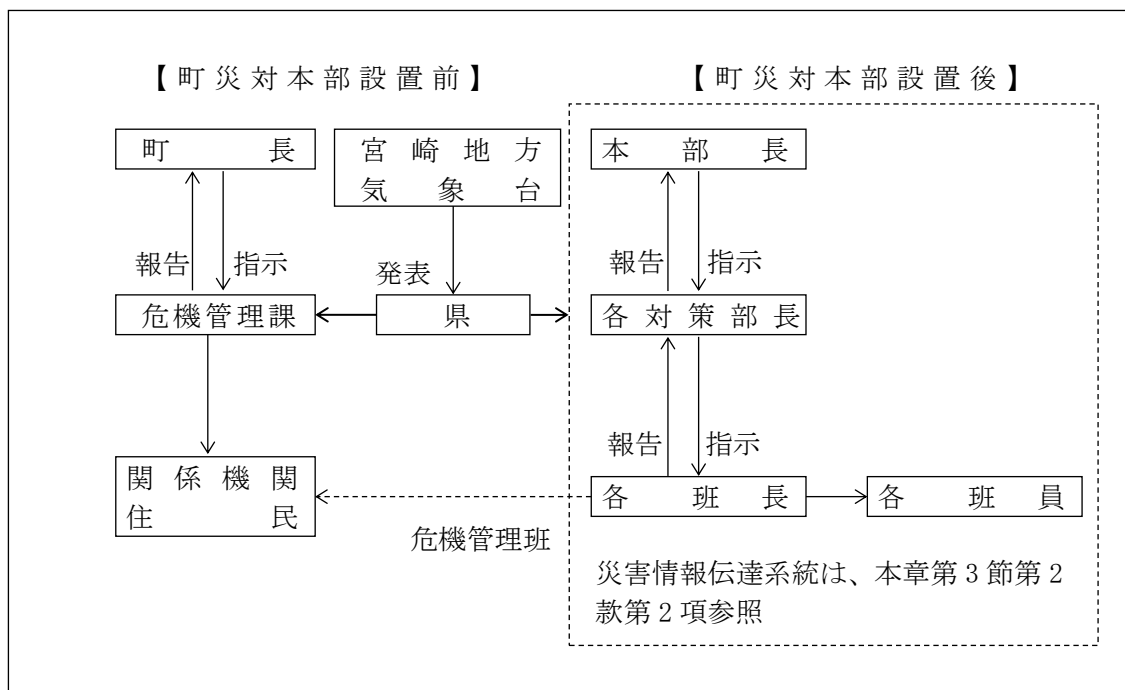
ウ 町災対本部設置後、伝達系統図に従い、各対策部長は各班長へ、各班長は各班員に指示を行う。

エ 関係機関への連絡は、原則として電話にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（又は責任者の指定した者）とする。

オ 住民に広く、かつ早急に伝達する必要がある場合には、防災行政無線による広報を行う。

カ 気象予報・警報等の伝達系統は、次のとおり。

《気象予報・警報等の伝達系統》



(2) 伝達内容

ア 町災対本部等の設置及び廃止に関すること

イ 被害状況把握に関すること

ウ 関係機関へ連絡を必要とする被害状況に関すること

エ その他防災上、必要と認められること

3 町から住民への周知方法

町は、本計画に基づき関係住民に対し、必要と認められる予報・警報だけでなく、予測される

事態及びこれに対して取るべき措置の伝達周知を行う。これらの一般的な周知方法は、次のとおり。

- (1) 町防災行政無線による放送
- (2) 電話・口頭による戸別連絡
- (3) 広報車・消防団車両による広報
- (4) 防災情報配信システム、緊急速報メールを利用した電子メールによる広報
- (5) 町ホームページ及び町フェイスブックによる広報

第18節 災害ボランティア活動支援計画

第1款 基本方針

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町は、被災者の生活救援のため、災害ボランティアの協力を得ることにより、被害拡大の防止を図る。

また、町、町社会福祉協議会が中心となって、災害ボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

第2款 災害ボランティア活動の受け入れ

1 受け入れ窓口の設置

- (1) 災害発生後、町社会福祉協議会に「高鍋町災害ボランティア・センター」を設置し、中間支援組織（ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティアの受け入れ体制を確保するとともに、被害状況や災害ボランティアのニーズ等に関する情報の提供を広く行う。また、全国的支援組織との連絡調整や災害ボランティア情報の集約や、発信・受信基地としての機能を構築し、必要なスタッフの確保を図る。
- (2) 町における措置

高鍋町災害ボランティア・センターと連携し、災害ボランティアの受け入れ及び登録を行う。

2 災害ボランティアの参加協力

町は、県、日本赤十字社、町社会福祉協議会及び関連NPO法人等と連携し、災害ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握を行うとともに、情報を示して災害ボランティアの参加・協力を求め、労務の提供を受ける。

また、災害ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等災害ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮する。

なお、参加・協力を求めることができる団体は、次のとおり。

- (1) 日本赤十字奉仕団
- (2) 青年団
- (3) 町婦人団体連絡会等
- (4) 大学等の学生・生徒
- (5) 教職員
- (6) 災害救助活動に必要な専門技能を有する者

(7) その他関連 NPO 法人等の各種ボランティア団体

3 登録・活動体制の確立

災害ボランティアの活動は、あくまでも自主性を尊重するものとし、活動の方針決定や人員の派遣等の業務はボランティア調整機関に委ねる。

町社会福祉協議会が中心となり、ボランティア団体及び個人登録等を取りまとめ、活動体制確立する。

4 活動環境の整備

町は、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて災害ボランティアの活動拠点を提供する等、その支援に努める。

また、ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間の支援及び活動しやすい環境づくりや、活動が長期化した場合の支援及び条件整備を行う。

5 高鍋町災害ボランティア・センターの業務

高鍋町災害ボランティア・センターは、次の業務を行う。

- (1) 町災対本部との連携による災害情報の収集及び提供
- (2) 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- (3) 災害ボランティア・ニーズの把握及び情報提供
- (4) 災害ボランティアの活動情報の集約・受入管理
- (5) 活動に関する事前研修（活動形態・内容等）
- (6) 被災者のボランティア・ニーズの把握
- (7) ボランティアの受け入れ、ボランティア活動保険加入手続き
- (8) ボランティアと支援を必要とする地域住民のコーディネート
- (9) 被災状況、被災者のニーズの把握と関係機関へ情報提供、支援要請
- (10) 障害者（児）、高齢者等の要支援者の状況確認
- (11) その他、外部ボランティア組織や地元ボランティアのネットワークを形成し活動を支援

第3款 災害ボランティア活動の内容

町が、町社会福祉協議会、県を通じて協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。
なお、活動内容の選定にあたっては、災害ボランティアの意志を尊重して決定する。

《協力依頼する活動内容》

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	1 土砂災害警戒区域等の調査（斜面判定士） 2 医療介護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、介護士、看護師等） 3 要配慮者等の介護（手話通訳、介護士） 4 特殊車両操作（大型重機運転資格者等） 5 外国語通訳 6 消防活動（消防団員、救急救命士） 7 心理治療（カウンセラー）

一般ボランティア	1 救援物資の整理、仕分け、配分 2 避難所の運営補助 3 炊き出し 4 清掃 5 要配慮者等の介護、生活支援 6 その他危険のない軽作業

第4款 災害ボランティア支援・連携

1 情報交換

町災対本部は、災害による被害や避難者の状況や町災対本部の活動状況等の情報を提供し、災害ボランティア活動が効果的に行われるよう、緊密な連携を図る。また、町災対本部は、災害ボランティアで把握した情報についても積極的な受け入れを行い、被害状況の全体像の把握に努める。

2 活動拠点等の提供

町災対本部と災害ボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、町社会福祉協議会が確保した災害ボランティア調整機関の活動拠点に必要な資機材を備える。

3 災害ボランティア準備体制

被害の状況により、災害ボランティア活動への申し出が多数あった場合、町災対本部は次の措置をとり、ボランティア機能の迅速な立ち上がりと能力が十分に発揮されるよう、連携に努める。

- (1) 災害ボランティア調整機関が機能するまでの活動等の問い合わせへの対応
- (2) 受け入れ体制として活動拠点の準備
- (3) 広報紙等による募集要領等の広報
- (4) ボランティア調整機関の運営に関する協力及び連絡調整

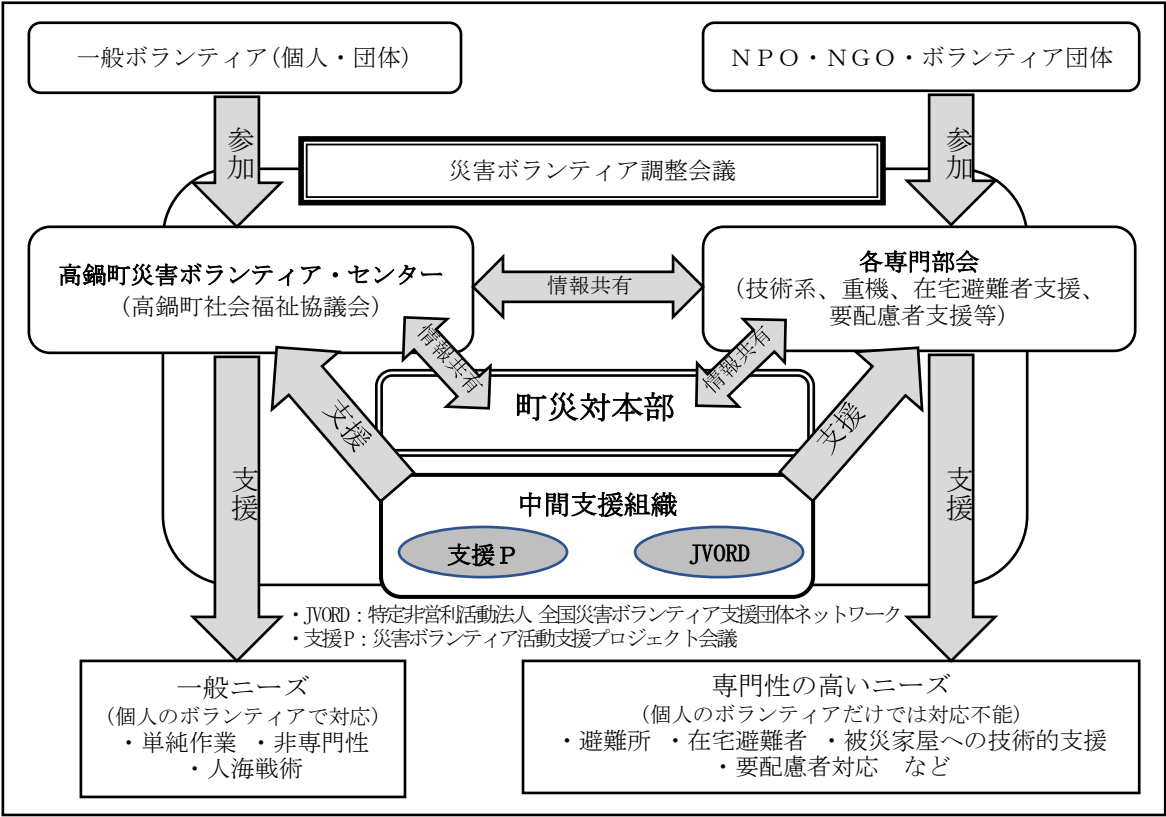
4 ボランティア保険への加入

福祉班は、町社会福祉協議会と協力して、登録した災害ボランティアをボランティア保険に加入するように手続きを行う。

5 災害ボランティア活動の流れ

災害ボランティア活動体制の流れは、次のとおり。

《災害ボランティア活動の流れ》



第19節 救助法適用計画

第1款 基本方針

救助法の適用については同法、同法施行令及び基本法の細則の定めにより、必要と認めたときは、速やかに所定の手続きを行う。

第2款 救助法の適用基準等

1 救助法の適用基準は、次による。（救助法施行令（以下「令」という。）第1条第1項）。

《救助法の適用基準》

指標となる被害項目等	適用基準	該当条項
町内の住家（注1）が滅失した世帯の数	町 50 世帯以上（注2）	第1項 第1号
県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	県内 1,500 世帯以上かつ町 25 世帯以上	第1項 第2号
県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000 世帯以上かつ町多数	第1項 第3号

災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする省令で定める特別の事情（右記）があり、町内の住家が多数滅失した場合	被災者に対する食料品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（注3）	第1項 第3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、省令の基準（右記）に該当する場合	1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（注4） 2 被災者に対する食料品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（注5）	第1項 第4号
南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合	住民が事前避難を行った場合	第1項 第4号

（注1）「住家」

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備等を有しているものは、それぞれを「1住家」として取扱う。

（注2）「世帯」及び滅失世帯の算定

世帯とは生計を一つにしている実際の生活単位をいい、住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- 2 住家が半壊、半焼したものにあつては2世帯を持って1とみなす。
- 3 住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては、3世帯を持って1とみなす。

（注3）該当事例の内容

- 1 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給がきわめて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合
- 2 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とされる場合

（注4）該当事例の内容

火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

（注5）該当事例の内容

- 1 交通路等の途絶のため多数の登山者等を放置すれば飢餓状態に陥る場合
- 2 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

2 滅失世帯の算定方法は、次による。

《滅失世帯の算定方法》

滅失住家 1世帯	住家被害状況		算定根拠
	全壊（全焼・流出）		1世帯
	半壊（半焼）		2世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態		3世帯

3 被害認定基準

被害認定基準は、次による。

《被害認定基準》

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	災害関連死者	死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	負傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの
住家被害	全壊、全焼又は流失	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
	半壊又は半焼	損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
	大規模半壊	半壊又は半焼のうち、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
	中規模半壊	半壊又は半焼のうち、損壊部分がその住宅の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のもの
	準半壊	損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
	準半壊に至らない（一部損壊）	

第3款 救助法の適用手続

1 救助法の適用申請

町域内の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当、又は該当する見込みであるときは、町長は直ちにその旨を県知事に報告し、口頭により救助法の適用を申請する。

2 適用の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、町長は、救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に報告するものとする。その後の処置に関しては、県知事の指揮を受ける。

第4款 救助の実施

1 救助の実施

救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、町長は知事の補助機関として救助を実施する。

なお、救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより、町長が実施する。

2 救助の種類

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供与
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去

3 整備すべき書類

救助法適用に際し整備すべき書類は、次表のとおり。

《救助法適用に際し整備すべき書類》

救助の種類	整備すべき書類	
避難所の設置	1 避難者名簿 2 救助実施記録日計表 3 避難所用物資受払簿	4 避難所設置及び避難生活状況 5 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類
応急仮設住宅の供与	1 救助実施記録日計表 2 応急仮設住宅台帳 3 応急仮設住宅用敷地賃借契約書 4 応急仮設住宅使用賃借契約書	5 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 6 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類
炊出しその他による食品の給与	1 救助実施記録日計表 2 炊き出しその他による食品給与物資受払簿	3 炊き出し給与状況 4 炊き出し用品借用簿 5 購入代金等支払証拠書類
飲料水の供与	1 救助実施記録日計表 2 給水用機械器具、燃料、浄水用品資材受払簿	3 飲料水の供給簿 4 飲料水供給のための支払証拠書類
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 救助実施記録日計表 2 物資受払簿 3 物資の給与状況	4 物資購入関係支払証拠書類 5 備蓄物資払出証拠書類(注1)
医療	1 救助実施記録日計表 2 医薬品衛生材料受払状況 3 救護班活動状況 4 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類	5 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 (4及び5は、県から委任を受けた場合)
助産	1 救助実施記録日計表 2 衛生材料等受払状況	3 助産台帳 4 助産関係支払証拠書類(注2)
被災者の救出	1 救助実施記録日計表 2 被災者救出用機械器具燃料受払簿	3 被災者救出状況記録簿 4 被災者救出用関係支出証拠書類
被災した住宅の応急修理	1 救助実施記録日計表 2 住宅の応急修理記録簿 3 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等	4 住宅の応急修理関係支払証拠書類
学用品の給与	1 救助実施記録日計表 2 学用品の給与状況	3 学用品購入関係支払証拠書類 4 備蓄物資払出証拠書類
埋葬	1 救助実施記録日計表 2 埋葬台帳	3 埋葬費支出関係証拠書類
死体の搜索	1 救助実施記録日計表 2 搜索用機械器具燃料受払簿	3 死体の搜索状況記録簿 4 死体搜索用関係支出証拠書類
死体の処理	1 救助実施記録日計表 2 死体処理台帳	3 死体処理費支出関係証拠書類
障害物の除去	1 救助実施記録日計表 2 障害物除去の状況	3 障害物除去支出関係証拠書類
その他	1 生業資金貸付台帳 2 輸送記録簿 3 施行令第4条1号～4号及び5号～10号までに規定する者の従事状況	4 扶助金の支給状況 5 損失補償費の状況 6 法第19条の補償費の状況

(注1) 法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。

(注2) 救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。

第5款 災害救助による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、令に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

第6款 基本法の定める応急措置

基本法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、又はまさに発生しようとするときの、町長の応急措置は、次のとおりである。

1 応急措置についての責任（基本法第62条第1項）

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとするときは、法令、又は本計画の定めるところにより、消防、水防、救助、その他災害の発生を防御し、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

2 出動命令（基本法第58条）

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令、又は本計画の定めるところにより、消防機関若しくは関係職員等に出動準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等、災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

3 事前措置（基本法第59条）

町長は、設備又は物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

4 警戒区域の設定権（基本法第63条）

町長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

5 工作物等の使用、収用等

- (1) 基本法施行令第24条に限定する手続きによって、当該町区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。（基本法第64条第1項）
- (2) 町は工作物の使用、収用等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（基本法第82条第1項）

6 工作物等の除去（基本法第64条第2項）

町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物、又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものを除去し、その他必要な措置をとることができる。

7 公用負担

(1) 公用負担権限

緊急の必要があるときは、本部長又は消防団長は、水防の現場において上記第5項及び第6項の権限の行使をすることができる。

なお、公用負担の権限を行使する者は、本部長又は消防団長にあつては、その身分を示す証明

書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合においてはこれらを呈示しなければならない。

公用負担権限委任証

高鍋町消防団〇〇部長

〇 〇 〇 〇

上記の者は〇〇区域における水防法第 2 8 条第 1 高の権限
行使を委任したことを証明します

年 月 日

高鍋町長

〇〇 〇〇 印

6 cm

9 cm

(2) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成しその 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

高公負第 号

公用負担証

目的物 種類

負担内容 使用 収用 処分等

年 月 日

高鍋町長 〇〇 〇〇 印

事務取扱者 〇〇 〇〇 印

〇〇〇〇 殿

14cm

20cm

調整用空白ページ

(3) 損失補償

基本法第82条及び水防法第28条に基づき公用負担の権限を行使した場合、この権限により損失を受ける者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

8 従事命令

(1) 町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条第1項)

(2) 町長等が、区域内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い、その者又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。(基本法第84条第1項)

9 応援要求等(基本法第67条第1項)

町長等は、町内で災害が発生した場合において、応急措置対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

10 職員の派遣要請等

(1) 職員の派遣の要請

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。(基本法第29条第2項)

イ 町長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、他の市町村長に対し、職員の派遣を求めることができる。(地方自治法第252条の17)

ウ 町長は、ア及びイによる職員の派遣を求める場合は、要請に準じた文書をもって行う。

(2) 職員の派遣のあっせん

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。(基本法第30条第1項)

イ 町長は、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣についてあっせんを求めることができる。(基本法第30条第2項)

ウ 町長は、ア及びイによる職員の派遣あっせんを求める場合は、アの要請に準じた文書をもって行う。

11 委員会・委員等の応急処置(基本法第62条第2項)

町の委員会又は委員、町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、本計画の定めるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。

第20節 文教対策計画

第1款 基本方針

災害の発生時における児童生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧及び教科書、学用品の応急処置等の措置を講ずる。また各小中学校長は、学校防災マニュアルを作成し、事

前の危機管理体制の整備を行う。

第2款 学校教育対策

1 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施者は、次のとおりとする。

- (1) 町立小中学校、その他の文教施設の災害応急復旧は、町教育委員会が行う。
- (2) 町立小中学校の児童生徒に対する応急対策は、町教育委員会及び各学校長が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会及び関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。

- (3) 救助法による教科書、教材及び学用品の支給については、知事の委任に基づき、その一部を町長が行う。

2 事前措置

教育長は、災害発生のおそれがあるときの対応策を検討し、速やかに学校長に伝達する。各学校長は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の事前措置を行う。

- (1) 学校行事、会議、出張等を中止する。
- (2) 休校措置、児童生徒の避難、災害の事前指導及び事後処理並びに保護者への連絡方法を検討する。
- (3) 町教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認を行う。
- (4) 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

3 災害発生時における対応

災害発生時には学校防災マニュアルに基づき、初動体制をとり、児童生徒等に対する安全確保を行った上で適切な措置をとる。

- (1) 在校時の対応（優先順）
 - ア 児童生徒等に対する、迅速かつ的確な避難措置等の安全対策（第一義行動）
 - イ 教職員の安全対策
 - ウ 文教施設の被害状況点検及び点検結果による応急対策（被害の拡大防止）
 - エ 保護者との連絡
 - オ 町教育委員会との連携等の対応

- (2) 夜間・休日等の児童・生徒不在時の対応（優先順）
 - ア 文教施設の被害状況の迅速な把握と被害の拡大防止（第一義行動）
 - イ 校外の児童生徒及び教職員の安否確認
 - ウ 町教育委員会との連携等による対応

4 児童生徒の安全確保

学校長は、災害時における児童生徒の安全対策について、警察、消防機関、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携の上、次の措置を講ずる。

- (1) 児童生徒の安全確保対策
 - ア 避難の実施及び保護者への引き渡し
 - イ 休校措置（災害発生のおそれがあるとき、又は発生したとき）
 - ウ 保護者又は教員が引率しての登下校（避難）
 - エ 安全な通学路（避難路）、避難所の周知徹底

(2) 臨時休校又は登校停止措置の要件

- ア 災害が広範囲に渡り、被害が甚大で教職員及び児童生徒の登下校が著しく困難であり、又危険が予想されるとき
- イ 感染症発生等により集団生活に危険が予想されるとき
- ウ その他応急教育の実施が困難と考えられるとき

5 文教施設の確保

文教施設の被害状況点検の結果に基づき、次の措置を講ずる。

- (1) 被害施設の速やかな応急修理
- (2) 屋内運動場・講堂等の利用（一部使用不能の場合）
- (3) 公共施設の利用（多くの施設が使用不能の場合）
町教育委員会及び学校と協議の上確保を行う。
- (4) 応急仮校舎の建設
- (5) 町教育委員会は、応急対策にあたって町内に適当な施設がない場合は、中部教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設のあっせんを要請する。

6 応急教育の実施

(1) 応急教育の実施前措置

応急教育の実施に際して、次の項目について点検し、総合的に判断する。

- ア 教職員の確保
- イ 学用品の調達
- ウ 学校施設等の機能面から見た安全点検
- エ 危険建築物、区域への立入禁止措置
- オ 応急復旧方法と復旧に要する期間
- カ 仮設校舎の建設とそれに要する期間
- キ 避難所になったことによる教育活動の縮小状況や影響
- ク 衛生管理、児童生徒等の健康教育（特に心のケア）方法
- ケ 給食の可否
- コ 教育可能人数

(2) 実施場所

近隣の学校で借用した教室、又は前記5で確保した施設で実施する。

(3) 実施方法

- ア 校舎等の被害が比較的軽微なとき
 - (ア) 各学校において速やかに応急措置をとり、授業を行う。
 - (イ) 学校が避難所として利用されている場合、主として屋内運動場、講堂及び運動場等体育施設が使用できない可能性があるため、カリキュラムの編成等を変更する。
- イ 校舎等の被害が相当に甚大なとき
残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級併合授業、一部又は全部に渡る二部授業を行う。
- ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがあるとき
臨時休校等の措置をとり、その期間家庭又は地域の自治公民館等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問等により教育を行う。
- エ 校舎等が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき
 - (ア) 近隣に被害が軽微な学校がある場合は、その学校において二部授業等を行う。

(イ) 児童生徒が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ、授業を受けさせる。

(ロ) 児童生徒等を遠隔地へ集団で転校させる必要が生じた場合は、極力当該校の教職員が付き添う。

(4) 教育実施者の確保

教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

ア 臨時学級編成による教育

イ 学校内又は各学校間における相互応援による確保

ウ 県教育委員会への要請による確保

エ 臨時教諭、採用予定者からの新規採用

オ 現職に携わっていない教員免許所持者の臨時採用（当該学校は、直ちに町教育委員会に連絡するものとする。）

7 学用品の配給

各学校は、児童・生徒の学用品に被害のあった場合は、その被害の種類、程度及び数量等を速やかに届けるとともに、概ね次の方法によって応急処置をとる。

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等により、学用品を失うか又は損傷する等をして、就学上支障のある児童生徒に対して学用品を給与する。給与する学用品の調達、配給方法等は、次のとおり。

なお、整備すべき書類については、「第19節 第4款 救助の実施」のとおり。

《学用品の調達、配給方法等》

教科書・文房具・通学用品	町教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請
その他の教材等	町内の各学校その他機関への救援要請
支給品目	1 教科書及び教材 2 文房具（ノート、鉛筆、クレヨン、消しゴム等） 3 通学用品（カバン、傘、履物等）

8 学校給食等の処置

(1) 学校給食施設が被災した場合は、町教育委員会は、応急給食について調理業務委託業者と協議の上実施する。また、次の場合には児童生徒への給食を一時中止する。

ア 学校給食施設が災害救助のため使用される場合

イ 学校給食施設の被災により、給食実施が不可能な場合

ウ 感染症その他の疾病流行で、危険が予想される場合

エ 給食用物資の入手が困難な場合

オ 給食の実施が適当でないと考えられる場合

(2) 調理従事者に対する保健管理・指導

ア 健康診断の実施

イ 下痢のある者の従事禁止及び検便の実施

ウ 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

9 学校の衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、関係機関との緊密な連絡のもと、次の事項を励行し、感染症の発生、食中毒等の事故防止に努める。

(1) 校舎内外の清掃の留意点

- ア 引き戸の外すことができる建具等は移動し、乾燥しやすくする。
- イ 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄。
- ウ 便所は、よく清掃したのち消毒する。

(2) 飲料水の使用法

- ア 水道水はやかん等に移し煮沸消毒等を心がける。
- イ 飲料水について、水質、利用状況等必要な点検を実施する。

(3) 保健管理・指導の要点

- ア 疾病の早期発見、早期治療
- イ 保健指導の強化

(4) 感染症集団発生の際の処理要領

- ア 教育委員会等への連絡及び患者への万全な処置
- イ 健康診断、臨時休校、消毒等による予防処置
- ウ 保護者その他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
- エ 児童生徒の食生活についての注意及び指導

(5) 必要に応じて、児童生徒の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

10 転学措置及び進路指導

- (1) 各学校は、転学を必要とする児童生徒の状況を速やかに把握し、町教育委員会及び県教育委員会と協力して、転学措置を講ずる。
- (2) 各学校は、被災児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して、児童生徒の状況を十分把握し、町教育委員会及び県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

11 学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置を講じる。

- (1) 在校中に災害が発生した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について町と協議する。
- (2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう町教育委員会、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。
- (3) 当面避難者の生活確保を考慮しつつ、町教育委員会と県教育委員会が協議して、適切な教育の確保に努める。

第3款 文化財応急対策

文化財が災害により被害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、その結果を町教育委員会に報告する。町教育委員会は文化財の被災報告を受けた場合、その所管に応じて、各所有者（管理責任者）及び県教育委員会に連絡・報告する。所有者（管理責任者）は、被災文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会と連絡調整し、応急措置を講ずる。

第21節 要員確保計画

第1款 基本方針

災害応急対策を実施するにあたって、町災対本部員のみでは労力的に不足するとき、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときのために、要請があり次第、速やかに対応できる体制づくりに努める。

第2款 要員等の確保

1 要員確保の手段

災害対策を実施するための必要な要員等の確保の手段は概ね次によるが、災害時の状況に応じ、県に供給あっせんの要請を行う。

- (1) 災害対策実施機関の関係者等からの動員
- (2) 日赤奉仕団、ボランティア団体からの協力動員
- (3) 公共職業安定所による要員のあっせん
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 基本法第71条に基づく、緊急時における従事命令等による要員等の動員

2 作業種別

災害応急対策の実施に必要な要員を、次の業務の補助者として確保する。

- (1) 被災者の避難救助活動
- (2) 行方不明者の捜索
- (3) 死体の処理
- (4) 救出物資の整理、輸送及び配分
- (5) 飲料水の供給
- (6) 医療及び助産
- (7) その他

3 あっせん依頼事項

必要要員のあっせん等依頼を行う際には、次の事項を明らかにする。

- (1) 必要要員数
- (2) 男女別内訳
- (3) 作業の内容
- (4) 作業実施期間
- (5) 賃金の額
- (6) 労働時間
- (7) 作業場所の所在
- (8) 残業の有無
- (9) 要員の輸送方法
- (10) その他必要な事項

第3款 公共職業安定所等の要員確保

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要要員の紹介あっせんに依頼するものとし、公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要な要員の紹介あっせんを行う。

1 雇上げの範囲

救助法に基づく救助の実施に必要な要員の雇上げの範囲は、次のとおりである。

- (1) 被災者の避難誘導

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、安全地帯に避難させるための誘導者を必要とするとき

(2) 医療及び助産における移送

ア 医療部隊では、処置できない重病患者、又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者に対し、病院、診療所に運ぶための要員を必要とするとき

イ 医療部隊によって医療、助産が行われる際の、医師、助産師及び看護師等の移動

ウ 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重傷で、今後は自宅療養となった患者の輸送

(3) 被災者の救出

被災者の救出及び救出に要する機械器具の運搬、操作並びに後始末を行うための要員

(4) 飲料水の供給

ア 飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等

イ 飲料水を浄化するための医薬品等の配布

ウ 飲料水の供給

(5) 救助用物資の整理、輸送及び配分

ア 被服、寝具その他生活必需品

イ 学用品

ウ 炊出し用の食料、調味料及び燃料

エ 医薬品、衛生材料

(6) 遺体搜索

遺体の搜索に必要な機械器具、その他の資機材の操作及び後始末

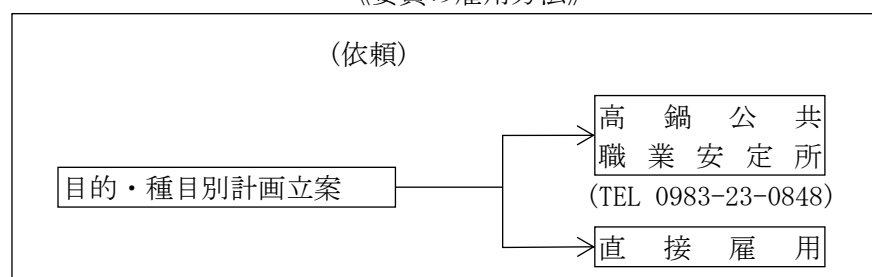
(7) 遺体の処理（埋火葬を除く）

遺体の洗浄、消毒等の処置をする要員及び仮安置所までの輸送

2 雇用方法（第2款1(3)及び(5)について）

要員の雇用方法については、次のとおり。

《要員の雇用方法》



※ ボランティアと区別する。

3 賃金支払の場合

(1) 基準

ア （原則）公共職業安定所管内における業種別標準賃金

イ 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定

ウ 救助法が適用された場合、法の規定する賃金

(2) 支払方法

ア 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定

イ 現場に近いところで要員に直接支給

第2.2節 義援金品計画

第1款 基本方針

義援金品は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物である。このため、町及び関係機関は連携を図り、被災者に寄贈される義援金品の受付及び配分を遅滞なく実施する。

第2款 義援金品の受け入れ

1 義援物資の受け入れ

(1) 募集

町は、災害の発生に際して、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが迅速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

ア 品目別に区別して発送することとし、単品で1包みとすること

イ 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること

ウ 物資は、新品であること

エ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も併せて要請すること

オ 義援物資については、応援協定を結ぶ自治体や企業等からの大口の物資調達とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること

(2) 義援物資の受け入れ及び配給のための拠点となる施設の確保

町は、義援物資の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行った上で、体育館等の施設の確保を行う。

また、町内郵便局との協定に基づき、物品集積場所としての所管施設の使用を依頼する。

(3) 輸送

町は、県及び関係機関と連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送すること。

(4) 配分

物資の配送を受けた町は、ボランティア等の支援も受け、速やかに被災者への物資を配分する。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分計画書等を作成の上、計画的に行う。

2 義援金の受け入れ

(1) 募集

町は、災害の発生に際して、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め、町ホームページ、町フェイスブック及び報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 保管

寄託又は送付された義援金を被災者に配分するまでの一時保管は、町の歳入歳出外現金とし

て収入し、保管する。

(3) 配分

義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である義援金配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保すること。併せて、配分委員会設置要綱を定めること。

なお、義援金配分対象者等は、次のとおり。

ア 死者・重傷者（義援金のみ）

イ 全壊（焼）世帯

ウ 流失世帯

エ 半壊（焼）世帯

オ 床上浸水世帯

3 受付方法

被災者に寄託された義援金品の受付及び配分は、財政班が主体となり、受付及び配分計画を作成し、効率的な配分に努める。

一般から拠出された義援金で、町に寄託されたもの及び知事又は赤十字支部から送付された義援金については、町役場内に受付窓口を設置し、次に掲げる要領により、財政班が受付を行う。ただし、災害の状況によっては、臨時に他の場所でも受付を行う。また、町内の主要な金融機関に義援金の振込口座を開設する。義援金の受領にあたっては、寄託者に領収証を発行する。

なお、義援金品の受付帳簿及び領収証の各様式は、様式第4及び第5のとおり。

- (1) 受付期間は、概ね災害発生の日から1ヵ月以内とする。
- (2) 住民等への周知は、広報紙、町ホームページ、町フェイスブック、新聞、ラジオ及びテレビ等報道機関の協力を得て行う。（県→報道）
- (3) 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- (4) 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- (5) 受付機関は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

[illegible]

様式第5

《領収証の様式》

領 収 証	NO. _____
様 _____	
領 収 金 額 ¥ _____	
但し、〇〇〇〇義援金として	
上記のとおり領収いたしました。	
_____ 年 月 日	
高鍋町〇〇〇〇対策本部 高鍋町長 〇〇〇〇	
出納員 〇〇課長 〇〇〇〇 ⑩	

※所得税法 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく 寄附金控除、法人税法第 37 条第 3 項
第 1 号の規定に基づく 損金、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7
第 1 項第 1 号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する 寄附金として扱わ
れます。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興事業の推進計画

第1款 基本方針

災害復旧・復興計画は、被災した施設の原形復旧を基本として、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の改善を図る「復興」を目的として策定する。災害発生後の復旧・復興計画の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を策定し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧・復興を目標とする。

第2款 復興計画

大規模災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。そのため、事業を速やかに実施するため、町及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

さらに、再度の災害の発生防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

1 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表及び行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を定め、速やかにその内容を町民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画及び生活復興に関する計画並びにその事業手法、財源確保及び推進体制に関する事項について定める。

3 災害復興事業の実施

(1) 災害復興事業の実施

ア 災害復興対策本部長のもと、災害復興に関する専門の担当部署を設置する。

イ 災害復興に関する担当部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

第3款 復旧事業計画

町は、復旧事業を迅速に行うため、事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備・応援・派遣等及び活動体制についての必要な処置をとる。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防施設、治山施設、道路及び橋梁等について、災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに、迅速、適切な復旧事業を施行し、さらに施設の新設改良等を併せて行うことにより再度の災害発生を防止する。

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもとに迅速に復旧事業が施行されるよう努める。また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために、災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度の災害発生を防止に努める。

3 都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路、公園、上下水道等の災害及び市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。なお、復旧にあたっては、都市の防災機能の強化や都市環境の整備を検討する。

4 住宅災害復旧事業計画

住民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき、公営住宅や共同施設の迅速かつ適切な建設又は補修を進める。

5 文教施設災害復旧事業計画

- (1) 児童、生徒に対する通常教育の早期再開を実施するため、迅速に適切な復旧を促進する。
- (2) 再度の災害を防止するため、原因を検討し、災害に強い防災施設の設置を計画する。

6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の性格上、緊急に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ適切な復旧を実施する。
- (2) 再度の災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

7 医療施設災害復旧事業計画

住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

8 企業災害復旧事業計画

住民及び社会経済に与える影響を勘案して、早期復旧を促進する。

9 公用財産災害復旧事業計画

公共的、社会的な影響を勘案して、早期復旧を促進する。

10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に、住民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第4款 復旧計画に伴う財政援助

法律又は予算の範囲内において、一部負担又は補助される災害復旧事業に関する法律等及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」と

いう。)」に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 一部負担又は補助される災害復旧事業

法律に基づき、一部負担又は補助される災害復旧事業は、次のとおりである。

法律等	補助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道の復旧等の公共土木施設災害復旧事業
公立学校施設災害復旧事業費 国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神障害者福祉法、売春防止法、公益質屋法等	生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、精神障害者援護施設、婦人保護施設、公益質屋、母子福祉施設、母子保健施設等の厚生施設等災害復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助とする。
総理府及び厚生省所管補助施設 災害復旧費実地調査要領	環境衛生施設災害復旧事業
厚生省所管水道施設災害 復旧費調査要領	医療施設災害復旧事業

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等

各種法律に基づく予算の範囲内において、激甚法等に基づき援助される。

ア 制度の概要

大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があるため、激甚法指定の手続きについて定める。

イ 激甚法に定める基準

激甚災害については、次の二通りの指定基準がある。

(ア) 広域的(全国レベル)な「本激甚指定」

(イ) 市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定」

a 激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。

b 指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

(2) 町の実施内容

基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ的確に実施できるようにする。

ア 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

イ 災害の状況を速やかに調査し、県に報告する。

(3) 財政援助措置の対象

激甚災害が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3、4条）

(イ) 公共土木施設災害復旧事業（昭和26年法律第97号）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業

(ロ) 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で国の負担割合が3分の2未満のもの（道路、砂防を除く）

(ハ) 公立学校施設災害復旧事業（昭和28年法律第247号）

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(ニ) 公営住宅災害復旧事業（昭和26年法律第193号）

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設又は補修に関する事業

(ホ) 児童福祉施設災害復旧事業（昭和22年法律第164号）

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

(ヘ) 老人福祉施設災害復旧事業（昭和38年法律第133号）

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

(ニ) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業（昭和24年法律第283号）

身体障害者福祉法第27条第2項又は第3項の規定により県又は町が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業

(ロ) 知的障害者更生施設、授産施設災害復旧事業（昭和35年法律第37号）

知的障害者福祉法第19条の規定により県又は町が設置した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業

(ハ) 感染症予防事業（平成10年法律第114号）

激甚災害のための感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による町の支払に係る感染症予防事業

(コ) 堆積土砂排除事業

a 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により、河川、道路、公園その他の施設で、政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石及び植木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で、町が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの、又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く。）

b 公共施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの、又は町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業

(サ) 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴い浸水した水で、浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で町が施工するもの

イ 農林水産業に関する特別の助成（激甚法第5～11条の2）

(ア) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

激甚災害を受けた共同利用施設のうち政令で定める施設（農林水産大臣が告示する地域内の施設）について、暫定措置法第2条第6項及び第7項中の「40万円（一般災害では復旧工事1箇所30万円以上が補助の適用対象）」を「13万円」と、同法第3条第2項中「10分の2」とあるのは「10分の4（当該事業費に相当する部分については10分の9）」とし、その他の地域内の施設については、同号中「10分の2」とあるのは「10分の3（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については10分の5）」とする。（補助対象範囲の拡大）

(ロ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の特別措置を行う。（激甚法第8条）

天災融資法の対象となる貸付限度額を250万円に、又政令で定める経営資金として貸し付けられる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を7年以内とする。

(エ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条及び同法施行令第22条）

激甚災害に伴う破堤又は越流により浸水した地域につき、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ha以上である区域（農林水産大臣が告示）で事業を施行する場合において、その事業費につき県が10分の9を下らない率による補助をするときは、国は、予算の範囲内において県に対しその補助に要する経費の全部を補助する。

ウ 中小企業に関する特別の助成（激甚法第12～15条）

(ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

a 激甚災害につき、激甚法が適用された地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の貸付けに関する貸付限度額を別枠として設ける。

b 保証料率の引き下げを行う。

- (イ) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条及び同施行令第24条）

激甚災害を受けた中小企業者が、激甚災害を受ける以前において、中小企業近代化資金等助成法によって貸付けた貸付金について、県は貸付金の償還期間について2年を超えない範囲において、延長することができる。

- (ウ) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（激甚法第15条）

激甚災害を受けた者に対して、商工組合中央金庫の再建資金を利率4.8%（特別被害者にあつては3%）で貸し付ける。

エ その他の財政援助及び助成（激甚法第16～25条）

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その建物、建物以外の工作物、土地及び設備の本工事費、付帯工事費及び設備費並びに事務費について、政令で定めるところにより、災害の復旧に要する経費を、予算の範囲内でその3分の2を国が補助することができる。

- (イ) 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条及び同施行令40条）

水防管理団体に対しては、激甚災害であつて、当該水防管理団体の区域において水防のため使用した資材の取得に要した費用で政令に定めるもの（35万円を超える部分）について、予算の範囲内でその3分の2の補助することができる。

- (ウ) 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

- a 町の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が100戸以上又は町の区域内にある住宅の戸数の1割以上である場合
b 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

- (エ) 小災害債に係る元利償還金及び基準財政需要額への算入等

- a 小災害復旧債
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業で、小規模なものにあてるための起債
b 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。

第2節 被災者の生活再建等の支援

第1款 基本方針

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応えるため、被災者の相談に対応するとともに、各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる。

第2款 住宅確保の支援

1 既設町営住宅の復旧

町は、災害により損壊した町営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて町営住宅の

供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2 仮設住宅の建設

仮設住宅は、原則として町が建設し、管理する。町のみで対応が困難な場合は、県並びに他の市町村に協力を要請する。

(1) 仮設住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するために建設する。

ア 暴風雨、洪水、高潮、その他の異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

(イ) 一市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸（激甚災害は 100 戸）以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき

イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

(ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸（激甚災害は 100 戸）以上のとき

(イ) 滅失戸数が市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

(2) 建設戸数

建設戸数は、被災滅失住家戸数の 3 割（激甚災害は 5 割）以内とする。

ただし、大規模災害の場合で、他市町村で余分があるときは、3 割（激甚災害は 5 割）を超えることができる。県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の 3 割（激甚災害は 5 割）以下の場合、3 割（激甚災害は 5 割）に達するまで建設することができる。

(3) 入居者資格

次の各号（高齢者等にあつては、ア、ウ及びエ）の条件を具備する者とする。

ア 災害により滅失した住宅に居住していた者であること

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族があること

ウ その者の収入が公営住宅法施行令第 6 条第 3 項第 2 号に規定する金額を超えないこと

エ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること

3 住宅の修繕、建設の融資

大規模災害（救助法の適用を受ける災害）によって住宅に被害を受けた者は、独立行政法人住宅金融支援機構法の定めるところにより、災害復興住宅の建設資金、又は補修資金の融資を受けることができる。

(1) 災害復興住宅資金融資

町は、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅資金貸付の実施が決定したときは、被災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう公庫に協力し、制度の周知を図るとともに、被災者の借入手続きの相談等を行う。

また、町は、融資希望者に対し、家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入申込みに支障が生じないように努める。

ア 建設の場合の融資

被災直前の建物の価格の 5 割以上の被害を受けた場合は、融資限度額内で、建設資金の融資を受けることができる。

また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは敷地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金とあわせて融資を受けることができる。

イ 補修の場合の融資

補修に要する額が 10 万円以上で、被災直前の建物の価格の 5 割未満の被害を受けた場合は、

融資限度額内で、補修資金の融資を受けることができる。（門や塀だけが損壊した場合にも、融資が受けられる。）

また、補修に付随する住宅の移転については移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金とあわせて融資を受けることができる。

(2) マイホーム新築資金（特別貸付）

災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していた被災者（被災の日から1年を経過しない場合に限る。）は、同貸付の特別貸付を受けることができる。

町は、被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行う。

また、町は、罹災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないよう努める。

第3款 雇用機会の確保

町は、被災者の職業あっせん措置について、県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介あっせん等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して、希望する求職条件により職業相談・求人開拓等に基づき職業をあっせんする。

第4款 災害相談窓口

町は、大規模災害の発生等による、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、町役場内に「災害相談窓口」を開設する。災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握を行う。

また、災害相談窓口は町災対本部の各班により編成され、安否確認の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談及び生活相談等を受け付ける。

第5款 税対策等による被災者の負担の軽減

1 町税の減免等の措置（窓口：税務課）

被災者に対する町税の減免、申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は町条例等の規定に基づき実施する。

(1) 町税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、町税の申告、申請、納付及び納入等を行うことができないときは、災害のやんだ日から、納税者については2ヵ月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長することができる。

(2) 町税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行うことができる。（地方税法第15条）

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

(3) 町税の減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行うことができる。

2 県税の減免等の措置（窓口：高鍋県税事務所）

(1) 県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害のやんだ日から2ヵ月を超えない限度において、当該期限を延長することができる。

(2) 県税の徴収猶予

財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができないと認められたときは、その者の申請により1年以内の期間を限り（やむを得ない理由があると認められるときは、既に猶予した期間と合わせて2年以内）その徴収を猶予することができる。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 県税の減免（地方税法第72条の62、第73条の31、第162条及び第194条、県税条例第23条）

ア 事業税の減免（個人の事業税に限る。）

次の者に対しては、災害を受けた日の属する年において納付すべき当該年の4月1日の属する年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する当該税額について、次表の所得区分ごとに順次減免の割合を適用して計算した金額の合計額を減免することができる。

(ア) 自己の所有に掛かる事業用の資産について、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。（イ）において同じ。）が当該資産の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第72条の17第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下であるもの

(イ) 自己（控除対象配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が当該住宅又は家財の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下である者

事業の所得	減免の割合
500万円以下の金額	全部
500万円を超え、750万円以下の金額	10分の5
750万円を超える金額	10分の2.5

イ 不動産取得税の減免

(ア) 災害のやんだ日から3年以内において、災害により滅失した不動産に代るものと知事が認める不動産を取得した者には、当該取得した不動産に対して課する不動産取得税の税額から滅失した不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除する。

(イ) 不動産を取得した者で、当該不動産取得税の納期限（当該納期限が当該不動産を取得した日から起算して6ヵ月を経過しているときは6ヵ月経過日の前日）までに災害により当該不動産を滅失した場合、当該不動産に係る不動産取得税を減免する。

(ウ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第3条に規定する集団移転促進事業計画に定める移転促進区域その他これに準ずるものとして、知事が指定する区域内に住居を有する者で、災害を避けるため、これらの区域外に住居を移転する場合において、当該住居の用に供している不動産に代るものとして、知事が認める不動産を取得したものは、当該取得した不動産に対して課する不動産

取得税から住居の用に供していた不動産の価格に、不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除する。

ウ 自動車税の減免

災害により自動車について損害を受けた者で、その損害金額が当該資産の価格の2分の1以上であるものについて、災害の日以後に納期が到来する当該年度分の自動車税の税額の2分の1を軽減する。

3 国税の減免等の措置(窓口：高鍋税務署)

- (1) 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出、その他書類の提出、納付及び徴収に関する期限の延長
- (2) 被災者に対する国税の減免措置
- (3) 徴収猶予
 - ア 納期限未到来の場合の徴収猶予
 - イ 通常の場合の徴収猶予
 - ウ 災害減免法に基づく徴収猶予等

4 介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免等の措置

被災者に対する保険料の減免徴収猶予は、町条例等の規定に基づき実施する。

- (1) 介護保険料の徴収猶予
災害により、財産に被害を受けた納税義務者が、介護保険料を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき6ヶ月以内の延長を行うことができる。
- (2) 介護保険料の減額・免除
災害により住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた納税義務者に対し、介護保険料の減免及び免除を行うことができる。
- (3) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免
災害によりに該当する場合、県後期高齢者医療広域連合長への申請に基づき、後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免を行うことができる。
 - ア 死亡した場合
 - イ 障害者となった場合
 - ウ 災害により農作物が減収となった場合

5 公共料金等の特例措置

- (1) 郵便事業（日本郵便株式会社（高鍋郵便局））
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
関係法令等に基づき、被災地の郵便局において被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便年賀葉書等寄付金の配分
災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらか

じめ会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それらの申請のあった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の認可を得て、配分対象となった団体に対し、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

(2) 通信事業（西日本電信電話株式会社（以下「西日本電信電話（株）」という。（宮崎支店））
「電話サービス契約約款第111条」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し、基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

(3) 電気事業（九州電力（株）（宮崎支社））

原則として救助法適用地域の被災者を対象とする（経済産業大臣の認可が必要）。

ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延長

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る。）

エ 被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除

カ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除

キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

第6款 生活確保資金の融資等

災害により被害を受けた住民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

また、町は災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金を含めた被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後速やかに罹災証明の交付体制を確立する。

さらに、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な窓口等を設置する。

1 災害弔慰金等の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年3月28日条例第11号）に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給を行うとともに、併せて災害援護資金の貸付の対応を行う。

(1) 災害弔慰金（窓口：福祉課）

災害弔慰金	定義	本町の区域内に住所を有する者（以下「町民」という。）が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による被害を生じること（以下「災害」という。）で死亡したときに支給する。	
	支給額	生計維持者の場合	500 万円
		その他の者の場合	250 万円
		災害障害見舞金の場合	災害障害見舞金の額を控除した額
	遺族の範囲	災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第3条第2項で規定する遺族の範囲 1 死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。 2 前述1の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。 (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹 （兄弟姉妹については、(1)～(5)のいずれも存在しない場合で、死亡した者と同居又は生計を同じくしていた者が対象となる。） 3 前述2の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。 4 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により2、3の規定により掲げることが難しいときは、1に掲げる遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。 5 前述4の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対しなされたものとみなす。	
	死亡の推定	当該災害がやんだ後、3ヵ月間その生死がわからない場合は死亡したものと推定する。（法第4条の規程による。）	
	支給の制限	1 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条に規定する場合 3 災害に際し、町長の避難に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不適當と認めた場合	
	支給の手続	1 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行う。 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。	

(2) 災害障害見舞金(窓口：福祉課)

災 害 障 害 見 舞 金	定 義	町民が災害により負傷し、又は疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に下記に掲げる程度の障害が残った場合支給する。	
	支 給 額	生計維持者の場合	250万円
		その他の者の場合	125万円
	障 害 の 程 度	1 両眼が失明した者 2 咀嚼及び言語の機能を廃した者 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 5 両上肢をひじ関節以上で失った者 6 両上肢の用を全廃した者 7 両下肢のひざ関節以上で失った者 8 両下肢の用を全廃した者 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	
	支 給 の 制 限 ・ 手 続	災害弔慰金に同じ	

(3) 災害援護資金（窓口：福祉課）

災害援護資金	定義	法第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。
	支給額	貸付限度額（1 災害における1世帯） 1 療養に要する期間が概ね1ヵ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合 (1) 家財の損害（被害金額がその家財の価額の概ね3分の1以上である損害をいう。以下同じ。）及び住居の損害がない場合 150万円 (2) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 (3) 住居が半壊した場合 270万円 (4) 住居が全壊した場合 350万円 2 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 (1) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円 (2) 住居が半壊した場合 170万円 (3) 住居が全壊した場合（(4)の場合を除く。） 250万円 (4) 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円 3 1の(3)又は2の(2)若しくは(3)において、被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替える。
	償還期間等	1 期間 償還期間は10年、据置期間はそのうち3年（厚生労働大臣が被害の程度、その他の事情を勘案して定める場合にあつては5年） 2 利率 据置期間中は無利子、据置期間経過後は延滞の場合を除き年3% 3 償還等 年賦又は半年賦 償還方法は、元利均等償還の方法。但し、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還することができる。 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定による。

2 生活福祉資金（窓口：高鍋町社会福祉協議会）

被災した低所得者世帯で、資金の貸し付けと民生委員の指導援助により独立自活できると認められ、かつ他の機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

3 母子寡婦福祉資金（窓口：福祉課）

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦が、自ら事業を開始する場合、必要な設備費、什器及び材料等の購入費として貸し付けられる。

4 生活保護（窓口：福祉課）

災害により生活が困窮し、最低生活の維持ができない者に対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

なお、生活保護法による扶助の種類は次のとおりである。

扶助の種類	生活保護法に基づく生活を営む上で生じる項目
生活扶助	日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）
住宅扶助	アパート等の家賃
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品費
医療扶助	医療サービスの費用
介護扶助	介護サービスの費用
出産扶助	出産費用
生業扶助	就労に必要な技能の修得等にかかる費用
葬祭扶助	葬祭費用

5 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する制度である。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象によって生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである（この制度が適用される自然災害が発生した場合、県からその旨の公示がなされる。）。

ア 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における災害

イ 10以上世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊とする被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

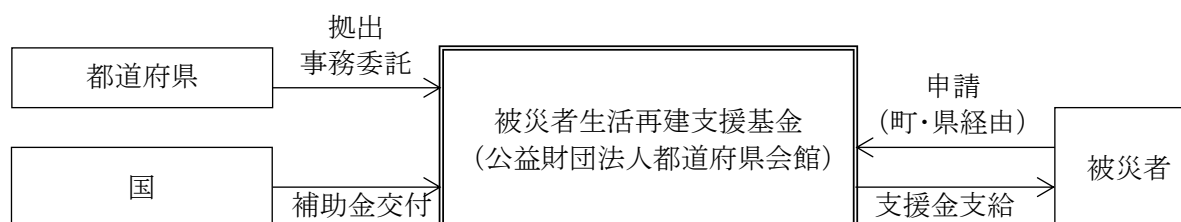
エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

住宅の被害程度	基礎 支援金	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
全壊(損害割合50%以上) 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く。)	50万円	150万円
大規模半壊(損害割合40%台)	50万円	1建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く。)	50万円	100万円
中規模半壊(損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く。)	25万円	25万円

(4) 支援金支給の仕組み

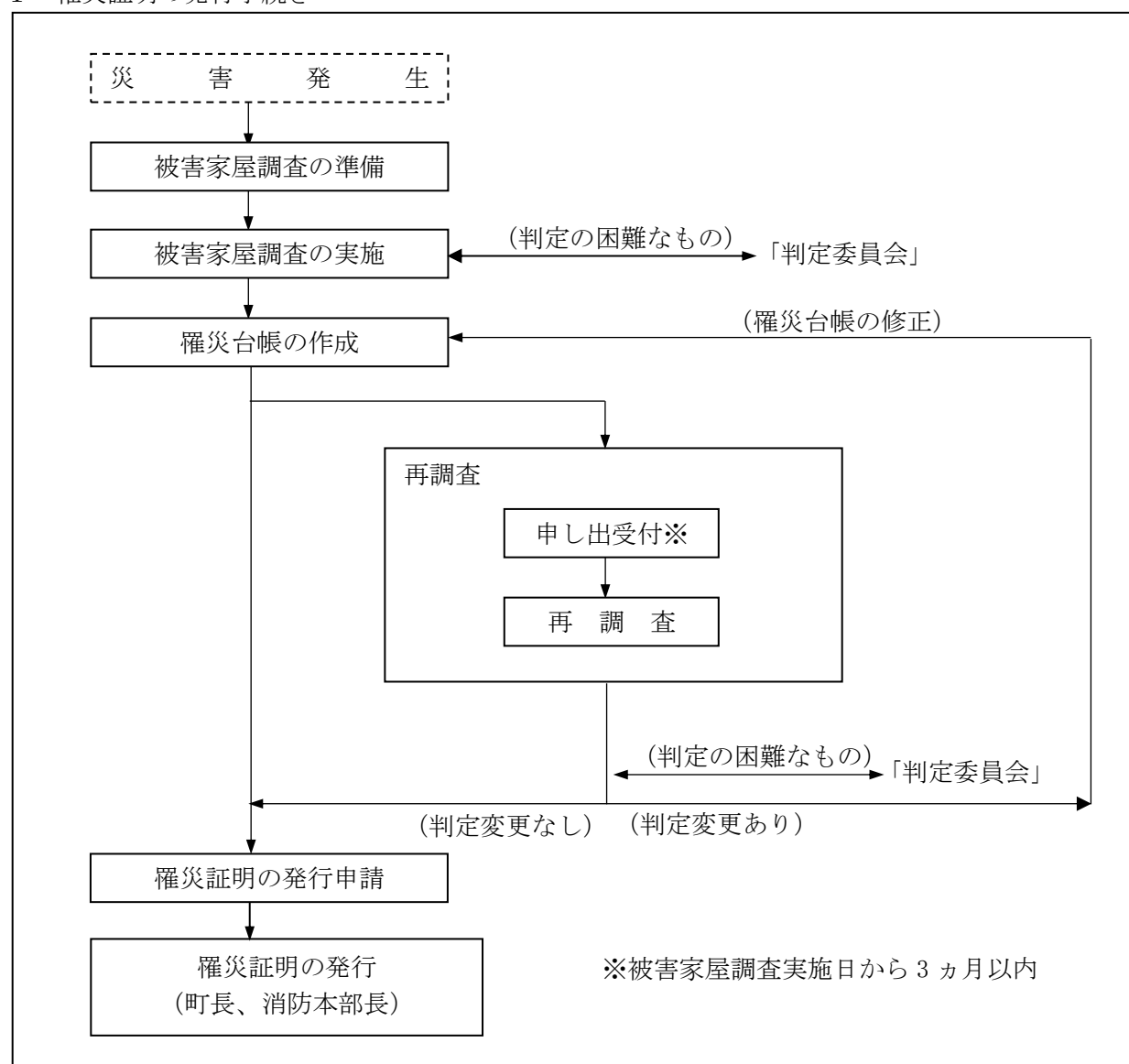


第7款 罹災証明の発行（窓口：危機管理課）

罹災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や、町税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、町長が確認できる被害について証明するものである。

町長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、家屋の被害、その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。

1 罹災証明の発行手続き



2 被害家屋調査の準備

災害概況即報を基に、次の準備作業を実施する。

- (1) 原則として2人1組で出動するものとし、「地区担当制度」の地区担当職員が調査を担当する。
町職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。
- (2) 災害概況即報（第2章第3節 様式第1）の写しまたは未記入の災害概況即報、地図、防災行政無線（移動系）、携帯電話、カメラ等を持参するとともに、車両等の手配を行う。

3 被害家屋調査の実施

(1) 調査期間

被害家屋調査は、災害発生後おおむね1ヵ月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について、被災者の申し出に基づき実施する。

(2) 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。

なお、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。

4 罹災証明の対象

罹災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

(1) 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水

(2) 火災による全焼、半焼、水損

5 罹災台帳の作成

被害の個別調査結果を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

なお、罹災台帳は、様式第6のとおり。

6 罹災証明を行う者

罹災証明は、証明の対象となる家屋が所在する町長が行う。

ただし、火災その他消防に関係のある災害についての罹災証明は、消防本部が定める規定に基づき、消防署長が行うことができる。

7 罹災証明書の発行

罹災証明の対象となる家屋等の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、町長又は消防署長が罹災証明書を発行する。ただし、1世帯1枚の発行とする。

なお、罹災証明書の様式は、様式第7のとおり。

8 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、被害家屋調査の判定に不服がある場合被害家屋調査実施日から3ヵ月以内に再調査を申し出ることができるものとする。再調査は、申し出のあった家屋に対し迅速に実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、町長が判定する。

9 被害家屋の判定基準（上記3に係るもの）

罹災証明を発行するにあたっての家屋の被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年3月内閣府（防災担当））に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、概ね1ヵ月以内の状況をもとに行うこととする。

10 罹災証明に関する広報

罹災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報紙等により被災者への周知を図る。

様式第6

罹 災 台 帳

行政区名 _____

番号	氏 名	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊 に至らない (一部 損壊)	その他 (住家以外の被害、被害 家屋調査によらない場合 の罹災の確認手段等)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合（罫）計								

様式第 7

【証明書番号: 一】

罹災證明書

世帯主住所	宮崎県児湯郡高鍋町大字	地区	
世帯主氏名			
罹災原因	年 月 日の による		
被災住家※の 所在地	☐ 世帯主住所に同じ。	宮崎県児湯郡高鍋町大字	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)		
被害の概要			

※住家とは、現実には居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

高鍋町長 黒木 敏之

第3節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第1款 基本方針

被災した中小企業者、及び農林漁業者又は団体の復興に資するため、町及び県は協力金融機関等に特別な配慮を要請し、中小企業者及び農林水産漁業者等に対する融資を行い、事業の安定化を図る。

第2款 中小企業の復興支援

町と県は、災害により被災した中小企業者に対し、災害復旧に必要な資金の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

1 町の措置

町は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握し、県に連絡する。

また、町は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう県に要望するとともに、国、県並びに政府系金融機関等が行う融資制度を中小企業者に周知する。

2 県の措置

県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、市中金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（㈱日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 資金需要の把握連絡通報
- (2) 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置
- (3) 中小企業者に対する金融制度の周知
- (4) 金融相談の実施
- (5) 国及び政府系金融機関に対する災害特別融資の要請

第3款 農林水産業の復興支援

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、生産力の維持増進と経営の安定を図るために必要な資金並びに事業費の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

1 農林漁業関係融資の種類

災害時における農林水産業関係の融資は、次のとおりである。

融資の対象	融資の種類
被災農業者	1 天災資金〔経営資金〕（農協等） 2 みやざき農業振興資金〔災害資金〕（農協等） 3 農林漁業セーフティネット資金（公庫等） 4 農業近代化資金〔1号資金、4号資金〕（農協等） 5 農業近代化資金における県の貸付利率の特例 6 施設災害復旧対]（農協等） 7 農林漁業施設資金（公庫） 8 農業基盤整備資金（公庫） 9 林業基盤整備資金（公庫）
被災林業者	1 天災資金〔経営資金〕（農協等） 2 農林漁業セーフティネット資金（公庫等） 3 農林漁業施設資金（公庫） 4 林業基盤整備資金（公庫）
被災漁業者	1 天災資金〔経営資金〕（農協等） 2 農林漁業セーフティネット資金（公庫等） 3 農林漁業施設資金（公庫） 4 漁船資金（公庫） 5 沿岸漁業経営安定資金（公庫）
被災組合	1 天災資金〔事業資金〕（信連） 2 農林漁業施設資金（公庫） 3 漁業基盤整備資金（公庫）
共同利用施設	1 農林漁業施設資金（公庫） 2 漁業基盤整備資金（公庫）

※信連＝宮崎信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会

公庫＝株式会社日本政策金融公庫

2 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図る。また株式会社日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金（農地等の復旧資金）、農林漁業施設資金（旧施設復旧資金）を活用し、早急な災害復旧を図る。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金（1号資金、4号資金）、農業近代化資金における県の貸付利率の特例（施設災害復旧対策）の適用により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

3 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進する。

なお、林業者に対する農林漁業金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として、林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を積極的に指導推進する。

4 水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進する。また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融を積極的な利用を指導するとともに、株式会社日本政策金融公庫の融資制度の活用を図る。

第 3 編

地震災害対策編

目次

第1章	地震災害予防計画	245
第1節	地震に強いまちづくり計画	245
第2節	地震防災活動体制の整備計画	249
第3節	施設、設備等の整備計画	250
第4節	地域の防災力の向上	252
第2章	地震災害応急対策計画	255
第1節	活動体制の確立	255
第2節	動員配備計画	255
第3節	被害情報等収集伝達計画	257
第4節	避難計画	259
第3章	地震災害復旧・復興計画	261
第1節	災害復旧・復興計画	261
第2節	被災者の生活確保計画	261

節	款	項 目	担 当	頁
第 1 章 地震災害予防計画				
1 地震に強いまちづくり計画	1 基本方針		危機管理課	245
	2 防災都市基盤整備計画	1 現況	危機管理課、地域政策課、建設管理課、上下水道課	
		2 防災都市基盤整備		
		3 公園・緑地整備		
	3 地盤災害予防計画	1 現況	危機管理課、地域政策課、建設管理課、上下水道課、各施設管理者	247
		2 計画目標		
	4 地震火災予防計画	1 現況	危機管理課、地域政策課、建設管理課、消防本部、消防署、消防団	248
		2 計画目標		
	5 交通施設災害予防計画	1 現況	危機管理課、建設管理課、高鍋警察署	
		2 計画目標		
2 地震防災活動体制の整備計画	1 消火活動体制の整備		危機管理課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団	249
	2 二次災害防止体制の整備	1 二次災害の防止体制		
		2 宅地・建物応急危険度判定		
3 施設、設備等の整備計画	1 基本方針		危機管理課、地域政策課、建設管理課、上下水道課、各施設管理者	250
	2 建築物災害予防計画	1 基本方針		
		2 現況		
		3 計画目標		
3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画				
	4 地域の防災力の向上	1 基本方針		危機管理課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団
2 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化		1 現況		
		2 計画目標		
第 2 章 地震災害応急対策計画				
1 活動体制の確立	1 基本方針		危機管理班	255
	2 町災対本部等組織計画			
2 動員配備計画	1 町災対本部等の設置基準と配備体制	1 活動体制	危機管理班、各班	256
		2 職員の参集基準		
		2 夜間・休日発災時の本部機能の確保		
	3 職員等の安否確認	3 各地区での情報収集活動		257
3 被害情報等収集伝達計画	1 情報収集伝達計画	1 情報の収集及び伝達	各班	258
		2 気象予報、警報等収集及び伝達計画		
		3 地震被害情報の収集伝達		
	2 緊急地震速報の活用	1 緊急地震速報		
		2 情報の活用		
4 避難計画	1 避難所等の確保		各班	259
	2 避難指示及び伝達			
第 3 章 地震災害復旧・復興計画				
1 災害復旧・復興計画	1 災害復興計画		各担当課	261
	2 激甚災害に伴う措置		危機管理課	
2 被災者の生活確保計画			福祉課、健康保険課、町社会福祉協議会	

第1章 地震災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり計画

第1款 基本方針

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保及び防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

また、地震災害対策の効果を発揮するためには、長期的な防災対策の目標（防災ビジョン）に基づき、地震に強い町域土を整備するための事業を推進していく必要がある。具体的には、都市・地域の防災構造化、建築物及び各種ライフライン施設の耐震化・安全化を進めるとともに、各機関に、地震発生時の初動体制を整備し、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を実施できるようにしておくことが重要である。

町及び施設管理者は、宿泊施設等の商業ビル及び駅等の不特定多数の者が利用する都市施設の地震発生時における重要性に鑑み、これら施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を推進する。

また、火災の発生及び延焼を防ぐため、第一に火災の発生を抑え、次いで火災が発生した場合にその延焼を最小限にとどめるよう初期消火を行うことによって被害の軽減対策を実施する。

第2款 防災都市基盤整備計画

1 現況

町は、「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、学校施設の耐震化等の整備を進めてきた。今後も地震に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保する必要がある。

2 防災都市基盤整備

(1) 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した地震被害想定調査の結果をもとに、災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して、安全な土地利用を推進する。

ア 県の実施した宮崎県地震被害想定調査の結果及び活断層調査結果等を参考に、より精度の高い災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。

イ 災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して、安全な土地利用を指導・誘導する。

(2) 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災、東日本大震災では、庁舎、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利及び道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障をきたしたことを配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、地震被害想定調査結果等を参考に、町の

危険度、防災基幹施設の重要度等を勘案し、防災対策を推進する。

(3) 道路整備の推進

ア 道路、擁壁及び周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化や耐震性に問題のある箇所の点検、補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。

イ 災害時の避難や災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、耐震性の強化を含め架換や拡幅等を検討する。

ウ 災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策を十分検討する。

エ 4m以下の生活道路は、建築時におけるセットバック指導と4m以上の道路整備計画を目指す。

(4) 河川施設等整備の推進

ア 施設の点検、耐震性の強化

国が示す「耐震点検要領」等に基づき、河川施設における施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。また、排水機場や水門等の河川構造物についても検討を行い、耐震補強に努める。

イ 防災体制等の整備

河川等の水位情報を把握するため、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を確立する。

(5) 水道施設等整備の推進

地震発生時の水不足を補うため安定的な供給体制を検討し、広域的な連携のもと新たな水源の確保を推進する。そのため、施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。また、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。

(6) 下水道・浄化施設等整備の推進

ア 仮設トイレの確保

災害時は、浄化施設が不能となることを想定し、マンホールトイレの設置、仮設トイレの確保並びに周辺環境の整備について、地域住民との連携協力を図る。

イ 代替方策の検討

汚物の貯留や中継施設の確保、処理施設代替方策等について、周辺市町との連携協力体制を図る。

ウ 下水道施設の整備

日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」等によって、施設の耐震化に努める。

エ 災害時に河川等の水質保全や生活環境の安全を図るため、耐震化等災害に強い公共下水道の整備を積極的に推進する。

3 公園・緑地整備

地震発生時に地域の防災活動拠点として機能する公園・緑地等の保全と確保に努める。避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域及び公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹及び生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

第3款 地盤災害予防計画

1 現況

本町の地震時における土砂災害警戒区域等については、「第5編 風水害(洪水・土砂災害等)対策編 第1章 第2節 風水害に強いまちづくり」による。

2 計画目標

地震発生の際、危険性のより高い「急傾斜地崩壊」、「地すべり崩壊」、「土石流災害」、「山地災害」に対する防止対策を積極的に促進していくものとする。なお、土砂災害は降水量を要因にその被害が発生しているが、地震時の斜面崩壊、土砂の移動等に伴い、豪雨期と重なれば被害が拡大することが見込まれる。これらの防止対策は県の事業として実施されるものが多く、町は事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な推進を関係機関に要請する。但し、緊急性を要するような場合には、必要に応じ町単独の事業としても実施する。

特に、住民のおかれた環境を知らせるため、町の災害危険箇所の周知と啓発を図り、避難誘導及び収容体制等を含めた避難地の検討並びに整備体制の充実に努める。

(1) 宅地造成規制、開発行為等

ア 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地開発は、建築基準法、都市計画法及び基本法等により災害防止の措置についての指導並びに要請を行う。

イ 開発等の災害防止に関する基準

(ア) 軟弱地盤の改良

宅地造成の際に、地盤が軟弱である場合は地盤改良を行う。

(イ) 液状化対策

宅地造成の際、土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講じる。

ウ 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、県と連携し、原則として開発計画を抑制する。

エ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(2) 軟弱地盤液状化対策

ア 液状化現象の調査研究

県、大学及び民間において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握し、調査資料の収集整理に努める。

イ 地盤改良工法等の普及

(ア) 軟弱地盤の改良

宅地造成における地耐力調査により、地盤が軟弱である場合は地盤改良を行う。

(イ) 液状化対策

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等があるが、これらの各種工法の普及に努め、適切な工法により対策を推進する。

(3) 地震土砂災害対策

ア 地震による土砂災害は、降水量を要因にその被害が発生しているが、震災時の斜面崩壊や土

砂の移動等に伴い、豪雨期と重なれば被害が拡大することが見込まれる。そのため、地震土砂災害による二次災害の防止と警戒避難体制の確立に努める。

イ 地震発生時の緊急調査体制

- (ア) 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。
- (イ) 土砂災害危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って現況を把握する。
- (ウ) 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。
- (エ) 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供する。

第4款 地震火災予防計画

1 現況

現況及び地震発生時における火災予防対策は、次によるほか、「第6編 大規模事故等災害対策編 第3章 火災災害」による。

2 計画目標

(1) 出火防止措置

ア 一般家庭に対する防火指導

- (ア) ガスコンロ等の一般火気器具からの出火、特に油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- (イ) 消火器、住宅用火災警報器等の設置推進並びにこれらの器具の取扱い方法について指導する。
- (ウ) 家庭用燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- (エ) 防火ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防期間中の防災行政無線や消防車による広報等を通じて、火災予防の徹底を図る。

イ 事業所に対する防火指導

- (ア) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法及び火気管理の徹底を図る。
- (イ) 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- (ウ) 自衛消防の育成指導を図る。
- (エ) 旅館、複数の業種が混在する店舗やコンビニエンスストア等の不特定多数の者が出入りする施設並びに要配慮者入所施設等においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- (オ) 化学薬品を保有する学校、会社等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

ウ 初期消火の指導

地震火災による延焼拡大を防止するには、消防機関だけでなく、住民や自主防災組織による初期消火が必要となる。そこで次のような初期消火の指導に努める。

- (ア) 各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- (イ) 自主防災組織、行政区に対する初期消火の訓練・指導を行う。
- (ウ) パンフレット等により消火方法・知識の普及を図る。

第5款 交通施設災害予防計画

1 現況

現況及び地震発生時における対策は、次によるほか、「第6編 大規模事故等災害対策編 第6章 交通施設等災害」による。

2 計画目標

(1) 道路整備

ア 地震時の救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路の整備等により、災害時に有効な道路ネットワークを構築する。

イ 道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化や耐震性に問題のある箇所の点検補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。

ウ 土砂崩壊・落石等の危険箇所について現況調査を行い、法面防護工等の設置を関係機関も含めて検討する。

エ 災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、耐震性の強化を含め架替えや拡幅等を検討する。

オ 狭あいな生活道路（4m未満）については、建築時におけるセットバック指導と、4m以上の道路整備計画を目指す。

(2) 橋梁整備

ア 老朽化した橋梁については、老朽橋点検及び震災点検調査等を踏まえた補修や改良等を行っていくとともに、危険度の高いものから順に耐震性強化に努める。

イ 橋梁の被害を防止し、また被害の誘因となるものを排除するため、道路パトロールを強化する等、橋梁の維持補修に努める。

ウ 幅員の狭い橋梁については、拡幅や架替え等の改良を検討する。

第2節 地震防災活動体制の整備計画

第1款 消火活動体制の整備

地震による火災に備え、消火栓だけでなく、防火水槽や耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用及びプール並びにため池等の消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定を検討、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

第2款 二次災害防止体制の整備

1 二次災害の防止体制

余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物の危険度、土砂災害警戒区域等の危険度を応急的に判定する技術者の確保を行う。

2 宅地・建物応急危険度判定

地震発生後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士等が被災宅地・建

物の危険度の判定を行う「応急危険度判定士」を養成する。

第3節 施設、設備等の整備計画

第1款 基本方針

地震等の大規模災害時において、施設や設備は、機能が損なわれることが想定される。そのため、優先度を考慮し、代替手段や緊急調達方法や調達先等について、整備体制の確立に努める。

- 1 災害発生により、その機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- 2 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先を予め定めておく。

第2款 建築物災害予防計画

1 基本方針

地震に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物等の耐震性を確保する必要がある。

なお、耐震性の確保には、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

2 現況

公共施設の被害は、社会経済活動及び住民生活に与える影響が非常に大きい。このため、公共施設の防災診断を行い、耐震性、耐火性等の防災関係設備等の充実を計画的に整備する必要がある。公共施設は、建築年代の古い施設等が被災することで災害応急対策の中核機能の麻痺や公共サービス機能に障害をもたらすことが予想される。

なお、令和元年度末における公共施設等の耐震化率は94.1%となっている。

一般建築物に関しては、震災時において、建物の倒壊及び火災発生による被害の拡大が予想されるため、町域内の一般建築物については、次の点において検討が必要である。

- (1) 市街地については家屋の密集が進み、道路も幅員が狭い部分が見られる。
- (2) 住宅の老朽化、昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性診断の調査把握。
- (3) 住民の危機意識による屋内家具の転倒、ブロック塀等の倒壊等の防止策の充実。
- (4) 周辺環境と一体となった総合的な居住環境の整備検討。

また、木造密集地域等を踏まえた火災危険地域の指定と同時に、延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備についても検討していく必要がある。

3 計画目標

(1) 公共施設災害

ア 重要建築物の指定

災害復旧の実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定し、復旧優先順を検討する。

- (ア) 防災中枢施設（町役場等）
- (イ) 治安施設（駐在所等）
- (ウ) 消防施設（消防本部、消防署等）

- (エ) 医療施設（総合病院等）病院
- (オ) 避難施設（公民館、集会所、小学校、中学校、防災センター等）
- (カ) 要配慮者施設（福祉施設、保育施設、老人福祉施設、健康づくりセンター等）

イ 建築物の耐震化

町は、防災上重要建築物に指定された施設等について耐震診断を実施し、必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次耐震改修を推進する。

ウ 建築物防災診断の実施

必要に応じ、県及び建築士会等と協力して、個々の建築物の防災診断の実施を推進する。「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の的確な施行により、耐震診断や耐震改修の促進に努める。

エ 建築物等の耐震性の確保

- (ア) 一般建築物の耐震性強化の促進
- (イ) 建築物の耐震性強化の普及啓発
- (ウ) ブロック塀等の倒壊防止
- (エ) 屋外広告物等の落下防止
- (オ) 公共建築物等の耐震性の強化
- (カ) 危険物施設等の安全対策

オ 避難所となる公共施設の建築

公共施設にあつては、災害時に有効な避難救護施設となり得るような改築等を検討する。

(2) 一般建築物災害

ア 建築物の耐震化

(ア) 建築物等に対する指導

保安上危険又は衛生上有害であると認められる建築物、老朽建築物及び外装材等について構造、危険度等を調査し、使用者に対し補修等必要な措置を要望し、関係機関の指導を要請する。

(イ) ブロック塀等の安全対策の推進

各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、既存塀の補強及び改修等の住民啓発を進める。

(ウ) 屋外広告物等の落下防止

広告塔、看板等の屋外広告物、街路灯及び道路標識等の道路付帯構造物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想される。施設管理者は、施設の点検、補修、補強を図るとともに、事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

イ 建築物の耐震化普及、啓発

耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発・普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制の確立を図る。

ウ 建築物の安全化

応急対策上重要な不特定多数の者が使用する施設の管理者は、建築基準法に基づく設計基準、特に耐震性の確保に配慮した建築物の安全性を確保する。

エ 応急危険度判定作業の体制整備

町は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

なお、判定士の応急危険度判定の活動内容は次のとおりとする。

町は建物応急危険度判定結果に基づき、二次災害防止のための応急対応として立ち入り制限等の措置を行う

- (ア) 判定対象建築物は、町が管理する建築物及び町が定める地域の建築物とする。
- (イ) 判定作業は町の指示に従い実施する。
- (ウ) 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、表示を行う。

第3款 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保するとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び避難救助のための拠点施設その他の消防用施設、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備推進が必要である。

施設の整備等は、概ね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施工等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮できるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画に基づく事業についても推進する。

第4節 地域の防災力の向上

第1款 基本方針

地震等の大規模災害時における住民による自主的な防災活動は、災害による被害の拡大防止に極めて重要で、効果的である。そのため、日頃から災害に対する住民の意識を啓発し、迅速な災害対応が行えるよう、自主防災組織の育成と支援体制の確立を目指す。

第2款 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化

1 現況

本町では、住民への防災知識の普及を図るため、広報たかなべや出前講座等を通じて、防災訓練への参加の呼びかけや防災情報の提供等を行っている。

2 計画目標

(1) 防災知識の普及等

地震発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第12節 防災知識普及計画」による。ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に普及を図ることとする。

ア 住民への啓発

町は、広報紙や出前講座等を通じ、住民に対し、次の事項に重点をおき、震災に関する分析結果等を示しながら、その危険性を周知し、防災知識の普及、啓発を図る。

- (ア) 最低3日分（できれば1週間分）の食料、飲料水等の備蓄
- (イ) 非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防、安全対策
- (ウ) 医薬品の備蓄と救護知識の習得
- (エ) 地震発生時にとるべき行動、避難所での行動等
- (オ) 震災時の家庭での連絡体制の確保

イ 防災マップによる啓発

住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップを作成し住民等に配布するとともに、出前講座等を行うことにより、防災知識の普及啓発に努める。

ウ 教育機関等での啓発

防災訓練等を通じて、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災訓練の実施

地震発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第13節 訓練計画」による。ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に計画することとする。

ア 防災週間等を通じ、積極的に震災を想定した防災訓練を実施する。

イ 防災訓練は、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動等の習熟を図る。

ウ 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人及び乳幼児等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援することができる連絡体制及び救出等の活動体制の充実に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 消防団、自主防災組織の育成強化

地震発生時における消防団、自主防災組織の育成強化対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第10節 自主防災組織整備計画」による。ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に計画することとする。

ア 消防団の育成強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設や装備の充実、団員の参加促進等を含めた消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

イ 自主防災組織の重点地区

特に、地震発生による被害拡大の危険性が高い次のような地域を重点において、組織の育成を推進する。

- (ア) 木造家屋の集中している地域
- (イ) 消防水利の不足している地域
- (ウ) 道路事情等により消防活動の困難な地域
- (エ) 要配慮者（特に避難行動要支援者）の集中している地域
- (オ) その他地理的特性等から防災上重要な地域

ウ 自主防災組織の組織づくり

地震発生時の地域防災の推進を図るため、次のような組織づくりを推進する。

- (ア) 組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等、組織活動や訓練の実施を促し、継続的な組織運営と組織体制の充実に努める。
- (イ) 既存の公民館等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とした組織づくりを推進する。
- (ウ) 自治組織に町内活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織を育成する。
- (エ) 防犯組合等何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実を図る。
- (オ) 地域で活動しているさまざまな組織を活用する。
- (カ) 地域防災の担い手としての役割が期待される防災士を養成し、地域防災力の向上を推進する。

(4) 災害ボランティア活動環境の整備

地震発生時における対策は、次の事項のほか、「第2編 共通災害対策編 第1章 第11節 災害ボランティア活動環境整備計画」による。

ア 町は、ボランティア団体と協力して、地震発生時の災害ボランティアとの連携やその体制について検討する。

イ 町は、日本赤十字社、町社会福祉協議会等及びボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備拡充を目指す。

ウ 環境整備の検討事項

次の防災ボランティア活動環境について検討する。

- (ア) 非常時に備えてのボランティアの事前登録
- (イ) 研修制度
- (ウ) 活動調整を行う体制
- (エ) 活動拠点の確保等

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 基本方針

県が実施した地震被害想定調査結果や東日本大震災後の国のアセスメント等を踏まえて、町、県及び防災機関等は、それぞれの役割に応じて震災対策を推進する必要がある。

町、県及び防災関係機関等は、「第1編 総則 第7章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるもののほか、次表に示す震災時における役割分担に応じて取り組むものとする。

《震災時における役割分担》

区 分	役割分担
県	震災時における、県下市町村の被害の全体概況の早期把握、市町村への後方支援、国、防災関係機関、他県との間の総合調整を行う。災害救助法が適用されたときは、被災市町村にかかわる直接的な救助活動を実施する。
町	住民への救援活動の第一義的な実施機関として、情報伝達や避難、救出、消防、医療、その他の各種防災対策を実施する。
防災関係機関	上・下水道、電力、ガス、通信、道路、鉄道、港湾など、所管する施設の早期復旧、被害の拡大防止対策を実施する。
住民・事業所等	自らの安全確保（自助）と、周辺住民との相互協力による初期消火・救出・救援活動等の自主防災活動（共助）に参画する。

第2款 町災対本部組織計画

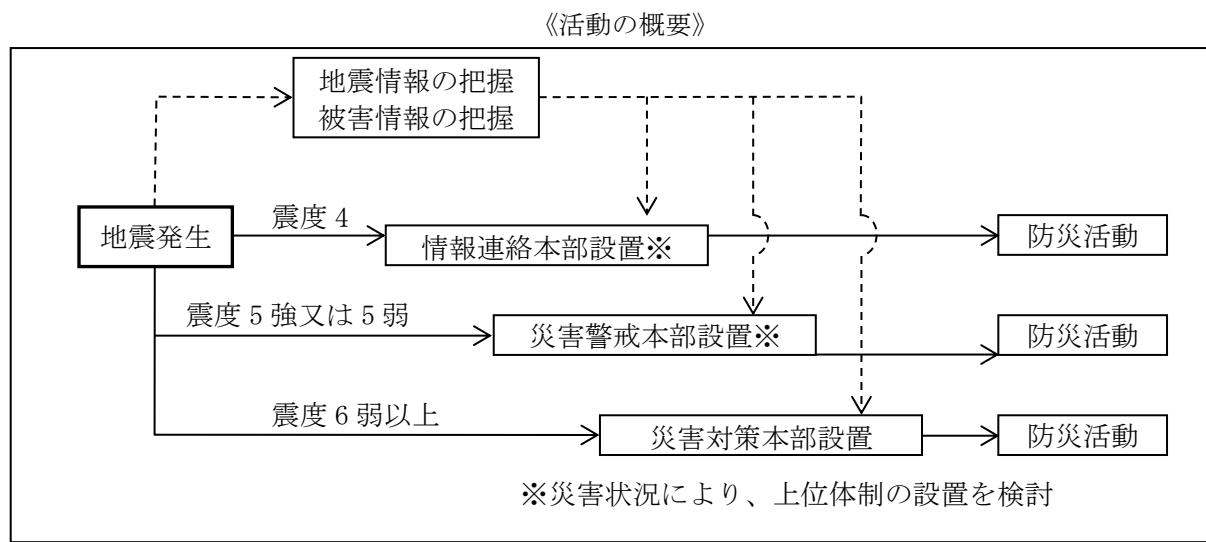
本町の地域において大規模な地震が発生した場合は、「第2編 共通対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」に基づき、町災対本部を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害応急対策を実施する。

第2節 動員配備計画

第1款 町災対本部等の設置基準と配備体制

1 活動体制

町長は、地震が発生した場合において、本計画に基づき、直ちに町災対本部等を設置し、応急対策活動を遂行する。活動の概要は、次表のとおり。



2 職員の参集基準

各震度における参集基準は、「第2編 共通対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」によるほか、細部は、次表のとおり。

なお、各課長等は、それぞれの参集基準における参集範囲をあらかじめ定めておくとともに、職員の動員方法を定めておくものとする。

高鍋町の震度	町災対本部等	参 集 基 準		
		役場	学校・保育所	町消防団
震度3	連絡体制の確保	危機管理課・建設管理課・上下水道課 担当職員登庁	関係課長及び施設長自宅待機	
震度4	情報連絡本部	危機管理課長・総務課長・建設管理課長・税務課長・町民生活課長・農業政策課長・上下水道課長 登庁	関係課長及び施設長登庁	
		危機管理課・総務課・建設管理課・農業政策課・上下水道課 担当職員登庁		
震度5強又は5弱	災害警戒本部	各課等の長 登庁 危機管理課・総務課長・建設管理課・上下水道課・農業政策課 全職員登庁 他職員は自宅待機	関係課長及び施設長登庁 他は自宅待機	自宅待機
震度6弱以上	町災対本部（B号配備）	全職員登庁	全職員	全団員は各部機庫に集合

第2款 夜間・休日発災時の本部機能の確保

夜間及び休日において、大規模な地震が発生した場合、町災対本部等が必要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう、本部機能確保の措置を講じる。

1 職員の動員配備

全職員は、夜間及び休日において地震による揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により震度情報を確認し、必要な場合、自主的に登庁するものとする。

2 町災対本部機能の確保

激甚な被害のため、町災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応について、参集可能な職員により緊急的な町災対本部機能の確保を図るものとする。

3 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、公民館長等と連携して、被害状況の収集等、所要の体制をとるものとする。

第3款 職員等の安否確認

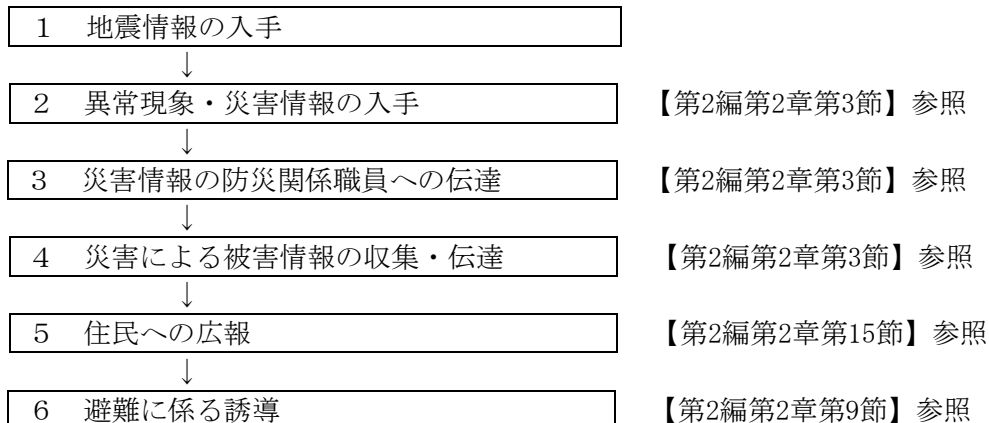
- 1 各対策部長は、参集者を把握して、危機対策部長へ報告する。
- 2 危機対策部長は、参集者を把握して、町災対本部長に報告する。
- 3 職員等には、家族等の安否確認を行う。
- 4 町災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

第3節 被害情報等収集伝達計画

第1款 情報収集伝達計画

1 情報の収集及び伝達

情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容である。各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとるものとする。



2 気象予報、警報等収集及び伝達計画

地震情報の収集及び伝達は、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第16節 気象予報・警報等伝達計画」による。

なお、気象庁が発表する地震情報の種類は、次のとおりである。

(1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

(2) 地震に関する情報

震度3以上の地震を観測した場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。

ただし、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。

(3) 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。この情報は、震度3以上、津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかで発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。この情報は、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上、都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合のいずれかで発表する。

(6) その他の情報

顕著な地震の震度要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

3 地震被害情報の収集伝達

地震発生時における対策は、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第3節 被害情報等収集伝達計画」による。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(1) 初動時期における災害情報の収集（第一報）

(2) 地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

ア 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報

イ 人命救助に係る情報

ウ その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等、概略把握結果とする。また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

第2款 緊急地震速報の活用

1 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせることを目指した情報である。

2 情報の活用

- (1) 気象庁が提供する「緊急地震速報」を活用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。
- (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による町全域に迅速な情報提供を行うための体制を整備する。

第4節 避難計画

地震発生時における対策は、次の事項のほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第8節 避難計画」による。

第1款 避難所等の確保

避難所等の開設にあたっては、地震発生後の施設の被害状況を確認し、指定した建物等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、必要な措置をとる。また、住民の避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、予め住民に周知しておき、避難の問い合わせ等に対し、円滑に対応できるようにする。

第2款 避難指示及び伝達

町長及びその他避難指示の発令の権限を有する者は、大規模な地震の発生等により危険が急迫している場合、危険区域の居住者等に対し、避難指示を発令することができる。

調整用空白ページ

第3章 地震災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興計画

第1款 災害復興計画

地震発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第3章 第1節 災害復旧事業の推進計画」による。

第2款 激甚災害に伴う措置

大規模な地震発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第3章 第1節 災害復旧事業の推進計画」による。

第2節 被災者の生活確保計画

被災者の生活確保計画については、「第2編 共通災害対策編 第3章 第2節 被災者の生活再建等の支援」による。

調整用空白ページ

第4編

津波災害対策編

目次

第1章	津波災害予防計画	263
第1節	津波防災活動体制の整備計画	263
第2節	防災施設、資機材等整備計画	266
第3節	地域の防災力の向上	269
第2章	津波災害応急対策計画	273
第1節	活動体制の確立	273
第2節	動員配備計画	274
第3節	被害情報等収集伝達計画	275
第4節	避難計画	278
第3章	津波災害復旧・復興計画	283
第1節	災害復旧・復興計画	283
第2節	被災者の生活確保計画	283

節	款	項 目	担 当	頁					
第 1 章 津波災害予防計画									
1 津波防災活動体制の整備計画	1 基本方針		危機管理課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団	263					
	2 気象等観測体制整備計画	1 体制整備の計画目標 2 警戒避難体制の整備							
	3 津波に関する情報の伝達等								
2 防災施設、設備等の整備計画	1 基本方針		危機管理課、福祉課、健康保険課、建設管理課、上下水道課、社会教育課、教育総務課、各施設管理者	266					
	2 避難者収容体制の整備	1 避難所等の整備 2 津波避難ビルの指定 3 津波避難路の整備 4 観光地等の利用者の避難誘導及び避難場所看板等の設置 5 避難誘導等にあたる者の安全確保							
		3 防災施設等の整備		1 応急仮設住宅整備計画 2 防災施設等整備計画 3 津波からの防護	危機管理課、地域政策課、建設管理課	268			
				1 基本方針				危機管理課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団	269
							2 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化		
		第 2 章 津波災害応急対策計画							
	1 活動体制の確立	1 災害対策本部、災害警戒本部組織計画		危機管理班	273				
		2 町災対本部							
		3 その他の活動体制	1 消防機関等の活動 2 水道、電気、ガス、通信、放送関係						
2 動員配備計画	1 町災対本部等の設置基準と配備体制	1 活動体制 2 職員の参集基準	危機管理班、各班	274					
	2 夜間・休日発災時の本部機能の確保	1 非常参集 2 町災対本部機能の代替確保 3 各地区での情報収集活動							
		3 職員等の安否確認			各班	276 277			
		3 被害情報等収集伝達計画		1 情報収集伝達計画			1 情報の収集及び伝達 2 気象予報、警報等収集及び伝達計画 3 津波警報等の伝達等 4 異常現象発見時における措置 5 津波被害情報の収集伝達	各班	278 279 281
	4 避難計画			1 避難所等の確保 2 避難指示の発令及び伝達 3 避難対策等 4 大規模津波発生時における避難行動 5 施設の安全性を踏まえた措置			1 海浜部における避難の方法 2 乗客等の避難誘導等		
第 3 章 津波災害復旧・復興計画									
1 災害復旧・復興計画			1 災害復興計画		各担当課 危機管理課	283			
			2 激甚災害に伴う措置						
2 被災者の生活確保計画				福祉課、健康保険課、町社会福祉協議会					

第1章 津波災害予防計画

第1節 津波防災活動体制の整備計画

第1款 基本方針

津波対策は、津波の発生に際して、迅速かつ適切な避難行動をとることにより、人的被害を相当程度軽減することができることから、津波からの防護のためのハード面の整備と併せて、高台や一時的な津波避難場所としての機能を有する堅固な建築物等を避難場所として指定するとともに、避難路を整備し、避難のための体制の着実な整備を推進する。

さらに、津波に関する防災上必要な教育や訓練の実施、津波の特性や津波に備える必要性等に関する町民の理解と関心を深めることで、津波対策をソフト、ハードの両面から総合的に推進する。

また、津波災害に応じた指定緊急避難場所、指定避難所及び津波避難ビル等の確保並びに避難路等の整備を図るとともに、県から公表された南海トラフ巨大地震の津波浸水、人的物的被害の想定をもとに津波災害における予防計画・応急対策の構築をおこなう。

第2款 気象等観測体制整備計画

1 体制整備の計画目標

通常的气象情報をはじめ、宮崎地方気象台及び県が発表する予報・警報等を的確に伝達するための組織体制の整備充実に努める。

2 警戒避難体制の整備

防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

第3款 津波に関する情報の伝達等

町並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し、相互に連携協力して、津波注意報、津波警報及び大津波警報（以下「津波警報等」という。）の津波に関する情報の収集・伝達を行う。

気象庁から津波警報等が発表された場合、町は予め定めた津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準に則して、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示発令の措置を行う。これらの場合において、地域住民が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、次のとおり。

1 宮崎地方気象台が発表する津波警報等は、知事からの伝達系統に従い、県総合情報ネットワーク（震度情報ネットワークシステム）等にて、町（危機管理課）及び消防本部等に伝達される。

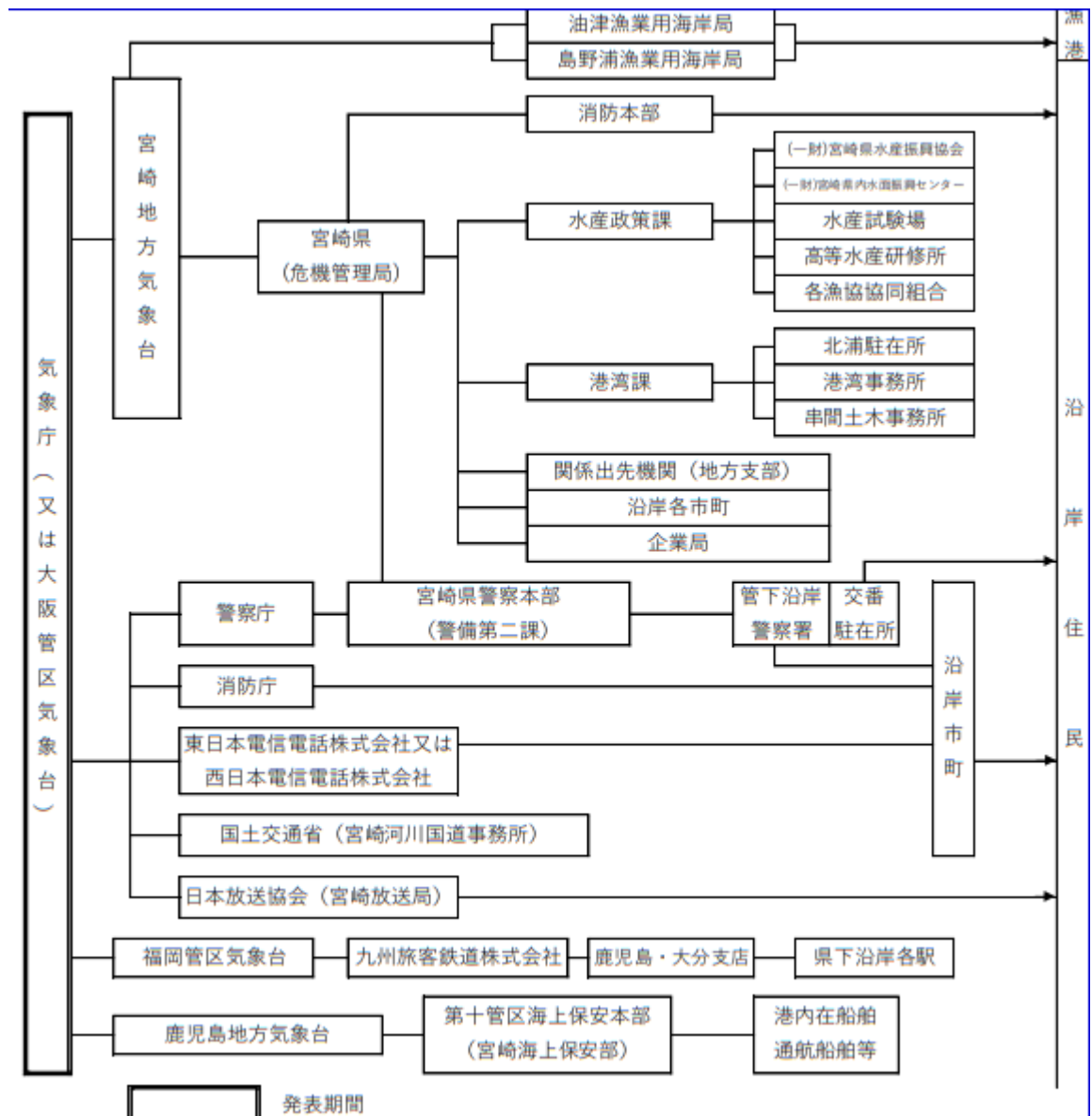
2 津波警報等の伝達を受けた職員は、直ちに危機管理課長に報告する。

危機管理課長は、町長に報告し、指示を受けるとともに、町災対本部を開設する。開設に際しては、町長の指示等を各課等の長に伝達する。

3 前2項の報告と平行して、宮崎地方気象台から発表された津波警報等に対し、避難指示の発令基準に則して、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示発令の措置を行う。

- 4 関係機関への連絡は、原則として電話にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は、各機関の責任者(あるいは責任者の指定した者)とする。
- 5 町長は、次に掲げる手段をもって、避難指示の発令を速やかに住民に対して周知する。また、避難指示解除の場合は、直ちにその旨を公示する。
 - (1) 直接的な周知として、サイレン、警鐘、防災行政無線、拡声器、口頭等を用い、又は併用し、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者に広報する。
 - (2) 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。
- 6 宮崎県地域防災計画による津波警報等・津波情報伝達組織は、次のとおり。

《津波警報等・津波情報伝達組織》



資料：R6 宮崎県地域防災計画

第2節 防災施設、設備等の整備計画

第1款 基本方針

津波等の大規模災害時において、必要な施設や設備は、機能が損なわれることが想定される。そのため、優先度を考慮し、災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材等の代替手段及び災害発生時の資機材が不足する事態を考慮した緊急調達方法や調達先等について予め定めておく等、体制の確立に努める。

第2款 避難者収容体制の整備

1 避難所等の整備

町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、津波ハザードマップを作成するほか、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難所等、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容住民等への周知徹底を図る。

(1) 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定するもので、平成25年2月県設定の「宮崎県津波浸水想定」を参考に設定するものとする。細部は、「第1編 総則 第5章 第2節 災害の想定」による。

(2) 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域で、平成25年2月県設定の「宮崎県津波浸水想定」に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

(3) 避難所等

住民等一人ひとりが避難所、避難路、避難の方法等を把握し、津波避難を円滑に行うために、指定した避難所等の機能維持・向上に努める。なお、避難する場合の方法は、原則として徒歩とするが、地域によっては、避難所まで避難するには相当な距離があるなど、要配慮者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

2 津波避難ビルの指定

(1) 津波避難ビルに求められる要件

町は、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、浸水想定域の指定緊急避難場所として必要のある安全性や機能性が確保されており、かつ次の津波避難ビルの要件を満たす堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物などを、津波避難ビルとして整備・指定に努める。

なお、津波避難ビルを指定する際、施設管理者と確認書等を締結する。

《津波避難ビルの要件》

求められる項目	要件
津波避難ビルの安全性の確保	1 RC 又は SRC 構造であること。原則として、津波の想定浸水深相当階の2階以上（例：想定される浸水深が2mの場合は3階以上、3mの場合は4階以上）又は、基準水位（注）以上（津波浸水想定が設定されている場合）とするが、想定される浸水深が1m以下の場合は、2階建てでも可とする。 2 海岸に直接面していないこと 3 耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定することが望ましい。） 4 避難路等に面していることが望ましい。 5 進入口への円滑な誘導が可能であること 6 外部から避難が可能な階段があることが望ましい。
津波避難ビルの機能性の確保	1 避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。 2 夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

(2) 津波避難ビルの指定にあたっての留意事項

- ア 津波避難ビルとしては、マンション、ホテル、旅館、工場、倉庫等が考えられるが、指定にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要である。
- イ 地域ぐるみで津波避難計画を策定することにより、こうした施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことへの理解を求め、数多くの津波避難ビルを指定する。
- ウ 浸水想定域に高いビルが存在しない場合等は、鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用、公園等への人工的な避難場所を検討する必要がある。
- エ 避難開始が遅れ津波の到達時間が切迫した場合には、状況によっては屋外へ避難するよりも、建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられることから、臨機応変な対応が必要である。
- オ 周辺に適切な緊急避難場所がない場合には、それらを避難目標地点として利用できるように、避難階段等を整備しておく必要がある。

3 津波避難路の整備

浸水想定域において、高台を指定緊急避難場所に指定をし、そこへ通じる道路が無い場合については、町が地元と協議し、津波避難路を整備するものとする。

4 観光地等の利用者の避難誘導及び避難場所看板等の設置

観光客等の地理的不案内者が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難方法、避難場所等を定めておく。

5 避難誘導等にあたる者の安全確保

町は、消防職員や消防団員、警察官、職員などの水門閉鎖等の防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるよう努めるものとする。また、国等は、水門・陸門閉鎖の遠隔操作・自動化の推進や緊急地震速報との連動システムによる遠隔操作、情報連絡体制の整備に努める。

第3款 防災施設等の整備

1 応急仮設住宅整備計画

プレハブ建築協会や企業等と連携を図りつつ、仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、予め調達・供給体制を整備しておく。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、予め供給体制を整備しておく。

2 防災施設等整備計画

(1) 指定緊急避難場所の設置

町は、県が公表した津波浸水想定に基づき、津波避難施設の整備を行った。現在の津波避難施設事業の概要は、次表のとおり。

なお、整備の際には、地域の実情に応じた整備内容とした。

事業の概要		完成年度
津波避難施設（津波避難タワー）	蚊口西の二地区	平成29年度
津波避難施設（津波避難タワー）	樋渡地区	平成30年度

(2) 避難経路の整備

町は、宮崎県が公表した津波浸水想定に基づき、津波浸水想定区域及びその区域に隣接する安全な避難所等への避難路の整備を行った。現在の避難経路事業の概要は、次表のとおり。

なお、整備の際には、地域の実情に応じた整備内容とする。

事業の概要		整備年度（予定）
天神鶴・茂広毛平付線	L=500.00m	令和3年度
東光寺・鬼ヶ久保線	L=1,585.00m	令和5年度

3 津波からの防護

(1) 堤防、水門等の管理

町では重要水門、樋門は、小丸川に7カ所、宮田川に10カ所、切原川に3カ所の合計20カ所が整備されている。これら水門の管理者は、国、県に分かれているが、開閉作業は町職員（一部委託）が行っており、地震発生時の対策として、水門等の開閉による水量調節等を行う際の連絡体制や水防活動体制の整備検討が課題となる。

町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(2) 堤防、水門等の管理計画

町又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を図るものとする。

ア 堤防、水門等の点検方針・計画

町は、堤防、水門等を管理する者へ、津波による被害を防止・軽減するための定期的な施設の点検、補強等の施設の整備点検を推進し、また要請する。

イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

町は、堤防、水門等を管理する者へ、津波による被害の恐れのある地域について、施設の補強整備、水門等の自動化、遠隔操作化等の施設整備を推進し、また要請する。

ウ 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

町は、水門等を管理する者へ、地震発生時に多数の水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順について、平常時から管理方法等について具体的検討を行うよう要請する。この場合、水門の閉鎖に係る操作員の安全確保に配慮したものとする。

また、内水排除施設等について、発災に備えて、非常用発電装置の準備、点検その他必要な被災防止措置を講ずる。

エ 防災行政無線の整備等

津波警報等の迅速な伝達を行うために、沿岸域に同報系防災行政無線を整備しており、非常時に備えた施設の点検・整備を推進する。

第3節 地域の防災力の向上

第1款 基本方針

津波等災害時における住民による自主的な防災活動は、災害による被害の拡大防止に極めて重要で、効果的である。そのため、日頃から災害に対する住民の意識を啓発し、迅速な災害対応が行えるよう、自主防災組織の育成と支援体制の確立を目指す。

第2款 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化

1 現況

本町では、住民への防災知識の普及を図るため、広報紙である「広報たかなべ」等を通じて、防災訓練への参加の呼びかけや防災情報の提供等を行っている。また、毎年、県の実施する総合防災訓練に参加している。

2 計画目標

(1) 防災知識の普及等

津波発生時における対策は、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第1章 第12節 防災知識普及計画」による。

ア 住民への啓発

住民が、津波に関する最新の知見や地域において想定される津波による被害、津波が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じて、津波が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育その他の機会を通じ、津波に関する防災上必要な教育の普及に努める。特に、津波から身を守るためには、迅速な自主避難行動が重要であることから、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながら、その危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図るものとする。

(ア) 避難行動に関する知識

- a 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- b 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- c 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

(イ) 津波の特性に関する情報

a 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあり、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から、場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。

b さらに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

(ウ) 津波に関する想定・予測の不確実性

a 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。

b 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

c 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

(エ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急 箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策

(オ) 津波警報等発表時や避難指示発令時にとるべき行動、避難所等での行動

(カ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

イ 防災マップによる啓発

地域の防災の見地からの防災調査を行い、住民の適切な避難や防災活動に資する地区別防災マップ等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

ウ 教育機関等での啓発

学校教育を通じ、津波に関する防災上必要な教育の普及に努める。

エ 住民への避難所等の周知

津波による被害のおそれのある地域の住民については、日常から津波の避難所等を周知する。また、高齢者等が地域で協力して避難できる体制づくりを目指し、地域住民による自主防災組織等の組織化を図る。

(2) 防災訓練の実施

津波発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第13節 訓練計画」による。ただし、津波災害を考慮し、次の事項について特に計画することとする。

ア 防災週間等を通じ、積極的に震災を想定した防災訓練を実施する。

イ 防災訓練は、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。

ウ 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人及び避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援することができる連絡体制及び救出等の活動体制の充実を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 消防団、自主防災組織の育成強化

津波発生時における消防団、自主防災組織の育成強化対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第10節 自主防災組織整備計画」による。ただし、津波災害を考慮し、次の事項について特に計画することとする。

ア 消防団の育成強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設や装備の充実、団員の参加促進等を含めた消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

イ 自主防災組織の重点地区

津波による被害拡大の危険性が高い次のような地域を重点に、組織の育成を推進する。

- (ア) 海岸部地域
- (イ) 浸水想定域
- (ウ) 要配慮者（特に避難行動要支援者）の集中している地域

ウ 自主防災組織の組織づくり

津波発生時の地域防災の推進を図るため、次のような組織づくりを推進する。

- (ア) 組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等、組織活動や訓練の実施を促し、継続的な組織運営と組織体制の充実に努める。
- (イ) 公民館等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本に、組織づくりを推進する。
- (ウ) 自治組織に町内活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織を育成する。
- (エ) 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実を図る。
- (オ) 地域で活動しているさまざまな組織を活用する。
- (カ) 地域防災の担い手としての役割が期待される防災士等を養成し、地域防災力の向上を推進する。

(4) 災害ボランティア活動環境の整備

津波発生時における対策は、次の事項のほか、「第2編 共通災害対策編 第1章 第10節 災害ボランティア活動環境整備計画」による。

ア 町は、ボランティア団体と協力して、津波災害時の災害ボランティアとの連携やその体制について検討する。

イ 町は、日本赤十字社、社会福祉協議会等及びボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備拡充を目指す。

ウ 環境整備の検討事項

次のような防災ボランティア活動環境について検討する。

- (ア) 非常時に備えてのボランティアの事前登録
- (イ) 研修制度
- (ウ) 活動調整を行う体制
- (エ) 活動拠点の確保等

調整用空白ページ

第2章 津波災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 災害対策本部、災害警戒本部組織計画

県が実施した、地震災害想定結果と東日本大震災後の国のアセスメント等を踏まえて、これまで以上にそれぞれの役割に応じて、各機関、組織、個人の防災力を総合し、津波対策を推進する必要がある。

そのため、津波発生時には人命を確保し、被害の軽減を図るため、町、防災関係機関は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」に定めるもののほか、それぞれの立場に応じて、次表に示す津波災害発生時における役割分担に応じて取り組むこととする。

《津波災害発生時における役割分担》

区 分	役割分担
県	津波災害発生時における、県下市町村の被害の全体概況の早期把握、市町村への後方支援、国、防災関係機関、他県との間の総合調整を行う。災害救助法が適用されたときは、被災市町村にかかわる直接的な救助活動を実施する。
町	住民への救援活動の第一義的な実施機関として、情報伝達や避難、救出、消防、医療、その他の各種防災対策を実施する。
防災関係機関	上・下水道、電力、ガス、通信、道路、鉄道、港湾など、所管する施設の早期復旧、被害の拡大防止対策を実施する。
住民・事業所等	自らの安全確保と、周辺住民との相互協力による初期消火・救出・救援活動等の自主防災活動に参画する。

第2款 町災対本部

本町の地域において大規模な地震が発生し、又は津波の発生するおそれがある場合、「第2編 共通災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」に基づき町災対本部を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害応急対策を実施する。

第3款 その他の活動体制

その他の活動体制については、次の各号によるほか、「第2編 共通災害対策編」の関係各項目による。

1 消防機関等の活動

(1) 消防機関の講ずる措置

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業管理者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、地震での水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

(2) 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信設備への電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

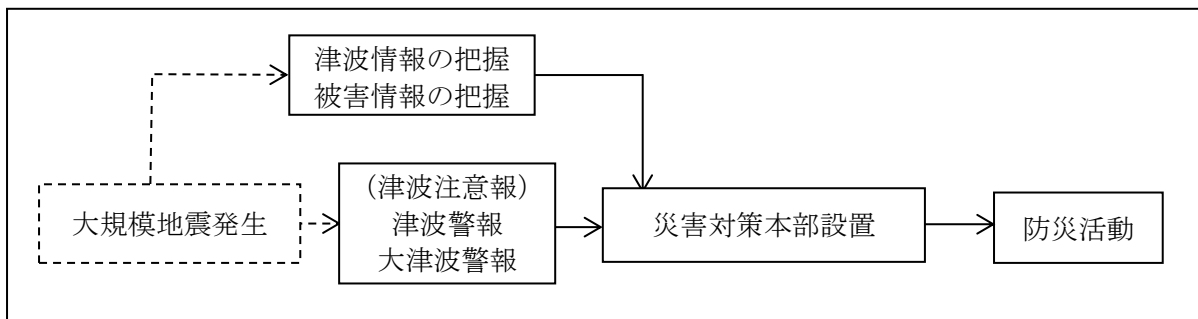
第2節 動員配備計画

第1款 町災対本部等の設置基準と配備体制

1 活動体制

町長は、津波警報等が発表された場合において、本計画に基づき、直ちに町災対本部を設置し、応急対策活動を遂行する。活動の概要は、次表のとおり。

《活動の概要》



2 職員の参集基準

職員の参集基準は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第2節 動員配備計画」による。

第2款 夜間・休日発災時の本部機能の確保

夜間及び休日において、大規模な地震が発生し、津波警報等が発表された場合、町災対本部が必

要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう、本部機能確保の措置を講じる。

1 非常参集

全職員は、夜間及び休日において地震による揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により震度及び津波情報を確認し、必要な場合、自主的に登庁するものとする。

2 町災対本部機能の確保

激甚な被害のため、町災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応について、参集可能な職員により緊急的な町災対本部機能の確保を図るものとする。

3 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、公民館長等と連携して被害状況の収集等、所要の体制をとるものとする。

第3款 職員等の安否確認

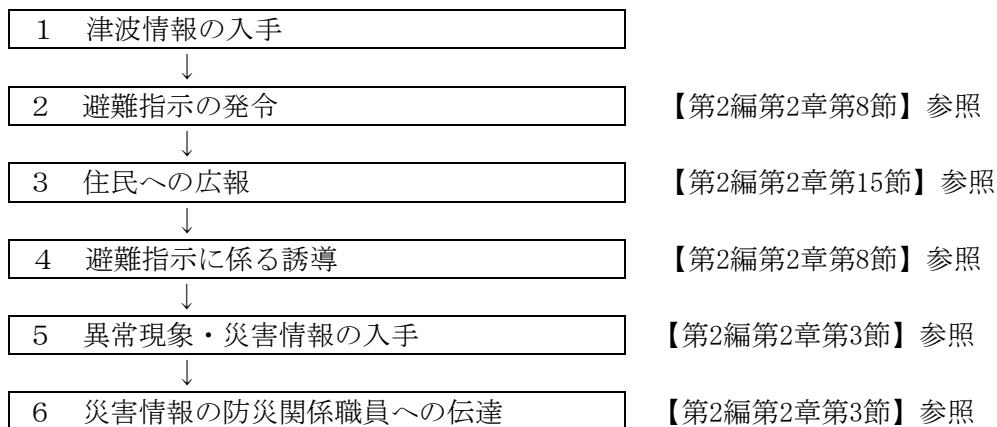
- 1 各対策部長は、参集者を把握して、危機対策部長へ報告する。
- 2 危機対策部長は、参集者を把握して、町災対本部長に報告する。
- 3 職員等は、家族等の安否確認を行う。
- 4 町災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

第3節 被害情報等収集伝達計画

第1款 情報収集伝達計画

1 情報の収集及び伝達

情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容である。各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとるものとする。



2 気象予報、警報等収集及び伝達計画

津波情報の収集及び伝達事項は、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第16節 気象予報・警報等伝達計画」による。

なお、気象庁が発表する津波警報等の種類は、次のとおりである。

(1) 大津波警報、津波警報または津波注意報の発表

大津波警報、津波警報または津波注意報の発表は、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が行う。（※大津波警報は特別警報扱い）

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。津波警報等の種類等は、次表のとおり。

《津波警報等の種類等》

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
		(津波の高さ予想の区分)		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m ≦ 予想高さ ≦ 1m)	(標記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる必要がある。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1m < 予想高さ ≦ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10 m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10 m (5m < 予想高さ ≦ 10m)		
		5 m (3m < 予想高さ ≦ 5m)		

※大津波警報は、特別警報に位置付けられている。

資料：気象庁

3 津波警報等の伝達等

町災対本部及び関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し、相互に連携協力して、津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達を行う。

気象庁から津波警報等が発表された場合、あらかじめ定めた津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準に則して、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示発令を行う。これらの場合において、地域住民が具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

る。

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割等は、次によるほか、気象予報・警報等の伝達系統は、「第2編 共通対策編 第2章 第16節 気象予報・警報等伝達計画」による。

- (1) 宮崎地方気象台が発表する津波警報等は、知事からの伝達系統に従い、県総合情報ネットワーク（震度情報ネットワークシステム）等にて町（危機管理課）及び消防本部等に伝達される。
- (2) 津波警報の伝達を受けた職員は、直ちに危機管理課長に報告する。
危機管理課長は町長に報告し、指示を受けるとともに、町災対本部を設置する場合は、その指示等を各対策部に伝達する。
- (3) (2)の報告と平行して、宮崎地方気象台から発表された津波警報等に対し、避難指示の発令基準に則して、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示発令を行う。
- (4) 関係機関への連絡は、原則として電話にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（あるいは責任者の指定した者）とする。
- (5) 町長は、避難指示の発令を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。
ア サイレン、警鐘、防災行政無線、拡声器、口頭等を用い、又は併用し、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者に広報する。
イ 報道機関等の協力を得て、住民に広報する。
- (6) 津波に関する情報の伝達等
ア 防災行政無線等を活用して、その区域内の居住者、団体（以下「居住者等」という。）及びその区域内に一時滞在する観光客、釣り客・ドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達する。
イ 津波警報等の伝達について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶退避等のとるべき措置等のとるべき措置等を伝達する。

4 異常現象発見時における措置

地震及び津波に関する異常現象を発見した場合は、異常現象通報系統に基づき、迅速かつ的確に通報するものとする。

5 津波被害情報の収集伝達

津波発生時における対策は、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 3節 被害情報等収集伝達計画」による。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

- (1) 初動時期における災害情報の収集（第一報）
- (2) 津波発生直後の初動対策を実施する上で必要な情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。
ア 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報
イ 人命救助に係る情報
ウ その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等、概略把握結果とする。また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

第2款 監視体制

近海で地震が発生した場合、津波警報（注意報含む）発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い地震であっても長い

時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、次の措置を講ずる。

- 1 海岸にある者、海岸付近の住民等は、直ちに海岸から退避し、速やかに高台等の安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取する。
- 2 町は、自らの判断で、海岸にある者、海岸付近の住民等に直ちに海岸から退避し、速やかに高台等の安全な場所に避難するよう勧告し、または命令する。また、町長は予め、1の趣旨を住人等に周知徹底しておく。

第4節 避難計画

津波発生時における対策は、次の事項のほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第8節避難計画」による。

第1款 避難所等の確保

避難所等の開設にあたっては、津波発生後の施設の被害状況を確認し、指定した建物等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、必要な措置をとる。また、住民の避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、予め住民に周知しておき、避難の問い合わせ等に対し、円滑に対応できるようにする。

第2款 避難指示の発令及び伝達

町長及びその他避難指示発令の権限を有する者は、大規模な地震発生等により津波の危険が急迫している場合、危険区域の居住者、残留者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

なお、避難指示発令の対象地域等は、次のとおり。

《避難指示発令の対象地域等》

種類	予警報	対象地域等	備考
避難指示	津波注意報	J R 日豊本線より東側の地域 (沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者及び海水浴客等が対象)	津波予報区「宮崎県」
	津波警報	蚊口西の二・蚊口西の一・蚊口中・蚊口上・蚊口下・堀の内団地・堀の内・下永谷・宮田・筏・蓑江・南町・十日町・東町・中央通・畑田・小丸上・宮越・宮越上・南宮越・道具小路西・道具小路東・道具小路南・中鶴・樋渡・下屋敷・菖蒲池西・菖蒲池東・大池久保・御屋敷・萩原・水除・正ヶ井手・小丸出口・持田・持田団地・鳴野の 37 行政区、坂本の県道 304 号木城高鍋線より東側の地域及び染ヶ岡・正祐寺ら 2 行政区の J R 日豊本線より東側の地域	
	大津波警報(特別警報)		

※どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、「避難指示」を発令する。

※大津波警報及び津波警報又は津波注意報により、避難の対象地域が異なる。

※避難指示の発令については、その地域の特性や前兆現象及び気象状況に応じて、人の生命又は財産を保護し、被害の拡大を防止するために特に必要があると認められるときは、上記の発令基準に達していない場合においても避難指示を発令する。

第3款 避難対策等

- 1 町は、レベル 2 の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、「木造住宅の耐震診断と補強方法」(財団法人日本建築防災協会発行)に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために、必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

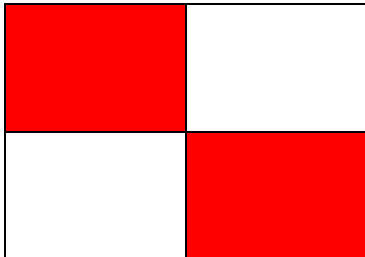
町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- 2 町は、次の事項について関係地域住民等に、ハザードマップの配布を含めて、あらかじめ十分周知を図る。

- (1) 避難対象地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 津波からの避難所等(屋内、屋外の種別)

- (4) 避難所等に至る経路
 - (5) 避難指示の伝達方法
 - (6) 避難所等にある設備、物資等及び避難所等において行われる救護の措置等
 - (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
 - (8) その他、津波被害の特性に応じた避難実施方法等
- 3 町が、避難所等の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所等との連絡体制、避難者リストの作成等に関して、予め準備する事項を検討し、別途避難所運営マニュアルに定める。
- 4 町は、避難所等を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。
- 5 自主防災組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災対本部等の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとるものとする。
- 6 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- (1) 町は、予め「避難行動要支援者名簿」を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
 - (2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が発令されたときは、(1)に掲げる者の避難所等までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて、介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
 - (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- 7 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制
- 町は、外国人、出張者等に対して英語等の外国語表示を含むパンフレットやチラシ等の配布、標識等の設置を行い、避難誘導に配慮する。
- なお、実施にあたっては、関係機関との連携に努める。
- 8 避難所等における救護上の留意事項
- 町が避難所等において、避難者に対し実施する救護内容について予めを検討し、別途避難所運営マニュアルに定める。
- 9 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 10 津波フラッグによる津波警報等の伝達要領等
- (1) 津波フラッグの仕様等
- 津波フラッグの仕様及び運用については、予報警報標識規則（昭和51年気象庁告示第3号）に、次のとおり定められている。



- (2) 伝達の実施場所
- 海水浴場等において実施する。
- 海水浴場等の環境にもよるが、多くの者が視認できるよう、また伝達の実施者の安全を確保する観点からも、監視塔や建物の上など高さがある場所から実施することが望ましい。

(3) 伝達の実施者

ライフセーバーや監視員等、津波フラッグを掲出する場所の近くに位置する者（以下「ライフセーバー等」という。）とする。この伝達の実施者については、津波警報等が発表された際に適切にフラッグを掲出できるよう、あらかじめ決めておくことが望ましい。

(4) 伝達の対象者

海水浴場等の利用者を対象とする。

（海水浴場等では遊泳者等への伝達手段が限られているとともに、波音や風などの影響で音声による伝達が困難な場合もあることから、津波フラッグは津波警報等の有効な伝達手段になり得る。）

(5) 伝達の実施基準（タイミング）

津波警報等の発表（地震発生後3分以内を目途）を、緊急速報メールや防災行政無線、ラジオ等により覚知した際に直ちに実施する。海水浴場等で強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合に、津波警報等が発表される前に津波フラッグにより避難を呼びかけることに問題はない。

なお、津波警報等の切り替え及び解除の際は、津波フラッグによる伝達を行わない。

冬季や夜間といった、海水浴場等の利用が想定されない時季や、旗の視認が困難な時間帯など、ライフセーバー等が海水浴場等に配置されていない場合には、津波フラッグの掲出を行う必要はない。

また、地震が発生した場所によっては、津波が時間的猶予なく海岸に来襲する可能性がある。このため、海水浴場等で強い揺れを感じた場合などにおいては、監視塔等からのぶら下げ時などの安全が確保されている場合を除き、津波フラッグの掲出は行わない。津波フラッグを使用する団体等は、海岸で強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じたら、津波警報等の発表を待たずに直ちに避難すべきであることを改めて周知徹底することが重要である。

第4款 大規模津波発生時における避難行動

1 海浜部における避難の方法

必要な強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜部から離れ、早急に安全な場所に避難する。

揺れを感じなくても、津波注意報が発表されたときは、直ちに海浜部から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する。

2 乗客等の避難誘導等

列車等の乗客や駅、海浜部に滞在する観光客・通行者等には、津波警報等の内容を広報し、避難誘導等、避難指示発令等の措置を行う。

第5款 施設の安全性を踏まえた措置

中・高層の建築物に出入りまたは入居している施設は、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有する等安全性が確保されている場合においては、地域に予想される津波の高さより高い標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。

調整用空白ページ

第3章 津波災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧、復興計画

第1款 災害復興計画

津波発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第3章 第1節災害復旧事業の推進計画」による。

第2款 激甚災害に伴う措置

大規模な津波発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第3章第1節 災害復旧事業の推進計画」による。

第2節 被災者の生活確保計画

大規模な津波発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第3章 第2節 被災者の生活再建等の支援」による。

調整用空白ページ

第 5 編

風水害（洪水・土砂災害等）対策編

目次

第1章	風水害予防計画	285
第1節	基本方針	285
第2節	風水害に強いまちづくり	285
第3節	防災活動体制の整備	288
第4節	防災施設、資機材等整備計画	289
第5節	避難場所等整備計画	290
第6節	災害備蓄物資等整備計画	290
第7節	防災知識普及計画	290
第8節	土砂災害防止法の措置	291
第2章	風水害応急対策計画	293
第1節	町及び関係機関相互の情報連絡	293
第2節	活動体制の確立	293
第3節	動員配備計画	296
第4節	予報及び警報	298
第5節	災害発生時の報告	301
第6節	救助活動	305
第3章	風水害復旧・復興計画	307

節	款	項 目	担 当	頁
第 1 章 風水害予防計画				
1 基本方針			危機管理課	285
2 風水害に強いまちづくり	1 現況	1 河川	建設管理課	
		2 ため池	農業政策課	286
		3 治山		
		4 急傾斜地	危機管理課、地域政策課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	287
		5 土石流災害	危機管理課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	
		6 山地災害	農業政策課	
	2 風水害に強いまちづくり	1 主要河川の改修	建設管理課	
		2 河川周辺の資産の被害防止	農業政策課	
		3 ため池の点検等		
		4 高度公益機能松林保全対策事業等		
		5 国土保全		
		6 関係機関、団体等と連絡		
		7 急傾斜地の排水対策、崖面対策等の実施	危機管理課、地域政策課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	289
		8 砂防事業の推進	危機管理課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	
3 防災活動体制の整備	1 河川管理	建設管理課	290	
	2 異常気象時の警戒			
	3 ため池の点検	農業政策課		
	4 ため池の整備			
	5 急傾斜地区	1 未指定箇所等危険箇所の実態調査及び急傾斜地崩壊危険区域指定の促進要請	危機管理課、地域政策課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	
		2 点検パトロールの実施		
6 土石流災害	1 土石流危険渓流の実態調査及び県指定の促進	危機管理課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課		
	2 情報収集及び伝達体制の整備			
4 防災施設、資機材等整備計画	1 土砂災害防止	建設管理課	291	
	2 急傾斜地区における宅地開発における防災指導の強化			
	3 土石流災害予防対策の実施	危機管理課、地域政策課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課		
	4 治山事業の推進	農業政策課	292	
	5 森林整備の促進			
5 避難場所等整備計画			危機管理課、福祉課、健康保険課、建設管理課、上下水道課、社会教育課、教育総務課、各施設管理者	293
6 災害備蓄物資等整備計画			危機管理課	

7 防災知識普及計画	1 防災情報の普及		危機管理課	291
	2 山林等の防災機能に関する教育		農業政策課	
	3 住民への情報提供及び警戒体制の確立	1 警戒体制の整備	危機管理課、地域政策課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	
		2 住民に対する防災情報の周知		
	3 土石流防災知識の普及等			
8 土砂災害防止法の措置	1 現況		危機管理課、建設管理課	292
	2 計画目標			
	3 避難所等	1 避難所等		
		2 避難経路		
	4 避難訓練			
5 救助				
第2章 風水害応急対策計画				
1 町及び関係機関相互の情報連絡	1 土砂災害に関する情報の収集・伝達		危機管理班、福祉班、建設班、農業班	293
	2 前兆現象（異常現象）の把握			
	3 防災意識の向上			
2 活動体制の確立	1 風水害（浸水災害、土砂災害）の事前対策	1 水防活動体制		294
		2 水防責任		295
		3 避難誘導活動		296
		4 災害防止活動		
		5 安全配慮		
	2 指定地方行政機関等の動員配備体制			
3 動員配備計画	1 水防警報			297
	2 消防団員の出動等	1 出動準備		
		2 出動		
	3 消防団員の招集			
4 消防団の管轄地区				
4 予報及び警報	1 予報及び警報の通知・連絡系統			298
	2 ダム放流系統	1 ダム放流時吹鳴方法		299
		2 松尾ダム放流連絡系統図		
		3 石河内ダム放流連絡系統図		
	3 水防信号	1 警戒信号		300
		2 出動信号		
		3 協力信号		
4 避難信号				
5 災害発生時等の連絡・報告				301
6 救助活動	1 町			305
	2 警察及び消防機関			
	3 県			
	4 二次災害の防止対策			
第3章 風水害復旧・復興計画				
				307

第1章 風水害予防計画

第1節 基本方針

近年、短時間に集中的に大雨を降らせるゲリラ豪雨や大型台風等による被害が全国で多発し、新たな対応を迫られている。また、本町は、丘陵地が多いという地形・地質的な要因と生活の変化に伴う開発行為等の社会条件による要因から、土石流や斜面崩壊等の土砂災害の危険性が存在する。これらの危険箇所では、従来から風水害及び土砂災害を引き起こし、民家や公共施設に甚大な被害をもたらす危険性が高く、想定される災害としては要注意の災害である。

このため、治水対策及び土砂災害対策の考え方は、災害を完全に防ぐという考え方から被害を最小限に抑える「減災」への考え方に大きく変わってきている。同時にハード対策とソフト対策の位置づけについても、従来はハード対策を補完するものとして、ソフト対策が位置づけられていたのに対し、今では同位に位置づけられるまでになっている。これはハード対策だけで災害を100%防ぐことは難しいとの認識に立ち、ハード対策を進めるとともに、減災の観点から避難情報等の情報提供の改善や地域の人材育成等の地域の防災力向上といったソフト対策にも、重点的に取り組むことが必要であることを意味する。

本編においては、「豪雨による水害」の予防及び本町で発生が予想される危険性のより高い「急傾斜地崩壊」「土石流災害」「山地災害」に対する防止対策を図る。

これらの防止対策は県の事業として実施されるものが多く、町は事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な推進を関係機関に要請する。また、個別の河川治水対策だけでは水害を防ぐことは困難であり、流域全体の総合的な計画検討が求められている。総合的な治水対策を推進するために、計画的な河川整備等の対策を国・県と連携して検討するとともに、水防体制の確立、災害記録の蓄積、被害状況の把握及び住民への広報啓発活動等のソフト対策の確立を目指す。

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にある。このため、決壊による災害を未然に防止するためには、施設の状況の把握と点検を実施し、点検結果に基づき、老朽ため池の改修等を推進する。

なお、本計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づく指定水防管理団体としての管内各河川、ため池等の洪水、津波又は高潮による水害の警戒、防御及びこれらによる被害を軽減するための水防体制の確立を目的とする「水防計画」を兼ねるものとする。

今後も、関係住民のおかれた環境を知らせるため、洪水及び土砂災害ハザードマップを作成配布し、町の災害危険箇所の周知と啓発を図る。また、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供する。

第2節 風水害に強いまちづくり

第1款 現況

1 河川

本町の地形は、一級河川小丸川の沖積作用によって形成された平地が極めて緩やかな東傾斜面を呈し、低地部に位置する市街地の自然排水が困難であることから、地形上の特徴による災害の克服が課題である。

町内の主要河川は、椎葉村に位置する九州山地の三方岳からの大水系となる一級河川小丸川水系の5河川（小丸川・宮田川他）及び単独河川が日向灘へ注いでいる。町域内のほとんどの河川が国及び県管理に相当し、河川整備は国・県の事業に頼らざるを得ない現状である。

町の危険箇所は、重要水防区域、災害危険河川、災害危険箇所（海岸）等が指定されている。災害危険河川に宮田川の1河川1カ所が該当し、無堤防による溢水が予想され、住宅約12戸、耕地1.2haの被害が見込まれる。また、海岸3カ所（県指定重複）が災害危険箇所として指定されている。

重要水防区域は（水防警報を行う区域）3河川（小丸川、宮田川、切原川）に区域が設定されている。国が指定する重要水防箇所のうち、重要水防箇所Aが1カ所、重要水防箇所Bが8カ所指定されている。また県が指定する重要水防箇所のうち、重要水防箇所Aが1カ所指定されている。これらは越水や破堤等の危険が予想される。国指定の区域の総延長は、左右岸10.21kmであり、県指定の総延長は2.97kmとなっている。

重要水門、樋門は、小丸川に7カ所、宮田川に10カ所、切原川に3カ所の合計20カ所が整備されている。これら水門の管理者は、国、県に分かれているが、開閉作業は町職員（一部委託）が行っており、洪水時の水害対策として水門・樋門の開閉による水量調節等を行う際の連絡体制や水防活動体制の整備検討が課題となる。

2 ため池

町には、24カ所の農業用ため池が分布していたが、すでに用途廃止されたものが多く、現在4カ所が農業用水として利用され、水利組合で管理されている。貯水量は、桧谷下ため池の57,500m³が最大で、次いで桧谷中ため池が44,000m³となっている。

町指定の危険箇所として、蛸ノ口ため池、桧谷上ため池、桧谷中ため池、桧谷下ため池の4カ所が指定されている。蛸の口ため池は、堰堤が崩壊すると住家浸水7戸、耕地冠水13haの被害が予想される。桧谷ため池は、上・中・下の連続する3つのため池であり、上池と下池の堰堤が崩壊すると住家浸水9戸、耕地冠水13haの被害が予想される。

ため池についても、河川構造物等と同様に地震や洪水等の影響による堰堤の崩壊や氾濫が懸念されるため、老朽状況等の詳細点検が必要である。特に町指定の危険箇所である4カ所のため池については防災重点ため池と位置付け、重点的に防災・減災対策を講じる必要がある。

3 治山

町域の森林の現況 (ha)

林野面積	748
民有林	662
町有林	17
県有林	23
国有林	46

(R2.3.31 現在)

4 急傾斜地

本町に存在する土砂災害警戒区域等数は、次のとおりである。

《土砂災害警戒区域等数(人工・自然共)》

種別	高さ	斜面勾配	保全対象人家戸数 (公共施設含む)	町内箇所数
斜面Ⅰ	5m 以上	30 度以上	5 戸以上	22 カ所
斜面Ⅱ			5 戸未満	21 カ所
斜面Ⅲ			人家無	0 カ所

5 土石流災害

本町に存在する土石流危険渓流箇所数は、次のとおりである。

《土石流危険渓流箇所数》

種別	保全対象人家戸数 (公共施設含む)	町内箇所数
土石流危険渓流Ⅰ	5 戸以上	4 カ所
土石流危険渓流Ⅱ	5 戸未満	1 カ所
土石流危険渓流Ⅲ	人家無 (※今後新規の住宅立地等が見込まれる)	2 カ所

6 山地災害

本町には、林野庁が指定する山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区が 8 カ所、崩壊土砂流出危険地区(民有林)が 6 カ所の合計 14 カ所が存在する。山腹崩壊危険箇所の保全対象は人家 270 戸、公共施設は国・県道である。また、崩壊土砂流出危険箇所の保全対象は人家 72 戸、公共施設は 2 戸及び町道である。

山腹崩壊危険地区は太平寺、家床等の地区、崩壊土砂流出危険地区は中尾地区と、それぞれ山地部民有林に集中している。

第2款 風水害に強いまちづくり

風水害(台風・洪水・土砂災害等)に強いまちづくりについては、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第1章 第2節 災害に強いまちづくり」による。

1 主要河川の改修

主要河川の改修については、国・県事業として計画的に改修が進められており、町はこの早期完成に協力するとともに、改修未計画区間も含めた積極的な推進を関係機関に要請する。

2 河川周辺の資産の被害防止

開発による降雨時の河川出水量の増大、また、河川周辺の資産の増加により、洪水による被害が増大するおそれがあるため、管内中小河川の河積の拡大、流路整正、堤防護岸や橋梁の修築を行い、洪水による被害を防止する。

3 ため池の点検等

点検の結果、必要な場合は、詳細調査を実施し、堤体の補強・漏水防止・余水吐きや樋管整備等の要請等を行う。

4 高度公益機能松林保全対策事業等により、海岸保安林である松林の松くい虫の防除に努めるほか、新たな植栽造林等により保安林としての機能強化を図る。

5 国土保全や水源涵養等、森林の持つ公益的機能を保全するとともに、広葉樹の植栽を促進する。

6 関係機関、団体等と連絡を密にし、山林の持つ機能の維持向上を図る。

7 急傾斜地の排水対策、崖面対策等の実施

必要に応じ、次のような排水対策や崖面対策を実施する。

- (1) 地表水が崖面へ流入しないよう排水溝を設置し、又は既設の擁壁や石垣背後の排水状況を調査する等、排水対策を促進する。
- (2) 崖地や台地端部の大きな樹木の安全対策を講じる。
- (3) 亀裂や割れ目の生じている斜面や浮石の不安定な箇所について、整備補強するほか、浮石の除去を行う。
- (4) 二次災害防止のためシート、鉄筋棒等を購入保管し、住民から要望があった場合、シートを敷設する等の応急対策計画をする。

8 砂防事業の推進

県で実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。

第3節 防災活動体制の整備

第1款 河川管理

護岸や橋脚の塵芥排除及び補修、橋台・石積の洗掘箇所の補強等、河川管理の充実に努める。

第2款 異常気象時の警戒

災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、洪水、浸水、溢水、その他異常気象時等の河川の氾濫や堤防の決壊に注意する。

第3款 ため池の点検

老朽ため池を中心として、堤体や樋管の状況、漏水の有無等についての点検を行う。特に、毎年、出水時期前には、ため池管理者に協力を要請し、点検パトロールの実施に努める。

第4款 ため池の整備

町は異常気象に注意し、余水吐き等が必要と思われる場合は、ため池管理者と協議し、設置等の整備について検討をする。

第5款 急傾斜地区

1 未指定箇所等危険箇所の実態調査及び急傾斜地崩壊危険区域指定の促進要請

- (1) 斜面崩壊の危険性のある箇所について、現況を把握し、今後の対策等について検討する。
- (2) 危険性が高く、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて無い箇所については、防止対策が実施されるよう県と調整を行う。
- (3) 継続的な追跡調査が実施できるよう、危険斜面等の台帳の整備を促進する。

2 点検パトロールの実施

町は、関係機関等と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期、又その他の時期でも豪雨が予想されるときは、防災パトロールを実施する。また、日ごろより当該区域の点検に努め、高さ、勾配、亀裂の有無、湧水・地表水の量等について把握し、必要に応じ、対策を講じる。

特に、雨量については、自主的な観測体制をとるために、各危険区域に簡易雨量計の整備を国、県に要望していく。

第6款 土石流災害

1 次に掲げる土石流危険渓流の実態調査及び県指定の促進を行う。

- (1) 危険渓流について、実態調査及びパトロールを実施し、現状把握に努める。
- (2) 未指定渓流のうち危険性の高い渓流については、県の指定を受け、防止対策が実施されるよう要請する。

2 情報収集及び伝達体制の整備

町は、日頃から過去の災害事例や研究機関の調査成果等を基に、どの程度の雨量によって土石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておく。

- (1) 町及び関係機関は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努める。
- (2) 町及び関係機関は、所有、管理する伝達機器並びにその可動に必要な動力源が、水等により被害を受け、伝達不能にならないようその設置箇所に留意する。
- (3) 町は、関係住民に対する予報・警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備する。

第4節 防災施設、資機材等整備計画

第1款 土砂災害防止

道路側溝の整備及び機能維持点検及び無計画な土砂採取禁止等、災害誘発の要因となる事業の排除に努める。

第2款 急傾斜地区における宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地開発に際しては、建築基準法、都市計画法、基本法等により開発の規模に応じて、県とも協力して災害防止の措置についての指導を行う。

第3款 土石流災害予防対策の実施

- 1 土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において、災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。
- 2 既設工作物の点検や亀裂や洗堀部に対する補修に協力し、災害の予防に努める。

第4款 治山事業の推進

町は、復旧治山、予防治山、保安林整備等について、必要に応じ、国や県の関係機関に事業採択を

要請する。

第5款 森林整備の促進

町は、災害防止、水源涵養、生活環境の保全等、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林整備を促進する。

第5節 避難場所等整備計画

避難場所等の整備は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第6節 避難場所等整備計画」によるほか、がけ地の崩壊等及び土石流に対応した避難路・避難所等の指定と整備を行う。具体的には、小・中学校等の避難所及び公園空地等の避難場所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難所の検討並びに整備を実施する。

第6節 災害備蓄物資等整備計画

町は水防計画を定め、水防資機材備蓄等の検討を行う。

第7節 防災知識普及計画

第1款 防災情報の普及

河川周辺等の洪水や河川の氾濫等で被害を受けるおそれのある地域の住民に対し、防災情報の普及を図る。

第2款 山林等の防災機能に関する教育

山林や農地、あるいは緑地について、本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、都市における貴重な地域緑地の持つ防災機能を教育し、積極的な保全を図る。

第3款 住民への情報提供及び警戒避難体制の確立

広報紙やパンフレット等を活用して、地域住民に危険箇所の周知啓発等を実施する。また、災害時に備えて情報の提供や避難警戒体制の確立に努める。

1 警戒避難体制の整備

- (1) 警戒避難基準の設定
- (2) 避難所等、避難路の設定
- (3) 警報装置等の整備
- (4) 避難誘導、収容体制の整備

2 住民に対する防災情報の周知

- (1) 町防災計画書への記載

- (2) 洪水・土砂災害ハザードマップの作成・配布
 - (3) 土砂災害防止月間等による各種行事や防災訓練の実施
 - (4) 各種災害の特性、前兆現象の理解
 - (5) 危険箇所等、災害発生のおそれのある場所の把握
 - (6) 災害発生時の心得
 - (7) 避難所等・経路、避難体制の周知
- 3 土石流防災知識の普及等

町及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から防災知識の普及を図るとともに、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、防災訓練等の実施に努める。

第8節 土砂災害防止法の措置

第1款 現況

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）」において、土砂災害（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりの3現象）から住民の生命を守るために、予め土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うこととされている。

町内の土砂災害防止法による警戒区域及び特別警戒区域の指定箇所数は次のとおりである。

《町内土砂災害警戒区域等の指定状況》

単位：箇所

急傾斜地の崩壊		土石流		合計	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
43	39	7	2	50	41

※町内に地すべりに対する警戒区域及び特別警戒区域の指定箇所は無い。

第2款 計画目標

土砂災害警戒区域等のうち、特に危険度が高いとされる地域や将来住宅等の立地が予想され地域開発が活発な地域等、優先的に調査しなければならない箇所を抽出し、関係住民の意向を十分踏まえた上で、県において土砂災害防止法に係る基礎調査を行い、その結果に基づき土砂災害警戒区域等の指定を経て、町では当該区域等における警戒避難体制の整備を行う。土砂災害警戒区域等の指定等の流れは、次のとおり。

《土砂災害警戒区域等の指定等》

基礎調査の実施（県）

土砂災害により被害を受けるおそれがある土地の地形、地質、土地利用状況等について調査を実施する。



基礎調査結果の住民への説明（県）



土砂災害警戒区域等の指定（県）

基礎調査に基づき、町から意見聴取のうえ、土砂災害のおそれのある区域について、「土砂災害警戒区域」さらに、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。



警戒避難体制の整備（町）

警戒区域等の情報伝達及び警戒避難体制の整備を行い、住民へ周知する。

3 款 避難所等

1 避難所等

避難指示等が発令された場合は、それぞれの警戒区域近傍に開設された避難所等に避難するものとする。避難所等の所在地等は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第9節 避難計画」による。

2 避難経路

各行政区の長は、避難所等への避難に係る避難経路を定めるものとする。

第4款 避難訓練

土砂災害にかかる避難訓練に関しては、「第2編 共通災害対策編 第1章 第13節 訓練計画」による。

第5款 救助

土砂災害における救助に関する事項は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第5節 救出救助計画」による。

第2章 風水害応急対策計画

第1節 町及び関係機関相互の情報連絡

第1款 風水害及び土砂災害等に関する情報の収集・伝達

町は、情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第3節 被害情報等収集伝達計画」によるほか、県・気象台等からの気象・雨量情報、河川情報及び土砂災害警戒情報等を収集し、これらの情報に基づき、住民へ風水害及び土砂災害発生等の危険性や避難指示等を伝達する。

さらに、浸水想定区域及び土砂災害危険区域・警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、施設管理者に災害に関する情報を伝達するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援のため、福祉班にも情報を伝達する。

なお、要配慮者利用施設の名称及び所在地は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第9節 避難計画」による。

第2款 防災意識の向上

町は、浸水想定区域及び土砂災害危険区域に居住する住民に対し、防災訓練、住民説明会及び洪水・土砂災害ハザードマップの配布等を通じて、浸水害及び土砂災害の危険性、十分な警戒の必要性及び避難経路、避難場所並びに避難方法等の事前確認の重要性について認識させるものとする。また、住民が自ら避難判断をするため、周囲の状況等の把握及び情報の共有化に努めることの必要性を周知する。

第2節 活動体制の確立

活動体制の確立については、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」による。

第1款 風水害（浸水災害、土砂災害）の事前対策

風水害（浸水災害、土砂災害）については、気象予報等により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するために、災害発生直前における情報収集・伝達、住民の避難誘導、災害防止活動等が極めて重要であるため、次の点に留意し、対策を講ずる。

1 水防活動体制

河川氾濫等の浸水災害が発生する危険性がある場合は、本計画により、適切な水防活動を行う。

なお、水防法（昭和24年法律第193号）第5条に掲げる「水防団」は、本町においては消防団がその任を負うものとする。

2 水防責任

(1) 町の責任

管理区域内における水防を十分果たすべき責任を有する

(2) 水防管理者（町長）の責任

- ア 随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求めなければならない。
- イ 洪水、津波又は高潮のおそれがあることを自ら知り、又は県知事から通報を受け、水位が水防団待機水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。
- ウ 前記のほか、水防法及び本計画に基づき必要な活動を行わなければならない。

(3) 関係機関の責任

ア 県の責任

- (ア) 宮崎県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように指導を行うとともに、水防能力の確保に努める責任を有する。
- (イ) 洪水予報の通知を受けた場合、直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。
- (ウ) 県知事が指定した河川及び海岸等について、予め定めた基準に基づき、水防警報を発令しなければならない。
- (エ) 水防警報を発したときは、関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

イ 気象庁長官（宮崎地方気象台長）の責任

気象の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあるときは、その状況を国土交通大臣及び県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般住民に周知させなければならない。

(4) 一般住民の義務

常に気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

3 避難誘導活動

(1) 警戒活動の実施

災害発生のおそれがある場合、河川管理者及び消防団等と連携を図り、気象情報等に十分注意し、浸水危険区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して、避難指示等の発令を行う。

(2) 要避難地域の早期把握

災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者、災害時避難行動要支援者その他の者に対し、避難指示等の発令を含む迅速かつ的確な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

(3) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、災害により大きく異なるため、町は各種の情報収集を踏まえ、避難要否を判断する。

ア 河川災害のおそれがある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生じることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、消防団は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を実施し、避難活動を補完する。

イ 土砂災害のおそれがある箇所

消防団は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報も活用して、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講ずる。

(4) 自主避難の実施

町は、風水害の発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害警戒区域等の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に、次のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主避難が速やかに実施されるよう、関係住民に周知する。

ア 浸水危険区域

河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合

イ 土砂災害警戒区域

(ア) 立木の裂ける音や巨礫の流下する音が聞こえる場合

(イ) 溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木等が混ざり始めた場合

(ウ) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流で崩壊等が発生し、流れがせき止められているおそれがあるため）

(エ) 溪流の水位が、降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

(オ) 崖地において落石や崩壊が生じ始めた場合

(5) 適切な避難の実施

町は、風水害の発生のおそれがあると認められる場合、対象地域の住民への迅速かつ的確な情報の伝達や避難指示等の発令等の必要な措置を行い、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に際しては、次の点について事前に計画・検討を進めておく。

ア 避難誘導員、避難場所管理責任者等の選定

イ 避難路の選定及び避難所等の開設

ウ 避難誘導の方法、手段（緊急移送方法等）

エ 避難行動要支援者の状況把握及び避難対策

4 災害防止活動

町は、災害発生のおそれがある場合、各施設管理者との連携により事前に適切な災害防止活動を行い、被害発生防止に努める。

(1) 河川堤防等の巡視

水防上危険と判断される箇所について河川堤防等の巡視を行い、災害防止活動を実施する。

(2) 堰、水門等の適切な措置

洪水発生のおそれがある場合には、施設管理者と連携して、降水量・水位等の状況に応じて水害防止に必要な措置を行う。

災害を防止するため必要があると認められるときは、予め必要な事項を関係機関に通知するとともに、住民に対して周知する。

なお、建設管理課長は、予め樋門等の管理担当者を定め、非常時の開閉について、農業政策課長は、ため池等が増水したときの措置について、その管理者と協議しておくものとする。

(3) 道路パトロール、事前規制等の措置

道路管理者と連携して、降水量等の状況に応じて、パトロール及び事前規制等の必要な措置を行う。

(4) 前兆現象（異常現象）の把握

町及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、次に示すような土砂災害発生の兆候の把握に努める。

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合

イ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざりはじめた場合

ウ 雨が降り続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に現象しはじめた場合（上流に崩壊

が発生し、流れが止められているおそれがあるため)

エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合

5 安全配慮

消防団活動時は、消防団員自身の安全確保に留意して実施するものとする。

避難誘導等の際、次の事項に配慮したうえで、消防団員自身の安全を確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 消防団活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第2款 指定地方行政機関等の動員配備体制

町長（本部長）は、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し、法令又は防災に関する計画等に基づき、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施できるように動員配備の要請を行う。

第3節 動員配備計画

動員配備計画については、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第2節 動員配備計画」による。

第1款 水防警報

水防警報の種類、内容及び発表基準並びに水防警報を発表する河川、発表基準及び発表者は次表のとおり。

《水防警報の種類、内容及び発表基準》

種類	内 容	発 表 基 準
待機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨警告するとき又は再び水位の上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨警告するとき	気象予報・警報等の発令及び河川状況等により必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検及び通信並びに輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき	雨量、水位及び流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要があるとき	洪水注意報（氾濫注意情報）等により又は水位、流量その他河川状況等により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき

警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・斜面崩壊及び亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき	洪水警報（氾濫警戒情報）等の発令、又は既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名により一連の水防警報を解除するとき	氾濫注意水位以下に下降したとき又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

《水防警報を発表する河川、発表基準及び発表者》

河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防警報発表者
小丸川	小丸大橋	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	国土交通省 宮崎河川国道事務所

※計画高水位：5.82m

第2款 消防団員の出動等

本部長は、次の場合は消防団員に出動準備をさせ、又は出動させるものとする。

1 出動準備

- (1) 水防団待機水位に達したとき
- (2) 洪水予報が発せられたとき、又は氾濫注意水位に達するおそれがあるとき
- (3) 豪雨等により、破堤、堤防からの漏水又は崖崩れのおそれがあるとき
- (4) 洪水又は高潮の危険が予想されるとき
- (5) その他水防上必要と認められるとき

2 出動

- (1) 氾濫注意水位に達したとき
- (2) ため池、用排水路が危険であると認められるとき
- (3) 堤防の漏水又は決壊のおそれがあるとき
- (4) 水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認められるとき
- (5) その他水防上必要があるとき

第3款 消防団員の招集

- 1 本部長は、風水害及び土砂災害に関して町災対本部を設置するとき及び本節第2款に示すときは、消防団員に対し非常召集を行うものとする。
- 2 消防団員は、停電、暴風等のため、水防信号の発信又はその聴取が困難と認める時は状況に応じ別命を待たず出動するものとする。
- 3 危機管理班長は、消防団員の招集を行ったときは、その集合状況を本部長に報告するものとする。

第4款 消防団の管轄地区

消防団各部の管轄地区は、次表のとおり。

《消防団の管轄地区》

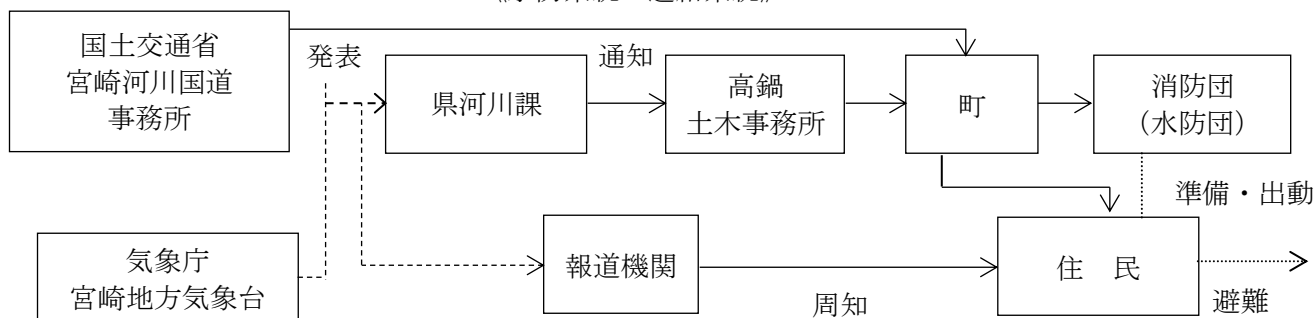
部	管轄地区
本 部	黒谷
直轄部	高鍋町役場職員で編成
第1部	蚊口西の一、蚊口西の二、蚊口上、蚊口中、蚊口下
第2部	菖蒲池西、菖蒲池東、大池久保、御屋敷、萩原、下屋敷、中鶴、雲雀山、樋渡
第3部	小丸、小丸上、小丸下、畑田、後小路、宮越、宮越上、南宮越
第4部	六日町、石原、東町、中央通、中町、旭通、上町、松原町
第5部	南町、筏、十日町、蓑江、宮田、水谷原、越ヶ溝
第6部	脇、舞鶴団地、大工小路、毛作、太平寺、新山
第7部	東平原、西平原、北平原、松本、水除、山下
第8部	川田、馬場原、羽根田、青木、老瀬、中川原、小丸出口、小丸団地、正ヶ井手、上江団地
第9部	牛牧、南牛牧、市の山、中尾、小並
第10部	竹鳩、切原、兀の下、坂本、鬼ヶ久保、俵橋
第11部	持田、持田団地、家床、嶋野、正祐寺、染ヶ岡
第12部	道具小路東、道具小路西、道具小路南
第13部	上永谷、下永谷、堀の内、堀の内団地

第4節 予報及び警報

第1款 予報及び警報の通知・連絡系統

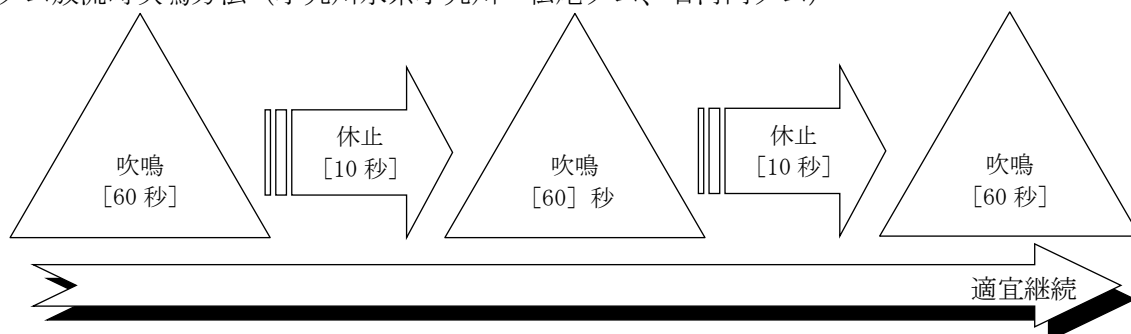
予報及び警報の通知・連絡系統は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第17節 気象予報・警報等伝達計画」によるほか、水防警報の連絡系統は、次表のとおり。

《水防系統の連絡系統》

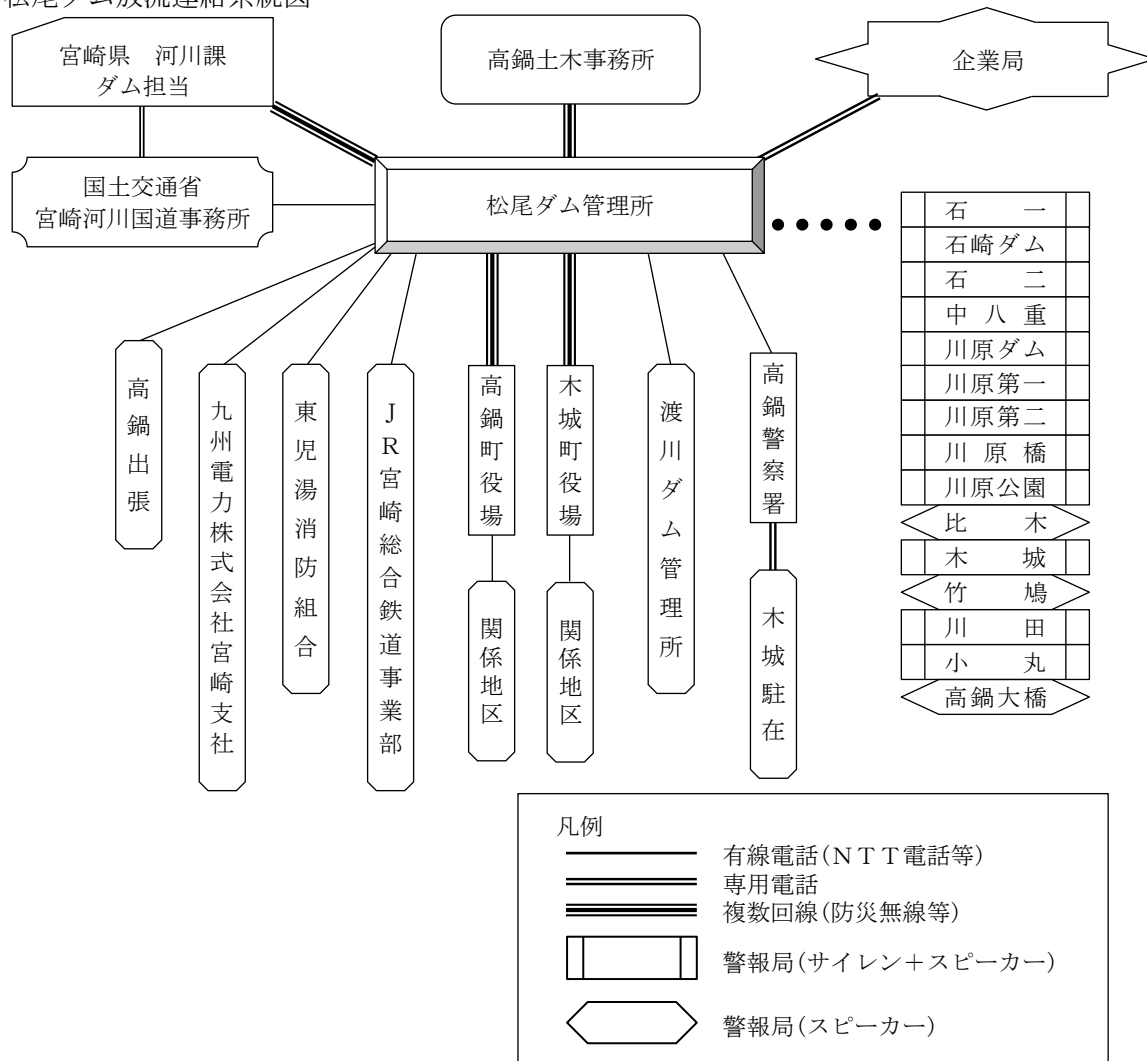


第2款 ダム放流伝達系統

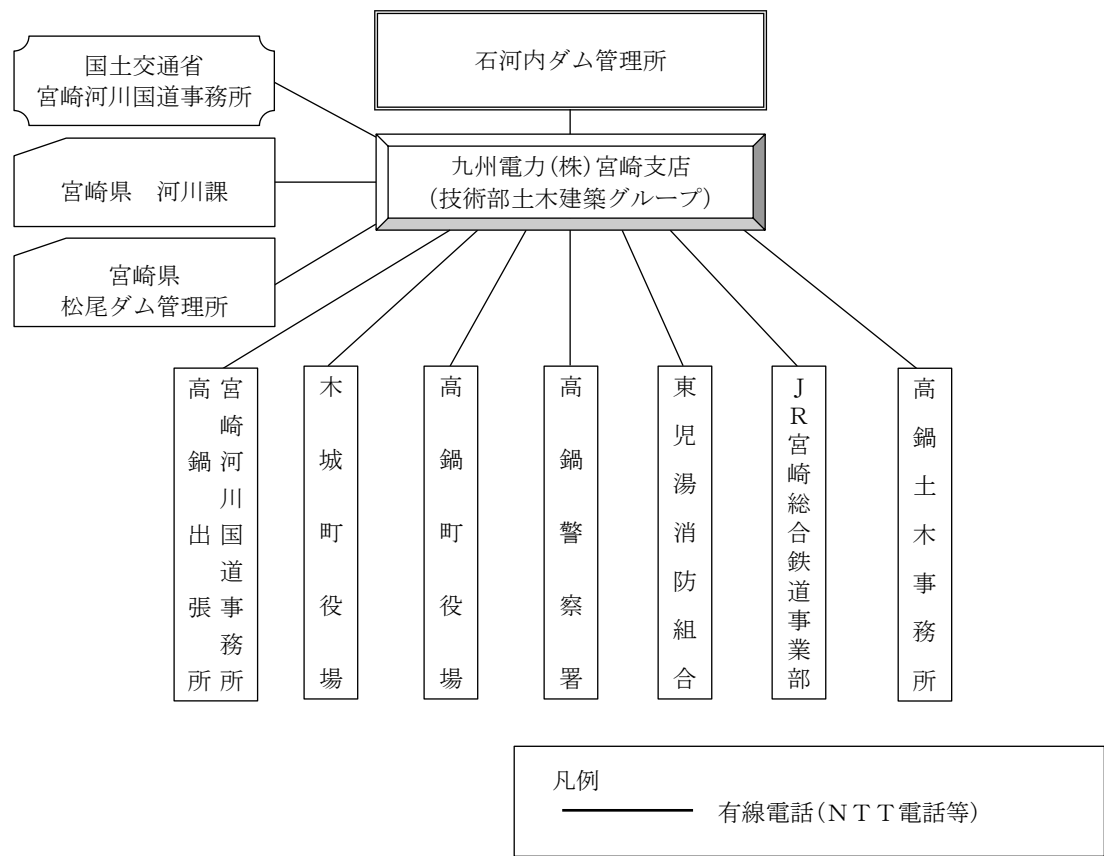
1 ダム放流時吹鳴方法（小丸川水系小丸川 松尾ダム、石河内ダム）



2 松尾ダム放流連絡系統図



3 石河内ダム放流連絡系統図



第3款 水防信号

- 水防信号は、次の通りとする。
- 1 警戒信号（水防第1信号）
氾濫注意水位に達したことを知らせるもので、消防団幹部の出動を行い、水防資器機材の整備点検、水門等の開閉の準備 を知らせるもの。
 - 2 出動信号（水防第2信号）
消防団員の全員が出動すべきことを知らせるもの。
 - 3 協力信号（水防第3信号）
町内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
 - 4 避難信号（水防第4信号）
必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

方 法 区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号			
（水防第1信号） 警 戒 信 号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 ○	約15秒 休 止	約 5 秒 ○	約15秒 休 止
（水防第2信号） 出 動 信 号	●●● ●●● ●●●	約 5 秒 ○	約 6 秒 休 止	約 5 秒 ○	約 6 秒 休 止

(水防第3信号) 協力信号	⊖⊖⊖⊖ ⊖⊖⊖⊖ ⊖⊖⊖⊖	約10秒 ○	約5秒 休止	約10秒 ○	約5秒 休止
(水防第4信号) 避難信号	乱 打	約1分 ○	約5秒 休止	約1分 ○	約5秒 休止

- ・信号は適宜の時間継続すること
- ・必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること妨げない
- ・危険がなくなったときは口頭伝達により周知させるものとする

第5節 災害発生時等の連絡・報告

- 1 本部長は、次の場合、宮崎県高鍋土木事務所に連絡するものとする。
 - (1) 消防団員（水防要員）が出動したとき
 - (2) 水防作業を開始したとき
- 2 用排水、ため池の管理者は次の場合、直ちに本部長及び宮崎県児湯農林振興局長に連絡するものとする。
 - (1) 用排水、ため池が危険な状態にあるとき
 - (2) 用排水、ため池に異常が発生したとき
- 3 本部長は次の場合、宮崎県水防本部長(宮崎県高鍋土木事務所長経由)に報告するものとする。
 - (1) 関係河川、海岸、堤防、水門、樋門、ため池等の平常時の巡視において水防上危険であると認める箇所を発見したとき
 - (2) 堤防その他の施設が決壊したとき(この場合、氾濫する方向の水防管理者に連絡するものとする。)
 - (3) その他水防上特に必要があるとき
- 4 建設班は、土砂災害が発生した場合、急傾斜地災害報告並びに土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（高鍋土木事務所、児湯農林振興局）に報告を行う。
災害報告（土石流等、地すべり及びがけ崩れ）の様式は、様式第5のとおり。
また、危機管理班は、「第2編 共通災害対策編 第2章第3節 被害情報等収集伝達計画」により県危機管理局へ被害状況を報告する。

様式第5 災 害 報 告 (土石流等) 第 報

										(年 月 日 時 分 現在)																							
発生場所		[都・道・府・県] [市・郡] [区・町・村]										大字										地区名											
河川名		[1級・2級・その他]										水系										川		[沢・川・谷]									
発生日時		[不明・調査中・確認済]										年 月 日										時 分		不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する									
根拠		[巡視日時・聞き取り・目撃・その他 ()]																															
災害形態		土石流・土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()																															
避難情報等の発令時刻		避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻 月 日 時 分										概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)																					
		避難勧告 発令時刻 月 日 時 分																															
		避難指示 (緊急) 発令時刻 月 日 時 分																															
		土砂災害警戒情報 発表時刻 月 日 時 分																															
		避難勧告等で避難がなされた時刻 月 日 時 分																															
自主避難がなされた時刻		月 日 時 分																															
発生要因		[降雨・地震・融雪・その他 () ・原因不明]																															
降雨状況		異常気象名																															
		観測所名										災害発生場所からの距離 km																					
		連続雨量 mm										年 月 日 時 ~																					
		最大24時間雨量 mm/24hr										年 月 日 時 ~																					
		最大時間雨量 mm/hr										年 月 日 時 ~																					
地震		震源地 震度 観測地点 災害発生場所からの距離 km																															
融雪		観測所名 災害発生時の積雪深 cm 年 月 日 時										災害発生場所からの距離 km																					
現地調査結果		土砂流出状況 流出土砂量 m ³ 河道閉塞 有・無										堆積状況 河積 / 程度																					
		流水流出状況 流出流量 m ³ 河道閉塞 有・無										堆積状況 河積 / 程度																					
		氾濫面積 m ² 氾濫最大延長×氾濫最大幅 m×m										平均堆積深 最大堆積深																					
		氾濫開始点の勾配 度 氾濫終了点の勾配 度																															
		天然ダム(河道閉塞)状況 最大高さ m 最大幅 m 最大長さ m 湛水 (有・無)										土砂法に基づく緊急調査の実施 (有・無・検討中)																					
既存施設状況		既存施設 (有・無) 既存施設の被災 (有・無) (具体内容:) 既存施設による土砂捕捉 (有・無・調査中)・流水捕捉 (有・無・調査中)																															
溪流の情報		区分 [I ・ II ・ 準ずる ・ 危険溪流ではない (番号:)]										流域面積 km ²										河床勾配 1/											
被害状況		死者 《 》〈 〉名										被害者										才											
		行方不明 《 》〈 〉名																				才											
		負傷者 《 》〈 〉名										年齢										才											
		全壊・流出 《 》〈 〉戸 木造 《 》〈 〉戸 RC 《 》〈 〉戸																															
		半壊 《 》〈 〉戸 木造 《 》〈 〉戸 RC 《 》〈 〉戸																															
物的被害		一部損壊 《 》〈 〉戸 木造 《 》〈 〉戸 RC 《 》〈 〉戸																															
		床上浸水 《 》〈 〉戸 木造 《 》〈 〉戸 RC 《 》〈 〉戸																															
		床下浸水 《 》〈 〉戸 木造 《 》〈 〉戸 RC 《 》〈 〉戸																															
		非住家被害 戸 宅地擁壁の被害 戸 (空積・練積・RC・その他)																															
		公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等) (流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)																															
二次災害の可能性		(有 ・ 無)																															
保全対象		km下流に人家 戸 (人) 道路名等 (その他)																															
避難状況		(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)																															
対応状況		(どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したかorする予定か)																															
応急対応																																	
緊急事業等												災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]																					
関係法令等 (該当する項目に○をつける)		直轄 砂防指定地 (年指定)										地すべり防止区域 [国交・林・農]																					
		保安林 河川区域 [1級・2級・準用・普通]										急傾斜地崩壊危険区域																					
		国有林 土砂災害特別警戒区域										建築基準法による災害危険区域																					
		民有林 土砂災害警戒区域										建築基準法により条例で建築を制限している区域																					
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域										宅地造成工事規制区域																					
報告者		①所属 氏名 ②所属 氏名										③所属 氏名 ④所属 氏名																					
* [添付図面等]												座標 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒																					
都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事																																	
* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること																								本省公表の有無:									
* 写真は、別途e-mailにて送付すること																																	
* 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする																																	

(年 月 日 時 分 現在)

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
 ※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、
 土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

災 害 報 告 (がけ崩れ)

(年 月 日 時 分 現在)

発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名		
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時 分		[不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する]				
避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻		月 日 時 分		避難勧告発令時刻		月 日 時 分					
避難指示 (緊急) 発令時刻		月 日 時 分		土砂災害警戒情報発表時刻		月 日 時 分					
避難勧告等で避難がなされた時刻		月 日 時 分		自主避難がなされた時刻		月 日 時 分					
発生要因		[降雨・地震・融雪・その他 () ・原因不明]									
降雨状況	異常気象名				観測所名				災害発生場所からの距離	km	
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~		年 月 日 時						
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時						
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時						
地震	震源地			震度			観測地点				災害発生場所からの距離 km
融雪	観測所名										災害発生場所からの距離 km
災害発生時の積雪深		cm	年 月 日 時								
斜面の種類	自然斜面	H= m		横断図 (別途添付しても良い)			概況平面図 (別途添付しても良い)				
	人工斜面	H= m									
	勾配	θ 1 度									
拡大の見込み		[有・無]									
保全対象		人家		戸							
		公共的建物									
崩壊の状況	高さ	m	巾	m							
	面積	m ²	勾配	θ 2 度							
	崩壊又は流出土砂量	m ³									
	がけ下端の堆積深	m									
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m								
		②家屋	m								
	被害家屋位置の堆積深	①家屋	m								
		②家屋	m								
崩土の到達距離		m									
その他											
既存施設状況		既存施設 (有・無) (具体内容:) 既存施設の被災 (有・無) (具体内容:)									
斜面の情報		区分 [I ・ II ・ 準ずる ・ 危険箇所ではない]									
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》名		被害者	才	農地被害	(種類・面積)			
		行方不明	《 》《 》名			才					
		負傷者	《 》《 》名			才					
	物的被害	人家	全壊・流出	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸	公共的建物・要配慮者利用施設		
			半壊	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸			
			一部損壊	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸			
		非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)						
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)								
その他											
避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)											
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)											
応急対応											
緊急事業等											
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地		災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]							
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域		地すべり防止区域 [国交・林・農]							
	国有林	土砂災害特別警戒区域		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域							
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法による災害危険区域							
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域								
	災害対策基本法に基づく警戒区域		宅地造成工事規制区域								
	その他 ()		宅造基準条例の適用区域								
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名					
	②所属	氏名			④所属	氏名					
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること											
※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと											
※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする											
座標 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒 本省公表の有無:											

第6節 救助活動

第1款 町

町は、土砂災害が発生した場合に、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。

この際、次の事項を配慮した実施計画を策定する。

- 1 被害者の救出
- 2 倒壊家屋の除去
- 3 流出土砂・岩石の除去
- 4 救助資機材の調達
- 5 関係機関の応援体制

第2款 警察及び消防機関

土砂災害が発生した場合は、町及びその他の関係機関と連携し、「第2編 共通災害対策編 第2章 第5節 救出救助計画」による所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の措置をとる。

第3款 県

町から救助活動について応援を求められたときは、周辺市町村、自衛隊、その他関係機関とともに協力し、救助活動を実施する。

第4款 二次災害の防止対策

迅速な救助活動と同時に、新たな土砂崩れ等の二次災害の防止について、次のような対策を検討し実施する。

- 1 仮排水路の設置
- 2 不安定土砂の除去
- 3 ブルーシート張り
- 4 土のう積み
- 5 仮設防護柵の設置

調整用空白ページ

第3章 風水害復旧・復興計画

風水害における復旧・復興計画は、「第2編 共通災害対策編 第3章 災害復旧・復興計画」による。

調整用空白ページ

第 6 編

大規模事故等災害対策編

目次

第1章	建築物及び文化財災害	309
第1節	公共施設災害予防対策	309
第2節	一般建築物災害予防対策	310
第3節	教育施設等災害予防対策	310
第4節	文化財災害予防対策	311
第2章	農業災害	313
第1節	農業災害予防計画	313
第2節	農業施設災害予防計画	313
第3節	農作物災害予防計画	314
第4節	災害予防に関する試験研究の推進	315
第5節	防災基盤の整備	315
第6節	防災営農体制の整備	315
第7節	農林水産業用施設等災害応急対策計画	316
第3章	火災災害	319
第1節	基本方針	319
第2節	消防力・消防設備の整備強化対策	319
第3節	火災予防対策	321
第4節	防火管理体制の強化対策	321
第5節	予防指導・査察計画	321
第6節	林野火災予防計画	322
第4章	危険物等災害	325
第1節	基本方針	325
第2節	危険物災害対策	325
第3節	高圧ガス災害対策	328
第4節	火薬類災害対策	329
第5節	毒物劇物災害対策	330
第6節	流出油災害対策	331
第5章	公益事業等施設災害	333
第1節	基本方針	333
第2節	電気施設災害予防対策	333
第3節	ガス施設災害予防対策	339
第4節	通信施設災害予防対策	341
第5節	上水道、下水道施設災害予防計画	344
第6節	道路施設対策	346
第7節	鉄道施設対策	347
第6章	交通施設等災害	349
第1節	基本方針	349
第2節	道路整備計画	349
第3節	のり面崩壊防止対策	350

第4節	道路施設等の点検・整備計画	350
第5節	鉄道施設	351
第6節	航空機事故	352

節	款	項 目	担 当	頁			
第 1 章 建築物及び文化財災害							
1 公共施設災害予防対策	1 基本方針		危機管理課、社会教育課、建設管理課	309			
	2 計画目標	1 重要建築物の指定					
		2 建築物防災診断の実施					
		3 防災建築の促進					
		4 災害予防対策の実施					
		5 避難所となる公共施設の整備					
6 夜間の防火安全対策							
2 一般建築物災害予防対策	1 現況		建設管理課	310			
	2 計画目標	1 建築物等に対する指導					
		2 工事中の建築物に対する指導					
		3 屋外広告物等の落下防止					
4 住民に対する防災知識の普及及び啓発	危機管理課						
3 教育施設等災害予防対策	1 現況		教育総務課、建設管理課				
2 計画目標							
4 文化財災害予防対策	1 現況		社会教育課、建設管理課	311			
	2 計画目標						
第 2 章 農業災害							
1 農業災害予防計画	1 基本方針		農業政策課、建設管理課	313			
	2 現況						
2 農業施設災害予防計画	1 ため池整備計画			314			
	2 用排水路						
	3 農道						
3 農作物災害予防計画	1 水稻				315		
	2 野菜						
	3 花き						
	4 果樹						
4 災害予防に関する試験研究の推進							
5 防災基盤の整備	1 農地防災事業				316		
	2 農村整備事業等						
6 防災営農体制の整備	1 農地保全施設の管理				317		
	2 営農指導の実施						
7 農林水産業用施設等災害応急対策計画	1 基本方針			318			
	2 農林水産業用施設等災害応急対策	1 農林業用施設応急対策					
		2 農作物等応急処置					
		3 家畜等応急対策					
		4 林産物応急対策					
第 3 章 火災災害							
1 基本方針			危機管理課、消防団	319			
2 消防力・消防設備の整備強化対策	1 現況						
	2 消防力及び水利施設の状況	1 消防機構					
		2 消防施設					
		3 消防水利施設					
	3 計画目標	1 消防団の強化					
		2 消防施設の整備					
		3 消防水利施設の整備					
4 火災予防活動の強化							
3 火災予防対策	1 現況			321			
2 計画目標							
4 防火管理体制の強化対策	1 現況			322			
	2 計画目標						
5 予防指導・査察計画	1 現況			323			
2 計画目標							
6 林野火災予防計画	1 現況		危機管理課、消防団、農業政策課	324			
	2 計画目標	1 監視体制等の強化					
		2 予防施設の整備					
		3 林野火災対策用資機材の整備					
		4 消防体制の整備					
5 防火思想の普及							
第 4 章 危険物等災害							
1 基本方針				325			

2 危険物災害対策	1 現況		危機管理課、消防団	326	
	2 危険物災害予防計画	1 規制等			
		2 保安意識の高揚			
		3 保安指導			
		4 自主保安体制の確立			
	3 危険物災害応急対策 計画	1 消防本部、消防署及び消防団			327
		2 応急措置の方法			
		3 緊急時の連絡系統図			
4 消防本部の措置					
3 高圧ガス災害対策	1 高圧ガス災害予防計画	危機管理課	328		
	2 高圧ガス災害応急対策 計画				
4 火薬類災害対策	1 火薬類災害予防計画		329		
	2 火薬類災害応急対策 計画				
5 毒物劇物災害対策	1 毒物劇物災害予防計画	危機管理課、農業政策課、建設管理課	330		
2 毒物劇物災害応急対策					
6 流出油災害対策	1 流出油災害予防計画	331			
	2 流出油災害応急対策 計画		1 流出油災害対策連絡調整本部の設置		
			2 災害対策		
第5章 公益事業等施設災害					
1 基本方針			危機管理課、消防団	333	
2 電気施設災害予防対策	1 現況				
		2 計画目標			1 防災体制
					2 電力設備の災害予防措置
					3 防災業務施設及び設備の整備
					4 災害対策用資機材等の確保及び整備
	5 電気事故の防止				
	3 電気施設災害応急対策	1 災害対策に対する基本体制			
		2 災害時における通報、連絡及び情報収集等			
		3 作業体制の確保			
		4 災害時における復旧応援者用の施設借用			
		5 災害時における復旧資材の確保			
		6 災害時における道路啓開			
		7 災害時における危険予防措置			
		8 災害時における応急工事			
		9 災害時における広報			
	3 ガス施設災害予防対策	1 現況			
2 計画目標		1 防災体制			
		2 施設対策			
		3 火災発生対策			
		4 その他の対策			
		5 教育訓練計画			
4 通信施設災害予防対策	1 現況				339
		2 計画目標			
			2 災害対策用機器及び車両の配備		
			3 防災訓練		
	4 防災に関する防災関係機関との協調				
	3 通信施設災害応急対策		1 対策本部の設置		
			2 通信の利用の制限		
		3 輻輳緩和対策			
		4 利用者に対する協力依頼			
		5 復旧対策			
5 上水道、下水道施設災害予防計画	1 基本方針	上下水道K	344		
	2 現況				
	3 計画目標				
6 道路施設対策	1 被害状況の調査及び緊急点検の実施	危機管理課、建設管理課	346		
	2 道路管理者等への通報				
	3 放置車両等				

	4 避難道路			347			
	5 被災交通安全施設						
	6 応急工事の実施	1 応急工事 2 応急工事の順位					
	7 ライフラインに被害が発生した場合の通報						
	8 住民への広報						
	9 二次災害の防止						
	10 施設機能の確保						
7 鉄道施設対策	1 町の協力		危機管理課	348			
	2 九州旅客鉄道株式会社	1 列車の運行 2 事故対策本部等 3 連絡通報体制 4 応急措置（案内広報等） 5 応急復旧体制 6 連絡先					
	3 関係機関の協力体制						
	第6章 交通施設等災害						
	1 基本方針				危機管理課、建設管理課	349	
	2 道路整備計画	1 現況					
		2 計画目標					1 道路整備 2 緊急輸送道路
3 のり面崩壊防止対策		350					
4 道路施設等の点検・整備計画	1 現況						
	2 計画目標						
5 鉄道施設	1 現況		351				
	2 計画目標	1 施設、設備の防災性確保 2 防災訓練 3 町の協力体制の確立 4 連絡体制					
6 飛行機事故		1 現況		危機管理課、建設管理課	352		
	2 計画目標	1 処理すべき事務又は業務の大綱 2 応急対策計画					

第1章 建築物及び文化財災害

第1節 公共施設災害予防対策

第1款 基本方針

公共施設には、多数の勤務者や来訪者が出入りし、災害による被害を拡大させる要因となる。これら多くの人命を災害から守ることは、町としての大きな責務である。

公共施設の被害は、社会経済活動及び住民生活に与える影響が非常に大きく、防災の観点から公共施設等を整備することは、避難所整備としての有効な施策ともなる。そのため、新たに建築する公共施設は、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強に努める。

民間の施設及び一般建築物についても、防災対策の重要性の周知徹底に努め、耐震性の強化促進に努める。

また、本町は、天然記念物や遺跡等の多くの貴重な文化財が分布する。これらの貴重な財産を守り後世に残していくためには、日頃から火災等の災害を防止する体制を整えておくことが重要である。

第2款 計画目標

1 重要建築物の指定

災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物の指定に努める。

2 建築物防災診断の実施

必要に応じ、町及び消防機関、その他の協力団体と協力して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。

3 防災建築の促進

建築物の耐風、耐火の促進対策は、次のとおりとする。

- (1) 大規模建築物及び公共建築物は、原則として耐火建築とし、その他の建築物についても不燃及び防火建築物として建設を促す。
- (2) 公営住宅については、長寿命化の視点からも耐火建築を推進する。

4 災害予防対策の実施

- (1) 建築基準法の規制に基づき、建物の火災・風水害対策の検討を行う。
- (2) 消防法等により整備を必要とする防災設備等（消防設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。
- (3) 職員、施設利用者及び入居者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防火管理体制の整備に努める。さらに、関係機関との連絡体制も整備する。

5 避難所となる公共施設の整備

大規模公共施設等多人数を収容し得る公共建築物にあつては、災害時に有効な避難救護施設となり得よう、利用時のルールや施設の整備を推進する。

6 夜間の防火安全対策

夜間における防火管理体制及び避難誘導措置の整備を、各施設単位で推進する。

第2節 一般建築物災害予防対策

第1款 現況

一般建築物に関しては、火災発生による被害の拡大が予想されるため、町域内の一般建築物については、次の点において検討が必要である。

- 1 市街地については家屋の密集が進み、道路も幅員が狭い部分が見られる。
- 2 周辺環境と一体となった総合的な居住環境の整備が必要である。また、木造密集地域等を踏まえた火災危険地域の指定と同時に、延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備についても検討していく必要がある。

第2款 計画目標

1 建築物等に対する指導

老朽建築物について構造、敷地、危険度等を調査し、防災上危険であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防の措置をとるよう指導する。

2 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

3 屋外広告物等の落下防止

災害の発生により、広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路標識等の道路付帯構造物及び建築物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想される。このため、道路管理者やその他公共施設の管理者は、施設の点検、補修、補強を図るとともに、町は事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

4 住民に対する防災知識の普及及び啓発

空気乾燥による火災発生危険時期及び台風時期、梅雨期において、住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携の上、ポスターの掲示、講習会の開催等を推進する。

第3節 教育施設等災害予防対策

第1款 現況

教育施設等は、人員収容能力が大きく、かつオープンスペースを有しており、防災上特に重要な施設である。本町には、小学校2校、中学校2校、県立高等学校2校及び県立農業大学校が1校あり、その他公民館や体育館などの社会教育施設も充実している。しかしながら、いずれの施設も老朽化が進んでいるため、改善が必要な状態となっている。

第2款 計画目標

- 1 教育施設等の防災診断を実施し、診断結果に基づいて必要な箇所を補強する。また、危険性の

高い建物から順次、防災上安全な構造物に改築するとともに、避難所としての機能・設備の充実を図る。

- 2 教育施設等の新設、増設、改修等に当たっては、安全性を確保する必要がある建物について耐火構造とする。
- 3 教育施設等の新設、増設、改修又は移転の際に必要な敷地の選定に当たっては、水害等による影響を受けないものとするため、慎重な地盤調査を行うものとする。
- 4 児童生徒に対し、学校教育を通じて防災教育を徹底し、正しい防災意識の定着化を図るものとする。

第4節 文化財災害予防対策

第1款 現況

本町における指定文化財の状況は、国指定文化財として天然記念物の高鍋のクス、史跡では持田古墳群が指定されている。また、県指定文化財には、天然記念物に指定されているアカウミガメ及びその産卵地、石井十次生家等が指定されている。町指定文化財には、高鍋城址等の史跡のほか、古文書等が多く指定されている。

町及び消防本部、消防署、消防団は、これらの文化財を管理する施設や団体等に対して、防火施設の整備・拡充の指導に努める。

第2款 計画目標

町は、文化財を災害から保護するため、次に掲げる防災意識の高揚、防災施設の整備に努める。また、国、県の指定する文化財については、必要に応じて関係部局へ防災対策の要請を行う。

- 1 文化財に対する町民の防災意識の高揚とその普及徹底を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した消火訓練・広報活動を行う。
- 2 町民の貴重な歴史的遺産である文化遺産を保存、伝承するための防災施策を年次的に実施していく。
- 3 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護について指導を行う。
 - (1) 防災管理体制の確立
 - ア 災害予防及び災害発生時の責任・役割分担の明確化
 - イ 自衛消防隊の編成
 - (2) 避難体制の確立
 - ア 文化財の避難計画（避難場所、避難路、責任者等）（文化財の持ち出しを含む。）の作成
 - イ 参詣者、拝観者等の避難誘導計画の作成
 - ウ 避難訓練の実施
 - (3) 防火施設、設備の整備
 - ア 消火設備の整備促進
 - イ 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進
 - ウ 電灯線、消火栓等の点検整備
 - エ 指定物周辺の火気使用禁止区域の設定

調整用空白ページ

第2章 農業災害

第1節 農業災害予防計画

第1款 基本方針

本町の農業は、米作や施設野菜が主体であるが、近年の都市化・住宅化の進展は、その基盤である農地の転用を急速に進め、農地の面積は年々減少してきている。しかし、農業あるいは農地というものは、ただ単に作物を生産するだけでなく、都市にあっては緑の空間を約束するものでもある。そのような意味においても、本町における農業あるいは農地の持つ役割は極めて大きいといえる。したがって、今後とも農業施設及び農産物等を台風、豪雨等から未然に防止するため、所要の予防措置を講じる。

第2款 現況

本町では、都市化に伴い農地の改廃や混住化が進み、地域農業・農村の環境が大きく変化している。農家戸数は年々緩やかに減少しており、農業従事者も高齢化の傾向にある。農畜産物の自由化に伴う海外の農畜産物との競合、消費者ニーズの高級化・多様化、さらには若者の農業離れによる後継者不足等が課題となっている。

また、林業については経営規模が1ha未満と零細であるものの、杉、檜を中心として植栽が進んでいる。現在木材需要が低迷しているなかで、児湯広域森林組合が小径木加工場を設置する等、販路の拡大、宣伝等の推進を図っている。海岸線の松林は、潮害防風林としての機能と憩いの場としての森林空間の保全に努める必要がある。

水産業に関しては、小丸川漁業協同組合にあゆ・ウナギの稚魚の放流委託を行うとともに、漁協独自の稚魚放流も行われている。しかし近年、河川の濁り等により、餌となる藻が石に付かない状況が見受けられ、漁量の増加がなかなか見られないため、対策が必要となっている。

第2節 農業施設災害予防計画

農業施設等については、農業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きい。整備計画にあたっては、協力依頼を要請するとともに、町と住民の相互の協力体制のもと、次の計画を推進する。

第1款 ため池整備計画

- 1 巡視による異常の早期発見と報告、草刈の励行
- 2 排水施設の点検整備
- 3 堤体の応急補強と通行規制
- 4 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- 5 不用貯水の排除及び事前放流
- 6 老朽ため池等整備事業の積極的活用

第2款 用排水路

- 1 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- 2 水路中の各種ゲートの整備点検、操作の確実な実施
- 3 生活用雑排水の水田流入防止のための水路整備

第3款 農道

- 1 側溝・暗渠・溜桝・排水管等、排水施設の浚渫・清掃
- 2 農業機械の大型化に対応した農道の拡張・整備

第3節 農作物災害予防計画

第1款 水稻

- 1 災害の種類に応じた抵抗性品種の採用と適期移植による災害の軽減
- 2 共同育苗施設の利用による応急対策用苗の確保
- 3 計画的配水、作期の分散等による干ばつ被害発生の防止
- 4 風水害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防措置及び事後措置の実施
- 5 気象情報に即応した予防措置の実施
- 6 水源林の維持管理による局所的農業用水源確保

第2款 野菜

- 1 灌水施設を整備し、敷藁、敷草による干害対策
- 2 水害に対する排水溝等の整備
- 3 台風に対する防風垣、防風林、防風網の整備
- 4 倒伏防止のための支柱補強

第3款 花き

- 1 灌水施設の整備、敷藁、敷草による干害対策
- 2 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強
- 3 倒伏防止のための支柱補強
- 4 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網の整備
- 5 排水溝等の整備、敷藁、敷草による水害対策

第4款 果樹

- 1 深耕、排水等による干害対策
- 2 敷藁、敷草による土壌水分の蒸発抑制

- 3 灌水用水源の確保
- 4 風害に対する温室、果樹棚及びビニールハウス等の補強
- 5 水害に対するテラス溝、排水溝等の整備
- 6 草生、敷藁、敷草等による土壌の流亡防止及び園地の損壊予防

第4節 災害予防に関する試験研究の推進

町は、災害予防対策の効果的な推進を図るため、干ばつ等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発資料や、農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- 1 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること
- 2 耐干性、耐湿性等をもった農作物の開発に関すること
- 3 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること
- 4 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること

第5節 防災基盤の整備

町は農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

第1款 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水等から農地及び農業用施設を防護するため、治山ダム、堤体等の整備を県と連携し進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の改修補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の発生防止を図る。

第2款 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道、農業集落道及び緊急時に消防用水や生活用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

第6節 防災営農体制の整備

農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、次の計画により農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に努める。

第1款 農地保全施設の管理

ダム、堤体、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業用水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

第2款 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要なその対応策を検討し、県と協力して指導を行う。

第7節 農林水産業用施設等災害応急対策計画

第1款 基本方針

関係機関は、災害時において農林水産業用施設等の被害の実状を早期に調査し、応急復旧を図る。

第2款 農林水産業用施設等災害応急対策

1 農林業用施設応急対策

- (1) かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- (2) 水等により広範囲に渡る湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、災害区域全体の総合調整の上、次の施設応急対策を実施する。

- ア 用水路やポンプ等による排水
- イ 破損箇所への応急復旧
- ウ 流入した土砂・樹木等の除去
- エ 農道等の応急復旧

2 農作物等応急処置

(1) 種苗確保

- ア 町長（本部長）は、災害により農作物の播きかえ又は植えかえを必要とするとき、関係農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。
- イ 町長（本部長）の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめる。管内で確保できないものは、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して必要量を確保する。

ウ 病虫害防除対策

県の「病虫害協議会」及び「農業気象対策専門委員会」等へ指導をあおぐとともに、県が組織する「緊急防除指導班（営農指導課、農産園芸課、農業試験場及び病虫害防除所の担当職員で編成）」と協力して、具体的な防除策を措置する。

エ 応急処置の内容

応急処置の内容は、次表のとおり。

《応急処置の内容》

作物	災害種別	内 容
稲・麦	風水害	1 再生産用・代作用種子・苗の確保（食糧事務所、米麦品質改善協会等の関係機関から）
	干 害	2 （高性能）防除機による病虫害防除の指導及び実施 3 計画的配水の実施
果 樹	干 害	1 わら等を樹体にかける（蒸発散の防止） 2 適正結果（摘果） 3 熟期に達した果実の収穫
	風水害	1 熟期に達した果実の収穫 2 倒伏した樹の整復、裂枝の除去又は復元固定 3 土砂崩れ等の場合の土砂の除去 4 落葉した樹のわら巻、石灰乳の塗布 5 病害防除の徹底
野 菜	干 害	1 若どりの実施 2 薬剤散布 3 液肥の施用 4 代作の実施
	風水害	1 中耕、土寄せの実施 2 窒素質肥料の追肥（草勢が弱っているとき。） 3 土砂の洗浄、薬剤撒布 4 代作の実施
花 き	干 害	1 敷わら・敷草又は穴灌水の実施 2 液肥の灌水への加用 3 代作の実施
	風水害	1 排水、土寄せの実施 2 防除の実施 3 防風処置の実施

3 家畜等応急対策

(1) 家畜の防疫

県により獣医師会の協力を得て組織される家畜防疫班、家畜消毒班及び家畜衛生班等により、必要な防疫を実施する。災害による死亡家畜については、化製場で処理するが、道路の寸断等により、そのような処理ができない場合は、家畜の飼養者にて、町長（本部長）に届出を行わせるとともに、知事の許可を受けて、死体の埋没又は焼却を行わせる。

ア 被災家畜に伝染性の疾病の疑いがある場合、又は感染症の発生のおそれがある場合には、防疫及び消毒部隊を被災地に派遣し、緊急予防処置をとる。

イ 町長（本部長）は、災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合、県に防疫及び消毒部隊の派遣を要請し、家畜の伝染病に対処する。

(2) 飼料の確保

町長（本部長）は、政府保有の飼料用穀類の放出、農業団体並びにその他飼料製造販売業者への必要数量の確保及び供給のあつせんを、必要に応じ県へ要請する。

(3) 応急処置

家畜管理のための応急処置方法は、次表のとおり。

《家畜管理のための応急処置方法》

区 分	応急処置方法
感染症予防	1 家畜衛生保健所による予防注射の実施 2 家畜衛生保健所による巡回家畜診療の実施 3 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び獣医師会に治療を要請する。
飼料の確保	1 県への政府保管の飼料放出依頼 2 県への飼料業者に対する確保・供給のあっせん依頼
干 害	1 灌水が可能な場合は実施する。 2 発芽不良の場合は、被害程度に応じ、追播を行うか播き直しを行う。
風水害	1 早急に排水を行う。 2 窒素を主体とした追肥を行い、生育の回復を行う。 3 倒伏後の回復の見込みが無い場合は、早急に刈り取り又は青刈りを行い、利用する。

4 林産物応急対策

町は、災害時において、林産物の被害を軽減するため、以下の事項において県と協議の上、病害虫の防除、林業用種苗の供給に努める。

(1) 病害虫の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は、速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により、病害虫の防除に努める。

(2) 林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、町は森林組合、農業協同組合等と協力し、対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

ア 干害対策

- (ア) 灌水を実施する。
- (イ) 病害虫の防除を実施する。

イ 浸冠水対策

- (ア) 排水を実施する。
- (イ) 病害虫の防除を実施する。

ウ 風害対策

- (ア) 即効性追肥を実施する。
- (イ) 病害虫の防除を実施する。

(3) 応急処置の内容は、次表のとおり。

《応急処置の内容》

作 物	災害種別	内 容
林産物	風水害	1 苗木の確保（樹苗農業共同組合等と協力）
	干 害	2 種子の確保

第3章 火災災害

第1節 基本方針

火災の予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより、相当な効果を期待し得るものである。大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・消防体制の整備等、消防・救急対応力の強化を図る。

特に大火は、住民の火災予防対策の意識の向上並びに初期消火の協力体制の確立により被害の軽減を図る。

第2節 消防力・消防設備の整備強化対策

第1款 現況

本町の消防体制は、常備消防体制として東児湯5町（木城町、都農町、川南町、高鍋町、新富町）を管轄する東児湯消防組合（1本部1署3分遣所で構成）があり、消防本部及び本署が町内に存在する。また、非常備消防体制として町消防団が13部、直轄部及び本部の計15部で組織されている。

第2款 消防力及び水利施設の状況（平成31年4月1日現在）

本町には、525カ所の消火栓が設置されており、市街地のほとんどを網羅している。また、別に防火水槽56カ所があり、合計581カ所の水利施設がある。（資料：東児湯消防組合 平成30年版消防年報）

1 消防機構

- (1) 都市化の進展に伴う市街地の拡大や道路網の関係上、消火・救助作業に支障をきたしている箇所が見られる。
- (2) 消防団員の確保が困難になってきており、団員数の減少や高齢化等の問題が生じてきている。消防団活動が消火活動にとどまらず、防災活動全般においても重要な役割を担っているという認識に立って、体制の強化を図るとともに、より一層施設や装備の充実と消防団員の資質向上に努めていく必要がある。

2 消防施設

- (1) 東児湯消防組合では、中高層建築物火災や特殊火災等の特殊な消防需要に対応できるはしご付き消防自動車、化学消防自動車が不足している。
- (2) 消防機庫は14カ所あり、消防団各部で管理している。

3 消防水利施設

- (1) 防火水槽の充足率は、国の所要基準に比べて低い。今後は特に道路狭あい地区や家屋の密集した旧市街地での整備が課題となる。
- (2) 消火栓については、町内市街地を網羅している。

第3款 計画目標

1 消防団の強化

- (1) 団員相互の団結を深め、消防活動の協力体制強化を図る。
- (2) 招集伝達網を通じての招集・参集実施訓練等、団員に対する訓練を強化する。
- (3) 消防団活性化対策の推進

消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るため、ソフト面、ハード面からの組織機能の向上を推進する。

ア 安全装備（防火衣等）の整備拡充

イ 退職報償金や公務災害補償の充実についての要望

ウ 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用

エ 教養研修、レクリエーション活動の整備充実

- (4) 各種教育・訓練の強化を図る等、消防団員の資質向上に努める。
- (5) 消防団と自主防災組織の合同訓練推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、町の防災体制の中核として、又中心的な実働部隊として、大きな役割を持つ組織である。特に、消防団員や消防団OBは、その立場を生かした地域の自主防災組織の牽引者として、防災訓練等を通じて地域の防災組織の活性化を図る。

2 消防施設の整備

- (1) 年次計画により消防機械の整備を促進する。
- (2) 消防施設等の保全

現有消防ポンプ自動車等の整備点検・更新を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を図る。

- (3) 円滑な消防・救助活動を確保するため、通信指令体制の整備を図るとともに、広域での連携を強め、組織体制の強化に努める。

3 消防水利施設の整備

- (1) 消防活動に欠かせない十分な水源確保のため、消火栓や耐震性防火水槽等の水利施設を整備する。消防水利は、人工水利（消火栓・防火水槽・プール）と自然水利（河川・池）とに分けられるが、人工水利が被災した場合を考慮し、自然水利の開発や確保を行う。
- (2) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に、消防水利施設を年次計画により整備していく。

ア 消火栓については、水道管布設時に随時設置する。

イ 防火水槽については、用地確保の問題があるため、公共用地（公園・空地等）への設置を中心に整備を進めていく。

4 火災予防活動の強化

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）を基本とした予防行政の充実・強化を図る。
- (2) 火災予防の広報を活発に行うとともに、家庭や地域・職場・学校における消防訓練・研修会等を通して住民の防火意識の高揚を図る。
- (3) 各事業所における初期消火活動体制の整備を推進するとともに、自衛消防組織の育成に努める。
- (4) 町は、災害時における消防活動の万全を期するため、既に結んでいる県内消防機関との協定の整備充実を図り、相互に応援体制の強化に努める。
- (5) 消防機関は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、建物への延焼防止、危険物

対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

(6) 消防機関は、以下の事項について火災予防運動を推進する。

- ア 春季・秋季全国火災予防運動の普及啓発
- イ 広報による防火思想の普及
- ウ 講習会、講演会等による一般啓発
- エ 婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の育成

第3節 火災予防対策

第1款 現況

毎年、火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防思想の普及向上に努めている。

第2款 計画目標

- 1 消防車両進入困難地域等を中心に、各地域に適合した消防水利の整備を図る。
- 2 消防車両進入困難地域等における延焼を防止するため、町道の整備等について検討する。また、建築物の不燃化を促進する。
- 3 建物や道路の現況を把握し、総合的、系統的な火災危険地域や延焼危険区域を想定し、それに対応した火災予防対策を検討する。
- 4 消防車両の進入が困難な地域においては、初期消火が特に重要となるので、自主防災組織等の整備を促進し、防火意識の普及や高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。
- 5 防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防思想の一層の普及を図る。

第4節 防火管理体制の強化対策

第1款 現況

消防本部、消防署、消防団は、火災に対処できるように消防組織法に基づき、消防体制の強化を図り、防災活動の万全を期することを主眼として、防火管理及び消防同意に関する指導を行っている。

第2款 計画目標

- 1 防火対象物及び消防用設備を設置することを義務づけられている関係者に対し、次の措置をとる。
 - (1) 防火対象物には必ず防火管理者を選任することとし、防火管理者上級講習会を開催する等により、その資質の向上を図るよう指導する。
 - (2) 防火対象物に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実、消防用設備等の整備点検及び火気使用上の留意点等について十分な指導を行う。
 - (3) 防火管理者の組織化を図り、相互の知識及び技術の修得研修の機会を与える。
 - (4) 消防用設備等工事着手の届出及び防火対象物使用開始の届出の際の指導を行う。

- (5) 消防用設備等に関する技術の進歩に対応できるよう、県の実施する消防設備士講習会への積極的な参加を促進し、消防設備士の資質向上に努める。
- 2 消防同意制度の運用により、消防用設備の設置を指導する等建築物に関する火災予防を十分に図っていく。
- 3 消防本部は、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例に基づき、火災発生の未然防止に努める。また、不特定多数の者が出入りする施設については、消防用設備の維持管理や避難設備等の適切な管理を確保するため、予防査察や各種広報手段により啓発や指導を行う。
- 4 各事業所の施設管理者等に対する防火安全指導を強化する等、自主防災体制の充実に努める。

第5節 予防指導・査察計画

第1款 現況

消防本部及び消防署は、消防法等に基づき教育施設、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため、立入検査を実施するとともに、通報・避難・消火等の訓練の実施及び消防計画作成の指導を行っている。

第2款 計画目標

- 1 未然に火災を防止するための予防査察の徹底を図る。火災警報発令中には、火気使用施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。
 - (1) 定期予防査察
消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。
 - (2) 危険物予防査察
危険物施設の立入検査を適宜実施し、防災上の指導を行う。
 - (3) 特別予防査察
火災予防上、特に必要が生じた場合、適宜特別予防査察を行う。
- 2 一般家庭を対象に、必要に応じて、火の元検査を主とした防火診断を行う。
- 3 町は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、家庭及び職場での徹底を図るため、消火機器の設置を奨励する。また、講習会や防災訓練により、住民の防火意識の高揚を図る。
- 4 建築物を不燃化構造物に改善するための指導を強化する等、災害に強い町づくりに取り組む。

第6節 林野火災予防計画

第1款 現況

本町における森林面積は約674haであり、町全体面積の約15%であるものの、低地平坦部と高台

地部の接する傾斜地帯に分布することから、地形と相まって風水害に対する保安林的性格及び緑豊かな生活環境林的性格を有している。

第2款 計画目標

1 監視体制等の強化

(1) 町

町は、各関係諸機関の実施する林野火災予防施策について、連携、協力を行う。

(2) 消防機関

消防機関は、林野火災発生のおそれがある場合は、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

ア 火災警報の発令等

気象状況等が火災予防上危険であると判断される場合には、火災に関する警報の発令、地区住民等への周知等必要な措置を講じる。

イ 火災警報の周知徹底

火災警報の住民等への周知は、サイレン吹鳴の他、広報車による巡回広報等を通じ周知徹底を図る。

ウ 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整する。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

エ 火入れ等の制限

(ア) 火入れに関する条例による届出許可を受ける。

(イ) 異常乾燥注意報又は強風注意報が発表されている場合等の火入れの禁止。

(ウ) 火入れ実施の際の気象状況が急変した場合の応急処置。

(エ) 町長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例に基づき、期間を限って一定区域内の火入れを制限する。

2 予防施設の整備

町及び関係機関は、林野火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見ができる施設等を整備するよう努める。

(1) 町

林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に、簡易防火用水等の林野火災予防用機材の重点的な配備に努める。

また、1月30日～2月5日までの宮崎県林野火災予防運動期間には、予防対策を強化する。

ア 防火水槽の整備を図る。

イ 自然水利用施設の整備を図る。

ウ 延焼防止のため、防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備を検討する。

(2) 関係機関（管理者等）

ア 休憩所等にドラム缶等を利用した簡易防火用水を整備する。

イ 土管等を利用した路端用灰皿等を整備する。

3 林野火災対策用資機材の整備

消防機関は、林野火災における消防力強化のため、空中消火用資機材、可搬式ポンプ・送水装置、

ジェットシュータ、チェンソー等、消火作業用資機材の計画的な整備を推進する。

4 消防体制の整備

町及び消防機関は、自衛隊、県警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。

5 防火思想の普及

町は火災発生時期に、予防広報を積極的に推進する。

春季・秋季の年2回の全国火災予防運動に併せ、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

第4章 危険物等災害

第1節 基本方針

消防機関は、危険物による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

危険物施設に対しては、次の方針により消防本部、消防署、消防団及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

- 1 関係法令の遵守
- 2 消防法に基づく保安監督の強化
- 3 保安体制の確立及び教育の徹底
- 4 火災の予防
- 5 危険物施設における自衛消防組織の育成

第2節 危険物災害対策

第1款 現況

本町の危険物施設は、主に石油類（第四類：引火性液体）の取扱施設であり、消防法に基づく届出施設が75施設ある。これらの危険物貯蔵庫の種別では、屋内外のタンクや地下タンク等があるが、このうち最も多いのは給油取扱所の19箇所である。

《危険物施設》

取り扱い施設	施設数
製造所	3
屋内貯蔵所	5
屋外タンク貯蔵所	14
屋内タンク貯蔵所	0
地下タンク貯蔵所	15
簡易タンク貯蔵所	0
移動タンク貯蔵所	10
屋外貯蔵所	1
第1種販売取扱所	0
第2種販売取扱所	0
給油取扱所	17
一般取扱所	10
少量危険物貯蔵取扱所	0
その他	0
計	75

資料：東児湯消防組合 令和5年版消防年報（令和6年4月1日現在）

第2款 危険物災害予防計画

1 規制等

- (1) 危険物施設について、設置等の許可及び立入検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するよう規制する。
- (2) 関係事業所に対して、保安管理体制等を定める予防規程の策定及び運用を指導する。
- (3) 屋外タンク貯蔵所の保安検査及び危険物施設の定期点検の適正な実施について指導する。
- (4) 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。
- (5) 予防規程の内容が実態に即すよう指導し、基準に適合しない施設、又は無許可施設等による危険物の貯蔵、取扱等を禁止する。
- (6) 火災予防条例に基づく指定数量未満の危険物製造所等について、次の措置を講じる。
 - ア 条例に規定する基準の維持
 - イ 査察の実施
 - ウ 自主保安体制の確立
 - エ 特殊火災発生の場合における通報の徹底

2 保安意識の高揚

- (1) 危険物取扱者に対し、関係機関と連携して危険物の取扱作業の保安に関する講習を定期的の実施し、危険物取扱者として必要な知識、技能の習得や保安確保のための教育を行う。
- (2) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し、防災等に関する研修会を実施する等、消防法及び関係法令の周知徹底を図る。

3 保安指導

- (1) 危険物施設の保安検査により施設の維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト面の保安体制の確立を指導する。
- (2) 危険物施設での災害発生時における緊急措置について指導する。
- (3) 地下タンク等の地下埋設物からの危険物漏えい防止のため、漏えい検査の実施について指導する。
- (4) 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、関係機関と連携して一斉取締りを実施する。
- (5) 内外部に対して、直ちに通報連絡が行なえるよう通報体制を整備するとともに、従業員、会社作業員に対する防災規程の周知等防災教育の徹底を指導する。

4 自主保安体制の確立

- (1) 定期点検の励行推進
保安検査、立入検査のほか製造所等において、その施設・設備に関して不備箇所等を補修・改善し、事故の未然防止と安全確保に努めるための自主的な定期点検を実施するよう指導する。
- (2) 自衛消防隊の組織化推進
自衛消防隊の組織化を推進し、随時消火訓練を実施させて、消火技術の向上、所有する消火設備等の操作習熟等、災害発生に即時に対応できるよう組織力を強化・充実させる。
- (3) 安全管理組織の整備、拡充
安全第一主義の思想及び実施すべき諸予防対策が現場の末端まで徹底され、円滑な実施が可能になるよう有資格者の適正な配置、安全担当部門の強化等安全確保の自立的機能が発揮されるよう組織の整備、拡充を図るよう指導する。

第3款 危険物災害応急対策計画

1 消防本部、消防署及び消防団

施設の管理責任者と密接な連絡・情報交換を行い、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- (1) 災害状況の把握、関係機関通報体制及び周辺住民への広報体制の確立
- (2) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
- (3) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立
- (4) 災害状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立

2 応急措置の方法

- (1) 管理者の応急措置として次の項目について実施する。

- ア 関係機関（町・警察・消防機関）への通報
- イ 初期消火等の応急処置
- ウ 施設内及び近辺の住民の避難誘導
- エ 流出、漏洩等の拡大・拡散防止

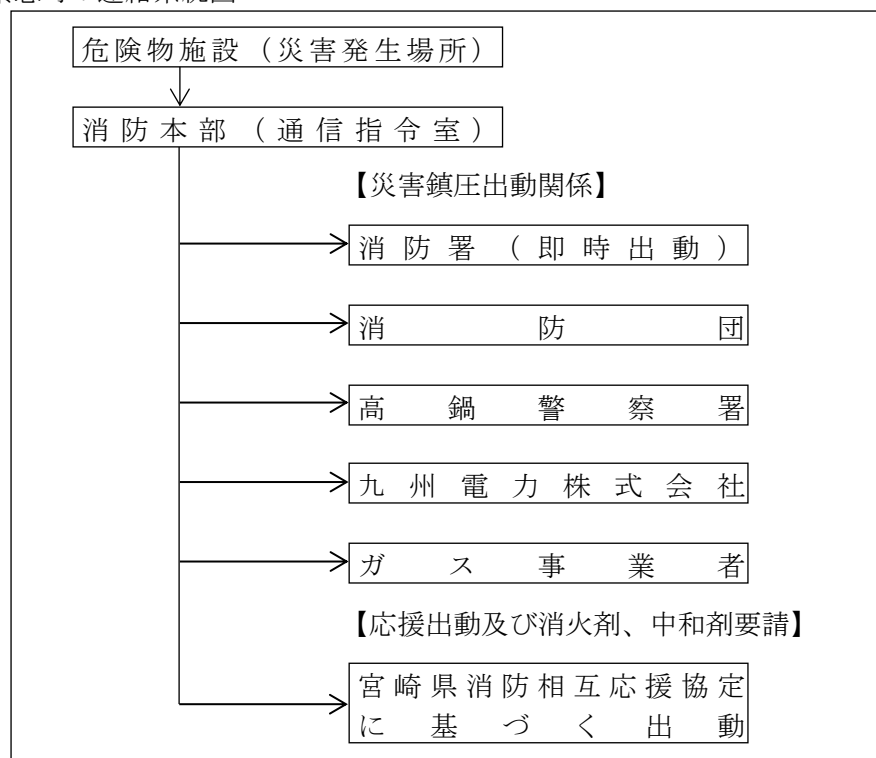
- (2) 情報の収集及び伝達

関係機関及び特定事業者は、災害時における次の災害情報を積極的に収集し、相互に交換するとともに、現地本部に逐次報告するものとする。

なお、現地本部は災害情報を必要に応じて関係機関に伝達するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 災害応急措置の実施状況
- ウ 今後予想される災害の態様
- エ 今後必要とされる措置
- オ 各機関の応急対策の調整を必要とする事項
- カ その他必要な事項

3 緊急時の連絡系統図



4 消防本部の措置

消防本部は、危険物による事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡する。但し、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

なお、報告にあたっては「事故等即報要領」によって災害発生後直ちに電話等によって行う。

第3節 高圧ガス災害対策

第1款 高圧ガス災害予防計画

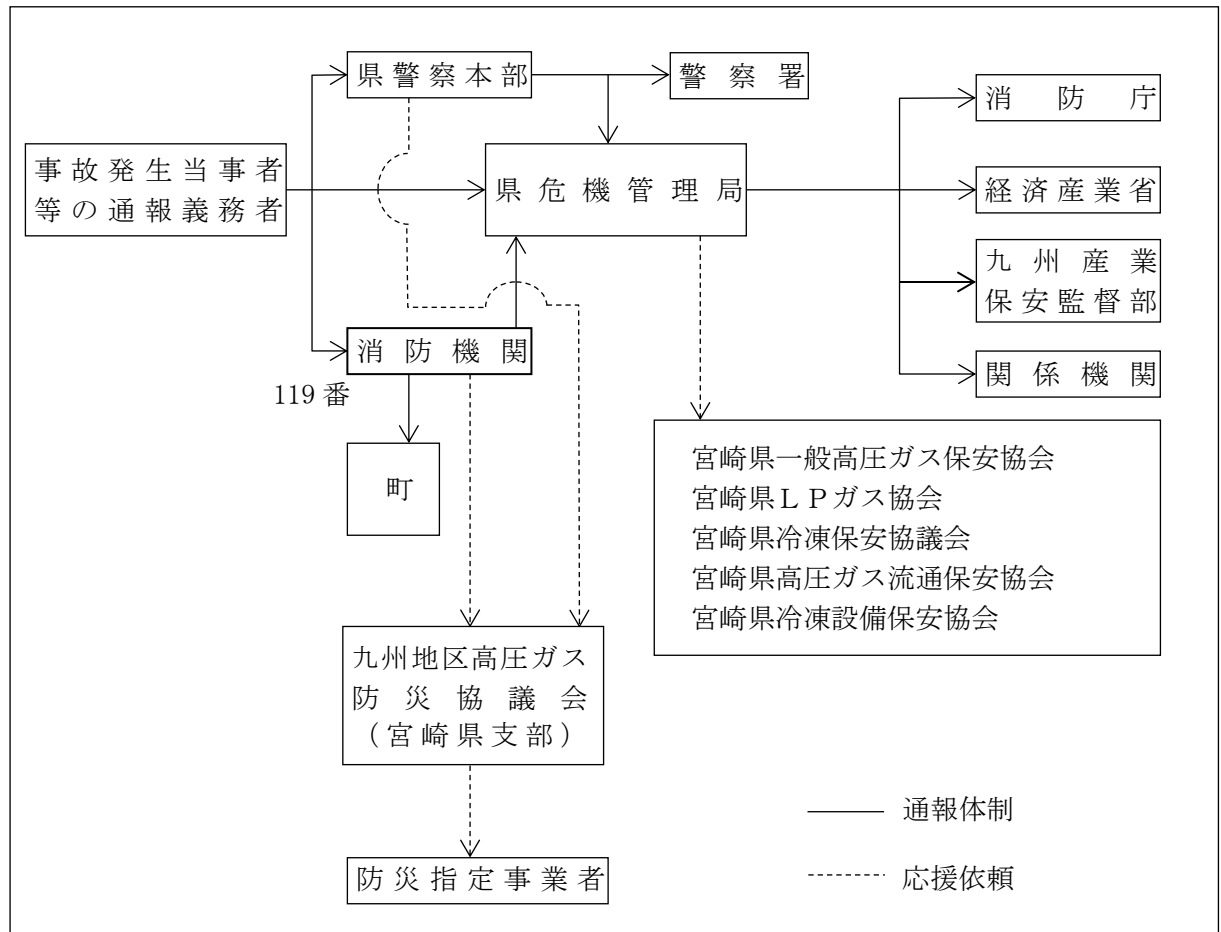
高圧ガス保安法の規制を受ける施設の規制を行っているのは県消防保安課である。町は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を未然に防止するため、高圧ガス取締法等の関係法令に基づいた規制や保安意識の高揚等、県や関係機関と協力して災害発生防止に努める。

第2款 高圧ガス災害応急対策計画

高圧ガスによる災害の発生、又はそのおそれがある場合には、関係機関からの要請に応じ、施設の管理責任者と密接な連絡・情報交換を行い、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

なお、通報系統は、次図のとおり。

《通報系統》



第4節 火薬類災害対策

第1款 火薬類災害予防計画

火薬類を扱う貯蔵所に関しては火薬類取締法の規制を受け、それらの規制を行っているのは基本的に県消防保安課である。製造に関しては経済産業省の規制を受ける（九州産業局が実際の検査を行う。）。

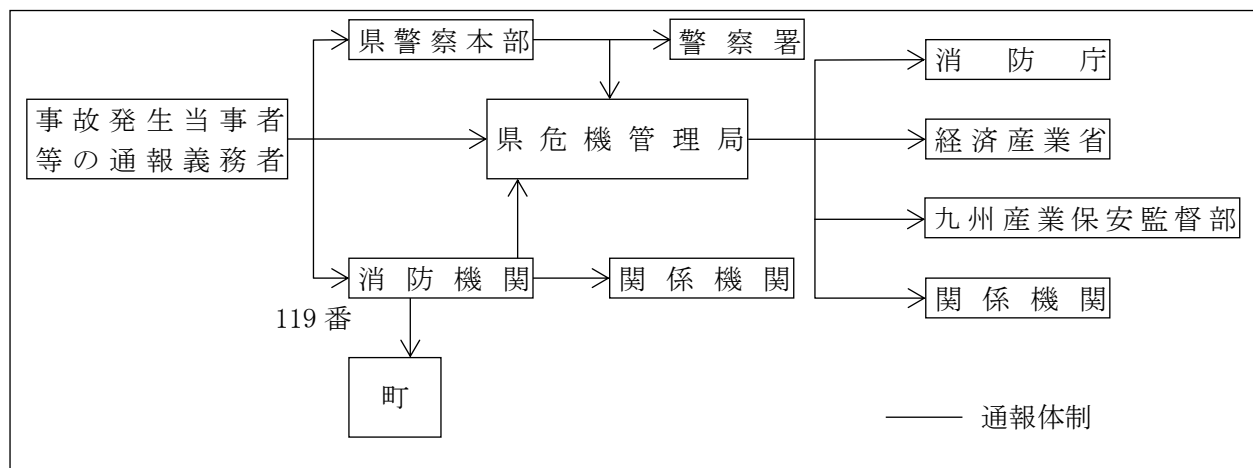
火薬類は、土木・建築・採石事業等に関連して活用され、一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。このため、町は、法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締り、自主保安体制等について、県や関係機関と協力して災害防御に努める。

第2款 火薬類災害応急対策計画

火薬類による災害発生、又はそのおそれがある場合には、関係機関からの要請に応じ、火薬の運搬停止等の緊急措置、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

なお、通報系統は、次図のとおり。

《通報系統図》



第5節 毒物及び劇物災害対策

第1款 毒物及び劇物災害予防計画

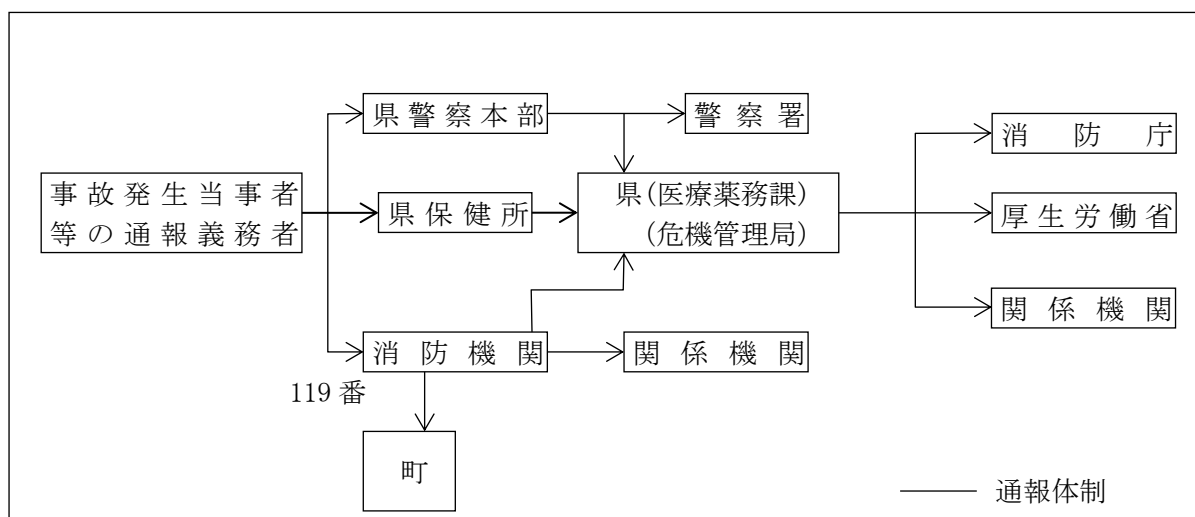
毒物及び劇物を扱う施設に関しては毒物及び劇物取締法の規制を受け、それらの規制事務を行っているのは県の保健所である。毒物及び劇物に関する製造、販売、使用のあらゆる段階における規制、指導、災害予防対策について、町は、県や関係機関と協力して災害防御に努める。

第2款 毒物及び劇物災害応急対策

- 1 毒物及び劇物火災に際しては、施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、汚染区域の拡大防止措置を実施する。
- 2 毒物及び劇物を取り扱う施設が被害を受け、毒物及び劇物の飛散漏えいなど保健衛生上の危害が発生、又はそのおそれがある場合は、毒物劇物営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。そのほか、毒性及び劇性の危険区域を指定して、警察や消防関係機関と協調し、交通遮断、緊急避難及び広報活動等の必要な措置をとる。

なお、通報系統は、次図のとおり。

《通報系統》



第6節 流出油災害対策

第1款 流出油災害予防計画

町及び石油等危険物取扱者は、県北部排出油等防除協議会により、関係機関との連携体制のもと、大量に流出した流出油等危険物災害の予防に必要な次の対策を図る。

- 1 流出油等の危険物の漏えい・拡散防止及び回収・処理に必要なオイルフェンスや流出油処理剤等の必要資機材を整備する。
- 2 流出油等の危険物から火災が発生した場合の消火活動や救護活動に必要な化学消防自動車、放水車、化学消火剤、消火器具及び救護車の整備
- 3 流出油等の危険物による災害の検知・拡大防止に必要なガス漏えい検知設備及び非常通報・通信機器等の整備
- 4 所要の防災要員の確保及び訓練・教育の推進
- 5 情報収集・伝達の徹底

(1) 情報の入手

町及び関係機関は、所定の伝達経路及び手段を確認し、情報収集の迅速化を図るとともに、沿岸地域住民、沿岸施設及び付近船舶への緊急時の情報連絡体制を確立しておく。

(2) 住民への伝達

町及び消防機関は、住民への油流出災害の伝達手段として、防災行政無線、広報車等多様な通報伝達手段を確保し、住民への伝達を徹底する。

第2款 流出油災害応急対策計画

船舶又は危険物貯蔵所等の事故により、石油等が大量に流出した場合は、「宮崎県北部排出油防除協議会」に対し、情報の提供を依頼し対策を講じる。

1 流出油災害対策連絡調整本部の設置

- (2) 細島海上保安署長は、流出石油等の災害による人命救助、消火、流出石油等の防除、船舶の安全確保及び沿岸住民に対する被害防止等の対策を実施する関係機関との連絡を密にし、その対策の調整を図るため、必要に応じ、細島海上保安署に流出油災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。
- (2) 調整本部が設置された場合は、関係機関の長は、調整本部に防災担当者を派遣する。防災担当者は、関係機関との流出石油等対策の調整について協議する。

2 災害対策

(1) 町

- ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- イ 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置
- ウ 沿岸並びに地元海面の警戒
- エ 沿岸住民に対する避難の指示、又は勧告
- オ 岸壁に係留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
- カ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
- キ その他、海上保安部の行う応急措置への協力

(2) 細島海上保安署

- ア 関係機関への情報伝達及び協力要請
 - イ 遭難船舶乗組員の人命救助、被災者の避難誘導及び救護輸送
 - ウ オイルフェンスの設置等による石油等の拡散防止、流出石油等の回収剤及び処理剤の散布による処理
 - エ 遭難船舶に対する損傷箇所の修理、積載油の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等応急措置の指導
 - オ 消火作業及び延焼防止作業
 - カ 防災資機材の調達及び海上輸送
 - キ 船舶の航行の制限・禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導及び在港船舶に対する移動命令並びに誘導
 - ク 遭難船舶の破壊、石油等の焼却及び現場付近の海域にあたる財産の処分等応急非常措置
- (3) 九州運輸局油津海運支局
- ア 海上輸送の調査及び指導
 - イ 船舶運航事業者に対する航海命令
 - ウ 関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
- (4) 県
- ア 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
 - イ 応急対策物資のあつせん、調達及び輸送協力
 - ウ 応援要請、その他の応急措置
 - エ その他海上保安部の行う応急対策への協力
- (5) 宮崎県警察
- ア 石油等の流出海岸のパトロール、船舶又は陸上からの火気可燃物の投棄等危険行為の警戒取締まり
 - イ 危険防止又は民心安定のための広報活動
- (6) 事故関係企業
- ア 海上保安署等への事故発生情報の通報
 - イ 遭難乗組員の人命救助等
 - ウ 遭難船舶の損傷箇所の修理、積載油の他の油槽への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等
 - エ オイルフェンスの設置等による油の拡散防止、流出油の回収及び油処理剤の散布による油の処理
 - オ 防災資機材の調達及び輸送
- (7) その他関係機関
- 自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から求められた場合又は状況により必要と認めた場合は、海上保安部その他関係機関の応急対策に協力する。

第5章 公益事業等施設災害

第1節 基本方針

電気、ガス、通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、そのサービスの供給は緊急性を要するため、電気、ガス及び通信事業者は、これらの供給を円滑に実施するための措置を講ずるものとする。

第2節 電気施設災害予防対策

第1款 現況

電気施設の防災については、九州電力（株）において平常時から保安規程をはじめ関係諸規程、規則等に基づく施設の管理、維持改良を行っている。

第2款 計画目標

九州電力（株）は、日頃から耐震環境の整備に努め、大規模地震や台風等の被災時に電力施設の災害を防止するとともに発生した被害を早期に復旧するため、被害発生原因の除去ができるよう、次の予防対策を実施する。

1 防災体制

本店、本店直轄機関及び関係機関は、防災業務計画に基づき、非常災害時の具体的措置を定めるものとする。

2 電力設備の災害予防措置

(1) 地震対策

ア 水力発電設備

水力発電設備の耐震設計は、「発電用水力設備に関する技術基準」、「河川管理施設等構造令及びダム設計基準」等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

イ 送配電設備

(ア) 架空電線路

「電気設備に関する技術基準」に規定されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、

「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

エ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置を考慮した設計とする。

(2) 水害対策

ア 水力発電施設

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化・ケーブルダクトの閉鎖等）を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検・整備を実施する。

(ア) ダム、取水口の諸設備及び調整池・貯水池の上下流護岸

(イ) 導水路と溪流の交叉地点及びその周辺地形

(ウ) 護岸、水制施設、山留壁

(エ) 土捨場

(オ) 水位計

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

(イ) 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け及びケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的事業所のかさ上げを行うが、かさ上げの困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(3) 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(4) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし清掃を実施する。

イ 変電設備

塩分測定装置により、がいしの汚損状況の把握を行い、必要に応じてがいし洗浄を実施する。

ウ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器等を使用するとともに、必要に応じがいし等の洗浄を実施する。

3 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対

策を図るため、必要に応じ、雨量、河川流量、潮位、波高等の観測施設及び設備の強化、整備を図る。

(2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ、無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

4 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送を計画し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。

また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備える。

5 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の他パンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力(株)の事業所等に通報すること
- (3) 断線垂下している電線には絶対触らないこと
- (4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと
- (5) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- (6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること
- (7) 病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を啓発すること

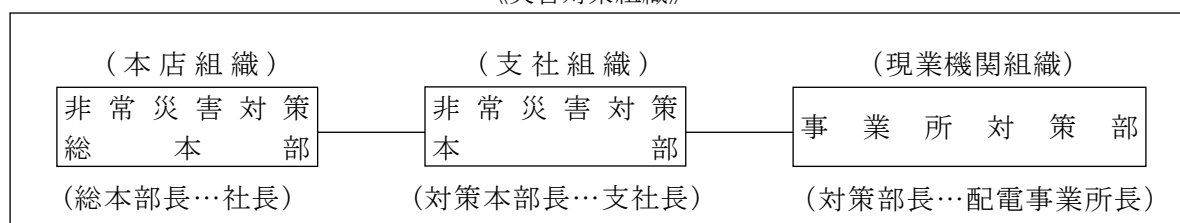
第3款 電気施設災害応急対策

1 災害対策に対する基本体制

九州電力(株)は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、災害対策組織を設置する。また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

なお、九州電力(株)における災害対策組織は、下図のとおり。

《災害対策組織》



2 災害時における通報、連絡及び情報収集等

(1) 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線設備、有線設備及びN T T電話等を利用して行う。

(2) 情報の収集、報告

対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路及び橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況

地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関及び需要家等への対応状況

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 九州電力（株）の被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響

(ウ) 復旧機材、応援及び食料等に関する事項

(エ) 従業員の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(3) 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織から報告のあった被害情報等及び独自に国や地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(4) 通話制限

ア 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

イ 防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により、通話制限その他必要な措置を講ずる。

3 作業体制の確保

(1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

(2) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。但し、供給区域内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

(3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

4 災害時における復旧応援者用の施設借用

復旧応援者の待機及び宿泊場所として、基本的には一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両や復旧要員を動員し、その確保が困難な場合は、町災対本部に施設の借用を依頼することができる。

なお、復旧要員の受け入れ施設等は、「災害復旧に関する覚書」によるほか、次表のとおり。

《復旧要員の受け入れ施設》

用途	施設名	所在地
待機、駐車場	高鍋町高鍋総合運動公園野球場 (高鍋町営野球場)	大字北高鍋 3882-1

5 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター
その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる
場合は、町災対本部に依頼して、迅速な確保を図る。

6 災害時における道路啓開

(1) 倒木時の道路啓開

町が管理する道路において、倒木等により復旧に支障が生じる場合、町災対本部に道路啓開を
依頼することができる。ただし、電線等設備への掛かり木がある場合は、電力会社により電氣的
安全対策を施した上で処理する。

(2) 電柱倒壊及び電線垂れ下がり時の道路啓開

町が管理する道路において、交通支障が発生し、又は発生するおそれがある場合、電力会社
により道路啓開を行う。ただし、津波等により大規模な被害が発生し、電力設備が付近一帯の瓦礫
と同等程度となった場合は、電力会社の了承なく道路啓開に必要な排除ができる。

7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要
請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

ア 応急工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、
二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 水力発電設備

移動用機器、予備品及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処す
る。

(エ) 配電設備

仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員等の条件を考
慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。

(オ) 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(2) 復旧計画

ア 対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画をたて

ると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

- (ア) 復旧応援要員の必要の有無
- (イ) 復旧要員の配置状況
- (ウ) 復旧資材の調達
- (エ) 復旧作業の日程
- (オ) 仮復旧の完了見込み
- (カ) 宿泊施設、食料等の手配
- (キ) その他必要な対策

イ 上級対策組織は、前項の報告に基づき、下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(3) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況及び各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設 備 名	復 旧 順 位
水力発電設備	1 系統に影響の大きい発電所 2 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 4 その他の発電所
送電設備	1 全国線送電不能の主要線路 2 全回線送電不能のその他の線路 3 一部回線送電不能の主要線路 4 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 2 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3 重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは、配電設備の欄に記載されている施設を言う。）
配電設備	1 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 2 その他の回線
通信設備	1 給電用電話回線 2 系統用保護制御用回線 3 力運用監視制御用回線 4 その他の回線

9 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第3節 ガス施設災害予防対策

第1款 現況

本町では、集中配管等の都市ガスや大規模なガス製造工場等の施設はなく、L P ガス等によりガス供給を行っている。各ガス事業者はそれぞれの保安規程に基づき、平常時から災害予防に努めている。

第2款 計画目標

災害による非常事態により、ガスの供給等に支障を生じた場合、速やかに復旧し、被災地住民の人心及び生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

ガス事業者は、保安規程及びガス漏えい等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制を定めている。

しかし、地震・洪水等の非常事態が発生し、製造設備の被害が大きく、広範囲に渡り供給停止となり、ガス事業者単独では復旧に日数を要する場合には、L P ガス協会組織を通じて救援を要請し、的確な対応を図る必要がある。

なお、L P ガスの特徴は、次のとおり。

《L P ガスの特徴》

L P ガスは、常温常圧下では石油系又は天然ガス系炭化水素を圧縮し、耐圧容器等に充填したもので、空気の 1.5 倍の重さがあり、漏えいした場合は都市ガスと異なり、低い窪地等に溜まりやすい。

1 防災体制

ガス事業者は、保安規程に基づき定められた「災害に関する保安規程」、「災害対策実施要領」、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」等により、非常体制の具体的措置を定める。

また、災害時における活動体制の強化を図るとともに、マイコンメーター及びセイフティメーターによるガス漏洩防止等の防災システムの強化を図る。

2 施設対策

(1) 製造設備

ア 設備の設置及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備及びガスホルダー等は防火設備、保安電力設備等の整備を推進する。

なお、台風、火災、地震、地盤沈下等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により策定した「災害予防計画」に基づき、警戒体制及び非常体制の具体的措置を定める。特に、耐震上重要な部分については、状況を把握し、所要の機能を維持する。

イ 防火管理

事業者は、保安規程に基づき、ガス主任技術者を選任して予防点検を実施する。

(ア) 毎年 7 月に、危険物設備関係及びガス製造設備関係防火対象物並びに消火設備等を調査し、リスト及び配置図を作成する。

(イ) 建物・工作物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、避難・救助設備、作業以外の火気等の事項について、予防点検を実施する。

(2) 導管関係施設

ア 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び付属設備（整圧器、バルブ、水取器）については、保安規程等に定められた方法で設置し、定期的に巡視、点検、検査の維持管理を実施する。

イ 漏えい調査

ボーリング調査、臭覚調査、橋梁管調査、自社地下埋設物調査、大口需要家調査、需要家巡回調査を定期的に実施し、漏えい多発箇所、他社工事跡等について重点的に特別調査を実施する。

ウ 他工事現場の防護

他企業の地下埋設工事等については、「宮崎県地下埋設工事等連絡協議会」において策定した長期計画に基づき、関係機関と密接な連絡調整の下に導管等の防護にあたる。

エ 中圧路線調査

前述漏えい調査以外に、路線パトロール及び月々の特別調査を実施する。

(3) 地下室等の設備

ガス事業法により規定されている特定地下室等における緊急ガス遮断装置の設置、ガス漏れ警報設備の設置及びガス燃焼器とガス栓との適正なる接続については、法定点検時にガス設備安全点検を行う。また、ガス事業者との連絡窓口となる連絡担当者の選任を依頼し、安全使用に必要な知識の周知徹底を図る。

(4) 需要家関係施設

ア 各需要家の屋内におけるガス漏えい防止策として、メーター入口手前には、全てにメーターガス栓を取り付ける。また、流量センサー、圧力センサー等と接続された遮断回路及び遮断弁を内蔵したマイコンメータの普及を図る。

イ 引込管内径 70mm 以上の需要家、その他必要と認められる需要家には、道路と敷地の境界部分に遮断バルブを設置する。

ウ 各需要家の屋内におけるガス漏えい早期発見対策として、ガス漏れ警報器等の普及を図る。

エ 感震遮断装置の設置やガス転倒防止等の事前対策を各家庭へ周知しておく。

3 火災発生対策

L P ガスが漏えいした場合、拡散しにくいため、着火の危険性が高いことが特徴である。局地的地域に火災が発生した際は、ガス需要家庭毎にガス使用を遮断し、広範囲に広がる場合は地域別に、又は全域のガスの使用を遮断する等の措置をとる。

4 その他の対策

(1) 情報通信手段の確保

万一の通信不能のため、以下の情報通信手段を確保する。

ア 製造所、供給所、事業所との通信を確保するため、移動無線機を配置する。

イ 一般の加入電話不通時にも通話を確保するため、災害時優先電話を設置する。

(2) 資機材の整備及び確保

緊急事故が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検、整備を行う。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線機等）について確保し、定期的に在庫確認を行う。

(3) 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、ガス事業者及び関連会社を対象とした待機又は非常参集体制に基づく動員を行う。

5 教育訓練計画

(1) 生産部門

ア 教育

製造所では、火災原因、危険物、可燃物、高圧ガス、気象と火災、建物・構築物の特性、消火設備・消火器、避難・救援方法、法令の解説及び作業標準の徹底等について、計画的に防災教育を実施する。

イ 訓練

製造所では、次のような災害想定訓練を計画的に実施する。

なお、停電、その他の緊急時にも迅速、的確な措置がとれるよう緊急時措置訓練についても日常反復実施する。

(ア) 現場訓練

作業員の分担を具体的に定め、反復実施する。

(イ) 総合訓練

県及び地方自治体が実施する防災訓練には、積極的に参加する。

(ウ) 非常呼び出し名簿の整備

各製造所等の従業員を対象とした非常呼び出し名簿を作成し、随時訓練を実施するとともに、変更した場合はその都度訓練を実施する。

(2) 営業・供給部門

ア 教育

従業員及び関係工事会社従業員に対し、ガス漏えい及び導管及び導管事故等に対する緊急措置を重点に教育を実施し、保安意識の向上を図る。

イ 訓練

(ア) 事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期するため、災害を想定し、各事業所単位、又は地方自治体と合同で訓練を実施する。

(イ) 非常招集訓練

各事業所の従業員を対象に、非常招集訓練を実施する。

6 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため平常時から需要家に対し、防災知識の普及を図る。

(1) 需要家に対するガス安全使用のためのPR

需要家に対し、あらゆる機会をとらえて、ガスの正しい使い方及びガスもれの際の注意事項をPRするとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

(2) 土木建設関係者に対するPR

土木建設関係者に対しては、建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状況、材質、埋設深度、ガス事故防止にあたっての注意事項の周知徹底を図る。

第4節 通信施設災害予防対策

第1款 現況

西日本電信電話（株）は、防災業務計画、災害等対策規程に基づき、災害時における具体的措置を

定めている。

第2款 計画目標

西日本電信電話（株）宮崎支店は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

1 災害予防対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む）防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備等について、耐水対策を講じる。

イ 暴風のおそれのある地域に設置されている電気通信設備等について、耐風対策を講じる。

(2) 電気通信システム高信頼化

災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ構成とする。

イ 通信ケーブルの地中化を推進する。

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 災害時措置計画

災害時において重要通信の確保を図るため、措置計画を作成し、現行化を図る。

(4) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保する。

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時疎通状況を管理し、効率的に運用する。

ウ 災害時には設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

2 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において通信を確保するとともに被害を迅速に復旧するため、次に掲げる機器、機材及び車両等を配備する。

(1) k u - 1 c h（ku 帯超小型衛星通信方式）

(2) ポータブル衛星

(3) 可搬形無線機

(4) 非常用交換装置

(5) 非常用伝送装置

(6) 非常用電源装置

(7) 移動電源車及び可搬形発電機

(8) 応急復旧ケーブル

3 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、次に掲げる訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

ア 災害予報及び警報の伝達

- イ 災害における通信疎通確保
 - ウ 各種災害対策用機器の操作
 - エ 電気通信設備等の災害応急復旧
- (2) 訓練の方法
- ア 全社規模における伝達訓練
 - イ 各地方自治体主催の総合防災訓練
 - ウ 他防災機関における総合訓練
- 4 防災に関する防災関係機関との協調
- 防災業務が円滑効率的に行われるよう、平素から防災関係機関と密接な連絡を行う。
- (1) 西日本電信電話（株）宮崎支店との連絡調整
- 西日本電信電話（株）宮崎支店は、町防災会議及び関係防災機関と防災計画に関して連絡調整を図る。
- (2) ライフライン事業者との協調
- 電力・燃料・水道・輸送等のライフライン事業者と協調し防災対策に努める。
- 具体的には、商用源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送の協力体制を整備しておく。

第3款 通信施設災害応急対策

西日本電信電話（株）は、災害時における電気通信設備の応急対策について「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたることとしている。

- 1 対策本部の設置（外部からの連絡先：NTT宮崎支店回線本部（0985 - 29 - 3940）
- 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害対策及び災害復旧対策の活動を速やかに開始する。
- 2 通信の利用の制限
- 災害が発生した際、安否の問合せやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなることもある。
- これは、通話量が通信整備（交換機等）の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。
- 3 輻輳緩和対策
- 被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの伝言ダイヤルボックスを活用することにより、輻輳緩和を図る。
- 4 利用者に対する協力依頼
- (1) ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話はしばらく控えること
 - (2) 地震等で受話器が外れたままになっていると、交換機が麻痺状態になり、かかってきた電話も通話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること
 - (3) 電話がかかりにくい場合、続けてすぐにかかけ直す事は避ける。（続けてかけ直すと、なお一層かかりにくくなる。）
 - (4) 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かに済ませる。
- 5 復旧対策
- 災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。
- 回線の復旧順位は次の「電気通信サービスの復旧順位」による。

《電気通信サービスの復旧順位》

順位	復 旧 回 線	
第1順位	電話サービス	1 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線 各1回線以上 2 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 3 ZC以下の基幹回線の10%以上
	総合デジタル通信サービス	1 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については 事業所ごとに1契約回線以上 2 ZC以下の基幹回線の10%以上
	電報サービス	電報中継回線1回線以上
	専用サービス	専用サービス
		1 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線 各1回線以上 2 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線
		対地別専用線の10%以上
第2順位	国内通信事業者回線	対地別専用線の10%以上
		社内専用線
		第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
		加入電信サービス パケット交換サービス
		1 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 2 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第2順位	電話サービス	1 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線 各1回線以上 2 人口1千人当たり公衆電話1個以上
	総合デジタル通信サービス	重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上 なお、システム利用のユーザ回線については事業所ごとに1契約回線以上
	専用線サービス等	重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
	加入電信サービス パケット交換サービス	1 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線 各1回線以上 2 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

（注）その他新規のサービスについては、別途定める

第5節 上水道、下水道施設災害予防計画

第1款 基本方針

町及び水道事業者は、上水道及び下水道施設の耐震性を強化し、震災等災害時の被害を最小限にとどめ、災害発生後速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施する。

そのため、次の方針により地下埋設物に係わる大規模な事故の発生を未然に防止することで二次災害の発生を予防し、もって沿道住民及び歩行者の安全確保に努める。

- 1 地下工事時の災害予防対策としての地下埋設物の現況の把握
- 2 地下埋設物の管理責任・体制の明確化
- 3 災害時に備えた動員・連絡体制・緊急措置方法等の確立
- 4 巡回点検や安全教育、防災訓練等による防災意識の普及徹底

第2款 現況

本町における町管理の上水道施設は、計画給水人口約 21,000 人、1 日配水能力は 9,000m³に対し、1 日最大配水量は 7,038m³（平成 25 年度）である。給水配管は、ほぼ沖積平野及び谷底平野部に位置し、特に、液状化や崩壊の危険性の高い盛土造成面を横断する箇所等がみられる。

また、町の一部地域では「一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団」により独自の給水体制が取られており、平成 26 年 3 月 31 日現在の計画給水人口は 2,150 人である。

下水道施設については、雨水及び汚水排水を目的とした公共下水道の整備が進んでいる。

第3款 計画目標

- 1 施設の重要度、人口及び将来計画に十分配慮して、施設の防災対策を検討する。
- 2 災害時等における水不足解消のため、計画的な水源の確保を検討する。
- 3 地下埋設物管理体制の確立
 - (1) 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害軽減に努める。
 - (2) 応急復旧工事に必要な資機材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。
 - (3) 供給体制等について施設等の総合的な点検・検討を行い、その結果に基づき、必要な施設等の整備増強を検討する。
 - (4) 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- 4 災害時応急体制の確立

害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。

なお、令和 2 年 3 月 31 日現在、非常用飲料水袋 9,000 袋備蓄している。
- 5 管網図の整備、保管

上下水道管路の総合的な管理体制として、上水道及び下水道の管路情報システム（マッピングシステム）の早期整備を実施するとともに、被災箇所附近の管網図の検索体制を整える。
- 6 渇水期の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。
- 7 水需要の増大及び配水施設能力の確保に対応するため、浄水場の整備等上水施設能力の増強対策を検討する。
- 8 水資源の保全と確保
 - (1) 将来の水需要の増大に対応していくため、町民や関係者の理解と協力を得ながら、新たな水源の確保に努める。
 - (2) 渇水等の非常時に備えて、自己水源の保全に努める。
 - (3) 水の安定供給を維持するため、老朽化に伴う既設の配水管の更新・修繕を進めるとともに、管

路の維持管理に努める。

- (4) 幹線網の整備、配水系統の複合化等、合理的な水道施設の整備に努める。
- (5) 渇水時の供給体制の充実に努めるとともに、深井戸の維持管理を強化し、安定供給に努める。

第6節 道路施設対策

第1款 被害状況の調査及び緊急点検の実施

パトロール及び協力事業所からの情報収集を通じて、町内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、国土交通省、高鍋土木事務所、消防署及び警察署等関係機関と連携し、それぞれの所管する道路、橋梁、施設及び設備等の緊急点検を実施する。また隣接市町村を含む道路被害の状況及び交通状況を把握する。

第2款 道路管理者等への通報

町道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたしている場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。町が管理する道路は、町が応急・復旧対策を行う。自動車の運転者及び地区住民等は、決壊、崩土及び橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに町長又は警察に報告を行う。

第3款 放置車両等

道路の通行に支障を及ぼす路上の放置車両、倒壊物及び落下物等の障害物を除去し、交通の確保に努める。細部は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第15節 障害物除去計画」による。

第4款 避難道路

避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。

第5款 被災交通安全施設

交通信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

第6款 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事を迅速に実施する。

1 応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

- (1) 排土作業、又は盛土作業
- (2) 仮舗装作業
- (3) 障害物の除去

(4) 仮道、栈道及び仮橋等の設置

2 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために、必要な道路から重点的に実施する。

第7款 ライフラインに被害が発生した場合の通報

上下水道、電気、ガス及び電話等のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要し、その暇がない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知等必要な対策を講じ、事後速やかに通報する。

第8款 住民への広報

道路、橋梁及び施設等の被害状況や二次災害の危険性、復旧の見込み等の情報を看板・掲示板及び広報車等により広報する。

第9款 二次災害の防止

被害状況等を把握し、障害物の除去、二次災害の防止に努める。

第10款 施設機能の確保

被災者の生活の確保を最優先に施設機能の確保に努める。

第7節 鉄道施設対策

第1款 町の協力

町は、九州旅客鉄道株式会社が実施する応急対策に対し、人員、資材等の協力を行う。

第2款 九州旅客鉄道株式会社

1 列車の運行

災害発生時における列車の運転規則については、「運転取扱心得」「気象異常時運転規則手続」及び「運転事故並びに災害応急処理基準」に基づき、対処する。

2 事故対策本部等

災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合の応急処理、復旧及び救護等については、「災害応急処理準則」及び「宮崎支社鉄道事故及び災害応急処理要領」に基づき、支社に事故対策本部、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

3 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「宮崎支社鉄道事故及び災害応急処理要領」に定める連絡体系

により、連絡施設を有効活用し、正確かつ迅速に行う。

4 応急措置（案内広報等）

関係駅長及び関係列車の車掌は、司令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況復旧の見込み及び接続関係等の情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

5 応急復旧体制

現地復旧本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、事故対策本部において復旧計画の作成、資材の輸送計画の作成、機材の借り入れ手配及び復旧要因の手配等を行い、速やかな復旧を図る。

6 連絡先

保線区、建築区、電力区、信号通信区及び情報区の所在地及び名称並びに災害時における連絡先は次のとおりである。

宮崎総合鉄道事業部(本所) TEL:0985-51-5987	宮崎工務センター (保線・電力・信号通信)	日豊本線	都農～田野

第3款 関係機関の協力体制

実施機関のみの人員、資機材が不足する場合は、必要に応じ締結した協定に基づき、関係機関及び関係業者に対し応援を求める。

被害が激甚な場合又は緊急を要する場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。

第6章 交通施設等災害

第1節 基本方針

道路は、町内・外における人、物及び情報等の円滑な流れを担うとともに、都市の骨格を形成するものである。また、都市災害に対する保護機能や美観を創出する空間としても重要である。道路の持つ防災機能を再確認し、これを都市の中で最大限に活かすことのできるような道路整備を進めていく。

道路、鉄道の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

第2節 道路整備計画

第1款 現況

町の西部には東九州自動車道の高鍋ICが平成22年に供用開始され、平成28年4月には北九州市から宮崎市までが高速道路で繋がり、本町と全国各地とを結ぶ広域交通のネットワークが構築された。

町道は、1級町道11路線、2級町道19路線、その他町道669路線であり、町内を網目状に走り、地域住民の生活道路としての役割を果たしている。

しかし、全体的に町道は狭隘であり、消火活動困難地域や木造密集、物資輸送等を考慮し、災害対策上の配慮が望まれる。また、災害時の交通途絶に応じた迂回路や、風水害等大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急輸送道路」という。）との接続道路の優先整備等の事前対策も十分検討しておく必要がある。

第2款 計画目標

1 道路整備

道路管理者は、災害が予想される箇所から重点的に施設の整備を行う。

- (1) 道路沿線の土砂崩壊・落石等の危険箇所について現況調査を行い、のり面防護工等の実施に係り機関も含めて検討する。
- (2) 災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架替えや拡幅等を検討する。
- (3) 町内通過交通量の分散・緩和と、災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急輸送道路の指定等の事前対策や幅員の確保等を十分検討する。
- (4) 道路の新設、改良にあたっては、歩道整備、街路樹等の幅員・オープンスペースを確保するよう努める。
- (5) 災害時の救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路等、多重性のある道路ネットワークの整備に努めるとともに、東九州自動車道及び国・県道等の主要幹線道路の建設・整備促進運動への積極的参加を行う。

2 緊急輸送道路

あらかじめ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路を重点に道路及び施設等の安全性を強化し、災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策に資する。

本町で選定された緊急輸送道路は次表のとおりであり、これらの道路整備に協力していく。また、町の緊急輸送道路は、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急輸送道路の指定にあわせて相互の連絡性を確保できるようにする。

《緊急輸送道路》

令和2年3月現在

区 分	路線名	備 考
第1次 緊急輸送道路	東九州自動車道 国道10号 高鍋インター線 県道高鍋高岡線 県道石河内高城高鍋線	1 主要な都市間を結ぶ主要な道路 2 関係機関を結ぶ主要な道路
第2次 緊急輸送道路	県道高鍋美々津線 県道宮崎高鍋線	1 第1次緊急輸送道路と市町村を結ぶ道路 2 第1次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路
災害対策拠点 接続道路	県道木城高鍋線 県道杉安高鍋線 町道高月平原線	宮崎道路啓開計画に定める道路

第3節 のり面崩壊防止対策

- 1 危険箇所調査結果に基づき、のり面保護工等の災害防止対策について検討し、危険度の高いものから順に対策を実施する。
- 2 町道、農道等についての危険箇所調査の実施計画を立案し、適宜実行に移していく。
- 3 町独自で対策できない危険箇所については、対策工事の早期完成を関係機関に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。
- 4 パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、のり面中の浮石等落石のおそれがあるもの、覆いかぶさっているような樹木類の除去等を行う。

第4節 道路施設等の点検・整備計画

第1款 現況

本町の橋梁は、国道10橋、県道22橋、町道119橋がある。町橋は、幅員狭小橋梁について安全・交通の面等から早急に整備する必要がある。

また、道路法改正（平成26年度施行）により、道路管理者は、すべての橋梁・トンネル等について、5年に1回の頻度で近接目視による全数監視を実施することが義務付けられ、本町においても、町道にあるすべての橋梁について順次点検を実施し、その結果をもとに橋梁の補修工事を年次的に進めている。

第2款 計画目標

- 1 道路・橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、道路パトロールを強化する等、道路の維持補修に努める。
- 2 台風・大雨等の異常気象時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所の点検整備に努める。
- 3 交通量の増加、車両の大型化に対応した道路幅員の拡張や老朽化した橋梁等の架替え等の改良を検討し、住民の安全と交通渋滞緩和を図る。
- 4 台風・大雨等の異常気象時における道路機能の確保のため、所管道路について、次の改修・改良工事等を検討する。
 - (1) 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。
 - (2) 地盤の軟弱箇所及び湧水を伴う箇所について、路盤の改良を実施する。
 - (3) 側溝等が持つ災害防止機能が有効に発揮されるよう、土砂・塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な処置を行う。

第5節 鉄道施設

第1款 現況

本町の東部には、JR日豊本線が南北に縦断しており、JR高鍋駅においては、駅に特急が停車することや、町内に国・県等の出先機関や文教施設が多いこともあり、多数の乗降客が利用している。そのため、災害発生時に人的被害が集中する施設となる可能性が高い。

第2款 計画目標

- 1 施設、設備の防災性確保
鉄道施設については、JR九州において平常時から保安規程をはじめ関係諸規程、規則等に基づき、施設の管理、維持改良に努める。
また、駅舎については改築を推進する。
- 2 防災訓練
災害時に適切な対応がとれるよう、鉄道事業者と連携して、様々な場合を想定した防災訓練の実施を促進する。
- 3 町の協力体制の確立
鉄道事業者のとり急ぎ対策に対し、人員、資機材等が不足する場合は、必要に応じて、協力体制が図れるよう事前の組織体制及び連絡体制の確立に努める。
- 4 連絡体制
鉄道施設の被害状況の把握、要請による災害対応の協力、連携が円滑に行えるよう連絡体制等確立に努める。

第6節 航空機事故

第1款 現況

隣接町所在の航空自衛隊新田原飛行場を発着する航空機は、飛行訓練等において本町の上空を通過する。

本計画では、航空自衛隊新田原基地の運行する航空機が墜落し又は着陸を余儀なくされた場合等の大規模な航空機事故の発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的航空事故」という。）を想定する。

第2款 計画目標

1 処理すべき事務又は業務の大綱

突発的航空事故に関し、処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

なお、航空機事故においては、人命危険を伴う火災や事故機体から有毒な物質が漏れ出て身体に被害を及ぼす可能性があることから、人命救助や事故拡大防止のための消火その他消防活動などは、原則、航空自衛隊新田原基地、消防署及び警察等が行い、町は関係防災機関とともに、以下の処理すべき事務又は業務を行う。

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報。
- (2) 航空自衛隊新田原基地及び関係防災機関との連絡調整。
- (3) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示。

2 応急対策計画

突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、災害対策本部等を設置し、宮崎県並びに他の防災機関の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

(1) 被害情報等の収集・伝達

110番通報、119番通報、航空自衛隊新田原基地からの通報等により、被害状況を早期に把握し、収集した被害状況を相互に連絡する。

(2) 広報・広聴

防災行政無線、広報車、町ホームページ及びSNSによる住民への情報の周知を行う。住民への広報は、事故の発生日時及び場所、被害状況、被害者の安否情報、応急対策実施状況、住民及び被災者に対する協力及び注意事項及びその他必要と認められる事項とする。

(3) 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

搜索、救助・救急、医療及び消火活動については、関係防災機関と協議し、災害対策本部等で必要な活動について決定する。

(4) 避難対策

突発的航空事故により事故現場周辺の住民に危険が及ぶ場合は、速やかに対象地域を指定して避難指示を発令するとともに、指定避難所の開設し、住民等に周知徹底を図る。

第 7 編

原子力災害対策編

目次

第1章	基本的な考え方等	353
第1節	基本的な考え方	353
第2節	計画の性格	353
第3節	本編の周知徹底	353
第4節	計画においてよるべき指針	354
第5節	計画の基礎とするべき災害の想定	354
第6節	防災関係機関の業務の大綱	354
第2章	原子力災害予防計画	355
第1節	情報の収集・連絡体制等の整備	355
第2節	応急体制の整備	355
第3節	住民の屋内退避、一時移転等に係る 体制の整備	355
第4節	医療体制及び健康相談体制の整備	356
第5節	住民等への的確な情報伝達	356
第6節	原子力防災等に関する住民等への知識 の普及、啓発	356
第7節	防災訓練の実施	357
第8節	民間企業等との連携	357
第3章	原子力災害応急対策計画	359
第1節	基本方針	359
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制 及び通信の確保	359
第3節	活動体制の確立	360
第4節	住民等への的確な情報伝達活動	361
第5節	屋内退避、一時移転等の防護活動	365
第6節	緊急時モニタリングの実施	365
第7節	医療及び健康相談の実施	366
第8節	飲料水、飲食物の摂取制限等	366
第9節	広域一時滞在の受入れ	366
第4章	原子力災害復旧・復興対策計画	367
第1節	環境放射線のモニタリングの継続と 結果の公表	367
第2節	風評被害等の影響軽減	367
第3節	住民健康相談	367
第4節	放射性物質による汚染の除去等	367

節	款	項 目	担 当	頁
第 1 章 基本的な考え方等				
1 基本的な考え方			危機管理課	353
2 計画の性格	1 町に係る原子力災害対策の基本となる計画			
	2 本編の見直し			
3 本編の周知徹底			354	
4 計画においてよるべき指針				
5 計画の基礎とするべき災害の想定				
6 防災関係機関の業務の大綱				
第 2 章 原子力災害予防計画				
1 情報の収集・連絡体制等の整備	1 情報の収集・連絡体制の整備		危機管理課、地域政策課、健康保険課	355
	2 情報の分析整理			
2 応急体制の整備	1 モニタリング体制等		356	
	2 人材及び防災資機材の確保等に係る連携			
3 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備	1 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築			
	2 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備			
4 医療体制及び健康相談体制の整備			357	
5 住民等への的確な情報伝達				
6 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発				
7 防災訓練の実施				
8 民間企業等との連携				
第 3 章 原子力災害応急対策計画				
1 基本方針			危機管理課	359
2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	1 警戒事態等が発生した場合の連絡体制			
	2 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合の連絡体制			
	3 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集			
	4 一般回線が使用できない場合の対処			
	5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動			
3 活動体制の確立	1 町の活動体制画		危機管理課、地域政策課	361
	2 職員の参集及び動員			
	3 災害警戒本部及び災害対策本部の廃止時期			
4 住民等への的確な情報伝達活動	1 住民等への情報提供活動	1 住民等への広報		362
		2 情報提供の方法等		
		3 情報提供の内容		
		4 実施方法		
	5 広報内容及び災害時における要配慮者への配慮		363	
5 屋内退避、一時移転等の防護活動	1 屋内退避、一時移転等の指示等		危機管理課、福祉課	365
	2 屋内退避の実施			
	3 指定避難所の開設及び運			

	営			
	4 要配慮者等への配慮			
6 緊急時モニタリングの実施			危機管理課、健康保険課	
7 医療及び健康相談の実施				
8 飲料水、飲食物の摂取制限等				366
9 広域一時滞在の受入れ			危機管理課	
第4章 原子力災害復旧・復興対策計画				
1 環境放射線のモニタリングの継続と結果の公表			危機管理課、地域政策課、農業政策課	
2 風評被害等の影響軽減				367
3 住民健康相談			危機管理課、健康保険課、農業政策課	
4 放射性物質による汚染の除去等				

第1章 基本的な考え方等

第1節 基本的な考え方

本町には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）（以下「原災法」という。）」に規定される原子力事業所の立地はない。また、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の川内原子力発電所についても、町境まで直線距離で約120キロメートルの距離がある。

原子力災害発生時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第6条の2の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

川内原子力発電所のような発電用原子炉については、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）が概ね半径5キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Planning Zone）については、概ね30キロメートルを目安とすることとされている。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、安全神話にとらわれることなく、本県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針及びその他関係法令等の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

第2節 計画の性格

第1款 町に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策指針を踏まえて作成したものである。

第2款 本編の見直し

今後の原子力災害対策指針の改定内容や科学的な知見及び防災上の重要事項を把握するとともに、その他の状況の変化も踏まえ、本編についても必要に応じて検討を加え、修正を行うこととする。

第3節 本編の周知徹底

本編は、本町の原子力災害対策に係る基本的事項を定めるものであり、町は、県、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知を図るものとする。

また、各関係機関は、これに基づき必要に応じてより詳細な実施要領等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

第4節 本編の根拠となる指針

本編の作成又は修正に際して、原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、原子力災害が発生した場合、何らかの影響が本町に及ぶことが想定される。

その中で、地理的な関係から本町に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられることから、本編は、同発電所で次に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである。

なお、本町から距離が約220キロメートルの九州電力（株）玄海原子力発電所、約170キロメートルの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても、本計画に沿って対応するものとする。

- 1 警戒事態又はこれに準ずる現象（予め県と九州電力（株）において定める事象をいう。以下同じ）の発生について県からの連絡又は九州電力（株）からの報告を受けたとき
- 2 施設敷地緊急事態が発生したとき
- 3 全面緊急事態が発生したとき

第6節 防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 総則」による。

第2章 原子力災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、県、その他の防災関係機関との原子力災害対策に関する情報の収集及び連絡体制を円滑に行い、必要な対策を迅速に講ずるため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

町、県その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。特に、町は、県との連携を密にし、原子力災害発災時の連絡方法や体制の確認を行うものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保

町は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため、県等が行う原子力防災に関する研修会に可能な限り職員を派遣するなど、原子力災害対策に関する専門知識を備えた職員の育成に努める。

(2) 原子力災害対策関連情報の収集・蓄積

町は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

(3) 災害対策上必要とされる資料

町は、県と連携して、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に収集・整備するものとする。

第2節 応急体制の整備

町は、原子力災害発生時の応急対策活動を効率的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備するものとする。

1 モニタリング体制等

町は、県が実施する放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の協力を行うための体制を整備する。

2 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、原子力防災活動に必要な人員及び原子力防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、県や関係機関と相互の連携を図るものとする。

第3節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

第1款 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

町は、防災関係機関と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難（以下「一時移転等」という。）に係る体制の構築に努めるものとする。（避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活

を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるために実施するものである。

第2款 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

町は、気密性、遮蔽性の高い造りの公共施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所（以下本編において「避難所」という。）として指定するよう努めるものとする。

第4節 医療体制及び健康相談体制の整備

町は、県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第5節 住民等への的確な情報伝達

町は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。また、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用にも努める。

特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、必要に応じて県より助言を受けることとする。

さらに町は、県と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

町は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討するものとする。

第6節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

町は、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。また、町はこれらの活動を行う場合に、県より必要な助言等を受ける。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避及び一時移転等に関すること
- 7 要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動
- 9 避難所での運営管理、行動等に関すること

第7節 防災訓練の実施

町は、屋内退避、一時移転等や除染活動など原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携を図った計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて国や県が実施する原子力防災訓練に参加するものとする。

第8節 民間企業等との連携

町は、平時から民間企業等が持つ能力・技術の情報収集に努め、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや、新たな協定の必要性、その連携のあり方について検討するものとする。

調整用空白ページ

第3章 原子力災害応急対策計画

第1節 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

県と九州電力（株）は平成25年7月16日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結しており、これに定められた「非常時」又は「異常時」の各事態区分に該当する事象が川内原子力発電所において発生した場合には、県に対してあらかじめ定めた方法により、情報連絡が行われることとなっている。

原子力災害対策指針においては、事態区分を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分しているところであるが、本覚書における「非常時」は、同指針における施設敷地緊急事態又は全面緊急事態と同義であり、「異常時」は、同指針における警戒事態を包含している。

原子力災害対策指針においては、上記の3つの事態区分ごとに、原子力災害対策重点区域内の対処をあらかじめ決定しており、国の防災基本計画も同様の整理がなされていることから、本編における事態区分はこれらの区分によることとする。

第1款 警戒事態等（「覚書」に基づく「異常時」の事象）が 発生した場合の連絡体制

- 1 九州電力（株）は、速やかに、県に対して事象の概要を記した文書をFAXで送付するものとし、併せて電話による連絡も行う。
- 2 県は、九州電力（株）から連絡を受けた事項について、町及び関係機関に直ちにFAXで連絡するものとする。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行う。
- 3 町は、県から情報の通報・連絡を受けた場合は、関係機関等に連絡するとともに、連携して迅速かつ的確な情報収集及び伝達を行うものとする。

第2款 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（「覚書」に基づく「非常時」の事象）が 発生した場合の連絡体制

- 1 九州電力（株）の原子力防災管理者は、直ちに、県に対し事象の概要を記載した文書をFAX等で送付するものとする。さらに九州電力（株）は、県に対して、電話によりFAX等の着信及び記載内容を確認するものとする。
- 2 県は、九州電力（株）から通報・連絡を受けた事項について、町及び関係機関に直ちにFAXで連絡するものとし、併せて電話による連絡も行う。
- 3 町は、県から情報の通報・連絡を受けた場合は、関係機関等に連絡するとともに、連携して迅速かつ的確な情報収集及び伝達を行うものとする。

第3款 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る 情報連絡及び収集

- 1 九州電力（株）から、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡があった場合
 - (1) 九州電力（株）は、原子力規制委員会等のほか、県に対しても、施設の状況、九州電力（株）の応急対策活動の状況、被害の状況等を記載した文書をFAX等で連絡するものとする。
 - (2) 県は、九州電力（株）から連絡を受けた事項について、直ちに町及び関係機関に連絡するものとする。
- 2 県は、国及び隣接県に対して情報の提供を求め、又は自らの情報収集活動により、災害の状況、県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報の収集を行うとともに、立地県等から原子力発電所事故等の情報伝達を受けた場合は、速やかに市町村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ情報提供を行い、相互の連携を密にし、対応に備えるものとする。

また、県は、必要に応じ、原子力事業所が立地する隣接県等に職員を派遣し、情報の収集を行うものとする。
- 3 町は、県から所要の情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。また、関係機関との間においては、県から通報・連絡があった事項及び自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど連絡を密にするとともに、各種被害情報等の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第4款 一般回線が使用できない場合の対処

町は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第5款 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

県は、国による緊急時モニタリングが開始された場合は、その情報収集に努める

第3節 活動体制の確立

町は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じて次の体制をとるものとする。

1 町の活動体制

原子力災害時の町の活動体制については、「第2編 共通災害編 第2章 第2節等 活動体制の確立」による。

2 職員の参集及び動員

原子力災害時の職員の参集及び動員については、「第2編 共通災害編 第2章 第2節 動員配備計画」による。

3 災害警戒本部及び災害対策本部の廃止時期

災害警戒本部及び災害対策本部の廃止時期は、「第2編共通災害編 第2章 第1節 活動体制の確立」によるほか、次のとおり。

(1) 災害警戒本部

原子力災害の影響が本町の地域におよぶおそれがないと、本部長が認めたとき

(2) 災害対策本部

ア 原子力緊急事態解除宣言（原災法第15条第4項で規定するものをいう。以下同じ。）が行われた場合など、原子力災害の影響が本町の地域に及ぶおそれがないと、本部長が認めたとき

イ 本部長が、おおむね緊急事態応急対策（原災法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。）を終了したと認めるとき

第4節 住民等への的確な情報伝達活動

町は、大規模な原子力災害が発生した場合に住民等の危険回避等に資するため、テレビ・ラジオ等の有効活用、防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、県等から、災害に関する情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、住民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

第1款 住民等への情報提供活動

1 住民等への広報

町は、放射線物質及び放射線による影響は五感で感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、県及び防災機関等との連携を図り、あらゆる手段を用いて住民等に対する情報提供活動を迅速かつ的確に行うものとする。

2 情報提供の方法等

- (1) 町防災行政無線
- (2) 広報車等による現場広報
- (3) その他実情に即した方法（FAX、町ホームページ等）

3 情報提供の内容

- (1) 事故・災害等の概況（緊急時モニタリング結果を含む）
- (2) 災害応急対策の実施状況
- (3) 避難住民等を受け入れる場合、避難住民等の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力の呼びかけ
- (4) 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

4 実施方法

住民等への情報提供に当たっては、次のことに配慮する。

- (1) 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧な表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- (2) 利用可能な様々な情報提供手段を活用し、継続的に広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
- (3) 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供にあたっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- (4) 各防災関係機関と相互に連携し、情報の一元化に努める。

5 広報内容及び災害時における要配慮者への配慮

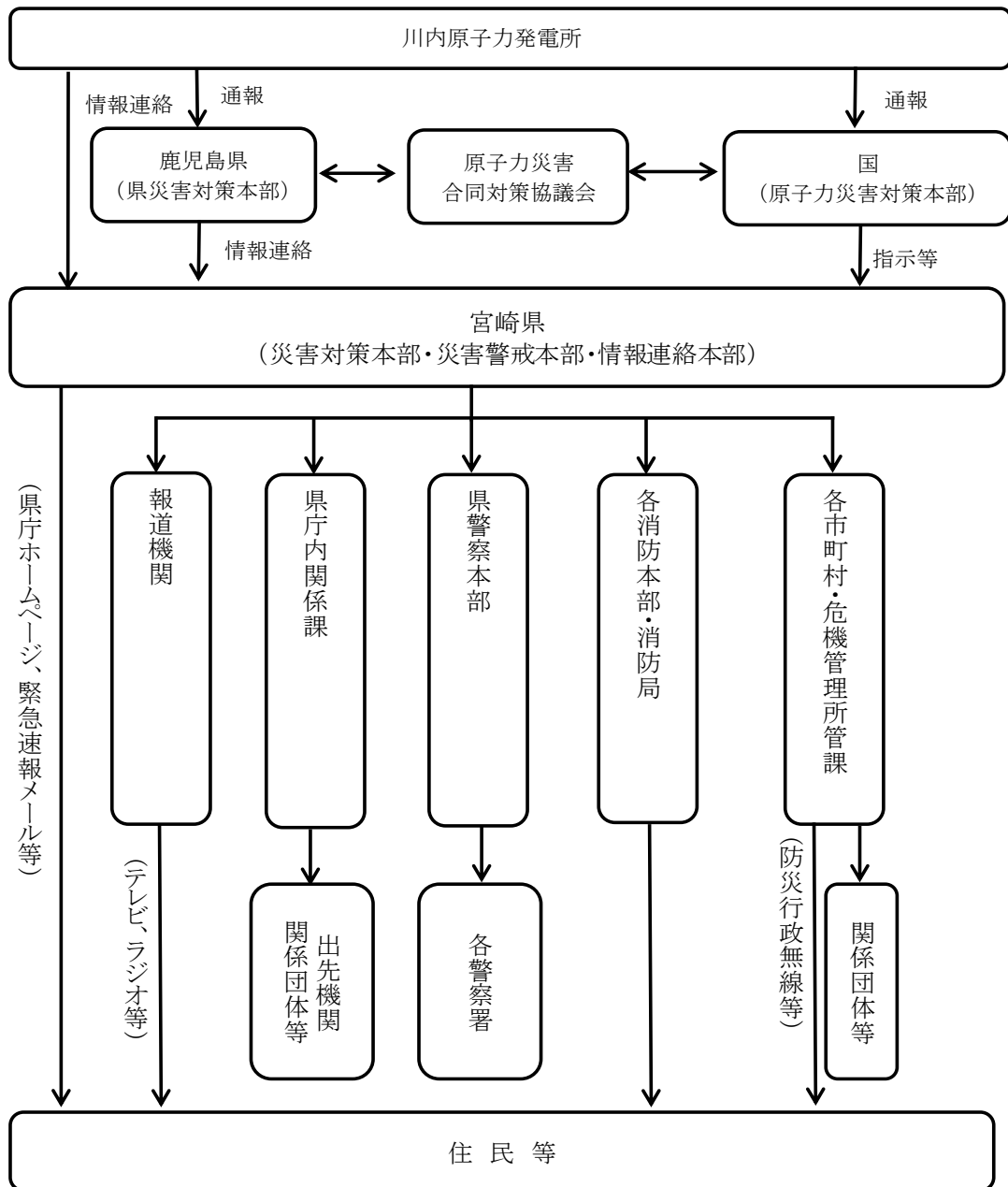
町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関に関する情報、町等が講じている施策に関する情報、交通規制など、住民等に情報を提供する。その際、自主防災組織、町内会、民生・児童委員等と協力・連携し、要配慮者に配慮する。

第2款 情報連絡系統

九州電力（株）及び四国電力株式会社の連絡系統図は、次のとおり。

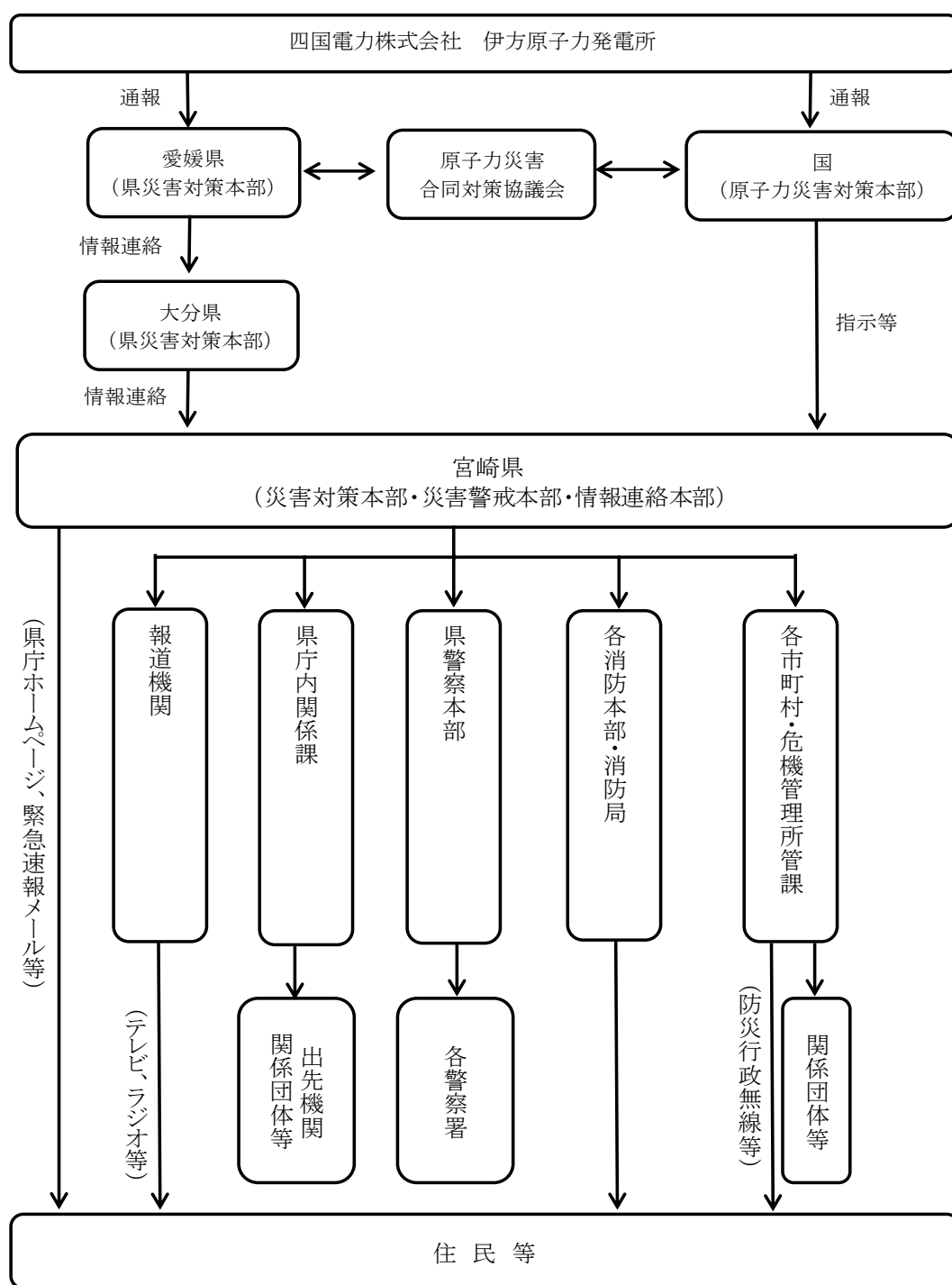
■ 情報連絡系統図

(川内原子力発電所)



■ 情報連絡系統図

(四国電力株式会社 伊方原子力発電所)



第5節 屋内退避、一時移転等の防護活動

町は、原災法による国の指示、勧告等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

第1款 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、町は、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

県は、原災法第20条第2項の規定により、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から屋内退避又は一時移転等の指示があった場合には、県は関係市町村に対して、これらを伝達するとともに、市町村の区域を越えた一時移転等が必要となる場合については、避難者の受入れについて、関係市町村等と協議・調整を行うものとする。

町は、指示の伝達を受けて、区域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行うものとする。

第2款 屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。町は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。

第3款 指定避難所の開設及び運営

町は、屋内退避、一時移転等に備えて、必要に応じて指定避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

第4款 要配慮者等への配慮

町は、指定避難所を開設した場合、指定避難所への誘導、指定避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮するものとする。

第6節 緊急時モニタリングの実施

町は、県を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、町が行う各種防護対策に必要な緊急時モニタリング情報の迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

第7節 医療及び健康相談の実施

県は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、救護所等でのサーベイメータ等を用いた放射線物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染等を実施する。

また、町は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第8節 飲料水、飲食物の摂取制限等

県は、国からの要請等により、飲食物に係る放射性物質による汚染状況を調査するとともに、原子力災害対策指針の指標や食品衛生上の基準値を踏まえた国の指導、助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を関係事業者等に要請する。

町は、国の指導・助言、指示、若しくは国の指示等に基づく県の指導・助言、指示、又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限等必要な措置を講じる。

第9節 広域一時滞在の受入れ

県は、川内原子力発電所での原子力災害に伴い、国、鹿児島県から広域一時滞在のための協力要請がなされた場合には、受け入れ可能な施設の調査や、受け入れに係る調整等を関係機関と連携して行う。

町は県の受け入れ可能な施設の調査と受け入れに係る調整等について協力する。

第4章 原子力災害復旧・復興計画

第1節 環境放射線のモニタリングの継続と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言が行われた際は、国の指示や助言を踏まえて平時のモニタリング体制に移行し、その結果を県ホームページ等で公表する。

また、国の判断・指示、県からの指示等を踏まえて応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の各種制限処置の解除を関係機関に指示するとともに、実施状況を把握する。

第2節 風評被害等の影響軽減

町は、国、県及び関連機関と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通が確保されるよう広報活動等を行う。

また、ホームページへの掲載やイベントの開催等を通じた広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するにあたっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国内外における「根拠のない噂や憶測などで発生する経済的被害（いわゆる風評被害）」の影響に留意する。

第3節 住民健康相談

町は、県及び医療機関等の協力を得て、被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った住民や避難者の受け入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第4節 放射性物質による汚染の除去等

県は、国等と協議・調整し、県内において放射性物質の除染が必要と認められた場合は、関係機関と連携して除染作業に必要な調整を図る。

また、国の主導のもと、国、県、その他市町村及び原子力事業者と連携して、原子力災害に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理に協力する。

第4章 原子力災害復旧・復興対策計画

第1節 環境放射線のモニタリングの継続と結果の公表／第2節 風評被害等の影響軽減／

第3節 住民健康相談／第4節 放射性物質による汚染の除去等

調整用空白ページ

第 8 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

目次

第1章	総則	369
第1節	推進計画の目的	369
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急 対策として行う事務又は業務の大綱	369
第2章	関係者との連携協力の確保	371
第1節	人員、資機材及び物資等の配備手配	371
第2節	他機関に対する応援要請	372
第3節	帰宅困難者への対応	373
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅 速な救助に関する事項	375
第1節	津波からの防護	375
第2節	津波に関する情報の伝達等	375
第3節	避難指示の発令基準	375
第4節	避難対策等	375
第5節	消防機関等の活動	375
第6節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	376
第7節	交通	377
第8節	町が自ら管理等を行う施設等に関する 対策	378
第9節	迅速な救助	379
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	381
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が 発表された場合における災害応急対策 に係る措置	381
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警 戒）等が発表された場合における災害 応急対策に係る措置	381
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注 意）が発表された場合における災害応 急対策に係る措置	384
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 計画	387
第6章	防災訓練計画	389
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	391
第1節	職員に対する教育	391
第2節	住民への普及方法	391
第3節	児童生徒等に対する教育（予防対策）	392
第4節	相談窓口の設置	392

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本と
なるべき事項

393

節	款	項 目	担 当	頁
第 1 章 総則				
1 推進計画の目的			危機管理課	369
2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1 町			
	2 県			
	3 指定地方行政機関			
	4 指定公共機関及び指定地方公共機関			
	5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者			370
第 2 章 関係者との連携協力の確保				
1 人員、資機材及び物資等の配備手配	1 人員の配置		危機管理課	371
	2 必要な資機材の配置			372
	3 物資等の調達手配			
2 他機関に対する応援要請				
3 帰宅困難者への対応			危機管理課、地域政策課	373
第 3 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項				
1 津波からの防護			危機管理課	375
2 津波に関する情報の伝達等				
3 避難指示の発令基準				
4 避難対策等				
5 消防機関等の活動	1 消防機関が講ずる措置		危機管理課、消防団	376
	2 水防団等が講ずる措置			
6 水道、電気、ガス、通信、放送関係	1 水道		上下水道課、九州電力㈱、児湯地区LP ガス事業協同組合、西日本電信電話㈱	
	2 電気			
	3 ガス			
	4 通信			
7 交通	1 道路	1 規制の種別	危機管理課	377
		2 危険個所における規制		
		3 緊急通行のための規制		
	2 海上			
	3 鉄道			
8 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	1 不特定かつ多数の者が出入りする施設		危機管理課、地域政策課、社会教育課	378
	2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置		危機管理課	
	3 工事中の建築等に対する措置		危機管理課、建設管理課	
9 迅速な救助	1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制		危機管理課、消防団	379
	2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備			
	3 実動部隊の救助活動における連携の推進			
	4 消防団の充実			
第 4 章 時間差発生等における円滑な避難の確保等				
1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置			危機管理課	381
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、町災対本部等の設置等			
	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知			

	3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等		382	
	4	災害応急対策をとるべき期間等			
	5	避難対策等	1 住民等の避難行動等		
			2 避難計画		
			3 指定避難所の開設及び運営		
	6	消防機関等の活動		危機管理課、消防団	383
	7	警備対策			
	8	水道、通信関係	1 水道	上下水道課	
			2 通信	危機管理課	
	9	交通			
	10	町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	1 不特定かつ多数の者が出入りする施設	危機管理課、社会教育課	
2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置			危機管理課		
3 工事中の建築物等に対する措置			建設管理課		
11	滞留旅客等に対する措置		地域政策課		
3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達及び本部会議等の設置	危機管理課	384	
		2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知			
		3 災害応急対策をとるべき期間等			
		4 町のとるべき措置			
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画					
			危機管理課、建設管理課	387	
第6章 防災訓練計画					
			危機管理課	389	
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画					
1	職員に対する教育		危機管理課、教育総務課、社会教育課、税務課、地域政策課	391	
2	住民への普及方法	1 社会教育を通じての普及			
		2 広報媒体による住民への普及			
3	児童生徒等に対する教育（予防対策）			392	
4	住民等からの問い合わせに対する対応				
第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項					
			危機管理課、建設管理課	393	

第1章 総 則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかは問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

各防災関係機関の防災活動の実施責任の所在は次のとおりである。

なお、災害発生時における処理すべき事務又は業務の大綱については、「第1編 総則 第7章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱」による。

第1款 町

町は、町の地域及び地域住民の生命・身体・財産を地震災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災対策活動を実施する。

第2款 県

県は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を地震災害から保護するため、地震災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、地震災害の規模が大きく市町村で処理することが不適當と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理や市町村間の連絡調整を必要とするとき等の場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともに、その調整を行う。

第3款 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を地震災害から保護するため、指定公共機関及び指定地方公共機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施するとともに、県及び町の防災活動が円滑かつ的確に行われるように積極的に勧告、指導、助言等の措置をとる。

第1章 総則

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第4款 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び町の活動が円滑かつ的確に行われるように協力援助する。

第5款 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には的確な災害対策活動を実施する。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 人員、資機材及び物資等の配備手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な人員、資機材及び物資等が確保できるよう、物資等の備蓄・調達計画を予め策定しておく。

第1款 人員の配置

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合に災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、町災対本部の組織体制が確立できるように職員・消防団員の動員体制、伝達系統及び方法並びに連絡責任者を具体的に定めておく。全職員は、気象予報等により注意・警戒が予測されるときは、勤務時間外においても常に連絡がとれ、いつでも参集ができるように努め、各課等の所管する応急対策の早期実施及び他課所管事務の応援要請に備える。

また、町は、災害応急対策を実施するにあたって、町災対本部だけでは労力的に不足するとき、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要な場合、速やかに対応できる体制づくりに努める。また町は人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

その他地震発生時における必要な人員の配置対策は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第21節 要員確保計画」による。

第2款 必要な資機材の配置

町及び防災関係機関は、災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備を有効適切に使用できるよう、次の事項により、施設及び資機材等の点検・整備、充実に努める。

- 1 現在整備されている防災施設・設備や資機材の現況を把握しておく。
- 2 防災施設・設備の機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に資機材の点検・整備を行う。
- 3 未整備あるいは不足している防災施設・設備や資機材の計画的な整備を図る。
- 4 災害発生により、その機能が損なわれるおそれのある施設・設備や資機材については、代替手段を検討し、その整備を図る。
- 5 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先を次のとおり定める。

なお、装備資機材等の要請機関は、次表のとおり。

《装備資機材等の要請機関》

装備資機材等	町担当課等	応援要請機関
組織体制（初動体制）の確立	・危機管理課	・県危機管理局 ・周辺市町村
災害時用ヘリポートの確保	・危機管理課 ・社会教育課	・県危機管理局 ・消防本部
災害用装備資機材	・危機管理課・福祉課 ・健康保険課・消防団	・県危機管理局
水防資機材の備蓄	・危機管理課・建設管理課 ・消防団	・高鍋土木事務所 ・宮崎河川国道事務所 ・国土交通省
救命・救助装備	・危機管理課・福祉課 ・健康保険課・消防団	・県危機管理局 ・郡医師会・県医師会
ライフライン復旧資機材	・上下水道課	・高鍋町管工事業組合

その他地震発生時における必要な装備資機材の配置対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第5節 防災施設、資機材等整備計画」による。

第3款 物資等の調達手配

- 大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資及び資機材（以下「物資等」という。）について、予め備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）の整備について検討する。

その際、検討する備蓄計画については、次のとおり。

備蓄物資等の種別	備蓄の方法
・食料等 ・飲料水 ・生活必需品等 ・医療資機材 ・医薬品等 ・水防資機材等	・公的備蓄 ・事業所、住民等の備蓄 ・協定の締結による備蓄（流通在庫備蓄） ・応急対策従事者のための備蓄

- 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行う。

その他地震発生時における物資等の調達手配対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第7節 災害備蓄物資等整備計画」による。

第2節 他機関に対する応援要請

「第2編 共通災害対策編 第2章 第4節 広域応援活動計画」による。

第3節 帰宅困難者への対応

「第2編 共通災害対策編 第2章 第14節 交通対策計画」による。

調整用空白ページ

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

津波からの防護における、堤防、水門等の管理等については、「第4編 津波災害対策編 第1章 第2節 防災施設、設備等の整備計画」による。

第2節 津波に関する情報の伝達等

「第4編 津波災害対策編 第1章 第1節 津波防災活動体制の整備計画」による。

第3節 避難指示の発令基準等

地域住民に対する避難指示の発令基準等は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第9節 避難計画」及び「第4編 津波災害対策編 第2章 第4節 避難計画」による。

第4節 避難対策等

「第4編 津波災害対策編 第2章 第4節 避難計画」による。

第5節 消防機関等の活動

地震発生時における消防機関等の活動は、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第6節 消防計画」による。

第1款 消防機関が講ずる措置

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。ただし、自らの生命を危険にさらしてはならない。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール確立

第2款 水防団体等が講ずる措置

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次の措置を講ずるものとする。

- 1 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 2 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

3 水防資機材の点検、整備及び配備

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

第1款 水道

水道事業管理者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、地震での水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

その他地震発生時における水道対策は、町地域防災計画「第2編 共通災害対策編 第2章 第10節食料・飲料水及び生活必需品等の調達供給計画」及び「同第11節 防疫、清掃、衛生対策計画」による。

第2款 電気

九州電力（株）は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

その他地震発生時における電気対策は、「第6編 大規模事故等災害対策編 第5章 第2節電気施設災害予防対策」による。

第3款 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

その他地震発生時におけるガス対策は、「第6編 大規模事故等災害対策編 第5章 第3節ガス施設災害予防対策」による。

第4款 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信設備への電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

その他地震発生時における通信対策は、「第6編 大規模事故等災害対策編 第5章 第4節通信施設災害予防対策」による。

第7節 交通

第1款 道路

町、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知するものとする。

1 規制の種別

災害時における交通規制の種別は、次のとおりである。

(1) 危険箇所における規制

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

イ 道路交通法に基づく規制（同法第4条及び第6条）

(2) 緊急通行のための規制（県公安委員会）

災害対策基本法に基づく規制（同法第76条第1項）

2 危険箇所における規制

各道路管理者、県公安委員会及び警察官は、道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は制限をする必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置するものとする。

3 緊急通行のための規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

(1) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法に基づく通行禁止の対象区域又は区間及び期間を記載した様式等による標示を設置して行う。緊急を要するために標示を設置することができないときは、警察官の現場における指示により行う。

(2) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限しようとするときは、予め当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域又は区間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、予め当該道路の管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(3) 本県、又は本県に隣接し、若しくは近接する県で緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の措置をとったときは、直ちにその区域内にある者に対し、通行禁止区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させなければならない。

その他地震発生時における道路対策は、「第6編 大規模事故等災害対策編 第6章 交通施設等災害」による。

第2款 海上

宮崎海上保安部は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

第3款 鉄道

九州旅客鉄道株式会社（宮崎総合鉄道事業部）は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置について、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護及び乗客の安全確保を最優先に行うとともに、被災施設の早急な復旧に務め、輸送を確保するものとする。

第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

第1款 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりである。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難なものの安全確保のための必要な措置を定める。
- (2) 学校施設にあつては、当該施設が、本町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置を定める。また、当該施設に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置も定める。
- (3) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を定める。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

第2款 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

町災対本部が置かれる庁舎等の管理者は、前項1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、町災対本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- 1 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- 2 無線通信機等通信手段の確保
- 3 町災対本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は第1款に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第3款 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

第1款 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防機関等は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

第2款 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

第3款 実動部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

第4款 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。消防団の充実に関する計画は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第6節消防計画」による。

調整用空白ページ

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制等は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」及び「同 第3節 被害等情報収集伝達計画」による。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された後も、気象庁から発表される「南海トラフ地震関連解説情報」に注意するものとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された 場合における災害応急対策に係る措置

第1款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、町災対本部等の設置等

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第3節 被害等情報収集伝達計画」による。
- 2 町災対本部等の設置基準等については、「第2編 共通災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」による。

第2款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第2編 共通災害対策編 第2章 第16節 災害広報計画」による。

第3款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の 実施状況等に関する情報の収集・伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制、町災対本部等からの指示事項等の伝達及び応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「第2編 共通災害対策編 第2章 第3節 被害等情報収集伝達計画」による。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後も、気象庁から発表される「南

海トラフ地震関連解説情報」に注意するものとする。

第4款 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（※1）、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合はさらに1週間（※2）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。それぞれの警戒又は注意する措置の細部は、次のとおり。

- 1 災害対策本部（※1）及び災害警戒本部（※2）の設置
- 2 指定避難所の開設
- 3 町民に対する広報活動
- 4 備蓄物資等の確認及び集積並びに必要な資機材の確保
- 5 その他必要な事項

第5款 避難対策等

1 住民等の避難行動等

（1）高齢者等避難（南海トラフ地震事前避難）の発令基準

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町長は、後発地震に備えるため、高齢者等避難（南海トラフ地震事前避難）を発令するものとし、併せて、指定避難所を開設するものとする。

なお、開設する避難所及び開設する期間等については、別に示す。

（2）住民等の避難

高齢者等避難（南海トラフ地震事前避難）が発令された場合、住民等は後発地震に備えて、1週間、後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合はさらに1週間を基準として、知人宅や開設された指定避難所に避難ができるものとする。

（3）町民は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、高齢者等避難（南海トラフ地震事前避難）が発令された場合の備えに万全を期す。

2 避難計画

「第2編 共通災害対策編 第2章 第9節 避難計画」による。

3 指定避難所の開設及び運営

「第2編 共通災害対策編 第2章 第9節 第4款 指定避難所等の開設及び運営」による。

第6款 消防機関等の活動

「第4編 津波災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立 第3款」による。

第7款 警備対策

「第2編 共通災害対策編 第2章 第13節 警備計画」による。

第8款 水道、通信関係

次の各項目において、それぞれの計画に基づいて整備をするものとする。

1 水道

「第2編 共通災害対策編 第1章 第7節 災害備蓄物資等整備計画」による。

2 通信

「第2編 共通災害対策編 第1章 第5節 情報通信施設等整備計画」による。

第9款 交通

「第2編 共通災害対策編 第2章 第14節 交通対策計画」による。

第10款 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、海岸、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

ア 橋梁及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川及び海岸について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認及び津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法

エ 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事等の中断を要請するものとする。

第11款 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における旅行者及び旅館等の宿泊者等の保護等のため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の周知、避難所等の開設の広報及び帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達及び本部会議等の設置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第3節 被害等情報収集伝達計画」による。
- 2 本部会議等の設置については、「第2編 共通災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」による。

第2款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第2編 共通災害対策編 第2章 第16節 災害広報計画」による。

第3款 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間（※3）、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間（※4）、後発地震に対して次の措置をとるものとする。

- 1 災害警戒本部（※3）又は情報連絡本部（※4）の設置
- 2 指定避難所の開設（※3）又は開設準備（※4）
- 3 町民に対する広報活動
- 4 備蓄物資等の確認及び集積並びに必要な資機材の確保
- 5 その他必要な事項

第4款 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、住民等に対し、地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後も、気象庁から発表される「南海トラフ地震関連解説情報」に注意するものとする。

調整用空白ページ

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保するとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び避難救助のための拠点施設その他の消防用施設、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備推進が必要である。

施設の整備等は、概ね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施工等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮できるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画に基づく事業についても推進する。

指定緊急避難場所及び避難経路の整備については、「第4編 津波災害対策編 第1章 第2節 防災施設、設備等の整備計画」による。

調整用空白ページ

第6章 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

- 1 防災訓練は、5月第4日曜日の「宮崎県防災の日」に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 2 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び町災対本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

調整用空白ページ

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震災害の防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、防災工事や防災関係施設・設備の整備等のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、ソフト的な意味での防災力を向上させることが重要である。したがって本町では、次のとおり防災教育等を行う。

第1節 職員に対する教育

町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合並びに南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合並びに南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2節 住民への普及方法

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、一般住民の防災思想の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

1 社会教育を通じての普及

出前講座や自治公民館活動を通じて、次のような防災上必要な知識の普及に努める。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 正確な情報入手の方法
- (7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (8) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (9) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(10) 避難生活に関する知識

(11) 地域住民等自らが実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(12) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

2 広報媒体による住民への普及

(1) ラジオ、テレビによる普及

(2) 新聞、雑誌による普及

(3) 広報紙、津波ハザードマップ及びパンフレット等印刷物による普及

(4) 町ホームページによる普及

第3節 児童生徒等に対する教育（予防対策）

南海トラフ地震は、日本で発生する最大級の地震であり、広範囲で強い揺れと巨大な津波が発生し、広域かつ甚大な被害となるおそれがあるものである。その発生に備えて、今後、災害対応の中心となる世代である現在の児童生徒に対して防災教育を行う等、長期的な視野に立った対策が必要である。

児童生徒等に対し、次のことに配慮した防災教育を行うものとする。

1 過去の地震被害の実態

2 津波の発生条件、高潮、高波との違い

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合の対処の仕方

4 地震が発生した場合の対処の仕方

5 地震対策に対して必要な地域での活動等について、保護者、地域住民とともに考え、自分の家や学校、地域の様子を知ること

その他地震防災上必要な教育及び広報に関する計画は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第12節 防災知識普及計画」による。

第4節 住民等からの問い合わせに対する対応

住民等からの問い合わせに対する相談窓口の設置は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第16節 災害広報計画」による。

第8章 津波避難対策緊急事業計画の 基本となるべき事項

第4編2章第4節第2款の表「避難指示の発令基準」で示した対象地域に実施した事業の種類（社会資本整備総合交付金交付対象事業）は、次のとおりである。

津波避難対策緊急事業を行う地区	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	完成年度
蚊口西の二地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成29年度
樋渡地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成30年度

調整用空白ページ